

第一〇 京北諸学校

第一章 京北財団

第一節 設立

五五四 京北財団設立報告（明治四〇年七月）

●京北財団の設立

開校以來こゝに九年本校の隆昌日をおふて進み遂ひに今日の盛況を呈す、然るに井上名誉校長は尚之を以て足れりとせず益々改良進歩せしめんとの本志に由り今度京北財団を設立せらる。

○申請書

今般民法第三十四条に依り財団法人京北財団を設立致候に付御許可相成度別紙寄附行為及財産目録相添此段申請仕候也

明治四十年三月三十日

本郷区駒込曙町三番地

井上円了

〔電〕
文臣大臣 牧野伸顯殿

○法人設立許可書

京北財団設立者 井上円了

明治四十年三月三十日申請財団法人設立の件民法第三十四条に依り許可す

明治四十年五月十日

文部大臣 牧野伸顯

○寄附行為〔略〕

『校友会雑誌』第一六号（明治四〇年七月）

五五五 京北財団法人登記申請書写

〔明治四〇年五月二三日〕

法人登記申請

東京市小石川区小石川原町拾九番地

京北財団

明治四拾年五月拾日

理事 湯本武比古

五 資産ノ総額

理事 杉谷佐五郎

金參万〇六百九拾円八拾壹錢貳厘

理事 田中 治六

六 理事ノ氏名住所

理事 三島定之助

東京市牛込区市ヶ谷砂土原町參丁目貳拾參番地

理事 安藤 弘

東京市本郷区弓町壹丁目貳拾八番地

理事 三石 賤夫

東京市本郷区駒込吉祥寺町貳拾番地

理事 神崎 一作

東京市本郷区駒込西片町拾番地

理事 湯本武比古

東京市本郷区駒込西片町拾番地

理事 田中 治六

東京市本郷区駒込西片町拾番地

理事 三島定之助

東京市本郷区駒込千駄木町四拾九番地

理事 安藤 弘

東京市小石川区小石川丸山町拾參番地

理事 三石 賤夫

東京府豊多摩郡千駄ヶ谷町字新屋敷六百五拾五番地

理事 神崎 一作

東京市小石川区小石川原町拾九番地

一 登記ノ目的

財団法人ノ設立

一 登記ノ事由

明治四拾年五月拾日付文部大臣ノ設立許可書明治四拾年五月拾七日ニ到達シタルニヨル

一 登記事項

壹 名称

京北財団

貳 事務所

東京市小石川区小石川原町拾九番地

參 目的

私立京北中学校及私立京北幼稚園ヲ維持擴張シ且其他ノ教育事業ヲ經營セントス

四 設立許可ノ年月日

一 登録税 金七円也

添附書類

一 法人設立許可書

一 寄附行為証書

一 理事ノ資格ヲ証スル書面

壹通

壹通

壹通

一委任状

以上

明治四拾年五月式拾參日

老通

右

理事 湯本武比古

理事 杉谷佐五郎

理事 田中 治六

理事 三島定之助

理事 安藤 弘

理事 三石 賤夫

理事 神崎 一作

右七名申請代理人

鼎 義曉

東京区裁判所

判事 福岡豊和殿

〔添付書類〕

法人設立許可書

受	收
明治四十年五月十日	

文部大臣官房文書課

未東普一七〇号

京北財團設立者

井上四了

明治四十年三月三十日申請財團法人設立ノ件民法第三十
四条ニ依リテ許可ス

明治四十年五月十日

文部大臣 牧野伸顯

右原本ニヨリ謄写候也

明治四拾年五月式拾參日

京北財團理事 湯本武比古

京北財團理事 杉谷佐五郎

京北財團理事 田中 治六

京北財團理事 三島定之助

京北財團理事 安藤 弘

京北財團理事 三石 賤夫

京北財團理事 神崎 一作

右七名申請代理人

鼎 義曉

理事ノ資格ヲ証スル書面

明治四拾年參月參拾日井上四了ハ東京市本郷区駒込曙町
參番地自宅ニ於テ明治四拾年參月參拾日作成シタル財團
法人京北財團寄附行為ニ基キ東京市牛込区市ケ谷砂土原
町參丁目式拾參番地湯本武比古、東京市本郷区弓町老丁
目式拾八番地杉谷佐五郎、東京市本郷区駒込吉祥寺町式
拾番地田中治六、東京市本郷区駒込西片町拾番地三島定

之助、東京市本郷区駒込千駄木町四拾九番地安藤弘、東京市小石川区小石川丸山町拾参番地三石賤夫、東京府豊多摩郡千駄ヶ谷町字新屋敷六百五拾五番地神崎一作ノ七名ヲ京北財団ノ理事ニ囑託ス

前記ノ日時前記ノ場所ニ出席シタル前記湯本武比古、杉谷佐五郎、田中治六、三島定之助、安藤弘、三石賤夫、神崎一作ハ前記ノ囑託ヲ承諾ス

明治四拾年五月貳拾日

東京市本郷区駒込曙町参番地

京北財団設立者 井上 円了

東京市牛込区市ヶ谷砂土原町参丁目貳拾参番地

京北財団理事 湯本武比古

東京市本郷区弓町老丁目貳拾八番地

京北財団理事 杉谷佐五郎

東京市本郷区駒込吉祥寺町貳拾番地

京北財団理事 田中 治六

東京市本郷区駒込西片町拾番地

京北財団理事 三島定之助

東京市本郷区駒込千駄木町四拾九番地

京北財団理事 安藤 弘

東京市小石川区小石川丸山町拾参番地

京北財団理事 三石 賤夫

東京府豊多摩郡千駄ヶ谷町字新屋敷六百五拾五番地

京北財団理事 神崎 一作

『京北財団登記書類ノ写』
東洋大学附属図書館所蔵

五五六 京北財団法人設立始末（明治四五年四月）

京北財団法人始末

京北中学校及京北幼稚園を合して京北財団法人となし明治四十年三月三十日付を以て文部大臣へ申請し四十二年五月十日付を以て認可せられたり

寄附行為

壹 目的

第壹条 本財団法人ノ目的ハ私立京北中学校及私立京

北幼稚園ヲ維持拡張シ且其ノ他ノ教育事業ヲ

経営セントスルニアリ

第貳条 前条ニ掲ケタル私立京北中学校及私立京北幼

稚園ノ規則ハ別ニ之ヲ定ム

貳 名称

第参条 本財団法人ノ名称ハ京北財団トス

参 事務所

第四条 本財団法人ノ事務所ハ東京市小石川区小石川

原町拾九番地ニ置ク

四 資産

第五條 文学博士井上円了ハ其設立ニ係ル私立京北中
学校及私立京北幼稚園ニ充用セル現在ノ動産
不動産ノ全部ヲ寄附シ之ヲ本財団法人ノ資産
トス

第六條 本財団法人ノ事業年度ハ毎年四月壹日ニ始マ
リ翌年参月参拾壹日ニ終ル

第七條 本財団法人ノ経費ハ資産ヨリ生スル収入生徒
ノ入学金授業料及其他ノ雑収入ヲ以テ之ヲ支
弁ス

第八條 資産ノ管理ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第九條 本財団法人ハ法定ノ解散事由ノ發生スルニ非
レバ解散スルコトナシ

第十條 本財団法人解散スルニ至リタルトキハ理事全
員ノ決議ヲ經タル後主務官庁ノ許可ヲ得テソ
ノ資産ヲ本財団法人ノ目的ト同一ナルカ又ハ
之ト類似セル他ノ学校団体若クハ学会ニ寄附
シテ本法人設立者ノ目的ヲ永遠ニ^{〔總〕}経続セシム
ルコトヲ計ルベシ

五 役員

第拾壹條

本財団法人ヲ代表シ其事務ヲ処理セシムル為
メ理事七名ヲ置ク

第拾貳條

理事ハ私立京北中学校及私立京北幼稚園ノ職
員中ヨリ之ヲ選任ス若シ理事ニシテ其職員ヲ
止メタルトキハ理事ノ資格ヲ失フモノトス

第拾參條

理事ニ欠員ヲ生シタルトキハ理事全員及文学
博士井上円了若クハ其相続人ノ決議ヲ以テ之
ヲ選定ス

但選定ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

六

寄附行為ノ變更

第拾四條 本寄附行為ハ目的ニ関スル規定ヲ除ク外理事
全員ノ決議ニヨリ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ
變更スルコトヲ得

附則

第拾五條

本財団法人設立許可ノ際ハ湯本武比古、杉谷
佐五郎、田中治六、三島定之助、安藤弘、三
石賤夫、神崎一作ヲ理事トス

明治四拾年参月参拾日

東京市本郷区駒込曙町参番地 井上円了

財産目録

財団法人京北財団ノ資産ヲ組織スル金銭物件左ノ如シ

第壹 建物

一私立京北中学校建物七棟

此時価金壹万式千九百九拾八円六拾五銭也

一私立京北幼稚園建物式棟

此時価金貳千八百六拾円也

第三 動産

一私立京北中学校器具器械標本図書類壹万四千壹百拾貳品

此時価金七千九百貳拾七円五拾九銭也

一私立京北幼稚園器具器械類四百九拾貳品

此時価金壹千壹百貳拾四円四拾六銭也

一預金及現金五千七百八拾円拾壹銭貳厘也

資産総額金參万〇六百九拾円八拾壹銭貳厘也

右之通相違無之候也

明治四拾年參月參拾日

東京市本郷区駒込曙町參番地 井上円了

(同年中に本郷区富士前町五十三番地に転住す)

修身教会事務所の広告

広 告

井上博士は二十年間独力経営せる哲学館大学を退隠し文学博士前田慧雲氏をして其後継者たらしめ又二十年間独力経営せる京北中学校及び三年前創設せる京北幼稚園を退隠し湯本武比古氏をして其後継者たらしめ之と同時に財産拾參万五千余円を寄附して財団法人を組織せられた

り

稟 告 (諸新聞に広告)

今般私立哲学館大学を私立東洋大学と改称し同大学に充用せる現在の資産全部金拾万五千貳百四拾四円八拾銭五厘を寄附して之を財団法人組織とし左の者を役員に指名し

理事(学長) 前田 慧雲

理事(主事) 安藤 弘

監事(一名) 湯本武比古

商議員十七名

石川 照勤	伊藤長次郎
滝川 浩	田中 治六
武 信之	中島 徳蔵
村上 专精	内田 周平
山脇 貞夫	八木 光貫
松本文三郎	齋藤 唯信
境野 哲	桜井 義肇
森田徳太郎	及前記理事二名

本月四日文体大臣の許可を得たり依て同学に關係ある諸君に稟告す

明治三十九年七月六日

設立者 井上円了

稟 告 (諸新聞に広告)

今般私立京北中学校京北幼稚園とを合し中学校に充用せ

る資産全部及び幼稚園に充用せる資産全部を合し総計金
参万〇六百九拾円八拾壹銭貳厘を寄附して京北財団法人
を組織し七名の理事を指名し

理事(校長) 湯本武比古
理事(教頭) 杉谷佐五郎
理事(幹事) 田中 治六
外四名(姓名略之)

本月十日文部大臣の許可を得たり此段同校関係者に稟告
す

明治四十一年五月二十日 設立者 井上四了

『南船北馬集』第六編(明治四五年四月二五日)

第二節 合 併

五五七 東洋大学財団・京北財団合併

(大正二年七月)

●東洋大学と合併

本校はもと東洋大学と同じく井上博士経営の下にあ
り、博士隠退の際分れて独立せしが、今年四月より復び

相合して将来の發展をはかることとなれり。

『校友会雑誌』第二八号(大正二年七月一〇日)

五五八 東洋大学・京北両財団合併経緯―「安藤

弘校長日記抄」摘録―(大正二年)

大正二年

一月十三日 京北財団の臨時理事会あり、東洋財団の
提出案に対して協議し其後数回協議を重ねたる上遂に両
財団を解散して一財団とする事に決す。両財団併合に決
定せるは二十九日のことに属す

二月二日 両財団併合成立に付理事商議員の懇談会を
笑福亭に開く

二月二十四日 二十日東洋大学の商議員会あり余は前
田学長に洋大の理事並に主事の辞表を提出す

三月二十三日 洋大の委員中島、境野、京北側委員田
中、安藤と会見し幾度か決裂せんとせし両財団合併問題
愈々まとまる

四月一日 両財団合併の結果余は京北実業の幹事を担
任する事となる

十月三十一日 東洋京北聯合にて記念式挙行、財団合
併校舍新築落成式を兼ね、加藤博士、井上名誉校長の祝

辞あり

十二月十三日 矢の倉福井楼に於て東洋大学忘年会

「安藤弘校長日記抄」(『京実学報』第三〇号、

昭和一八年三月二日)

第二章 京北中学校

第一節 学制沿革

五五九 私立京北尋常中学校設立旨趣

(明治三十一年三月)

本館創立以來茲に十有余年矣其間來りて修学せしもの二千余人に及ぶ既に業を卒へて教育及び其他の事に従へるもの亦尠しとせざるなり其功績敢て自ら称述せずと雖とも窃に本邦文運の万一を裨補したるを信す曩に本館不幸にして祝融の災に罹りしも幸に復た志士仁人の扶助を得て地を小石川原町字鷄声ヶ窪に卜し新に校舎を営み工事に已に落成を告げたれば更に進て本館教育の大成を図らんと欲し従來の学科の外に別に尋常中学校を開設するの緊要なるを感じ乃ち將に本年より其礎を起さんとす願ふに

鷄声ヶ窪の地たるや都下名勝の一にして境幽に氣清く四隣繞らずに茂樹を以てし地勢自ら一帶の林丘を成し実に講学習業の良地たり而して尤も中学教育を施すに適す今や輦轂の下中学の數殆と十を以て計ふるも多くは市街熱鬧の地にあり而して殊に北隅に位せる小石川区内には未だ一校の設あるを見ず従て学童就学の不便を訴ふるや久し是に於て本館は内外の必要を察して其構内に尋常中学校を設置することに決し名を京北尋常中学校と命し近日將に校則を確立して政府の認可を請ひ校舎新築に着手せんとす、若し夫れ監督教授の方法如何は積年練習の実歴に鑑み自余諸校の成績に徴して之を制定すへし尚ほ其足らざる所は中学教育に練達する先輩を請うて顧問となし或は其補翼を仰き微力の及ぶ所専ら其完成を謀り以て大に実功を挙げんことを期す目下校舎の設計をなすに当り予め設立の旨趣を開陳して朝野諸士の賛襄を希望すること此の如し

「哲学館尋常中学」(『東洋哲学』第五編第三号、

明治三十一年三月五日

五六〇— 私立京北尋常中学校設立願書

〔明治三十一年八月二日〕

私立尋常中学京北中学校設立願

今般文部省中学校令ニ依リ私立京北尋常中学校設立致度
候ニ付御認可被成下度別紙取調書相添此段御願申候也

明治三十一年八月二日

小石川区原町七番地

設立者 井上円了

東京府知事 肥塚竜殿

右願出候ニ付奥印候也

明治三十一年八月二日 東京市小石川区長 佐藤正興

〔別紙〕

取調書

一 設立ノ目的

一 別紙第一号本校規則第一条ノ通り

一 学科学期課程表及教科用図書表

一 別紙第二号ノ通り

一 試験規則

一 本校規則第十六条ヨリ第廿五条マデノ通り

一 入学生徒学力入学生徒年齢

一 本校規則第七条第九条第十条第十一条ノ通り

一 位置及敷地建物

一 別紙第三号ノ通り

一 名称

一 私立京北尋常中学校

一 入学退学規則

一 本校規則第八条第九条第十二条第十三条第十五条ノ通

り

一 生徒心得

一 本校規則第三十五条ノ通り

一 生徒賞罰

一 本校規則第三十六条ヨリ第四十三条マデノ通り

一 教科用器械

一 別紙第四号ノ通り

一 起業終業及休業日

一 本校規則第二条ヨリ第三条マデノ通り

一 生徒定員及教員々数

一 別紙第五号ノ通り

一 授業料及経費收入及支出概算

一 本校規則第廿六条及別紙第六号

一 教員品行学力履歴及設立者履歴

一 別冊相添

〔別紙第一号〕

私立京北尋常中学校規則

第一 主意

第一条 本校ハ実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入
ラント欲スル者ニ須要ノ教育ヲナス所トス

第二 学年及学科

第二条 修業年限ヲ五ヶ年トシ一ヶ年ヲ一学年トス

第三条 学年ハ毎年四月一日ニ始メ翌年三月卅一日ニ終

フ

第四条 毎学年ヲ分チテ三学期トス

第一学期 四月一日ヨリ七月廿五日ニ至ル

第二学期 九月六日ヨリ十二月二十五日ニ至ル

第三学期 一月八日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第五条 休業ノ定日左ノ如シ

日曜 大祭祝日 夏期^{七月廿六日ヨリ} 冬期^{十二月廿六日ヨリ}
^{九月五日マデア} ^{翌年一月七日マデア}

第六条 学科課程授業時間及教科用書ハ別表ノ如シ

第三 入学退学及欠席

第七条 本校ニ入学スル者ハ滿十二年以上ノ男子ニシテ

品行端正身体健康ニテ修業ニ堪ヘラル、者タルベシ

第八条 入学時期ハ学年ノ初トス

但シ欠員アルトキハ臨時募集スベシ

第九条 入学志願ノ者ハ入学願(第一号書式)ニ学業履

歴書(第二号書式)ヲ添ヘテ本校ニ差出シ本校所定
ノ試験ヲ受クヘシ

第十条 入学者ニハ其志望スル学年ニ応シ相当ノ学力ヲ

試験ス

但シ、一、高等小学校第二年級卒業ノ者ハ無試験ニ

テ第一学年ヘ入学ヲ許ス

二、第二学年以上ヘ入学ヲ望ム者ニハ該学年相当ノ

学力ヲ試験シテ入学ヲ許ス

三、本校ト同等中学ノ修業証書ヲ有スル者ハ人員ニ

於テ差支ナキ限りハ無試験ニテ入学ヲ許ス

第十一条 入学志願者ノ数、本校ニテ入学ヲ許ス定員ニ

超過スルトキハ前条第一項ノ場合ニテモ読書作文習

字算術ノ四科ヲ試験シテ選抜ス

第十二条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ直ニ在学証書(第三

号書式)ヲ差出スベシ

第十三条 本校ノ生徒ハ半途ニシテ退学スルヲ許サズ

但シ疾病其他已ムヲ得サル事故起リテ願出シトキハ

詮議ノ上ニテ許可スルコトアルベシ

第十四条 欠席又ハ遅刻シタルトキハ三日以内ニ届書ニ

其事情ヲ認メ保証人ノ調印ヲ以テ差出スベシ

第十五条 左ノ事項ニ当ル者ハ退校セシムルコトアルベ

シ

一 学業進歩セズシテ成業ノ望ナキ者

一 不品行ニテ数々懲戒シテモ改メサル者

一 引続ニ回落第シタル者

一 無断欠席一ヶ月以上ニ及ヒシ者

一 欠席届ヲ出シテモ一学期以上欠席シタル者

第四 試験規則

第十六条 試験ヲ分チテ学年試験ト学期試験トス

第十七条 学年試験ハ学年ノ終ニ学期試験ハ学期ノ終ニ

行フ

第十八条 試験ノ成績ハ点数ヲ以テ表ハシ学科ハ受持教

員ノ評点ニヨリ品行点ハ品行点査定規則ニ由リテ定

ム

第十九条 各学科ノ点数ハ百点ヲ以テ満点トス

第二十条 学科点数各科四十点以上平均六十点以上品行

点六十点以上ヲ及第トシ以下ヲ落第トス

及第落第ヲ定ムルハ学年試験ニ限ル

第二十一条 学年試験ノ点数ハ学期試験ノ平均点ト学年試

験ノ評点トヲ合セ之ヲ二除シテ得ルモノトス

第二十二条 各学科六十点以上平均八十点以上品行点八十

点以上ノ者ヲ優等トス

第二十三条 試験ニ欠席シタル者及ヒ落第シタル者ハ原級

ニ置ク

但疾病其他已ムヲ得サル事故アリテ試験ヲ欠席シタ

ルモノハ本校ノ見込ヲ以テ試験ヲ受ケサスルコトア

ルベシ

第二十四条 第一学年第二学年第三学年第四学年ノ学年試

験ニ及第セシモノニハ修業証ヲ授与シ第五学年試験

ニ及第シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第二十五条 凡テ試験ノ成績ハ校内ニ掲示シ又保証人ニ通

知ス

第五 月謝及束脩

第二十六条 月謝ハ壹円五十錢束脩ハ壹円トス

第二十七条 束脩ハ在学証書ニ添ヘテ納メ月謝ハ毎月五日

マデニ納ムベシ

但シ一四九ノ三ヶ月ハ十日マデトス

第二十八条 在学中ハ出席ノ有無ニ関ラズ月謝ヲ徴集ス

但シ夏期休業中八月一ヶ月ハ徴集セズ

第六 保証人及父兄

第二十九条 保証人ハ東京市内ニ一家計ヲ立ツル丁年以上

ノ男子ニ限ル

但シ郡部在住ノモノニテモ本校ノ見込ニテ保証人ト

ナルコトヲ得

第三十条 保証人及父兄ハ時々参校シテ生徒就学ノ状況

ヲ視察シ又時々生徒ノ平生ノ行状ヲ本校ニ通知スベ

シ

第卅一条 保証人ハ其保証セル生徒ノ件ニ付本校ヨリ照

会シタルトキハ出頭スベシ

第卅二条 保証人他ニ旅行スルトキハ相当ノ代人ヲ立テ

其旨本校ヘ通知スベシ

第卅三条 保証人ハ移転又ハ改印シタルトキハ直ニ届ケ

出テ又生徒ノ転居シタルトキモ届出スベシ

第卅四条 生徒ノ月謝ヲ納メサルトキハ其保証人之ヲ納

ムベシ

第七 生徒心得

第卅五条 本校生徒ハ須ク左ノ項目ヲ遵守スベシ

一 勅語ノ 聖旨ヲ奉戴シテ忠孝ヲ重ムスヘキ事

一 常ニ言語行為ヲ慎ミ苟モ非礼粗暴ノ振舞アルヘカ

ラズ

一 志操ヲ固クシ信義ヲ重ムシ学業ニ勉勵スベキコト

一 烟草ヲ吸フヘカラス

一 本校ノ揭示及ヒ師長ノ命ヲ守ルヘキコト

一 教師ニ対シテハ校ノ内外ヲ問ハス敬礼ヲ尽スベキ

コト

一 帽子ハ常ニ本校ノ徽章アルモノヲ冠スヘキコト

一 昇校ノ時ハ必ス洋服又ハ袴ヲツクヘキコト

一 授業時間ヨリ十分前ニ登校スヘキコト

一 靴又ハ草履ノ外校舎ニ入ルヘカラス

一 校舎内ニテ唾吐スヘカラス

一 器具又ハ揭示ヲ毀損スヘカラス

一 樂書スヘカラズ

一 教室ニハ教課用ノ外器具ヲ持入ルヘカラス

一 教室ニ在リテハ静肅ニスヘキコト

一 教室ニテハ言動出入必ス教師ノ許ヲ受クヘキコト

一 教室ニテハ飲食スヘカラズ

一 授業ノ終始毎ニ立礼スヘキコト

一 学生ニ恥ツヘキ所行ハ一切為スヘカラズ

第八 賞罰

第卅六条 学年試験ニ於テ成績優等ノ者ニハ賞状又ハ賞

品ヲ授与スルコトアルヘシ

第卅七条 本校ノ罰則ハ訓戒停学除名ノ三トス

第卅八条 本校規則又ハ揭示ニ背ク者ハ其所行ノ軽重ニ

随ヒ前条ノ罰則ニ當ツ

第卅九条 本校規則ニ規定セサルコトニテモ不善ノ所行

アル者ハ相当ノ罰ニ処ス

第九 品行点査定規則

第四十条 品行点ハ職員之ヲ定ム

第四十一条 毎月生徒ノ勤惰及ヒ行状ヲ調査シ満点ヲ百

点トシ以下等差ニ由リテ定ム

第四十二条 欠席シテ三日以内ニ届ナキモノ又ハ教授時
間ニ遅刻シ又ハ時間内ニ教師ノ許可ヲ經ズシテ退出
シタルモノハ品行点ヲ減ス
第四十三条 罰則ニ触レタル者ハ品行点ヲ減ス

第一号書式 (用紙半紙)

入学願

現住所

姓名

今般貴校第何年級へ入学志願ニ付
御檢定ノ上御許可被成下度履歷書
相添へ此段相願候也

年月日

姓名印

校長宛

第二号書式 (用紙半紙)

履歷書

原籍族籍

姓名

年月日

一明治何年何月ヨリ何学校ニ入り何某
ニ就キ何学修業何年何月何ノ事由ニ
依リ退校、修了ノ用書ハ左ノ如シ

一何々 一何々

一卒業証書或ハ修業証書ノ写

一賞罰

右之通相違無之候也

年月日 姓名印

第三号書式 (用紙美濃)

在学証書

保証人調印

原籍、族籍誰子弟、若クハ後見人誰

現住所

一銭

姓名

生年月

右者今般貴校へ入学致候ニ付テハ御
規則確守可為致ハ勿論本人在学中一
切ノ事件ハ拙者引受御迷惑相掛申間
敷候也

現住所族籍職業

年月日 保証人 姓名

生年月

校長宛

習字	博物物理 及化学	数学	地理	歴史	外国語	漢文	及国語	倫理	
楷書	博物物理 化示教	算術	本邦地理	国史	綴字、音読、 訳解、書取 会話、習字	講読 書取 作文 交り文	講読 書取 漢文交り文 書読及漢字	人倫道德ノ要旨	第一学年 時間 每週
行書草書	植物学	算術 代数	亜細亞	同上	音読、訳解 文法、書取 会話	講読 作文 同上	講読 文法 初歩 書取 同上	同上	第二学年 時間 每週
同上	化学 動物学	代数 幾何	同上及アジアニヤ	東洋史	同上	講読 作文 漢字交り文	講読 文法 単語 書取 同上	同上	第三学年 時間 每週
	生理衛生 物理学 化学	同上 同上	ヨーロッパ	西洋史	訳解、文法 作文、翻訳 書取、会話	講読 作文 同上	講読 文法 文章法 書取 同上	同上	第四学年 時間 每週
	鉱物地質 物理学	幾何 平面三角	地文学 アフリカ、アメリカ	同上 国史	同上	講読 作文 同上	講読 文法 全体 書取 同上	国家ノ要義及 倫理学一般	第五学年 時間 每週

〔欄外・朱書〕
「第二号」

各学科授業時数及課程表

時数及学科ハ明治廿七年三月文部省令第七号ノ定ムル所ニ拠

〔欄外・朱書〕
〔二号ノ二二〕
教科用書配当表

数 学	地 理	歴 史	外 国 語	漢 文	国 語 及	倫 理	
口授	新撰普通地理 日本之部	日本小歴史	ロングマン習字帖 ニューナショナル 読本 一、二	中学漢文読文 ^{〔本〕} 一、二	中学国文 一、二	口授	第一学年
口授	新撰万国地理	新撰帝国史要	同上 三	同上 三、四	同上 三、四 文法 口授	同上	第二学年
同上	同上	東洋史 口授	同上 三、 四、 エソップ物語 スキントン小文典	同上 五、六	同上 五、六 文法 同上	同上	第三学年
同上	同上	世界歴史	同上 ユニオン読本 四 クライブ伝 スキントン万国史	同上 七、八 文法 口授	同上 七、八 文法 同上	同上	第四学年
同上	同上 新撰小地文学	同上 国史 口授	同上 グレイトリーターズ フレデリック大王伝 フランクリン自叙伝 スキントン大文典	同上 九、十 文法 同上	同上 九、十 文法 同上	同上	第五学年

時 間 合 計	体 操	図 画
二八	普通体操 兵式体操 三	自在画 用器画 二
二八	同上 三	自在画 一
二九	同上 三	同上 一
三〇	兵式体操 三	同上 一
三〇	同上 三	

グレートリーダー	スキントン万国史	クライプ伝	ユニオン読本	エソップ物語	ロングマン読本	ニューナショナル読本	スペルリングブック	中学漢文読本	中学国文	書名
卷四、一冊	一冊	一冊	卷四、一冊	一冊	卷二 一冊	卷一 卷二 卷三 卷四 四冊	一冊	十冊	十冊	冊数
廿三年	十九年十月	廿年十二月	廿六年七月	廿九年七月	千八百九十年	千八百八十三年	十七年七月	廿八年八月	三十年一月	出版年月
フェリス	スキントン	マコーレー						秋山 四郎	今泉 定介	著者
亀井 忠一	戸田 直秀	安田 安貞	戸田 直秀	吉岡 平造	ロンドン ロングマン会社	ニューヨーク バーンン会社	西野駒太郎	金港 堂	吉川 半七	発行人

〔未書〕
二一号ノ三〕
教科用書

用器画 口授	小学習字帖 第三ノ上下	行草二体帖	新撰書牘文	同上 七、八	鈇物地質 口授
中学習画帖 一、二			新撰化学教科書	同上 五、六	物理 口授
博物 示教口授		植物学 口授	川石 動物学教科書	同上	生理衛生 口授
及化学					
習字					
図画					

図 画	習 字			博 物 及 化 学		地 理			歴 史					
	新 撰 書 牘 文	行 草 二 体 帖	小 学 習 字 帖	新 撰 化 学 教 科 書	石 川 動 物 学 教 科 書	新 撰 小 地 文 学	新 撰 万 国 地 理	新 撰 普 通 地 理	世 界 歴 史	新 撰 帝 国 史 要	日 本 小 歴 史	ス キ ン ト ン 大 文 典	ス キ ン ト ン 小 文 典	フ レ デ リ ック 大 王 伝
八 冊	一 冊	一 冊	第三ノ上下二冊	一 冊	二 冊	一 冊	一 冊	日本ノ部一冊	一 冊	二 冊	二 冊	一 冊	一 冊	一 冊
三十一年五月	廿八年四月	十四年三月	廿九年四月	三十年九月	三十一年六月	三十一年三月	三十年四月	三十一年四月	廿九年五月	三十一年五月	廿七年一月	十九年四月	十九年四月	三十年十一月
小林 万 吾	故 長 茨	故 長 茨	故 長 茨	吉 田 彦 六 郎	石 川 千 代 松	山 上 万 次 郎	山 上 万 次 郎 浜 田 俊 次 郎	山 上 万 次 郎	磯 田 良	芳 賀 矢 一	天 野 為 之	ス キ ン ト ン	ス キ ン ト ン	マ コ ー レ ー
静 思 館	青 木 嵩 山 堂	内 田 芳 兵 衛	金 港 堂	富 山 房	富 山 房	富 山 房	富 山 房	富 山 房	富 山 房	富 山 房	富 山 房	清 水 卯 三 郎	清 水 卯 三 郎	金 刺 源 次

〔朱書
二一号ノ四〕 教員姓名及受持学科

学年

一週時間

倫理 一、二、三、四、五、六、
 国語 四、五、八、
 文学博士 井上 円了
 有資格 湯本武比古

歴史(国史)	一、二、五、	五、	同	
博物	二、三、四、五、	四、	理学士	穴戸 一郎
漢文	四、五、	六、	文学士	松山 直藏
歴史 <small>東洋史 西洋史</small>	三、四、五、	五、	文学士	中川 正信
英語	四、五、	一四、	同	
物理化学	一、三、四、五、	九	理学士	田中 元槌
数学	四、五、	八	同	
外国語	一、二、三、	二六	有資格	田中 治六
国語	一、二、三、	一六、		三石 賤夫
漢文	一、二、三、	一二、		西脇 玉峯
数学	一、二、三、	一六、		三嶋定之助
地理	一、二、三、四、五、	九、	有資格	伊藤 裕
習字	一、二、三、	四、	有資格	植竹武之助
図画	一、二、三、四、	七、	有資格	井上 良慶
体操	一、二、三、四、五、	一八、	後備歩兵曹長	磯野 為治
合計百七十三時間				

〔次頁につづく〕

〔裏書・朱書〕
「第三号ノ一」

小石川区

原町 六番地 七番地 八番地
十七番地 十八番地
十九番地

地坪総数

三千八百坪余
右持主 設立者 井上円了

甲乙丙丁四棟建物合坪
二百六拾三坪余

内訳
(甲乙丙)百拾七坪余 哲学館所有
(丁) 百四拾五坪四分三
京北中学校所有

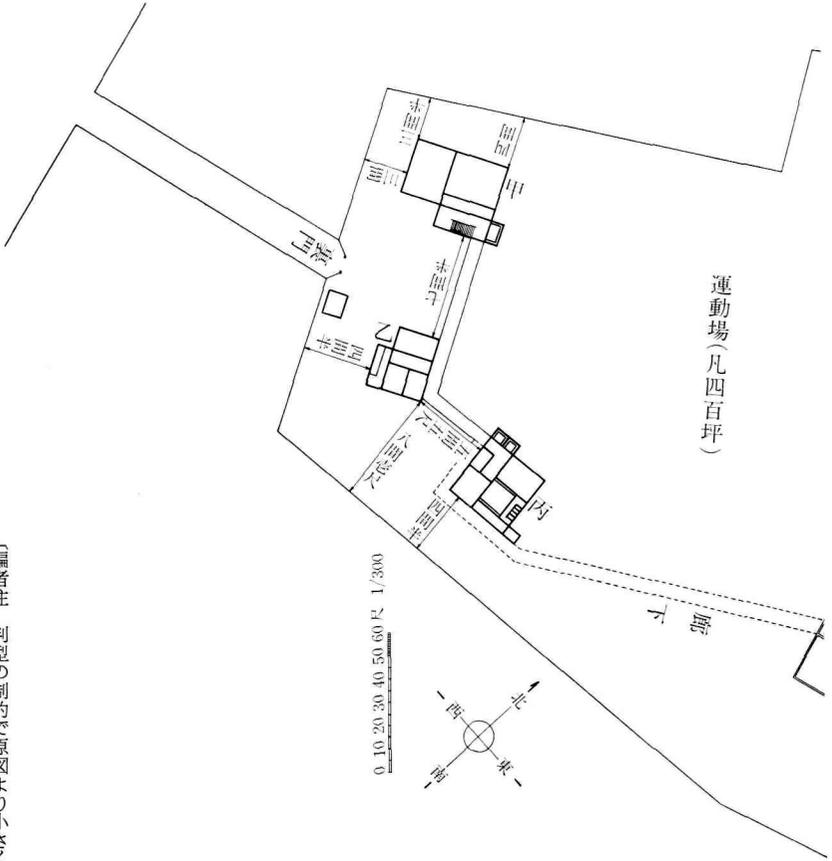
本郷区駒込曙町
板橋通市街

表門

運動場(凡五百坪)

敷地ハ設立者井上
円了ノ所有ナルモ
其敷地料ハ中学校
ヨリ支出ノ筈ナリ





(編者注 判型の制約で原図より小さくなっている)

上階 甲

〔朱書〕
三号ノ二

総坪数三拾四坪

校舎ノ内哲学館所有ノ分ハ哲学館ト共用ノ筈ナルモ同館ノ教授
ハ午后二時若クハ三時后ナルニヨリ中学校ノ教授ニハ差支ナシ

講堂

二拾八坪

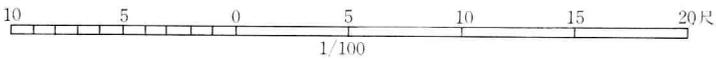
窓間

窓間

尺四

半間窓

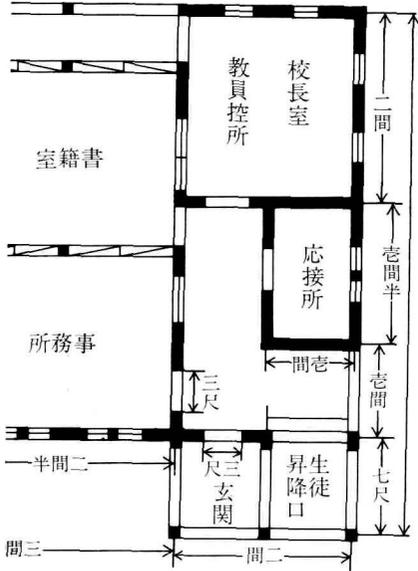
間四



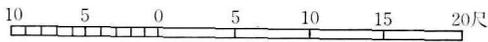
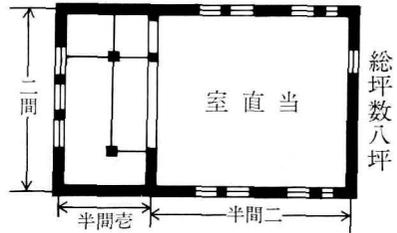
〔朱書〕
三ノ三

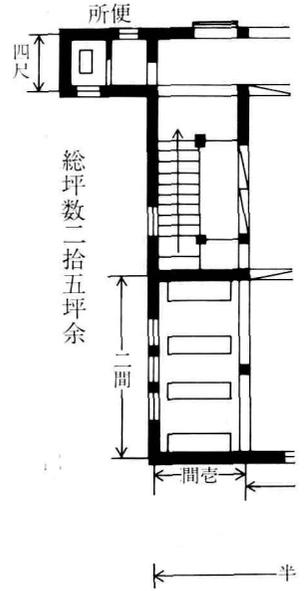
下 図 建

下階丙

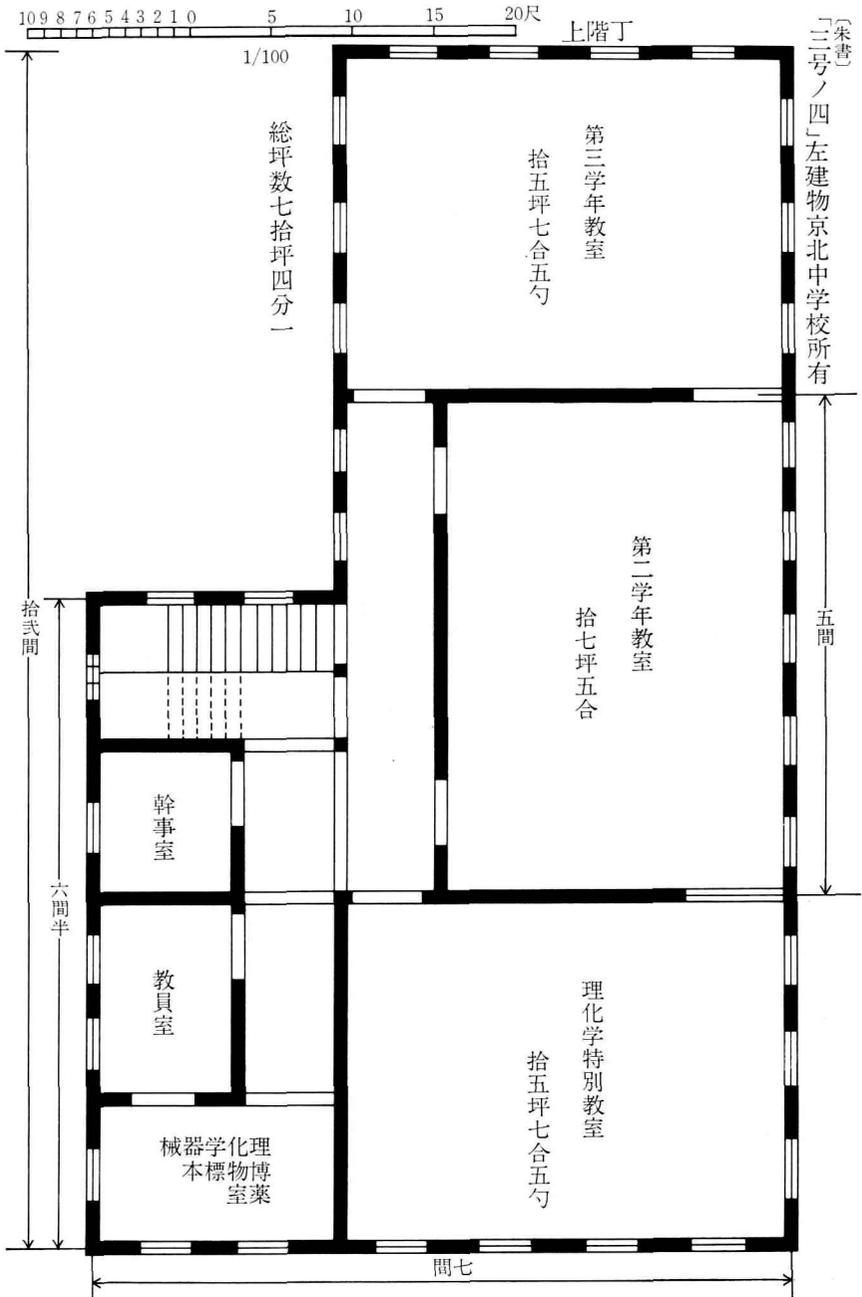


上階丙



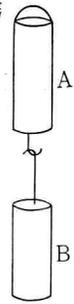


(編者注 判型の制約で原図より
小さくなっている)



外器ノ蓋ニテ支ヘラル
一天坪〔秤〕

一黄銅製ノ円筒(A)及之ニ密嵌スル黄銅製ノ円筒(B)
アリテ図ノ如ク吊垂ノ装置アリ



一底アル玻璃円筒長一尺直徑一寸三分〔徑〕
一比重計

一熱ニヨリ固体ノ膨脹ヲ示ス器

一驗湿器

一音叉

一サバートノ器

一張金ヲ張リタル琴其線ハ重量ヲ吊スル装置アルモノ及
ヒ胡弓

一金属板 細砂

一凸凹レンズ 平面鏡

一プリズム

一ニュトン環

一電気石ノ分極器

一樹脂棒及フラスコ布 玻璃棒及絹布

一電気ノ外面ニ拡カルヲ示ス器

一玻璃台上ニ戴セル銅ノ球アリ別ニ之ヲ精密ニ被ヘキ

空洞ニシテ玻璃ノ把柄アル二個ノ銅製ノ半球

一電気振子

一尖端ノ作用ヲ示ス器

一感应電気ヲ起ス器

一電気盆

一円板起電器

一蓄電気〔器〕

一放電気〔器〕

一れいでん壘

一磁石、自動磁石、馬蹄形磁石

一電池 ダニエル電池 グロブ電池 重クロムサンカリ

電池

観念ヲ与フルニハ最初ノ一個ニテ充分ナリ

一電流計

一螺旋磁〔器〕

一験電気〔器〕

〔欄外・朱書〕 四号ノ三二 化学器械

一酒精ランプ

一乳鉢及乳棒

一吸気器

一ゴム管

一コルク栓

三個

各一個

壹個

五本

十個

一毛細管	三本
一化学用天坪 ^{〔秤〕}	壹台
一活栓	二個
一コルクヌキ	一個
一コルク殺シ	一個
一陶器製坩堝	三個
一坩堝挾	壹個
一乾燥器	一個
一蒸発皿	三個
一濾紙	廿枚
一フラスコ	三個
一漏斗	五個
一漏斗台	一個
一ガラス棒	五本
一瓦斯溜	一個
一瓦斯瓶及スリガラス ^{〔樽〕}	五個
一金槌 ^{〔樽〕}	一個
一サジ	五個
一試験管	五十本
一試験紙	
一試験管ブラシユ一(刷子)	
一寒暖計	一個

一U状管	一個
一ガラス管	
一挟ミ	一個
一台(装置ヲ支フルモノ)	三個
一針 ^{〔針〕}	
一張金	
一針 ^{〔針〕}	
一張金付燃焼皿	一個
一槽	一個
一ウルス球、リイビツヒ球、カイスレル球	
一ビーカア	五個
一鉄綱 ^{〔綱〕}	
一三角台	
一鉄管	
一白金線	
一安全灯	
一鋏	
一三角ヤスリ	
一ピペット	
一板ガラス	拾枚
〔欄外・朱書〕 「四号ノ四」	
動物学之部	
人体キンストレーキ	
人体骨骼	イタチ 剥製
サル剥製並ニ其骨骼	クマ白熊 掛図 ラッコ 掛図

カハホリ 剝製並ニ其骨格	リス 剝製	ツクミ 剝製	ハヤブサ 剝製並ニ骨格
モグラモチ 剝製	ネヅミ 剝製	オホルリ "	ハト "
アシカ アザラン	ウサキ 剝製并其骨格	サンタワウフテフ "	ヤマドリ "
オットセイ 掛図	ヤマアラシ 掛図	ヒタキ "	ウツラ "
犬 骨格	象 掛図	モヅ "	駝鳥 掛図
猫 骨格	ラクダ キリン トナカイ	ヤマガラ "	ヒクヒドリ "
トラ シ、掛図	シカ ヒツジ 水牛等掛図	ムクドリ "	ミヤマドリ 剝製
シカ或ハヒツジ骨格	ヨタカ 剝製	カラス " 並骨格	ボトシキ "
イノシ、頭骨	アトリ "	シキ 剝製	ハト 解剖標本
犀 掛図	ヒバリ "	バン "	イシガメ骨格並ニ解剖標本
馬骨格掛図或ハ足ノミの骨格	イスカ "	クヒナ "	タイマイ 掛図
イルカ クジラ 掛図	イカル "	サギ "	ウミガメ "
穿山甲 アリクヒ 掛図	ホ、ジロ "	トキ "	トカゲ アルコール績 ^[遺]
袋鼠 掛図	ツバメ "	カモ "	ヤモリ "
カモノハシ ハリモグラ	セキレイ "	ヒシクヒ "	ワニ 掛図
掛図	ウシキリ "	ウ "	マムシ 酒精績 ^[遺]
ホト、キス 剝製	ウグヒス "	カイツムリ "	アヲダイシヨウ "
ケラ "	ミ、ヅク 剝製並ニ骨格	アルキヲフテリツキス	ハブ "
ミノサバイ "	トビ "	アマカヘル 酒精漬	フロトプレラス 掛図
ヒヨドリ "		アカバヘル "	ス、キ 剝製并骨格

クシクラケ 掛図
 サンコ類 掛図
 ウミエラ 酒精標本
 サンコ 乾燥標本
 ヤギ 酒精標本
 ミドリイシ 乾燥標本
 イソギンチャク 酒精標本
 キクメイイシ 乾燥標本
 イソギンチャク 模型
 クラケ類 掛図
 同 掛図
 ザウリムシ 掛図
 胞子虫 掛図
 鞭毛虫 掛図
 有孔虫 標本掛図
 あみば 掛図
 [編外・朱書] 植物学
 [四号ノ五] ナヅナ模型 花卉ニ菓実
 ナス花 模型
 石升花 模型
 菜花 模型
 乾腊植物標 [藻類、菌類、地衣、蘇
古、羊歯類、単子
葉植物、三百種]

カツヲノエボシ 酒精漬
 クダクラケ類 掛図
 ツブラリア 酒精標本
 ツブラリア 掛図并模型
 ヒドラ 掛図并模型
 弘子介 乾燥標本
 海綿類 掛図
 沐浴用海綿 乾燥標本
 トンビノハカマ 同前
 ツリガネムシ 模型

ネギノ細胞ヲ示ス掛図
 バクテリア之図
 カヒ 掛図
 淡水藻 掛図
 単子葉植物種子發生ノ図
 単子葉植物茎各部ヲ示ス図
 同前 花各部ヲ示ス図
 ムギノ花并ニ実各部ヲ示ス
 図
 双子葉種子發之図
 双子葉莖諸部ノ構造ヲ示ス
 図
 双子葉植物芽ヲ示ス図
 同 葉ノ構造ヲ示ス図
 蓮ノ花ノ図
 奇形菓実ノ図
 [編外・朱書] 植物学ノ部
 [四号ノ六] 結晶模型 百式拾九種
 晶軸模 六種
 自然金
 砂金
 金鉱

羊齒ノ同前
 イチヨウノ諸部ヲ示ス図
 マツノ諸部ヲ示ス図
 単子葉植物種子發生ノ図
 弁ト葉 生殖器ト弁トノ
 關係ヲ示ス図
 異種ノ花形ヲ示ス図
 異種ノ菓実ヲ示ス図

磁砒鉄鉞
 禍鉄鉞
 沼鉄鉞
 赤鉄鉞
 雲母鉄鉞

自然銀
輝銀鋇
紅銀鋇
黃硫鉄鋇
赤銅銅^[鋇]
胆礬
孔雀石
輝銘鋇
炭酸鉛
硫化錳鋇
酸化錳
輝安質母^[尼]鋇
硫化亜鉛
硅酸亜鉛鋇^[雄]
碓黃
雞冠石
クローム酸鉄鋇
金剛石
無炯炭
石炭^[燧]
禍炭
泥炭

綠礬
自然銅
輝銅鋇
斑銅鋇
硅酸滿俺鋇
軟滿俺鋇
沼滿俺鋇
炭酸滿俺鋇
硫コバルト鋇
辰砂
硫化蒼鉛鋇
チタナイト
輝ニツケル鋇
輝水鉛鋇
土瀝
石腦油
自然硫黃
硫黃
硝石
岩塩
硫酸重土鋇
石膏

黒鉛
琥珀
無水石膏
石炭膏
方解石
鐘乳石
大理石数種
霰石
白雲石
磷灰石
蛭石
炭酸苦土鋇
燧石
角石
碧玉石
硅板石
石英砂
木化硅石
半蛋白石
玻璃蛋白石
硅酸拓発
硅灰石

纖維狀石膏
雲花石膏
自然明礬
礬石
水石
硅石
紫、紅、黒、草入水晶
水晶
鉄硅石
仏頭石
紅瑪瑙^[鑿]
獾睛石
硅灰石
石綿
輝石
角閃石
滑石
凍石
緑泥石
サポナイト
蛇紋石
玉

蛭石

海泡石

加里長石

磁土

曹達長石

石榴石

電気石

加里雲母

苦土雲母

紅雲母

〔欄外、朱書〕
第五号

生徒及教員々数

内訳

第一学年

乙 四十八人

第二学年

五十五人

第三学年

五十人

第四学年

四十一人

第五学年

三十八人

〔欄外、朱書〕
第六号

一 收入

金五千壹百円也

泡沸

黄玉石

緑玉石

岩石標本五十種

内訳

金三百八十円

資本金整理公債額面七千六百

円利子

金四千六百貳拾円

生徒二百八拾人十一ヶ月分授

業料

金壹百円

生徒百名束脩

一支出

金五千零八拾壹円也

内訳

金六百六拾円

校長年俸

金三百円

幹事年俸

金二百四拾円

事務員給料

金三千円

教員給料

金壹百五拾六円

小使給料

金二百貳拾円

事務及教務書籍機械等ノ諸費

金八拾五円

保険料及修繕費

金四百貳拾円

敷地々代

一積立金

金拾九円也

〔十四名履歴書略〕

〔明治三十一年第一種 第三課文書類別 学務

私立中学校ニ関スル書類一〕

東京都公文書館所蔵

文部大臣宛

五六〇—二 私立京北尋常中学校設立認可指令案・

開申案〔明治三十一年一〇月一八日〕

受三丙二七二一七号議合上十月十五日施行十月十八日校合淨書

明治卅一年十月十五日日受第三課主任属後藤束知事

知事

内務部長〔代理〕掛第三課長心得掛

私立京北尋常中学校設立指令并ニ開申案

御指令案「三丙二七二一七号二」

〔朱書〕
東京市小石川区原町七番地

井上田了

明治三十一年八月二日附願私立京北尋常中学校設立ノ件

認可ス

年月日

府知事

御開申案

本府下東京市小石川区原町七番地井上田了出願ニ係ル私立京北尋常中学校設立之件本日認可候条其教則等別冊及開申候也

年月日

府知事

理由 私立京北尋常中学校設立ノ件願出候ニ付文部省へ御内協議相成候処特別教室一ヲツ増設候ハ、認可相成可然旨回答有之而テ設立者ニ仍リ右増設之儀更ニ申出候ニ付最早御認可相成可然ト存候条第一案ノ通り御指令相成リ且ツ例之通第二案ノ如ク文部省へ御開申相成度候

〔明治三十一年第一種 第三課文書類別 学務

私立中学校ニ関スル書類一〕

東京都公文書館所蔵

五六一 私立京北尋常中学校認可

（明治三十一年一〇月一八日）

●京北尋常中学認可

哲学館附属中学京北尋常中学校はかねて府庁へ出願せし処、十月十八日付を以て認可せられたり、依て早速建築に着手し来年一月開校の見込なりといふ、因に記す、井上館主は本月四日宮城地方へ向ひ出發、来月上旬より伊豆地方へ出發する予定の由、

『東洋哲学』第五編第一一号（明治三十一年一月五日）

五六二 私立京北尋常中学校開校届

〔明治三十二年二月二二日〕

開校御届

本校義^{〔儀〕}昨年十月十八日付ヲ以テ設立御認可ニ相成候ヘハ早速校舍新築ニ着手シ昨今落成仕候ニ付本月廿六日開校三月一日ヨリ中学第二級第三級ニ相当スル英漢數三科ノ講習ヲ為シ四月一日ヨリ第一級ヨリ四年級マデ置キ授業可致候間此段御届申上候也

私立京北尋常中学校

明治三十二年二月廿二日 設立者兼校長 井上田了^印

東京府知事 男爵千家尊福殿

右届出候ニ付奥印候也

明治卅二年二月二十二日 東京市小石川区長 永井喜炳^印

〔明治三十一年第一種 第三課文書類別 学務

私立中学校ニ関スル書類一

東京都公文書館所蔵

五六三 私立京北尋常中学校規則 (明治三十二年)

私立京北尋常中学校規則

●第一 主意

第一条 本校ハ実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スル者ニ須要ノ教育ヲナス所トス

●第二 学年及学科

第二条 修業年限ヲ五ヶ年トシ一ヶ年ヲ一学年トス

第三条 学年ハ毎年四月一日ニ始メ翌年三月卅一日ニ

終フ

第四条 毎学年ヲ分チテ三学期トス

第一学期 四月一日ヨリ七月二十五日ニ至ル

第二学期 九月六日ヨリ十二月二十五日ニ至ル

第三学期 一月八日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第五条 休業ノ定日左ノ如シ

日曜 大祭祝日

夏期 七月二十六日ヨリ 冬期 十二月二十六日ヨリ
九月五日マデ 翌年一月七日マデ

第六条 学科課程授業時間及教科用書ハ別ニ附録トシ

テ相添フベシ

●第三 入学退学及欠席

第七条 本校ニ入学スル者ハ滿十二年以上ノ男子ニシ

テ品行端正^{〔健〕}身体健康ニテ修業ニ堪ヘラル、者タルベ

シ

第八条 入学時期ハ学年ノ初トス

但シ欠員アルトキハ臨時募集スベシ

第九条 入学志願ノ者ハ入学願書（第一号書式）ニ学

業履歴書（第二号書式）ヲ添ヘテ本校ニ差出シ本校
所定ノ試験ヲ受クベシ

第十条 入学者ニハ其志望スル学年ニ応シ相当ノ学力

ヲ試験ス

但シ（一）高等小学校第二級卒業ノ者ハ無試験

ニテ第一学年へ入学ヲ許ス（二）本校ト同等中学
ノ修業証書ヲ有スル者ハ人員ニ差支ナキ限りハ無

試験ニテ入学ヲ許ス

第十一条 入学志願者ノ数、本校ニテ入学ヲ許ス員数ニ

超過スルトキハ前条第一項ノ場合ニテモ読書、作
文、習字、算術ノ四科ヲ試験シテ選抜ス

第十二条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ直ニ在学証書（第三

号書式）ヲ差出スベシ

第十三条 本校ノ生徒ハ半途ニシテ退学スルヲ許サズ

但シ疾病其他已ムヲ得ザル事故起リテ願出ルトキ

ハ詮議ノ上ニテ許可スルコトアルベシ

第十四条 欠席又ハ遅刻シタルトキハ三日以内ニ届書ニ

其事情ヲ認メ保証人ノ調印ヲ以テ差出スヘシ

第十五条 左ノ事項ニ当ル者ハ退学セシムルコトアルヘ

シ

一 学業進歩セズシテ成業ノ望ナキ者

一 不品行ニテ数々懲戒シテモ改メザル者

一 引続キ二回落第シタル者

一 無断欠席一ヶ月以上ニ及ヒシ者

一 欠席届ヲ出シテモ一学期以上欠席シタル者

● 第四 試験規則

第十六条 試験ヲ分チテ学年試験ト学期試験トス

第十七条 学年試験ハ学年ノ終ニ、学期試験ハ学期ノ終

ニ行フ

第十八条 試験ノ成績ハ点数ヲ以テ表ハシ学科ハ受持教

員ノ評点ニヨリ品行点ハ品行点査定規則ニ由リテ定

ム

第十九条 各学科ノ点数ハ百点ヲ以テ満点トス

第二十条 学科点数各科四十点以上平均六十点以上品行

点六十点以上ヲ及第トシ以下ヲ落第トス

及第落第ヲ定ムルハ学年試験ニ限ル

第二十一条 学年試験ノ点数ハ学期試験ノ平均点ト学年試

験ノ評点トヲ合セ之ヲ二除シテ得ルモノトス

第二十二条 各学科六十点以上平均八十点以上品行点八十

点以上ノ者ヲ優等トス

第二十三条 試験ニ欠席シタル者及ヒ落第シタル者ハ原級

ニ置ク

但シ疾病其他已ムヲ得ザル事故アリテ試験ニ欠席

シタル者ハ本校ノ見込ヲ以テ試験ヲ受ケサスルコトアルベシ

第廿四条 第一学年第二学年第三学年第四学年ノ各学年

試験ニ及第セシモノニハ修業証書ヲ授与シ第五学年

試験ニ及第シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第廿五条 凡テ試験ノ成績^{〔簿〕}ハ校内ニ掲示シ又保証人ニ通知ス

●第五 月謝及束脩

第廿六条 月謝ハ壹円五十銭束脩ハ壹円トス

第廿七条 束脩ハ在学証書ニ添ヘテ納メ月謝ハ毎月五日

マデニ納ムベシ

但シ一月ト九月ト十日マテトス

第廿八条 在学中ハ出席ノ有無ニ関ラズ月謝ヲ徴収ス

但シ夏期休暇中八月一ヶ月ハ徴収セズ

●第六 保証人及父兄

第廿九条 保証人ハ東京市内若クハ本校附近ノ郡部ニ一

家計ヲ立ツル丁年以上ノ男子ニ限ル

但シ本校指定ノ銀行ハ保証金ヲ納メタルモノハ在

郷父兄ノ保証ヲ許ス(其規定ハ卷末規則追加ヲ見

ルベシ)

第三十条 保証人及父兄ハ時々參校シテ生徒就学ノ状況

ヲ視察シ又時々生徒ノ平生ノ行状ヲ本校ニ通知スベ

シ

第卅一条 保証人ハ其保証セル生徒ノ件ニ付本校ヨリ照

会シタルトキハ出頭スベシ

第卅二条 保証人他ニ旅行スルトキハ相当ノ代人ヲ立テ

其旨本校ニ通知スベシ

第卅三条 保証人ハ移転又ハ改印シタルトキハ直ニ届ケ

出テ又生徒ノ転居シタルトキモ届出ツベシ

第卅四条 生徒ノ月謝ヲ納メザルトキハ其保証人之ヲ納

ムベシ

●第七 生徒心得

第卅五条 本校生徒ハ須ク左ノ項目ヲ遵守スベシ

一 勅語ノ 聖旨ヲ奉戴シテ忠孝ヲ重ムズベキ事

一 常ニ言語行為ヲ慎ミ苟モ非礼粗暴ノ振舞アルベカラズ

ラズ

一 志操ヲ固クシ信義ヲ重ムジ学業ニ勉勵スベキ事

一 烟草ヲ吸フベカラズ

一 本校ノ掲示及師長ノ命ヲ守ルベキ事

一 教師ニ対シテハ校内ノ内外ヲ問ハズ敬礼ヲ尽スベキ事

事

一 昇校ノ時ハ必ず本校ノ制服制帽ヲ着スベキ事

一 授業時間ヨリ十分前ニ昇校スベキ事

一 靴又ハ上草履ノ外校舍ニ入ルベカラズ

一 器具又ハ揭示ヲ毀損スベカラズ

一 楽書スベカラズ

一 教室ニ在リテハ静肅ニスベキ事

一 教室ニテハ言動出入必ズ教師ノ許可ヲ受クベキ事

一 教室ニテハ飲食スベカラズ

一 授業終始毎ニ立礼スベキ事

一 学生ニ恥ズベキ所行ハ一切為スベカラズ

●第八 賞罰

第卅六条 学年試験ニ於テ成績^{〔精〕}優等ノ者ニハ賞状又ハ賞

品ヲ授与スルコトアルベシ

第卅七条 本校ノ罰則ハ懲戒停学除名放校ノ四トス

第卅八条 本校規則又ハ揭示ニ背ク者ハ其所行ノ軽重ニ

隨ヒ前条ノ罰則ニ當ツ

第卅九条 本校規則ニ規定セザルコトニテモ不正ノ所行

アル者ハ相当ノ罰ニ処ス

●第九 品行点査定規則

第四十条 品行点ハ職員之ヲ定ム

第四十一条 毎月生徒ノ勤惰及ヒ行状ヲ調査シ満点ヲ百

点トシ以下等差ニ由リテ定ム

第四十二条 欠席シテ三日以内ニ届出ナキモノ又ハ教授

時間ニ遅刻シ又ハ時間内ニ教師ノ許可ヲ経ズシテ退
出シタルモノハ品行点ヲ減ズ

(添相ニ別紙用) 式書号二第

履 歴 書	
原籍族籍	姓 名
明治何年何月生	一 明治何年何月ヨリ何学校ニ入り何某ニ就キ何 学修業何年何月何ノ事由ニ依リ退校修了ノ用書 ハ左ノ如シ
一 何々	一 何々
一 卒業証書或ハ修業証書ノ写	一 賞罰
右之通相違無之候也	姓名印
年月日	

(添相ニ別紙用) 式書号一第

第十 書式	
入 学 願	
現住所	姓 名
今般貴校第何年級へ入学志願ニ付御檢定ノ上御 許可被成下度履歴書相添へ此段相願候也	
年月日	姓名印
校長宛	

(添相=別紙用) 式書号三第

在学証書

印 収 一
紙 入 錢

保証人調印

原籍、族籍誰子弟、若クハ後見人誰

現住所

姓 名

明治何年何月生

現住所 族籍 職業

年 月 日 保証人 姓 名 印

校 長 宛 何年何月生

候仍テ証書如件

右者今般貴校へ入学相願候ニ付テハ御規則遵守為致候ハ勿論本人在学中一切ノ事件ハ拙者引受御迷惑相掛申間敷

○教員及職員

設立者兼校長及教員 文学博士 井上 円了
 右輔佐兼教員 湯本武比古
 同上 理学士 杉谷佐五郎
 同上 文学士 黒川 雲登
 幹事兼教員 三石 賤夫
 評議員兼教員 田中 治六
 評議員兼教員 西脇 玉峰
 同上 三嶋定之助

教員 理学士 穴戸 一郎 教員 文学士 中川 正信
 同 文学士 本多辰次郎 同 理学士 田中三四郎
 同 文学士 松山 直蔵 同 宮崎 真吾
 同 小池 善平 同 植竹武之助
 同 福原 岱郎

学校医

笹原新一郎

○規則追加

(保証) 生徒ノ保証人ハ東京市内ニ一家計ヲ立ツルモノニ限ルノ規則ナルモ若シ東京ニ知人ナキモノハ保証金トシテ駒込貯蓄銀行(東京本郷区駒込東片町)へ普通ノ通学生ハ五円、監督学舎及監督下宿ニアルモノハ二拾円ヲ預ケ入レタル場合ニハ在郷ノ父兄ニテ保証人タルコトヲ許ス(此保証金ハ銀行ニテ相当ノ利子ヲ付シ追テ本人退学ノ節ハ之ヲ在郷父兄へ返付スルモノトス)

(自修) 本校へ入学スルコト能ハザル者ハ講義録ニテ自宅独修ノ便ヲ設ク望ノ者ハ東京小石川原町哲学館内中学講習会へ宛、郵券式錢ヲ寄送シテ尋常中学校講義録規則(哲学館規則中ニ合綴)ヲ請求スベシ

(監督学舎) 監督学舎ハ校長及教員ノ居宅ニ生徒ノ止宿ヲ許シテ之ヲ監督スルモノヲ云フ

食料舎費及監督料ハ毎月五円五十銭乃至六円トシ月謝ハ一円五十銭トシ筆墨紙薪炭油等ノ雜費ハ毎月壹円乃至壹円五十銭トス以上ハ通常費ニシテ其毎月ノ平均凡ソ八円乃至九円ナリ

臨時費ハ束脩一円、入舎料五十銭、夜具蒲団購入代凡ソ五円、机本箱硯類凡ソ壹円五十銭、制服(洋服)新調六円乃至八円、靴壹円五十銭、外套七円乃至十円、書籍購入代一ヶ年平均四円乃至五円ナリ外ニ藥料未定、但夜具蒲団机硯ノ類ハ成ルベク国元ヨリ持参スルヲ便ナリトス右購入方ハ父兄ノ依頼ニ応シ本校職員中ニテ其勞ヲ取ルベシ

(監督下宿) 監督下宿ハ父兄ノ依頼ニ応シテ本校最寄ノ下宿屋ニ生徒ノ止宿ヲ托シ之ヲ本校ニテ監督スルモノヲ云フ

当今ノ下宿料ハ一ヶ月凡ソ七円乃至八円ナレバ之ヲ監督学舎ニ比スレバ通常費凡ソ二円増加スベシ即チ毎月十円乃至十一円ナリ臨時費ハ入舎料ヲ除キ其代リニ手数料卅銭ヲ要ス其他ハ前ト同断ナリ

(学資金) 右監督学舎若クハ監督下宿ハ地方ノ父兄ヨリ生徒ヲ托セラレタルトキハ通常費ハ必ス前月中京北中学生誰某学資金トシテ駒込貯蓄銀行(東京本郷区駒込東片町)ヘ向ケ送金セラルベシ臨時費ハ入用

ノ節右同様ニ送金アルベシ而シテ其出納ハ一々本校ニテ監督シ決シテ生徒ヲシテ濫費セザラシム

学資ノ預金ハ相当ノ利子ヲ付シ毎月精算ノ上銀行ヨリ本校ヘ報告シ本校ヨリ父兄ヘ報告スベシ

本校若クハ銀行ヘ向ケ郵便為換取組節ハ必ス払渡局名ヲ駒込郵便局トシテ振込ベシ

学資金相竭キ本校ヨリ其旨ヲ通知スルモ猶ホ送金ナキ場合及監督ノ制規ヲ守ラズ監督者ノ命ニ従ハザル場合ニハ監督ヲ謝絶スベシ

(入舎証) 監督学舎若クハ監督下宿ニ入ル者ハ必ス雛形ノ如キ証書ヲ差出スベシ此証書ニハ在郷ノ父兄ト東京所在ノ証人トノ連署ヲ要ス但其父兄ガ東京市内ニ居住スルトキハ父兄ノ保証ノミヲ要シ保証金ヲ納メタル者ハ在郷父兄ノ保証ノミヲ要ス(其雛形左表ノ如シ)

証書 (用紙兼憑)

一 錢 収
入 印 紙

何府県何町村番地

何誰子弟

何之誰

何年何月生

右者今般貴校監督学舎(若クハ監督下宿)ニ入宿相願候上ハ御制規固ク為相守可申候且ツ本人ノ学資及病氣等ニ関シ決シテ御迷惑相掛申間敷諸事一切引受可申候依而証書如件

年月日

何府県何町村番地

保証人(在郷父兄)

何之誰[㊟]
年月生

東京市何区何町何番地

同(東京住居)

何之誰[㊟]
年月生

校長 井上円了殿

『私立認可京北尋常中学校規則』

五六四——京北中学校に京北中等学校附設認可

申請書〔大正一三年二月六日〕

申請

今般私立学校令ニ拠リ京北中学校ニ京北中等学校ヲ附設
仕度候間御認可相成度別紙書類相添へ此段申請仕候也

東京府東京市小石川区原町拾九番地

京北中学校設立者

東洋大学財団理事

大正十三年二月六日

湯本武比古[㊟]

東京府知事 宇佐美勝夫殿

〔別紙〕

一 目的

京北中等学校ハ昼間中学校ニ通学スルコト能ハザル男子

ニ中等教育ヲ施スヲ以テ目的トス

二 名称

京北中等学校ト称ス

三 位置

東京市小石川区原町十九番地

四 校舎

京北中学校々々舎ヲ使用ス

校地校舎ノ平面図別紙ノ如シ

五 校地ノ地質、飲料水

土地高燥ニシテ地盤堅固ナリ

飲料水ハ総テ東京市設上水ヲ使用ス

六 学則

別紙ノ如シ

七 開校ノ予定期日

大正十三年四月八日

八 生徒定員

六百五十名 但大正十三年四月ニ於テハ第三
学年マデヲ開始スルモノトス

九 経費及維持方法

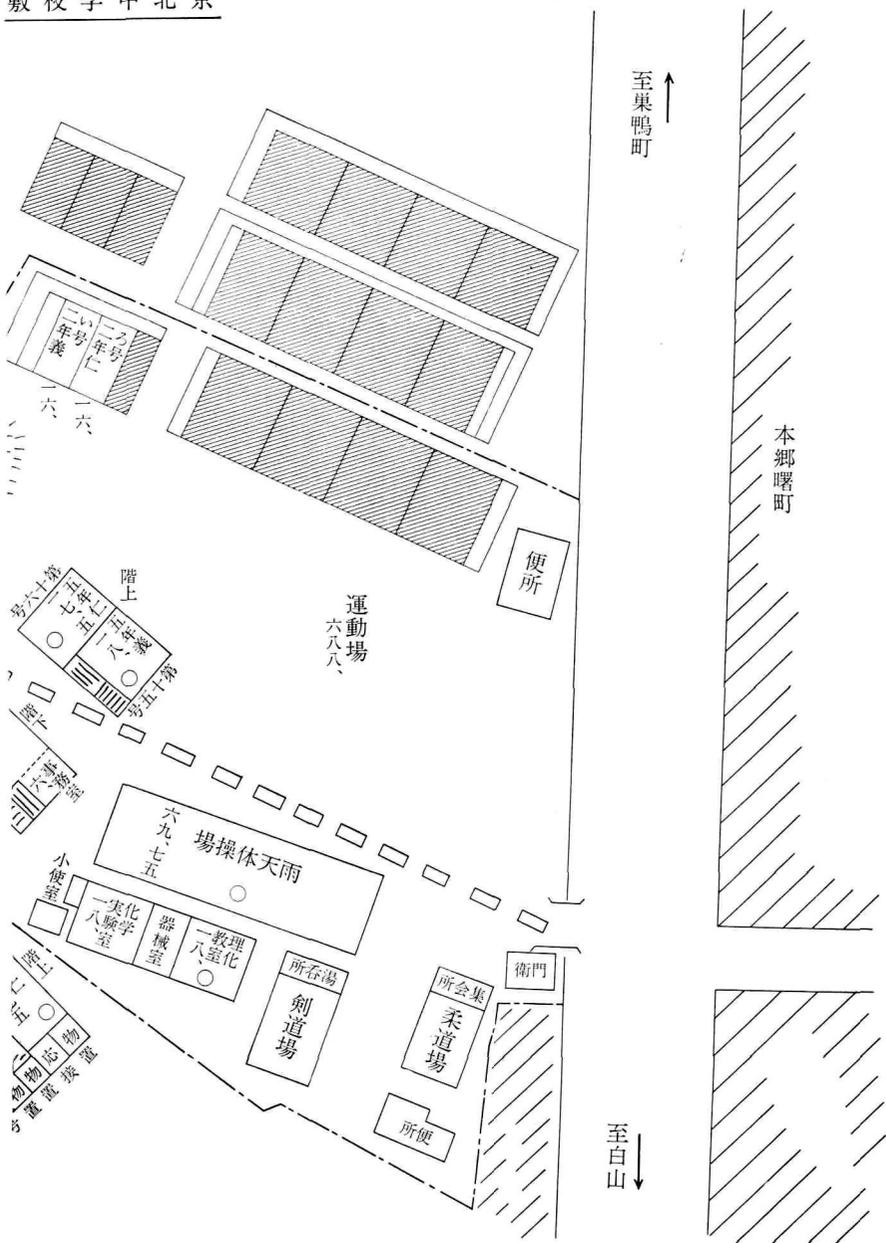
創立費ハ京北中学校内ニ附設スルヲ以テ之ヲ要セズ

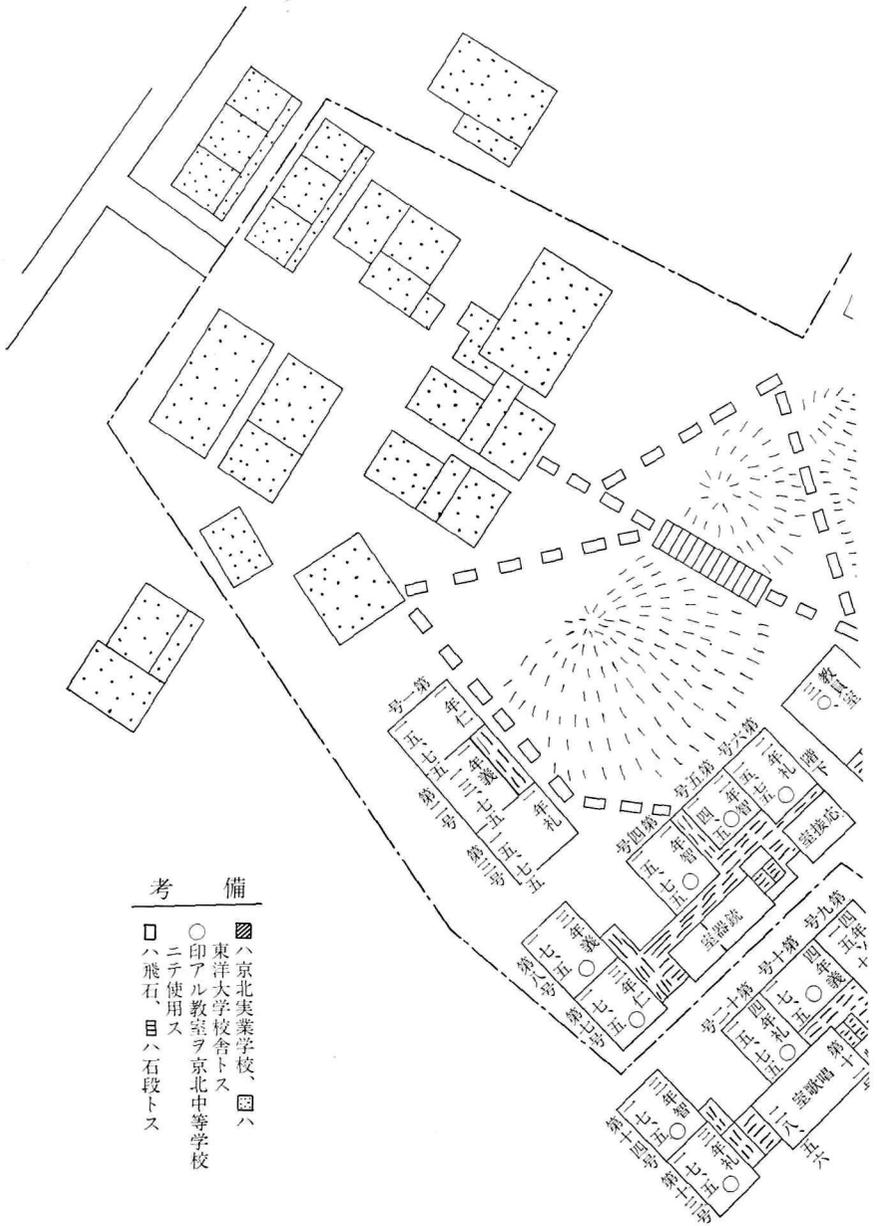
大正十三年度収入支出ノ予算別表ノ如シ

十 設立者

東洋大学財団

敷校学中北京





考 備

◻ ハ飛石、目ハ石段トス
 ○ 印アル教室ヲ京北中学校ニテ使用ス
 ◻ ハ京北実業学校、東洋大学校舎トス

京北中等学校規則

- 第一条 本校ハ昼間中学校ニ通学スルコト能ハザル男子ニ中等教育ヲ施スヲ以テ目的トス
- 第二条 生徒ノ修業年限ヲ五ヶ年トス
- 第三条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
- 第一期ハ四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル
- 第二期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル
- 第三期ハ一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル
- 第四条 授業ハ午後四時五十分ニ始リ同九時ニ終ル
- 第五条 休業日ハ左ノ如シ
- 一日曜日
- 一大祭祀日 一 本校創立記念日
- 一 夏期休業（七月二十六日ヨリ九月三日ニ至ル）
- 一 冬期休業（十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル）
- 一 春期休業（三月二十日ヨリ四月七日ニ至ル）
- 第六条 学科課程及毎週教授時数ハ（中学校ノ学科程度ニ抛ル）別表ノ如シ
- 第七条 入学ノ期ハ毎学年ノ始トス但シ欠員アルトキハ試験ノ上、合格者ハ学年内ニモ臨時入学セシム
- 第八条 第一学年ニ入学スル者ハ尋常小学校卒業者又ハ満十四歳以上ニシテ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者トス
- 第九条 第二学年以上ノ入学者ハ相当年齢ニ達シ且ツ前学年ノ課程ニヨル試験ニ合格シタル者トス
- 第十条 中学校ヨリ転校セントスル者ハ無試験ニテ相当学年ニ編入ス
- 第十一条 入学志願者ハ入学願書（本校ヨリ交付）ヲ差出スベシ
- 第十二条 入学ヲ許可セラレタル者ハ直ニ保証人ヲ定メ在学証書（本校ヨリ交付）ヲ差出シ入学料ヲ納付スベシ
- 第十三条 保証人ハ東京市内若シクハ附近郡部ニ住居シ一家計ヲ立テ本人ノ監督ヲ為シウベキ權威ヲ有スル成年者タルベシ
- 第十四条 本人欠席欠課シタル時ハ保証人ニ於テ其事由ヲ具シ当日又ハ翌日中ニ届出ヅベシ
- 第十五条 疾病其他已ムヲ得ザル事由ニ因リ退学セントスル者ハ保証人連署ヲ以テ願出ヅベシ
- 第十六条 左ノ各項ノ一ニ該当スル者ニハ退学又ハ放校ヲ命ズ
- 一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
- 一 学業劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
- 一 引続キ二回落第シタル者
- 一 正当ノ事由ナクシテ引続キ一ヶ月以上欠席シタル者

授業料ノ納付ヲ怠リタル者

校紀ヲ紊シ又ハ校風ニ副ハザル者

第十七条 品行方正学業優秀ナル者ニハ賞状ヲ授与シ或ハ特待生トシテ授業料ヲ免除スル事アルベシ

第十八条 校則ニ違背シタル者ハ其軽重ニ従ヒ左ノ罰科ニ処ス

謹慎 停学 退校 放校

第十九条 各学年ノ修業及全学科ノ卒業ハ平素ノ操行及学業ト試験ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ム

第二十条 操行ハ甲、乙、丙、丁ノ四等ニ分ケテ評定シ学業及試験ノ成績ハ評点ヲ以テ表示シ一百ヲ満点トス

第二十一条 試験ヲ学期試験及学年試験ノ二トス

第二十二条 学年試験ハ操行丙以上各科四十点以上平均六十点以上ヲ得タル者ヲ合格者トス

第二十三条 学年試験ニ於テ操行甲各科七十点以上総平均九十点以上ヲ得タル者ヲ優等トス

京北中等学校学科課程授業時間表

国語及	修身	第一学年	毎週 時数	第二学年	毎週 時数	第三学年	毎週 時数	第四学年	毎週 時数	第五学年	毎週 時数
作文、習字	人倫道德ノ要旨	一	同上	一	同上	一	同上	一	同上	一	一
八	同上	八	同上	六	同上	五	作文	五	同上	五	同上
講読、書取	同上	講読、文法	同上	講読	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

第二十四条 試験ニ欠席シタル者ニハ追試験ヲ行ハズ但シ正当ノ事由アリト認メタル者ニ対シテハ平常点若シ

クハ学期試験評点ノ八割ヲ以テ得点ト見做ス

第二十五条 全学科ヲ卒業シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第二十六条 入学料、入学受験料ハ各金壹円也トス

第二十七条 授業料ハ月額金叁円也トス但シ四ヶ月分前納金拾壹円也三ヶ月分前納金八円五十錢也トス

第二十八条 授業料ハ毎月授業開始後七日以内ニ納付スベシ但シ八月分ハ之ヲ徴収セズ

第二十九条 本校生徒タル者ハ出席ノ有無ニ関セズ授業料ヲ納付スベシ又一旦納付シタル学費ハ之ヲ還付セズ

第三十条 本校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長一名、幹事一名、教員若干名、書記若干名

第三十一条 校長ハ校務ヲ總裁シ幹事ハ事務ヲ処理シ教員ハ教授訓育ノ任ニ当リ書記ハ実務ニ任ズ

時間合計	体操	図画	化学	物理及	博物	数学	歴史及 地理	英語	漢文	国語及	修身	第一学年
												植物
二七	一	一			二	四	二 一	七	八	同上	同上	第二学年
		同上			動物	代数	外国地理	同上	同上	同上	同上	第二学年
二七	一	一			二	四	一 二	七	八	同上	同上	第三学年
		自在画 用器画	化学	物理	衛生	幾何	同上	東洋史	講読	講読、文法 作文	同上	第三学年
二七	一	一	二	一	五	一 二	一 二	七	六	同上	同上	第四学年
		用器画	同上		鉞物 博物通論	同上	同上	西洋史	同上	同上	同上	第四学年
二七	一	一	三	二	四	一 二	一 二	七	五	同上	同上	第五学年
			同上		三角法、幾何	同上	国史 西洋史 地理概説	同上	同上	講読 作文	同上	第五学年
二七	一		四		五	一 二	一 二	八	五	同上	同上	第五学年

備考

教授時間ハ毎日、四時間半トシ一週(六日)ノ合計二十七時トス
 一教授時ハ四十五分トシ(半時教授ノ時ハ三十分トス) 毎教授時ノ間二十分ノ休憩時ヲ置ク

第一教授時 (三〇分)	第二教授時 (四五分)	第三教授時 (四五分)	第四教授時 (四五分)	第五教授時 (四五分)
自午後四時五十分 至同五時 廿分	自同五時 卅分 至同六時十五分	自同六時廿五分 至同七時 十分	自同七時 廿分 至同八時 五分	自同八時十五分 至同九時

(半時(三十分) 教授ニハ修身、英習字、英書取、体操ヲ以テ之ニ充ツル者トス)

大正十三年度予算(第三学年迄開始)

京北中等学校

収入之部

入学試験料	入学料	授業料	合計
二一〇・〇〇	二一〇・〇〇	五、九四〇・〇〇	六、三六〇・〇〇
学年始入学志願者 (第一学年 六〇人 無試験ニツキ試験料無し) 第二学年 七〇人 第三学年 八〇人 計第二学年 一五〇人 一五〇円 以上	学年始入学者 第一学年 六〇人 六〇円 第二学年 六〇人 六〇円 第三学年 六〇人 六〇円 計 一八〇人 一八〇円	一人ニツキ月額参用ツ、平均一八〇 人、十二ヶ月分(八月ヲ除ク)ノ見込 第一学年 六〇人 六〇円 第二学年 六〇人 六〇円 第三学年 六〇人 六〇円 計 三〇人 三〇円	補欠入学志願者 第一学年 一五人 一五円 第二学年 二五人 二五円 第三学年 二五人 二五円 計 六〇人 六〇円 補欠入学者 第一学年 一〇〇人 一〇〇円 第二学年 一〇〇人 一〇〇円 第三学年 一〇〇人 一〇〇円 計 三〇人 三〇円

(別紙備考第一号参照)

支出之部

校長給	五、二七三・〇〇
職員給	三、八八八・〇〇
教員給	

兼任一人 当分無給トス

一学級ノ教授時數一週ニツキ廿七時、三学級ニテ八十一時、教授給一週一時ニ就キ
 月当り金四円ノ割合ニテ一ケ年(十二ヶ月)分(別紙備考第一号参照)

学年	生徒数	新入者数	補欠入学者数	学級数	每週教授時数	授業料月額	同年額 (十二ヶ月)	教授給月額	同年額 (十二ヶ月)
第二学年	六〇	六〇	一〇	一	二七	一八〇	一、九八〇	一〇八	一、二九六
第一学年	六〇	六〇	一〇	一	二七	一八〇	一、九八〇	一〇八	一、二九六

備考第一号	大正十三年度予算	生徒、学級、教授時数等一覽表
生徒監給	三〇〇・〇〇	兼任(体操教員) 一人 月手当二五円
主任	一八〇・〇〇	兼任(教員) 一人 月手当一五円
教員給	四八〇・〇〇	兼任(教員) 一人 月手当四〇円
幹事給	三六〇・〇〇	一人 月手当三〇円
書記給	六五・〇〇	每週總教授時数八一時(三学級) 一学年ヲ四〇週トシテ三、二四〇時、 其内欠席時数ヲ一三〇時(百分ノ四ニ当ル)トシ一時間当リ金五十錢トス
補講給	二四〇・〇〇	一人 月手当二〇円
諸備給	七二五・〇〇	教室数四個(普通教室三個、特別教室一個) 各教室電灯(五十燭光) 四個ヲ設備ス 其他雨天体操場、教員室、事務室、廊下、便所ヲ含ム、平均一ヶ月廿五円トシ十一月分
使丁給	二四〇・〇〇	一人 月手当二〇円
校費	一五〇・〇〇	
筆紙墨及印刷費	二七五・〇〇	
薪炭費	二〇〇・〇〇	
点灯費	二〇〇・〇〇	
通信費	一一二・〇〇	
雜費	一一二・〇〇	
予備費	一一二・〇〇	
合計	六、三六〇・〇〇	

第三学年	六〇	六〇	一〇	一	二七	一八〇	一、九八〇	一〇八	一、二九六
合計	一八〇	一八〇	三〇	三	八一	五四〇	五、九四〇	三二四	三、八八八

授業料ハ每一人ニツキ月額金參円トス

教授給ハ教授一週一時ニツキ月額金四円トス

一、大正十三年度予算収入之部ニ於テ入学試験料ヲ二一

〇円ト算出セシハ学年始メニ第二学年以上ノ入学志

願者数ヲ一五〇人トシ（第一学年入学志願者ハ全部

尋常小学校卒業生ニシテ無試験入学ノ資格アル者ト

見做シタリ）、補欠入学志願者ハ第一学年（中途入

大正十四年度予算（第四学年迄開始）

収入之部

入学試験料

三六〇・〇〇

（第一学年一〇〇人無試験ニツキ試験料無し）
 第二学年 八〇円
 第三学年 九〇円
 第四学年 七〇円
 計第二学年以上二四〇人 二四〇円

補欠入学志願者

第一学年 三〇円
 第二学年 三〇円
 第三学年 三〇円
 第四学年 三〇円
 計 一二〇人 一二〇円

入学料

三六五・〇〇

学年始入学者

第一学年 一〇人 一一〇円
 第二学年 六五人 六五〇円
 第三学年 六五人 六五〇円
 第四学年 四五人 四五〇円
 計 二八五人 二八五〇円

補欠入学者

第一学年 三〇人 三〇円
 第二学年 二〇人 二〇円
 第三学年 一五人 一五〇円
 第四学年 一五人 一五〇円
 計 八〇人 八〇〇円

授業料

一四、八五〇・〇〇

生徒一人ニ就キ月額參円トシ、平均四五〇人、

十一ヶ月分（八月ヲ除ク）ノ見込

合計

一五、五七五・〇〇

（別紙備考第二号参照）

学ノ場合ハ第一学年モ入学試験ヲ行フ）以上ヲ六〇人トシ合計二一〇人、各一人ニツキ試験料金壹円ノ規定、

二、同入学料ヲ二一〇円ト算出セシハ学年始メノ入学者

総数ヲ一八〇人トシ補欠入学者ヲ三〇人トシ合計二

一〇人、各一人ニツキ入学料金壹円ノ規定、

	支出之部	
校長給	兼任一人 当分無給トス	一三、二七六・〇〇
職員給		一〇、三六八・〇〇
教員給	一学級ノ教授時數一週廿七時、八学級ニテ二六時、教授給一週一時ニツキ 月当り金四円ノ割合ニテ一ケ年(十二ヶ月)分(別紙備考第二号参照)	六〇〇・〇〇
生徒監督	兼任(体操教員) 一人月手当五〇円	五七六・〇〇
主任 教員給	兼任(教員) 四人(一学年ニ就キ一人ノ割) 月手当一二円ツ、	六〇〇・〇〇
幹事給	一人(教員ノ兼任トスル場合アリ) 月手当五〇円	九六〇・〇〇
書記給	二人月手当四〇円ツ、	一七二・〇〇
補講給	每週總教授時數二六時(八学級) 一学年ヲ四〇週トシテ八、六四〇時 其内欠席時數ヲ三四五時(百分ノ四ニ当ル)トシ一時間当り金五十銭トス	六〇〇・〇〇
諸備給		四二〇・〇〇
使丁給	一人月手当三五円	一八〇・〇〇
給仕給	一人月手当一五円	一、四六五・〇〇
校費		二五〇・〇〇
筆紙墨及 印刷費		二五〇・〇〇
薪炭費		二五〇・〇〇
点灯費	教室數九個(普通教室八、特別教室一)各教室電灯(五十燭光)四個ヲ設備ス 其他雨天体操場、教員室、事務室、廊下、便所ヲ含ム平均一ヶ月五五円トシ十一ヶ月分	六〇五・〇〇
通信費		六〇・〇〇
雜費		三〇〇・〇〇
予備費		二三四・〇〇
予備費		二三四・〇〇
合計		一五、五七五・〇〇

備考第二号 大正十四年度予算 生徒、学級、教授時数等一覽表

学 年	生徒数	新入者数	補欠入学者数	学級数	一週教授時数	授業料月額	同年額(一ヶ月)	教授給月額	同年額(十二ヶ月)
		進級者数			時数				
第一学年	一一〇	一一〇	三〇	二	五四	三三〇	三、六三〇	二二六	二、五九二
第二学年	一一〇	六五	二〇	二	五四	三六〇	三、九六〇	二二六	二、五九二
第三学年	一一〇	五五	一五	二	五四	三六〇	三、九六〇	二二六	二、五九二
第四学年	一〇〇	四五	一五	二	五四	三〇〇	三、三〇〇	二二六	二、五九二
合 計	四五〇	二八五	八〇	八	二二六	一、三五〇	一四、八五〇	八六四	一〇、三六八

授業料ハ毎一人ニツキ月額金參円トス

教授給ハ教授一週一時ニ就キ月額金四円トス

一、大正十四年度予算収入之部ニ於テ入学試験料ヲ三六

〇円ト算出セシハ学年始ニ第二学年以上ノ入学志願

者数ヲ二四〇人トシ(第一学年入学志願者ハ全部無

試験入学ノ資格アル者ト見做シタリ)補欠入学志願

者ハ第一学年(中途入学ノ場合ハ第一学年モ入学試

験ヲ行フ)以上ヲ一二〇人トシ合計三六〇人、各一

人ニツキ試験料金壹円ノ規定、

二、同、入学料ヲ三六五円ト算出セシハ学年始ノ入学者

総数ヲ二八五人トシ補欠入学者ヲ八〇人トシ合計三

六五人、各一人ニツキ入学料金壹円ノ規定、

三、新入学者ノ算出上、不合格者ノ原級継続ヲ見込マザ

リシハ継続在学スル者ノ数極メテ僅少ニシテ之ヲ省

クモ予算上影響ヲ及ボス程度ノ者ニ非ズト見做シタ

ルヲ以テナリ、

大正十五年度予算(全学年開始)

収入之部

入学試験料

四四五・〇〇

(第一学年一四〇人無試験ニツキ試験料無シ)

補欠入学志願者

第一学年 八〇人
 第三学年 七五人
 第四学年 七五人
 第五学年 五〇人

第一学年 四〇人
 第二学年 三五人
 第三学年 四〇人
 第四学年 三〇人
 第五学年 二〇人

四〇円
 三五円
 四〇円
 三〇円
 二〇円

備考第三号 大正十五年年度予算 生徒、学級、教授時数等一覽表

薪炭費	三〇〇・〇〇
点灯費	七四八・〇〇
通信費	一〇〇・〇〇
雑費	五〇〇・〇〇
校舍費	一、〇〇〇・〇〇
校舎費	一、〇〇〇・〇〇
校具費	六一一・〇〇
予備費	六一一・〇〇
合計	二二、二六五・〇〇

教室數十一個(普通教室十個、理化教室一個)各教室電灯(五十燭光)四個ヲ設備ス、其他雨天体操場、教員室、事務室、廊下、便所等ヲ含ム平均一ヶ月六八円、十一ヶ月分

校舎修繕、校具使用料トシテ京北中学校ニ納入

学年	生徒数	新入者数 進級者数	補欠入学 者数	学級数	一週教授 時数	授業料月額	同年額 (十一ヶ月)	教授給月額	同年額 (十二ヶ月)
第一学年	一四〇	一四〇	四〇	二	五四	四二〇	四、六二〇	二二六	二、五九二
第二学年	一三〇	九四〇	二五	二	五四	三九〇	四、二九〇	二二六	二、五九二
第三学年	一三〇	一〇二五	二〇	二	五四	三九〇	四、二九〇	二二六	二、五九二
第四学年	一三〇	一〇二五	二〇	二	五四	三九〇	四、二九〇	二二六	二、五九二
第五学年	一二〇	九五五	一〇	二	五四	三六〇	三、九六〇	二二六	二、五九二
合計	六五〇	三九五五	一一五	一〇	二七〇	一、九五〇	二一、四五〇	一、〇八〇	二、九六〇

授業料ハ每一人ニ就キ月額金參円トス

教授給ハ教授一週一時ニ就キ月額四円トス

一、入学試験料ヲ四四五円ト算出セシハ学年始メニ第二学年以上ノ入学志願者数ヲ二八〇人トシ(第一学年

入学志願者ハ全部無試験入学ノ資格アル者ト見做シ
タリ) 補欠入学志願者ハ第一学年(中途入学ノ場合
ハ第一学年ト雖モ試験ヲ行フ) 以上ヲ一六五人トシ
合計四四五人、各一人ニツキ試験料金壹円ノ規定ナ
ルヲ以テナリ

二、入学料ヲ三七〇円ト算出セルハ学年始ノ入学者ヲ二
五五人トシ補欠入学者ヲ一一五人トシ合計三七〇
人、各一人ニツキ入学料金壹円ノ規定ナルヲ以テナ
リ

三、新入学者ノ算出上、不合格者ノ原級継続ヲ見込マザ
リシハ其数極メテ僅少ニシテ之ヲ省クモ予算上敢テ
影響ヲ及ボス程度ノ者ニ非ズト見做シタルヲ以テナ
リ

東洋大学財団寄附行為〔略〕

東洋大学財団維持員会決議録

大正十三年二月四日午後五時開会

一場所 東洋大学教授室

一出席 岡田良平、湯本武比古、古城貞吉、中島徳藏

藤村 作、広井辰太郎、石川義昌、三島定之助

安藤 弘、山川直五郎、林竹次郎、柴田甚五郎

南木性海、早川 清、池田澄達、酒井喜太郎
十六名

一欠席 安藤正純、田辺善知、富田敷純、祥雲晚成
四名

一議長 岡田良平

一議事々項

第二号議案

一京北中学校附属京北中等夜学校新設ノ件可決

(備考) 出席維持員十六名、全員一致ヲ以テ可決シ
タリ

『大正13年 学事 私立学校 第1種 東京府冊ノ61』

東京都公文書館所蔵

五六四—二 京北中学校に京北中等学校附設認可

指令案・報告案

(大正一三年二月二七日・二九日)

受子学一七七四号 判決二月廿六日

施行二月廿七日施行渡辺 浄書校舎

大正一三年二月二二日受

学務兵事課主任

知事

内務部長

学務兵事課長

指令案

財団法人東洋大学

大正十三年二月六日付申請京北中等学校設置ノ件認可ス

年月日

知事

報告案

二月廿九日施行渡辺

財団法人東洋大学理事湯本武比古申請ニ係ル京北中等学校設置ノ件本日認可候条左記事項及報告候也

年月日

知事

文部大臣宛

記

一、位置 小石川区原町京北中学校内

一、修業年限 五ケ年

一、入学資格 学則第八、九条抜萃ノコト

一、学科課程 同第六条別表抜萃ノコト

(備考)

設備、京北中学校ノ設備ヲ其ノ儘利用セントスルモ

ノニシテ理科準備室、化学実験室等アリ私立学校

トシテハ相当設備ヲ有ス

校舎ノ一棟ハ二十五年前ノ建築ニ係リ昼間教授ス

ルニ於テハ採光上遺憾ノ点アルモ夜間学校ニシテ

十六、七坪ノ教室ニ対シ五十燭光ノ電灯四個ヲ設

備スルノ計劃アレハ教授上支障ナシ

維持 本法人ハ資産約五十七万円ヲ有シ本法人設立

ニ係ル東洋大学、京北中学校、京北実業学校等ノ

現況ヨリ鑑ミルモ確實ト認ム

『大正13年 学事 私立学校 第1種 東京都冊ノ61』

東京都公文書館所蔵

五六五—一 京北中等学校廃校認可申請書

(昭和四年二月四日)

廃校ニ付申請

東京府東京市小石川区原町

京北中等学校

大正十三年二月二十七日設立御認可ノ京北中等学校ヲ昭和三年度限り左記事由ニ依リ廃校致度候間此段及申請候也

事由 現在生徒ナシ

生徒処分方法 生徒ナキガ故募集セズ

京北中等学校設立者
東洋大学財団理事

昭和四年二月四日

笹川種郎印

東京府知事 平塚広義殿

『昭和四年 学務課 私立学校 第一種 冊ノ一四一』

東京都公文書館所蔵

五六五—二 京北中等学校廃校認可案・報告案

〔昭和四年三月八日〕

受已学第一、二八八号 決判参月七日判決

行施三月八日施行川口 校舎

昭和四年三月四日^日出

学務課主任^印

知事^印

学務部長^印 学務課長^印

^印

私立学校廃校ノ件

京北中等学校設立者

東洋大学財団

昭和四年二月四日申請廃校ノ件認可ス

年月日

知事

第二案

知事

文部大臣宛

私立学校廃校ノ件報告

東京市小石川区原町所在京北中等学校ハ昭和三年度限廢

校致候条此段及報告候也

廢校事由

生徒数非常ニ少ク特ニ年ニ千数百円ノ欠損ヲ続クル

ヲ以テ止ムヲ得ス廢校セントスルモノナリ
生徒ナシ

〔昭和四年 学務課 私立学校 第一種 冊ノ一四一〕

東京都公文書館所藏

五六六 京北中学校規則改正開申書

〔昭和一〇年三月二五日〕

開申

京北中学校規則第五條第六項及第二十五條ヲ別紙ノ如ク

改正昭和十年度ヨリ実施致度候間此段及開申候也

昭和十年三月二十五日

東京都小石川区原町十九番地

京北中学校設立者

東洋大学財団理事 笹川種郎^印

文部大臣 松田源治殿

〔別紙〕

現在実施規則

第五條(第六項)

春季休業ハ三月二十日ヨリ四月七日ニ至ル

第二十五條

学年成績ノ評点ハ第一学期、第二学期及ビ第三学期ノ

成績評点ヲ平均シタル者トス

改正規則

第五条（第六項）

春季休業ハ三月二十日ヨリ同三十一日ニ至ル

第二十五条

学年成績ノ評点ハ第一学期、第二学期ノ平均成績評点

ト第三学期ノ成績評点トヲ平均シタル者トス

〔添付書類〕

京北中学校規則〔改正案〕

第一章 総 則

第一条 本校ハ明治三十二年勅令第二十八号及ビ同三

十四年文部省令第三号ニ依リ男子ニ須要ナル高

等普通教育ヲ施ス

第二条 本校ノ生徒定員ハ九百名トス

第三条 本校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長 一名 幹事 二名 教務主任 一名 学

級主任 若干名 教員 若干名 書記 若干名

第二章 学年、学期及ビ休業日

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ

終ル

第一学期ハ四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二学期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三学期ハ翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第五条 休業日ハ左ノ如シ

日曜日 大祭祝日

本校設立記念日（十月十八日）

夏季休業ハ七月二十六日ヨリ九月三日ニ至ル

冬季休業ハ十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ

至ル

〔季〕
春季休業ハ三月二十日ヨリ同三十一日ニ至ル

第三章 学科課程及ビ毎週教授時數

第六条 本校ノ学科課程及ビ毎週教授時數ハ別表ノ如

シ

第四章 入学、在学、退学及ビ懲戒

第七条 入学ハ学年ノ始ニ於テ之ヲ許可ス 但シ欠員

アルトキハ第二学期ノ始ヨリ十日以内ニ臨時入

学セシムルコトアルベシ

第八条 第一学年入学志願者ハ入学願書（書式略之）

ニ学業履歴書及ビ小学校長ノ報告書ヲ添へ差出

スベシ

第九条 満十二歳以上ニシテ尋常小学校第六学年以上

ノ課程ヲ修了シタル者ハ第一学年ニ入学ヲ許可ス

前項ノ入学志願者募集人員ニ超過シタルトキハ
主トシテ口頭試問ニヨル人物考查及ビ身体検査
ヲ行フ

第十条 第二学年以上ノ入学者ハ相当年齢ニ達シ且ツ
当該学年程度ノ檢定ニ合格シタルモノニ限ル

第十一条 他ノ中学校ヨリ転学セントスルモノハ該学校
長ノ在学証明書及ビ成績表ヲ添ヘ願出ヅベシ本
校ニ欠員アル場合ニ限り同一学年以下ニ入学セ
シムルコトアルベシ

第十二条 本校生徒ニシテ退学シタル者一ケ年以内ニ再
入学ヲ願出ヅルトキハ原学年以下ニ入学ヲ許可
スルコトアルベシ

第十三条 入学ヲ許可セラレタル者ハ直ニ保証人ヲ定メ
在学保証書(書式略之)ヲ差出シ入学料ヲ納付
スベシ

在学保証書ニ記載シタル事項ニ変更ヲ生ジタル
トキハ保証人ヨリ之ヲ届出ヅベシ

第十四条 保証人ハ東京市内若クハ本校附近ノ郡部ニ住
居ヲ有シ、一家計ヲ立テ、本人ノ監督ヲ為シ得
ベキ威權ヲ有スル成年者タルベシ

第十五条 保証人ニ週間以上其住居ヲ離レントスルトキ
ハ相当ノ代理人ヲ立テ連署ヲ以テ届出ヅベシ

第十六条 本人欠席、欠課又ハ遅刻シタルトキハ保証人

ニ於テ其事由ヲ具シ当日又ハ翌日中ニ届出ヅベ
シ 但シ本人忌服ノ場合ニハ父母母ニ対シテハ七
日以内、其他ノ近親ニ対シテハ五日以内ノ休業
ヲ認許シ欠席ト見做サズ

第十七条 保証人第十四条ノ資格ヲ喪失シタルトキ又ハ
校長ニ於テ保証人ヲ不適当ト認メ其ノ旨ヲ通告
シタルトキハ本人ハ直ニ新保証人ヲ定メ在学保
証書ヲ更新スベシ

第十八条 病氣ノ為メ引続き一週間以上欠席シタル者ハ
前条ノ届書ニ医師ノ診断書ヲ添附スベシ

第十九条 疾病其他〔他〕已ムヲ得ザル事由ニ因リ退学セント
スル者ハ保証人ヨリ願出ヅベシ

第二十條 左ノ各項ノ一ニ該当スル者ニハ退学ヲ命ズ
但シ懲戒ノ必要アルトキハ放校ニ処ス

一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル
者

一 学業劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル
者

一 入学ノ際不正ノ所為アリタル者

一 適当ナル保証人ヲ立テザル者

一 引続きニ回落第シタル者

一 出席常ナラザル者

一 届出ヲナサズ又ハ正当ノ事由ナクシテ引続

キ一箇月以上欠席シタル者

一 引続キ一箇年以上欠席シタル者

一 授業料ノ納付ヲ怠リタル者

一 校紀ヲ紊シ又ハ校風ニ副ハザル者

第二十一条 学則ニ違背シ、義務ヲ履行セズ、又ハ職員ノ命令ヲ遵守セズ、其他本校ノ体面ヲ汚辱スル行為アリト認メタル者ハ情状ノ軽重ニ従ヒ次条ノ罰科ニ処ス

第二十二条 罰科ハ分チテ謹慎、停学及ビ放校トス

謹慎ハ訓戒ヲ加ヘ、停学ハ登校ヲ停止シ熟慮反省セシメ共ニ悔悟ノ念ヲ起サシムルヲ目的トス
放校ハ退学ヲ命ジ其ノ旨ヲ公示シ非行ノ伝播ヲ防止スルヲ以テ目的トス

第五章 修業及ビ卒業

第二十三条 各学年課程ノ修業及ビ全学科ノ卒業ヲ認ム

ルニハ平素ノ操行及ビ学業成績ヲ考查シテ之ヲ定ム

第二十四条 操行ハ甲乙丙丁ノ四等ニ分チテ評定シ学業

成績ハ評点ヲ以テ之ヲ表示シ一百ヲ満点トス

第二十五条 学年成績ノ評点ハ第一学期、第二学期ノ平

均成績評点ト第三学期ノ成績評点トヲ平均シタル者トス

第二十六条 学年成績評点ニ於テ操行丙以上、各学科目

四十点以上、総平均六十点以上ヲ得タル者ヲ合格者トス

格者トス

第二十七条 学年成績評点ニ於テ操行甲、各学科目七十点以上、総平均九十点以上ヲ得タル者ヲ優等トス

第二十八条 全学科ヲ卒業シタル者ニハ卒業証書（書式略之）ヲ授与ス

第六章 入学料、入学考査料及ビ授業料

第二十九条 入学考査料ハ金貳円也入学願書ト共ニ納付スベシ

入学料ハ金參円也入学許可ノ際在学保証書ト共ニ納付スベシ

授業料ハ月額金六円貳拾銭也 毎月授業開始後七日以内ニ其月分ヲ納付スベシ

第三十条 本校ニ在籍中ハ出席ノ有無ニ関セズ授業料ヲ納付スベシ

第三十一条 既ニ領収シタル入学料、入学考査料及ビ授業料ハ之ヲ還付セズ

第六章 附 則

第三十二条 本則施行ニ関スル細則ハ校長之ヲ定ム

校則施行細則

第一 学年略歴

第一条 本校ノ学年略歴ハ左ノ如シ

四月四日	入学式
四月五日	始業式
四月下旬	生徒身体検査 天長節祝賀式
四月二十九日	靖国神社例祭（臨時大祭執 行ノ際ハ之ニ代フ）
五月 中	春季修学旅行
六月 一 日	夏服着用
九月 四 日	第二学期始業式
十月 一 日	冬服着用
十月十八日	本校設立記念日
十月 中	秋季修学旅行
十月二十三日	靖国神社例祭（臨時大祭執 行ノ際ハ之ニ代フ）
十月三十日	勅語奉読式
十一月三日	明治節祝賀式
十二月 中	保証人会

一月 一 日 新年祝賀式

一月 八 日 第三学期始業式

二月十一日 紀元節祝賀式

三月 六 日 地久節

三月 中 旬 証書授与式

三月 下 旬 学年終了式

第二 入退学

第二条 他校ヨリ転入学ヲ願出デタル者ニ対シテハ其
学力ヲ檢定ノ上之ヲ許可ス

第三条 入学後一学期以上ヲ経過シ学業成績ヲ有スル
モノニ非ザレバ他校ニ転学ノ手續ヲナサズ

第四条 操行ノ等位ハ教員商議ノ上之ヲ定ム

第五条 一学年授業日数ノ三分ノ一以上欠席シタルモ
ノハ進級スルヲ得ズ中途入学シタル者モ亦之ニ
準ズ 但シ已ムヲ得ザル事情アリト認メタル者
ハ詮議ノ上進級セシムルコトアルベシ

第六条 学期成績評点ノ発表ハ甲乙丙丁ノ符号ヲ以テ
ス

甲八十点以上、乙六十点以上、丙四十点以上、
丁三十九点以下

第七条 学期及ビ学年ノ成績并ニ勤惰ハ通告表ニ記入

シテ保証人ニ通告ス

第四 賞 罰

第八条 学年成績優等ナル者ニハ賞状ヲ授与ス

第九条 一学年間欠席欠課遅刻ナキ者ニハ精勳賞状ヲ授与ス

第十条 三学年以上本校ニ在学シ各学年ノ成績優等ナル者ニハ卒業ノ際賞牌ヲ授与ス

ル者ニハ卒業ノ際賞牌ヲ授与ス

第十一条 在学中四回以上精勳賞状ヲ得タル者ニハ卒業ノ際賞牌ヲ授与ス

ノ際賞牌ヲ授与ス

第十二条 欠席欠課遅刻シタル者無届ナルトキハ操行ノ

等位ヲ降ス、遅刻遺忘等数回ニ亘ル者亦同ジ

第十三条 懲罰ヲ受ケタル者ニハ向後戒慎スベキ旨ノ誓

書ヲ差出サシム

第五 生徒心得

第十四条 本校生徒ハ須ク左ノ事項ヲ遵守スベシ

一 勅語ノ 聖旨ヲ奉体スルコト

一 校則及ビ時々ノ揭示ヲ遵守シ教師ノ命令ニ

服従スルコト

一 教師ニ対シテハ校ノ内外ヲ問ハズ敬礼スル

コト

一 生徒間ニハ互ニ礼節ヲ守ルコト

一 登校ノ際ニハ本校ノ制装ヲナスコト

一 登校ノ際ニハ用書及ビ用具ノ携帯ヲ忘レザルコト

一 授業ニ必要ナキ図書器具等ヲ携帯セザルコト

ト

一 小刀「ナイフ」類ヲ携帯セザルコト

一 一切ノ所持品ニハ規定ニ従ヒ記名スルコト

一 始業時間前十分乃至三十分ノ間ニ登校シ朝

礼ニ参列スルコト

一 疾病又ハ止ムヲ得ザル事由アルニアラザレ

バ欠席欠課又ハ遅参セザルコト

一 登校後疾病又ハ事故ノ為メ欠課セントスル

トキハ主任教員又ハ生徒監ノ許可ヲ受クル

コト

一 教室出入ノ際ハ組長ノ指揮ニ従ヒ行進スル

コト

一 授業ノ始終毎ニ教師ニ対シテ立礼スルコト

一 教室ニアリテハ静肅ヲ旨トシ言動出入教師

ノ許可ヲ受クベク且答弁又ハ質問スルトキ

ハ直立シテ発言スルコト

一 諸勤務ニ服スル際ハ其任務ヲ果スコト

一 休憩時間中ハ許可ヲ得ズシテ教室内ニ留マ

リ又ハ出入セザルコト

- 一 正課時間中ハ許可ヲ得ズシテ門外ニ出デザルコト
- 一 建物器具又ハ揭示ヲ毀損セザルコト若シ毀損シタルトキハ直チニ其旨届出ヅルコト
- 一 何レノ場所ニモ楽書セザルコト
- 一 暖房装置ニハ一切触レザルコト
- 一 水道栓ヲ濫ニ使用セザルコト
- 一 校舎、校庭ヲ清潔ニスルコト
- 一 備付ケタル壺ノ外ニ痰唾ヲ吐カザルコト
- 一 構内ノ樹木ヲ傷ヒ其他庭園ノ風致ヲ害スル如キ所行ヲナサザルコト
- 一 石又ハボール等ヲ投ジ口笛ヲ吹キ其他凡テ危険喧噪ノ所為ヲナサザルコト
- 一 一定ノ場所及ビ時間外ニ食事ヲセザルコト
- 一 校ノ内外ヲ問ハズ飲酒喫煙セザルコト
- 一 学校往復ノ途次他処ニ立寄り時間ヲ空費セザルコト
- 一 制装及ビ用具ハ總テ質素ヲ旨トシ奢侈ニ流レザルコト
- 一 生徒ニ不相応ナル多額ノ金錢ヲ携帯セザルコト
- 一 用書用具被服金錢等ヲ貸借セザルコト

第十五条

- 一 許可ナクシテ贖金シ集會シ又ハ雜誌類ヲ発行セザルコト
 - 一 凡ソ行為者ノ不明ナル出来事ニ對シテハ之ニ關係アル組ノ生徒一同其責ニ任ズルコト
 - 一 本校生徒ニ非ザル者ヲ妄ニ校内ニ伴ハザルコト
 - 一 和服ニテ外出ノ際ハ制帽及ビ袴ヲ着用スルコト
 - 一 頭髮ノ長サハ常ニ五分以内タルコト
 - 一 總テ下宿屋ニ止宿セザルコト
 - 一 生徒トシテ恥ツベキ所行ハ一切為サザルコト
- 第六 父兄保証人心得
- 一 父兄保証人ノ注意セラルベキ事項左ノ如シ
 - 一 家庭ト学校トノ連絡ヲ図リテ子弟教育ノ効果ヲ挙ゲン事ヲ期セラルベキコト
 - 一 父兄保証人会ニハ必ず出席シ且ツ時々本校ヲ參觀シテ子弟ノ修學品行ノ実状ヲ知悉セラルベキコト
 - 一 子弟ノ身上ニ関シテ本校ヨリ照會シタルトキハ必ず報告セラルベキコト
 - 一 子弟ノ特性及ビ家庭ニ於ケル行動ニシテ本

- 校教育ノ参考トナルベキコトハ詳細ニ報道セラレタシ
- 一 子弟ノ欠席、欠課、遅刻セザルヤウ注意シ若シ止ムヲ得ズシテ之アルトキハ当日又ハ翌日中ニ必ズ届出デラルベキコト(郵便ニテ届出ヅル場合ニハ葉書ニテ差支ナシ)
- 一 早退ハ授業ニ堪ヘ難キ急病ノ外ハ一切許可セザル規定ナレバ止ムヲ得ザル事故アル場合ニハ予メ届出デラルベキコト
- 一 身体ノ故障ニヨリ体操、教練及ビ武道ノ実習ヲ為スコト能ハザル者ハ保証人ヨリ願ヒ出デラルベキコト
- 一 授業料及ビ校友会費等ハ期間内ニ必ズ納付セラルベキコト若シ滞納ノ際ハ其ノ登校ヲ停止スルコトアルベシ
- 一 家庭ニ於テ子弟ヲシテ平素秩序正シキ生活ヲナス習慣ヲ作ラシメラルベキコト
- 一 復習予習ハ固ヨリ運動娯楽起臥飲食等ノ時間ヲ一定シ諸事放漫ニ流レザルヤウ注意セラルベキコト
- 一 健康ニ益ナク悪弊ニ陥リ易キ遊戯娯楽ヲ避ケ健全ナル運動遊戯ヲ奨励セラルベキコト
- 一 小説雜誌類ハ其ノ選択ヲ嚴ニシ少年青年ニ悪感化ヲ及ボス恐アルモノハ濫ニ手ニセシメザルヤウ注意セラルベキコト
- 一 飲酒喫烟ハ勿論総テ不規則ナル間食ヲナサシメザルヤウ注意セラルベキコト
- 一 劇場、活動写真館、寄席及ビ飲食店等ニハ立寄ラシメザルヤウ注意セラルベキコト
- 一 居間机辺衣服靴履具等ノ整頓ハスベテ自身ニナサシメ輕々シク他ニ依頼スル習慣ヲ作ラシメザルヤウ仕向ケラルベキコト
- 一 言語挙動ノ野卑ニ流レザルヤウ注意セラルベキコト
- 一 通学ノ際ハナルベク電車等ニ頼ラズ徒歩セシメラルベキコト
- 一 服装用具等スベテ質素ヲ旨トシ奢侈ニ流レザルヤウ注意セラルベキコト
- 一 朋友ノ良否ニ注意セラルベキコト
- 一 生徒相互間ノ金錢及ビ物品ノ貸借ハ最モ嚴重ニ制止セラルベキコト
- 一 学校ニテ臨時ニ金錢ヲ要スル場合ニハ之ヲ通知スベキヲ以テ平素濫ニ金錢ヲ与ヘザルヤウ注意セラルベキコト

一 修学旅行及見学等ニハ参加セシメラルベキコト

一 生徒ニハ一切下宿ヲ許サザル規定ナレバ父兄保証人ノ宅或ハ監督嚴重ナル塾舎等ヨリ通学セシメラルベキコト

一 生徒若シ伝染病ニ罹リタルトキハ速ニ届出デラルベク又回復セントキハ医師ノ診断書ヲ添ヘテ届出ラルベキコト

一 生徒同居ノ家族中ニ伝染病者アルトキハ直ニ届出デ出校ヲ遠慮セシメ回復又ハ消毒済ノモノハ医師ノ証明ヲ得テ出校セシメラルベキコト

一 以上ノ外本校々則及ビ細則ノ各項ニ注意セラルベキコト

第七 組長副組長

第十六条 各組ニ組長、副組長各一名ヲ置キテ其組ヲ整理セシム

第十七条 組長副組長ハ校長之ヲ任命ス

第十八条 組長副組長ノ任期ハ一学期トス

第八 制 装

第十九条 本校生徒ノ制装ハ左ノ如シ(詳細ハ別紙服装規定ヲ参照スベシ)

一 帽 黒羅紗、海軍形

一 服 立襟背広 夏服ハ霜降り小倉、冬服ハ黒ヘル、又ハ小倉、襟ノ高サ三糎乃至四糎

一 鞋

一 外套 黒羅紗又ハ黒ヘル

一 靴 黒革編ミ上ゲ

一 校内靴 ゴム底白ズツク製

一 帽、服、外套ニハ本校所定徽章及ビ釦ヲ附クベシ

第二十条 組長副組長ニハ白線袖章ヲ附セシム

第二十一条 止ムヲ得ザル事由ノタメ制装ヲナスコト能ハザル時ハ予メ願出デテ許可ヲ受クベシ

第二十二条 前条ノ許可ヲ得タル者ハ筒袖衣、袴ヲ着用シテ登校スベシ

〔次頁につづく〕

表間時授教程課科学

時間合計	体操	作業	音楽	図画	理科	数学	地理	歴史	英語	漢文	国語	公民	修身	学科	学年
														ノ要旨	人倫道德
	教練	体操 武道		自在画	一般理科	数学	本邦地理	国史	綴字 解方 会話 習字	綴字 読方 書取 習字	講読 書取 作文 書讀及漢 字交り文			第一学年	毎週
三二	五	二	一	一	二	四	一	二	六	七			一	第二学年	毎週
	同上			同上	博物 物理及化学	数学	本邦地理	東洋史	綴字 書取 会話 習字	綴字 解方 書取 会話 習字	講読 書取 同上		同上	第三学年	毎週
三二	五		一	一	三	四	二	一	七	七			一	第四学年	毎週
	同上			自在画 用器画	博物 物理 化学	数学	外国地理	同上 西洋史	文法 同上	同上 習字 同上	講読 文法 作文 漢字交 り文		同上	第五学年	毎週
三四	五			一	五	六	一	二	七	六			一	第六学年	毎週
	同上			用器画	博物 物理 化学	数学	同上	西洋史	綴字 文法 書取 会話 作文	綴字 解方 書取 習字	講読 作文 同上		同上	第七学年	毎週
三四	五			一	五	五	一	二	七	五		二	一	第八学年	毎週
	同上			同上	物理 化学	代数 幾何 三角法	地理通論	国史 西洋史	同上	講読 作文 同上			同上	第九学年	毎週
三四	五			一	四	六	三		七	五		二	一	第十学年	毎週

服装規定及注意

京北中学校

一、制服 冬服地ハ黒紺色ノ「ヘル」又ハ小倉織、夏服地ハ霜降小倉織トス。

形状、普通学生形ノ立襟トシ「ボケツト」ハ左胸部ニ一、右裏ニ一、下部両側ニ各一個ヲ附ス。

襟章、右襟ニ年級ヲ現ハス数字、左襟ニ中(中学生)実(実業学校)字ヲ附ス。

二、帽 黒絨、海軍形、裏ハ黒毛織子トス。夏服着用ノ期間ハ之ニ白色ノ日覆ヲ附スルモノトス又体操及ビ運動ノ時ニハ所定ノ運動帽ヲ用フ。

三、外套 黒紺絨ノ普通学生形トシ、裏ハ黒色毛織子トス。(襟ニビロード又ハ毛皮等ヲ附スルヲ得ズ)

四、脚絆 黒色巻「ゲートル」トス。教練、遠足、修学旅行等ノ際使用スルモノトス。

五、靴 往復用ノモノハ黒色ノ革製編上トシ、靴底ハ平底(普通ノ底)トス。校内ニ於テハ必ず所定ノ校内靴ヲ使用スベシ。護謄製長靴ハ雨雪天等ノ場合往復時ニ限り使用スルコトヲ得。

六、靴袋 往復用靴ノ保管並ビニ校内靴携行ノタメ所定ノモノヲ用フ。

七、「シャツ」 体操及ビ運動用ニシテ白地木綿半袖、折襟トシ、左胸部ニ所定ノマークヲ附ス。白若クハ白ニ近キ薄色ノ「ツック」製トス。

八、靴 九、教練ズボン 褐色木綿製長袴トス。

十、帯 革 黒色革製ニシテ前金ニ学校ノ徽章ヲ附ス。

十一、背負袋 黒色木綿製トス。

十二、総テ服装及所持品ハ質素ヲ主トシ、華美ニ流レ流行ヲ逐ヒ異様ニ見ユルモノヲ使用スベカラズ。

十三、制服又ハ靴ヲ修理ノタメ一時使用シ得ザルトキハ此ノ旨届出ヅルモノトス。

十四、新入学生ハ四月中和服着用ニテ通学スルコトヲ得、五月一日ヨリハ必ず制服着用ノコト。但シ夏服ニテ差支ナシ。

服装図解

〔次頁につづく〕

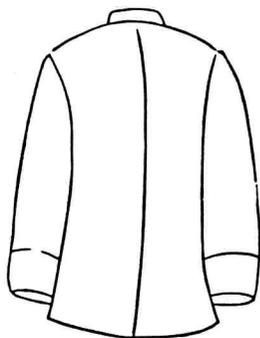
服 制

一、腰廻リハ成ルベク緩カニスルコト
 二、裾口ノ折返ヲ禁ズ



一、裏地ハ黒若クハ黒紺色トス
 二、左胸ノ「ポケット」ハ概ネ乳ノ高サトス
 三、襟ハ成ルベク裕ニシ高サ一寸乃至一寸二分トス

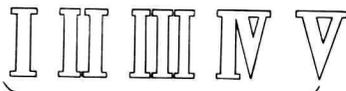
分二寸一至乃寸三約頂



間約一分



襟 徽 章



右襟ニ附スル
 学年ノ数字



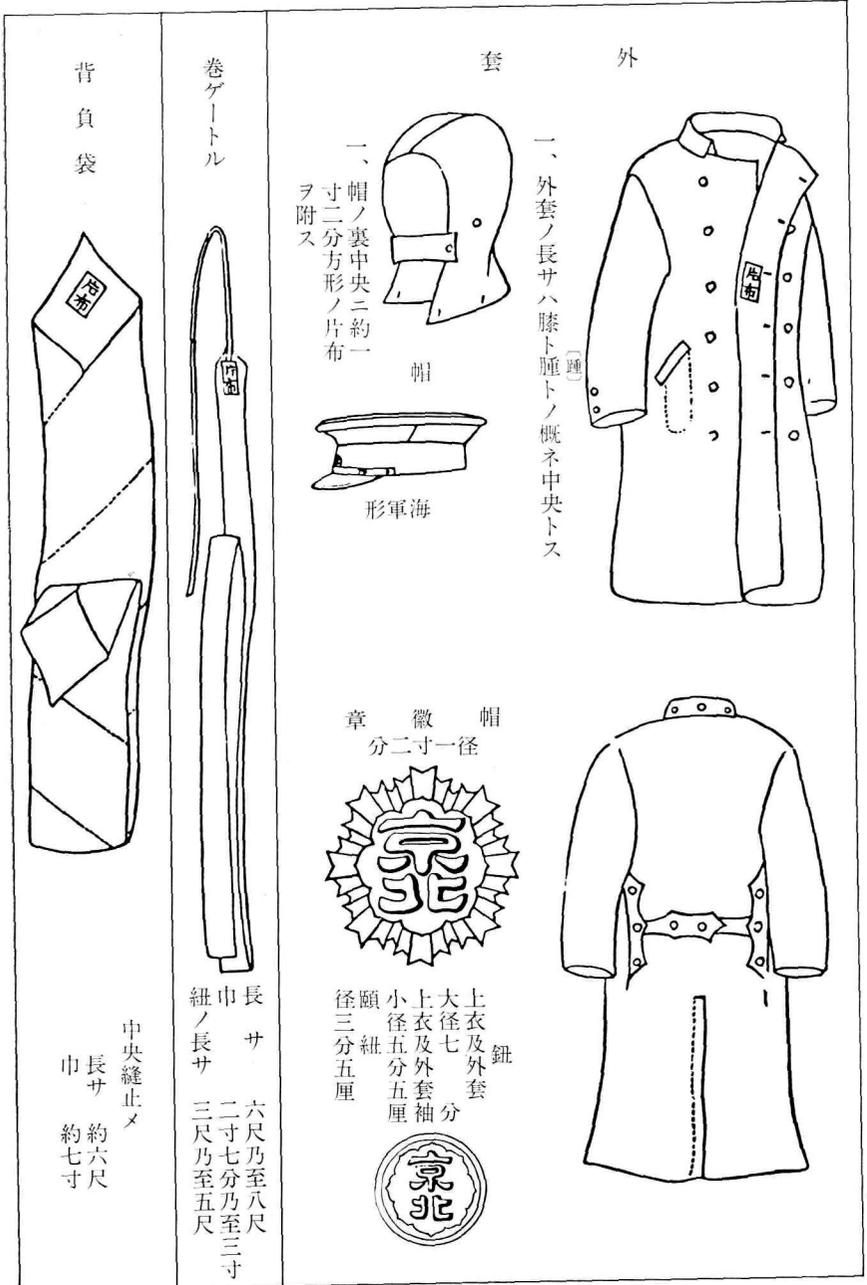
実業学校



中学校

四分

左襟ニ附スルモノ



所持品ノ記名

一、書物 卷末ノ表紙裏ニ校名、級、組、姓名ヲ記

スルコト

二、靴 特ニ記名スル箇所アルモノハ其処ニ、然

ラザルモノハ蓋下ノ中央ニ約横一寸縦一寸七分ノ白布ヲ附シ記スルコト

三、洋傘 柄ノ上部ニ小サク記名ノ標識ヲ付クルコト

ト

四、其他ノ所持品モ総テ記載例ニ従ヒ記名スルコト

五、記名ハ総テ毛筆ニテ黒書スルコト

片布ノ記載例

京北(中一七)

井上一郎

本校指定ノ制服調製所及靴店左ノ如シ

本郷区曙町一番地

横山洋服店

小石川区原町四番地

(電話大塚一五九) 学校正門側白山(向七軒目)

服部洋服店

小石川区原町六番地

高山靴店

『自大正13年12月 高千穂中学校 聖学院中学校 第22ノ23冊
至昭 18年11月 京北中学校 足立中学校 東京府』

国立公文書館所蔵

五六七 私立京北尋常中学校入学募集広告

(明治三十一年一月)

●入学募集

私立京北中学 不日建築落成の上開校すべし規則入用の

向は東京駒込字鷄声ヶ窪哲学館構内京北中学宛にて郵券二銭寄送あれ

右設立者兼校長井上円了●補佐及教員湯本武比古●其外

文学士理学士数名

漢学専修科 目下入学募集志願者は郵券二銭相添東京駒

込鷄声ヶ窪哲学館へ照会すべし

新年旅行 欠札 哲學 館主 井上円了 に付年賀

『東京日日新聞』第八一六六号(明治三十一年一月二日)

五六八 私立京北尋常中学校入学募集広告

(明治三十二年二月)

私立京北尋常中学校

別に監督学舎を置いて遠路の者に止宿を許す●保証人は必ずしも東京居住を要せず

今般新築落成に付至急入学募集

二月廿六日前入学は無束修三月中は束修半額四月一日以後は全額を納むべし

右設立者 井上円了 兼校長 湯本武比古 兼教員

其他文学士辰巳小次郎理学士杉谷佐五郎文学士黒川雲登等の諸氏も輔佐兼教員として尽力せらるゝ事を約す●規則入用は郵券二銭送れ

●東京市小石川区 原町字鶏声ヶ窪 京北尋常中学校
『東京朝日新聞』第四五一九号 (明治三十二年二月一日)

五六九 私立京北尋常中学校開校予告

(明治三十二年二月)

●京北尋常中学校
井上円了氏は予てより学友の輔佐協力を得て小石川鶏声ヶ窪なる哲学館の構内へ尋常中学校舎を新築中なりしが明五日落成式を行ひ来二十六日開校式を挙行し三月一日より授業を始むる由

『東京朝日新聞』第四五二三号 (明治三十二年二月五日)

五七〇 私立京北尋常中学校開校廣告

(明治三十二年二月)

京北中学開校廣告

本年二月廿六日開校、四月一日ヨリ中学第一年級ヨリ第四年級ニ至ル迄ノ各級授業ヲ始ム

校長居室ニ監督舎ヲ設ケ幼年子弟ノ入舎ヲ許ス

規則入用者ハ左ノ名宛ニテ郵券二銭ヲ寄送セヨ

明治三十二年二月 東京市小石川区原町 字鶏声ヶ窪 京北中学校

右校長(文学博士)井上円了 同輔佐(高等教育会議員)

湯本武比古 同上(理学士)杉谷佐五郎

『哲学館々外員規則即講義録規則』

第二節 運 営

五七一 井上円了と湯本武比古等七名との

京北中学校長退任に関する契約書

(明治三十八年一月二十九日)

④—④—④
④—④—④
参銭
契約書

一井上四了腦患ニテ静養ヲ要スルニ付明治三十八年十二月限り京北中学校長ノ職ヲ辞シ湯本武比古後任者トナリ明治三十九年一月ヨリ校長ノ事務ヲ取扱フ事但其発表ハ一月八日トス

一京北中学校経営ノ全權ハ井上四了ヨリ左ノ七名ノ維持員ヲ指定シテ之ニ一任ス

湯本武比古

杉谷佐五郎

田中 治六

三島定之助

安藤 弘

三石 賤夫

神崎 一作

一維持員ノ定員ハ七名トシ内五名ハ哲学館大学出身者ヲ以テ之ニ充テ式名ハ出身ノ如何ヲ問ハズ京北中学校ニ功勞アルモノヲ以テ之ニ充ツ若シ哲学館大学出身者中ニ適任者五名ナキ場合ハ他ノ出身者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

一教職員ノ進退ハ総テ維持員会ノ議決ニヨル事

一井上四了ハ退職後名誉校長トナリ重大事件ノ顧問ニ成ズル事

一京北中学校現在ノ資産ハ

校舎ノ部

知号 旧教室兼事務所二階立建坪七十八坪五合四勺
利号 教室二階立(旧教室ノ南)建坪四拾六坪壹合九勺壹才

奴号 理化博物特別教室建坪五拾壹坪

留号 生徒控所建坪式十七坪

遠号 柔道々場建坪三十坪

曾号 生徒便所三坪式合五勺

津号 小使控所六坪

公債ノ部

整理公債額面式千円也

現金ノ部

金壹千貳百參十八円五十八銭也 鴻池銀行預入

金壹千七百五十四円四十九銭也 安田銀行預入

右ハ資金トシテ積立

金四百九十參円參銭也 三菱銀行預入

金壹百四拾壹円七十式銭也 東海銀行預入

右ハ教職員賞与及暑中八月俸給トシテ積立

金六百參拾六円九拾式銭也 本郷商業銀行預入

金五拾七円七拾壹銭參厘 現在金

右ハ毎月ノ支払ニ用フ

金百伍拾八円五拾八銭也 校友会貸付金

立替ノ部

金五百円也

京北幼稚園建築費立替

一井上円了創立以来ノ功劳ニ対シ資産中整理公債額面式千円ヲ割与スル事

一京北幼稚園立替金五百円ハ同園ヘ寄附スル事

一右式項ヲ除キ其他ノ資産ハ姓名書替ト同時ニ井上円了ヨリ維持員ニ引渡ス事

一維持員中ヨリ会計主任ヲ選挙シテ出納保管ノ任ニ当ラシメ校長之ヲ監督スル事

一維持員会長ハ校長之ヲ兼ヌル事

右契約書ハ式通ヲ認メ尨通ハ井上円了之ヲ所持シ

尨通ハ維持員ノ方ニテ所持スル事

明治参拾八年拾貳月貳拾九日

井上 円了[㊟]

湯本武比古[㊟]

杉谷佐五郎[㊟]

田中 治六[㊟]

三島定之助[㊟]

安藤 弘[㊟]

三石 賤夫[㊟]

神崎 一作[㊟]

東洋大学附属図書館所蔵

五七二 私立京北中学校設立者變更願書写

〔明治三十九年一月一七日〕

設立者變更願

私立京北中学校設立者タル井上円了病氣ニテ退隱スルニ付設立者ノ名義ヲ湯本武比古、杉谷佐五郎、田中治六、三嶋定之助、安藤弘、三石賤夫、神崎一作ノ七名ニ譲リ自今此七名ニテ全校ノ経営ヲ引継クコトニ内定仕候尚七名中湯本武比古ヲ以テ代表者トスルコトニ申合候就テハ前述ノ如ク設立者變更御許可被成下度奉願上候也

明治卅九年一月十七日

私立京北中学校 設立者 文学博士井上円了

右 後継者

湯本

杉谷

田中

三嶋

安藤

三石

神崎

文部大臣 侯爵西園寺公望殿

東洋大学附属図書館所蔵

第三節 施設

五七三一— 私立京北中学校設備變更認可申請書

〔明治三十九年二月二日〕

申請書

今般教授、管理及事務ノ都合上左ノ通り設備變更仕度候間御認可被成下度別紙図面相添へ此段御願申上候也

一 旧生徒控所一棟 長九間 横三間 惣坪二拾七坪 移転建設

一 雨天体操場一棟 長十二間 横五間 惣坪六拾坪 新設

一 生徒控所一棟 長三間 横二間 惣坪六坪 新設

一 事務所建増 長二間 横一間五寸 惣坪貳坪二合三勺 建増新設

以上

京都市牛込区市ヶ谷砂土原町三ノ二三住

明治卅九年二月拾二日 私立京北中学校長 兼同校設立者代表者 湯本武比古^御

東京府知事 男爵千家尊福殿

〔別紙〕

〔京北中学校校舍図面三葉略〕

〔明治卅九年 文書類纂 学事〕

東京都公文書館所蔵

五七三一— 私立京北中学校設備變更認可案・

報告案〔明治三十九年三月一九日〕

受午二甲一三四六号 判決三月十七日 施行三月十九日

第一種第五類 校舎^御 校舎^御

明治卅九年三月十四日受 第二部学務課主任属秋元雄治^御

知事〔代理〕^御

第二部長^御

学務課長^御

私立中学校々舎變更認可

〔朱書〕 午二甲一三四六号二

京都市小石川区原町

私立京北中学校設立者

湯本武比古

明治三十九年二月十二日付願其校々舎變更ノ件認可ス

年月日

知事

第二案

〔朱書〕 同号三

府下京都市小石川区原町私立京北中学校々舎變更ノ件左

記ノ通願出候ニ付本月 日認可ヲ与へ候条別紙図面相添附

此如及報告候也

年月日

知事

文部大臣宛

(左記)

- 一、旧生徒控所一棟 移転(現形ノ儘移転スルモノ
ナレバ四面ヲ添附セズ)
- 一、雨天体操場一棟 新設
- 一、生徒控所一棟 新設
- 一、事務所建増 建増新設

以上

『明治卅九年 文書類纂 学事』

東京都公文書館所蔵

明治四十年十月十日

東京府私立京北中学校長
私立京北中学校設立者代理 湯本武比古 叩

東京府知事 男爵千家尊福殿

右願出候ニ付奥印候也

明治四十年十月十一日

東京市小石川区長 須崎緝作 叩

〔別紙〕

〔私立京北中学校校舍図面五葉略〕

『明治四十年 文書類纂 第一種 学事』

私立学校 第五

東京都公文書館所蔵

五七四―一 私立京北中学校校舍設備變更認可

申請書 (明治四〇年一〇月一〇日)

申請書

今般教授ノ必要上左ノ通り校舍設備變更致シ度候間御認
可被成下度別紙図面相添へ此段奉願候也

一、二階建増築 長七間二尺
横四間

階上教室 長七間二尺
横四間 惣坪数二十九坪三合三勺余

階下銃器室 長五間
横三間 惣坪数十五坪

同 器具室 長三間
横二間 惣坪数七坪

同 廊下 長七間二尺
横一間 惣坪数七坪三合三勺余

右木造、マルソイド葺屋根

五七四―二 私立京北中学校校舍設備變更認可案

・報告案 (明治四〇年一月一八日)

受未学甲一一八八号 決判十一月十六日 行十一月十八日

校舎 第一種 第八卷類

明治四十年十一月十四日 出

内務部学務課主任 属秋元雄治 叩

知事 事務官 叩

内務部長 学務課長 叩

私立中学校々舎増築認可可按

〔朱書〕
未学申一一八八号二

東京市小石川区原町

私立京北中学校設立者

井上円了

明治四十年十月十日付願其ノ校々舎増築ノ件認可ス
年月日 知事

第二案

〔朱書〕
同号三

本府東京市小石川区原町私立京北中学校ヨリ校舎増築ノ
件別記之通認可願出ニ付本月 日認可ヲ与ヘ候条函面添
附此段及報告候也
年月日 知事

文部大臣宛

〔別記〕

- 一、二階建増築 長七間二尺
横四間 惣坪数二十九坪三合三勺余
 - 階上教室 長七間二尺
横四間
 - 階下銃器室 長五間
横三間 惣坪数十五坪
 - 器具室 長三間
横二間二尺 惣坪数七坪
 - 廊下 長七間二尺
横一間 惣坪数七坪三合三勺余
- 右木造、マルソイド葺屋根

〔明治四十年 文書類纂 第一種 学事

私立学校 第五〕

東京都公文書館所蔵

五七五——京北中学校校舎増築許可申請書

〔大正一一年一〇月二六日〕

校舎増築申請

京北中学校教室不足ノ為メ別紙仕様書及ビ図面ノ如ク校
舎一棟増築致度候間御許可被下度此段申請仕候也

東京市小石川区原町

東洋大学財団理事

大正十一年十月廿六日

湯本武比古

東京府知事 宇佐美勝夫殿

〔別紙〕

目録

- 仕様書 一通
- 配置図 一通
- 設計全図 二通
- 軸組表 一通
- 地形詳細図 一通
- 仕様書

様式 洋風

構造 外部ハ木造軸組上見張、内部ハ腰羽目ペンキ塗

壁漆喰塗トス 窓ハ上下窓ヲ使用シ建具ハ米松材
ペンキ塗又ハ渋塗トス

屋 根 形状 切妻 勾配 五寸 屋根葺
材料 瓦

基礎 割栗混凝土地形トシ外壁下ハ大谷石ヲ独立柱

下ハ煉瓦積ヲ使用ス(図面参照) 第一階床ハ

(五) 玉石地形トス

軸 組 外壁ハ土台桧五寸角、柱杉押五寸角、門柱柱

三割、筋違同上、窓楣柱同材トス間仕切壁ハ

土台桧挽立四寸角、柱杉押大四角 胴差押大

四角、(四) 門柱柱三割、筋違五寸板割トス

床構造 小梁大梁ハ米松材ヲ使用シ根太ハ五寸敷居木

一尺五寸間、床張ハ米松椽子張トス梁根太ノ

配置及ビ寸法ハ図画ノ通り

小屋構造 西洋小屋使用材料ハ米松ニシテ寸法形状ハ図

面ニ示ス

配置図 一枚〔略〕

設計全図 二枚〔略〕

軸組表 一枚〔略〕

地形詳細図一枚〔略〕

『大正十一年 学事 私立学校 第一種 冊ノ六七』

東京都公文書館所蔵

五七五—二 京北中学校校舍増築認可指令案・

報告案〔大正一一年一月四日〕

受取学甲九四五三号 判十一月四日

施行十一月四日施行多良 校舎^① 第一号第五類

大正一一年一月二日受 日 出 学務兵事課主任^①

内務部長^① 学務兵事課長^① ^①

指令案

東洋大学財団理事 湯本武比古

大正十一年十月二十六日付申請京北中学校校舍増築ノ件

認可ス

年 月 日 知事

報告案

京北中学校々舎増築ノ件本日認可候条図面ヲ具シ此段及

報告候也

年 月 日 知事

文部大臣宛

(備考)

瓦葺二階建校舎ヲ新築セントスルモノニシテ支障ナキ

モノト認ム

『大正十一年 学事 私立学校 第一種 冊ノ六七』

東京都公文書館所蔵

五七六一— 京北中学校校舍改築許可申請書

〔大正一三年三月二八日〕

申請

小石川区原町東洋大学財団理事

大正十三年三月二十八日

湯本武比古[㊟]

東京府知事 宇佐美勝夫殿

京北中学校物理学教室及ヒ化学教室、設備不十分ノ点アルヲ以テ今般該建物ヲ取壊シ新ニ木造二階建一棟ヲ築キ階下ニ物理学教室、同準備室、化学教室、同準備室ヲ置キ階上ニ普通教室三個ヲ設ケ度候間御許可被下度別紙設計書及図面（五葉）ヲ添へ此段申請仕候也

〔別紙〕

設計書

様式 洋風二階建

内外構造上
外部ハ根石大谷石壁下見板張洩塗仕上、窓障子入口扉木造腰羽目張、壁白漆喰塗、天井木造天
井、窓硝子、入口扉ハ木造白木 硝子ハ全部並
要等
板トス

屋根 形状四注 勾配六寸五分

基礎

屋根葺材料 瓦葺
根伐三尺八寸割栗混泥土地形トス 地耐力ハ一平方尺ニツキ〇、三五噸（英）トス

軸組

外壁土台樞五寸角、柱米松四寸五分角、間柱柱三ツ割、筋違杉板割胴差四寸五分、七寸

床構造

間壁土台柱共ニ米松三寸五分角以下右ニ準ズ
一階床混泥土床厚三寸 モルタル塗仕上トス
二階床張米松^緑子板張 根太五寸敷居木梁材ハ

小屋構造

全部米松材ヲ使用大サ組分図面参照
キングポスト 合掌四寸八分、真束四寸角
方丈四寸角 陸梁四寸六寸

雑事項

排水設備

母屋四寸五分角 樞二寸角一尺五寸間
雨水及一階排水ハ糞引土管ヲ以テ煉瓦積溜枳
ニ導キ在来下水ニ排泄スルモノトス

附屬設備

水道ハ一階各室ニ一箇所ツ、之ヲ設ケ給水排水共鉛管ヲ用ヒ洗場ハ鉛板張トス

瓦斯ハ物理、化学、各準備室内ニ一箇所化学教室内ニ教員及生徒用トシテ二十一箇所ヲ設ク

京北中学校々舎改築配置図〔略〕

京北中学・東洋大学校舎配置図〔略〕

〔大正13年 学事 私立学校 第1種 東京府冊ノ五九〕

東京都公文書館所蔵

京北中学校々舎添付図ノ通り改築ノ件本日認可候条此段
及報告候也

年月日

知事

五七六―二 京北中学校校舎改築認可指令案・

通牒案・報告案

〔大正一三年四月七日〕

文部大臣宛

〔大正13年 学事 私立学校 第1種 東京府冊ノ五九〕

東京都公文書館所蔵

受子学第四〇八八号 判四月五日 施行四月七日 校舎

大正一三年四月四日出 学務兵事課主任

五七七 京北中学校校舎増築竣功報告書

〔大正一三年六月六日〕

指令案

内務部長 学務兵事課長

第三七号

財団法人東洋大学

東京市小石川区原町十九番地

大正十三年三月二十八日付申請京北中学校々舎改築ノ件

京北中学校設立者

認可ス 年 月 日 知事

大正十三年六月六日 東洋大学財団理事 湯本武比古

年 月 日 知事

東京府知事 宇佐美勝夫殿

通牒案

校舎増築竣功ノ件報告

年 月 日 部長

大正十三年三月二十八日申請同年四月七日貴発子学第四

京北中学校設立者宛

校舎改築ノ件

〇八八号ヲ以テ建築認可相成候京北中学校々舎増築竣功

客月二十八日付ヲ以テ標記ノ件申請ノ処平面図尚一葉ヲ

要シ候条折返シ御提出相成度

〔大正十三年 学事 私立学校 第1種 府冊ノ五五〕

東京都公文書館所蔵

報告案

五七八―一 京北中学校校舍増築許可申請書

〔昭和四年八月三一日〕

東京市小石川区原町

昭和四年八月卅一日

東洋大学財団理事
京北中学校設立者

笹川種郎 印

東京府知事 中川健藏殿

校舍増築申請

今般左記ノ如ク本校々舎増築仕度候間御許可相成度別紙
図面四葉(式組八葉)相添へ此段申請仕候也

左記

一、構造 鉄筋コンクリート三階建 志棟

一、坪数 参百六拾九坪四七(壁真ニテ)内車寄八坪八八

第一階 百貳拾六坪八〇

第二階 百拾七坪九式

第三階 百拾七坪九式

屋上階 六坪八参

一、警視庁認可 有 昭和四年八月廿三日付認可

一、起工 昭和四年九月五日

一、竣工 昭和五年三月十三日

一、総工事費 金七万参千円也

一、工事費ノ出所

〔備考〕

金四万五千円也 財団資産ヨリ支払

金貳万八千円也 寄附金ヨリ支払

寄附金申込額四万五千五百七拾七円也 (昭和四年八月三十日現在)

既納額 壹万参千八百拾壹円也 (同上)

寄附金納入額ガ支払予定額以上ニ達シタル場合

ハ全部工事費支払ニ繰入ル、者トス

〔別紙〕

京北中学校新築設計図第一卷期工事四葉〔略〕

『昭和四年 学務課 私立学校 第一種 冊ノ三三三』

東京都公文書館所蔵

五七八―二 京北中学校校舍増築のため旧校舍

移転及び附属建物取壊許可申請書

〔昭和四年八月三一日〕

東京市小石川原町

昭和四年八月卅一日

東洋大学財団理事
京北中学校設立者

笹川種郎 印

東京府知事 中川健藏殿

校舍増築ノ為メ旧校舍移転及附属建物取壊申請

第一 左記式棟取壊ノ件

雨天体操場 トタン葺掘立造九十坪(配置図イ号)

剣道々場 トタン葺木造式十七坪(同上 口号)

第二 左記老棟移転ノ件

瓦葺木造式階建 建坪六十八坪（同上 ハ号）

備考 前記ハ号建物ハ増築工事中、㊦ニ移転シオキ増

築工事竣成ノ上ハ老建物ホ号、ヘ号ヲ取壊シニ

号建物ト共ニ該位置ニ引キ入ル、者トス

〔昭和四年 学務課 私立学校 第一種 冊ノ三三〕

東京都公文書館所蔵

年月日

文部大臣宛

校舍変更ノ件

京北中学校設立者申請ニ係ル標記ノ件本日認可候条図面ヲ具シ此段及報告候也

（備考）

取壊 トタン葺掘立造屋内体操場

九〇坪 来年度新築予定

トタン葺木造二七坪 当分矛盾々場ヲ修理

兼用

移転 木造瓦葺二階建建坪六八坪

新築 鉄筋コンクリート三階建一棟

三六九坪余 普通教室九（一室二十坪）

附属室（教員室、校長室、応接室、事ム室）

工費 七万三千元

四万五千元 財団ヨリ支出

二万八千元 寄附金

已納額一万三千八百円余

起工予定期日 九月五日

〔昭和四年 学務課 私立学校 第一種 冊ノ三三〕

東京都公文書館所蔵

五七八―三 京北中学校校舍改築並びに移転認可

指令案・報告案（昭和四年九月六日）

収 已学第一一四三一号 判決九月五日判決

施行四年九月六日雨宮 校舎

昭和四年九月三日受知事

学務課主任

㊦

学務部長

学務課長

㊦

指令案

東洋大学財団

昭和四年八月三十一日付申請京北中学校々舎改築並移転ノ件認可ス

年月日

知事

報告案

五七九―一 京北中学校教員室新築許可申請書

〔昭和八年八月四日〕

東京市小石川区原町

東洋大学財団理事
京北中学校設立者 笹川種郎 ㊟

昭和八年八月四日

東京府知事 香坂昌康殿

教員室新築申請

今般左記ノ如ク京北中学校教員室新築仕度候間御許可相
成度別紙図面相添ヘ此段申請仕候也

記

〔加筆〕
一、構造 木造二階建 「鉄網コンクリート
スレイト葺延」 宍棟

一、坪数 延坪五十四坪

第一階 二十七坪

第二階 二十七坪

一、警視庁許可 有

一、起工 昭和八年八月八日

一、竣工 同 九月廿日

一、工事費 四千五百廿円也

〔加筆〕
一、財源 設立者負担

〔備考〕(一)位置ハ配置図ニ示ス如ク現在ノ銃器室ヲ取壊

シ其ノ跡ニ朱線ノ通り建ツル者トス

(二)銃器ハ一時(イ)号建物階下ヲ改造シテ之ヲ納メ

講堂竣成ノ上ハ其側ニ新築スル予定ナリ

〔別紙〕

一 京北中学校教員室設計図二葉〔略〕

京北中学校本館間仕切模様替設計図一葉〔略〕

〔昭和五年 学務課 私立学校 第一種 冊ノ一〇九〕

東京都公文書館所蔵

五七九―二 京北中学校校舍建築認可案

〔昭和八年八月二五日〕

受取 酉学第七六八六号 裁判八月廿四日判決

施行 八月廿五日施行 浄写 校舎 ㊟

起案 昭和八年八月一六日

学務課主任 ㊟ ㊟

学務部長 ㊟

学務課長 ㊟ 榎学官 ㊟ 東洋大学財団

昭和八年八月四日付申請京北中学校々舎建築ノ件認可ス

年月日

〔備考〕一、木造二階建鉄網コンクリートスレイト葺延五

四坪

階下教員室、階上校長室応接室等

『昭和五年 学務課 私立学校 第一種 冊ノ一〇九』

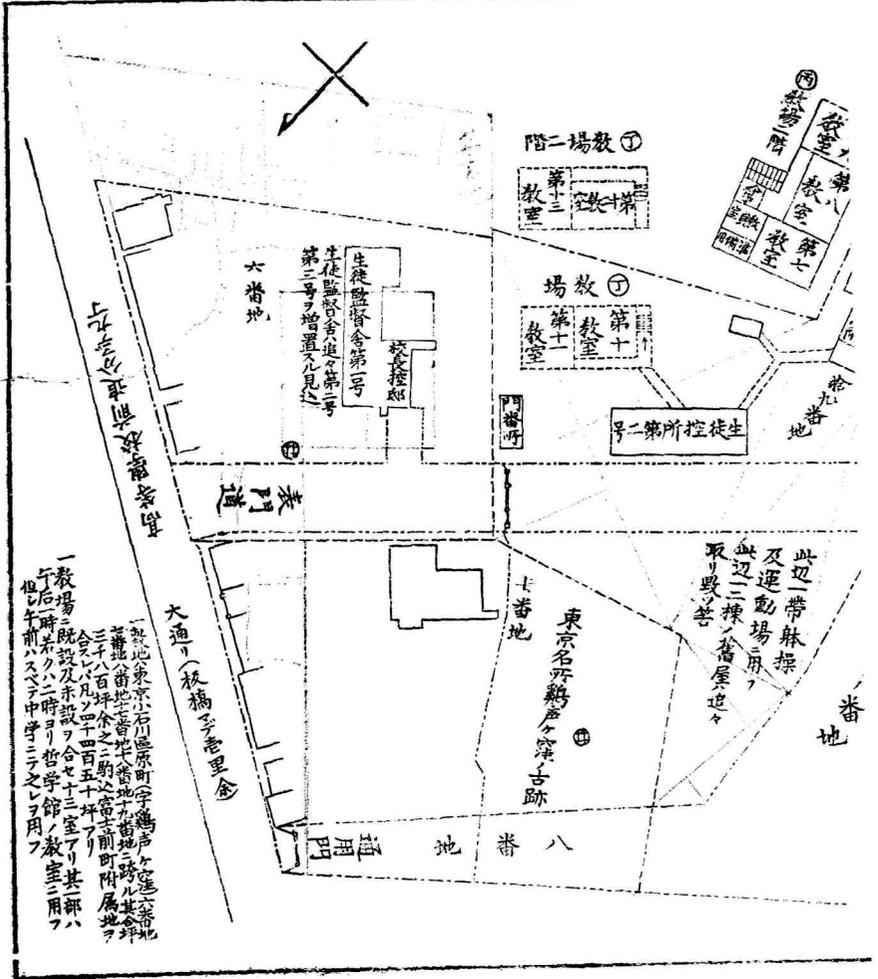
東京都公文書館所蔵

五八〇 私立京北尋常中学校敷地・校舎全図

〔地図は次頁〕

東洋大学附属図書館所蔵

學 校 敷 地 及 校 舍 全 圖



第四節 財 務

五八一—— 私立京北中学校学則改正認可申請書

〔大正七年一月二十五日〕

学則改正ニ付申請

私立京北中学校規則第三十五條中

入学受験料ハ第一、第二学年ハ金五拾錢、第三、第四
学年ハ金壹円トス

但シ第九条第三項ノ場合ニハ之ヲ要セズ

トアル但書ヲ削除致シ度候間御認可相成度此段申請仕候
也

参 考

第九条第三項トハ「第一項ノ入学志願者募集人員ニ超
過シタルトキハ国語算術ニツキ選抜試験ヲ行フ」ノ項
ニシテ第一学年入学選抜試験ニハ従来受験料ヲ徴収セ
ザリシガ今回ヨリ之ヲ徴収セントスルニアリ

東京府東京市小石川区原町

私立京北中学校設立者

財団法人私立東洋大学理事

大正七年一月廿五日

湯本武比古

文部大臣 岡田良平殿

〔大正七年 学事 私立学校 東京府冊ノ四五〕

東京都公文書館所蔵

五八一—— 私立京北中学校学則改正認可申請に

対する通牒〔大正七年二月一八日〕

〔文部省一東普五一号〕

本月五日午学申四五八号ヲ以テ私立京北中学校学則中改
正ノ件御進達相成候処右ハ認可ヲ要セス実施セシメラレ
差支無之候条御了知ノ上其ノ旨御示達相成度此段及通牒
候也

大正七年二月十八日

文部省普通学務局長 赤司鷹一郎 印

東京府知事 法学博士井上友一殿

〔大正七年 学事 私立学校 東京府冊ノ四五〕

東京都公文書館所蔵

五八二 京北中学校規則変更許可申請書

〔大正一二年一月二五日〕

申請

京北中学校規則第三十五条中別紙ノ如ク変更大正十二年度ヨリ実施致度候間御許可被下度此段申請仕候也

大正十二年一月二十五日

東京市小石川区原町十九番地

京北中学校設立者

東洋大学財団理事 湯本武比古[㊟]

文部大臣 鎌田栄吉殿

〔別紙〕

現在実施規則

第三十五条 入学科ハ金貳円也トス

改正規則

第三十五条 入学科ハ金參円也トス

理由

従来本校ハ生徒入学手續書類各自ニ交附スル校則、生徒必携帖、生徒近況調査通告簿等ノ印刷物ヲ始メ在学中ノ臨時試験、定期試験ニ関スル答案用紙等ノ費用ハ主トシテ入学金ヲ以テ之ニ充当スルコトニ致居候処物価暴騰ノ為

メ既定ノ入学科ヲ以テシテハ常ニ困難ヲ感ジ候モ尚ホ敢テ之ヲ増額スル事無ク本年度ニ及ビ候処物価復旧ノ見込モ容易ニ相立チ申サズ且ツ都下他私立中学校及ビ私立高等女学校入学金ハ參円以上ヲ普通ト致シ居ル現状ニ有之候ヘバ之ガ權衡上ヨリ致シ候テモ来学年ヨリ前記ノ如ク増額候事決シテ不当事ニハ無之ト存ジ候間何卒御許可被下度候也

『大正十二年 学事 私立学校 第一種

東京府冊ノ四九』

東京都公文書館所蔵

五八三 京北中学校規則改正許可申請書

〔大正一三年一月二四日〕

申請

京北中学校規則第三十五条中入学受験料ニ関スル件別紙ノ如ク改正大正十四年度ヨリ実施仕度候間御許可被下度此段申請仕候也

大正十三年十二月四日

東京市小石川区原町十九番地

京北中学校設立者

東洋大学財団理事 湯本武比古[㊟]

文部大臣 岡田良平殿

〔別紙〕

現在実施規則

第三十五条 入学受験料ハ第一学年ハ金壹円也、第二、

第三、第四学年ハ金貳円也トス

改正規則

第三十五条 入学受験料ハ金貳円也トス

理由

一、現行規則ハ第一学年ト第二学年以上トハ入学受験料

ニ等差ヲ付シ有リ候モ事実、試験委員其他ノ努力、

手数等ニ付キテ此ノ如キ差等無之ノミナラズ反ツテ

第一学年入学志願者ニ対シテハ比較的多数ノ監督者

及ビ其他ノ人員ヲ要スルヲ以テ入学受験料ニ等差ヲ

設クル理由無之ヲ認メ候

一、入学志願者中ノ大部分ヲ占ムル第一学年入学志願者

ノ受験料少額ナルヲ以テ入学試験ニ要スル諸経費ヲ

支弁シ難キ現状ニ有之候

一、都下他中等学校現行ノ入学受験料ト対比シテ前記ノ

増額ハ敢テ権衡ヲ失セザル者ト認メ候

以上

五八三―二 京北中学校規則改正認可指令案

〔大正十三年一月一八日〕

大正十三年十二月十八日

起案者㊦

第二課長㊦

㊦ ㊦

普通学務局長㊦

京北中学校入学受験料額ノ件

指令案

財団法人東洋大学

大正十三年十二月四日申請私立京北中学校入学受験料額

ノ件認可ス

年 月 日

文部大臣

〔自大正1813年112月 高千穂中学校 聖学院中学校 第22、23冊〕
至昭 1811月 京北中学校 足立中学校 東京府〕

国立公文書館所蔵

五八四 京北中学校授業料改正認可申請書

〔昭和二年一月二二日〕

申請書

東京市小石川区原町

京北中学校

〔自大正1813年112月 高千穂中学校 聖学院中学校 第22、23冊〕
至昭 1811月 京北中学校 足立中学校 東京府〕

国立公文書館所蔵

昭和三年度ヨリ本校授業料ヲ左ノ如ク改正致シ度候間
御認可被下度此段申請仕候也

従来ノ規定（校則第六章第三十五条第三項）

授業料八月額金六円也トス

改正ノ規定

授業料八月額金六円式拾錢也トス

理由

従来本校ニテハ各生徒ヨリ授業料月額金六円也ノ外贈写
版ニヨル教授資料、定期、臨時ノ試験用紙其他生徒必携
簿、管理、訓練ニ関スル諸帳簿等ノ費用ニ充ツル為メ校
費トシテ各生徒ヨリ月額金式拾錢ツ、ヲ徴収致居リ候処
右ハ『一般經濟ニ組入レ經理シアル状態ニシテ全ク授業
料ト同一ノ者ト被認候ニ就キ爾今授業料トシテ徴収スル
様致度云々』東京府ヨリ訓諭ノ次第モ有之候ニ就キ来年
度ヨリ校費タル名義ヲ廢シテ之ヲ授業料中ニ編入仕り度
次第ニ有之候

昭和二年十二月二十一日

京北中学校設立者

東洋大学財団理事 笹川種郎[㊤]

文部大臣 水野鍊太郎殿

〔昭和二年 学務課 私立学校 第一種 冊ノ五七〕

東京都公文書館所藏

五八五—— 京北中学校授業料變更認可申請書

〔昭和一八年二月一日〕

授業料變更認可申請

今回本校ノ授業料ヲ左記ノ通りニ變更致度候条御認可相
成度此段及申請候也

記

京北中学校規則第二十九条第三項ニ「授業料八月額金
六円式拾錢也 毎月授業開始後七日以内ニ其月分ヲ納
付スベシ、但シ八月分ハ徴収セズ」トアルヲ「授業料
八月額金六円式拾錢也 毎月始メ十日以内ニ其月分ヲ
納付スベシ」ト改メ「但シ八月分ハ徴収セズ」ヲ削除
スルコト。
右ハ昭和十八年度以降ノ第一学年ニ入学スル生徒ヨリ適
用スルコト。

昭和十八年二月一日

京北中学校設立者 三島定之助[㊤]

東洋大学財団理事

〔別紙〕

文部大臣 橋田邦彦殿

理由書

京北中学校ニ於テハ従来八月分授業料ハ徴収セザル処近

来ハ八月中ト雖モ農園作業、行軍、武道、体操等ニヨル身心鍛練、学科授業等ヲ行ヒ居ル実情ニツキ主トシテ教員優遇ノ目的ヲ以テ昭和十八年度以後ノ第一学年ニ新入スル生徒ヨリ八月分モ授業料ヲ徴収スルコトヲ申請スルモノトス

(現在ノ在学生ハ従来通り八月分ハ徴収セズ)

理事会決議録

日時 昭和十八年一月廿五日

場所 東洋大学学長室

出席者 大倉邦彦、朝原梅一、三島定之助

(理事定員四名ノトコロ、現在一名欠員)

決議事項

京北中学校ニ於テハ昭和十八年度以降第一学年ニ入スル生徒ヨリ八月分モ授業料ヲ徴収スルコト

從テ同校規則第廿九条第三項ニ「授業料ハ月額金六円二十銭也 毎月授業開始後七日以内ニ其月分ヲ納付スベシ、但シ八月分ハ徴収セズ」トアルヲ「授業料ハ月額金六円二十銭也 毎月始メ十日以内ニ其月分ヲ納付スベシ」ト改メ、但シ八月分ハ徴収セズ」ハ之ヲ削除スルコト

右規則ハ昭和十八年度以降ノ第一学年ニ入スル生徒ヨリ適用スルコト

右其筋ニ申請スベキコトヲ決議ス

東洋大学財団理事 大倉 邦彦

同 朝原 梅一

同 三島定之助

京北中学校生徒数調(昭和十八年一月 日現在)

事項	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	合計
学級数	四	四	四	四	四	二〇
生徒数	二四三	二四八	二四四	二三七	二〇七	一、一七九
本年度入学 志願者数	七四八	四	一四	一	一	七六八
本年度 入学者数	二四四	四	一二	一	一	二六二

増加金使途明細書

(生徒定員一千名、毎年度新入学生徒二百名ノ計算)

昭和十八年度ヨリ、毎年度ニ於テ、ソノ前年度ヨリモ金壹千二百四拾円ノ増収ヲ見ルコト、ナル、ソノ使途左ノ

如シ

(現在専任教員二十四名ノ月俸平均百二十九円二十一銭、兼任教員十五名ノ月俸平均五十六円也)

昭和十八年度ハ専任教員ノ月俸平均「四円」増額

(二十四名ニテ年額千五百五十二円増額トナル)

兼任教員ノ月俸平均「一円五十銭」増額

(十五名ニテ年額二百七十円増額トナル)

合計年額金七千四百二十二円ノ増額トナル

増収入金七千二百四十円ニ対スル右超過額金百八十二円

ハ学校經常費ヲ節約減額シテ之ニ充当スルコト

昭和十九年度以降モ毎年度右ニ準ジ、斯クテ生徒全員志

千名ガ八月分授業料ヲ納ムルニ至リタル年度ニ於テハ、現在ヨリモ年額「六千二百円」ノ増収ヲ見ルコト、ナルヲ以テ、コノ時ニ於ケル教員俸給ハ現在ニ比シ左ノ如ク増額スルコト、ナル

専任教員ハ月俸平均二十円増額

(二十四名ニテ年額五千七百六十円ノ増額トナル)

兼任教員ハ月俸平均七円五十銭増額

(十五名ニテ年額一千三百五十円ノ増額トナル)

合計年額金七千七百五十円ノ増額トナル

増収入金六千二百円ニ対スル右超過額金九百十円ハ学校

經常費ヲ節約減額シテ之ニ充当スルコト

京北中学校教員調 (昭和十八年一月現在)

教員免許状記載科目	担任学科目毎週教授時数	最終卒業学校	職名	俸給額	年職	専任/兼	氏名	生年月
地理、歴史	八	元 哲学 館 無試	教員長	三〇〇、 〔朱書〕 三〇〇	明治三十二年 四月	専任	三島定之助	明治四年 十一月
修身	一二	元 東洋 大学 試験	教員	七五、 〔朱書〕 八	同三十九年 四月	兼任	柴田甚五郎	同十四年 一月
英語	一八	東京高等師範 無試	同	一四五、 〔朱書〕 一四五	大正八年 九月	専任	広瀬 守江	同十二年 八月
英語	四	東京帝国大学 無試	同	一四〇、 〔朱書〕 一四〇	同十一年 四月	同	池田 実	同十六年 十一月
歴史	二四	早稲田大学 無試	同	一五二、 〔朱書〕 一五	同十二年 四月	同	玉置 金三	同十九年 十二月

第二章 京北中学校

英語	化学	(出願中)	国漢	国漢	数学	体操	公民	英語	手工	数学	国漢	国漢			
英語	英語	生物	英語	国漢	数学	体操	公民	柔道	物象	数学	歴史	国漢			
一六	一二	四	二二	二〇	二〇	二〇	八		二四	二〇	一六	二〇			
東京外国語学校 無試	早稻田大学	千葉医大薬学専門部 無試	青山学院	早稲田高等師範部 無試	東洋大学 無試	東北帝国大学 無試	東京体育専門学校 無試	東京帝国大学 無試	日本大学 無試	東京外国語学校 無試	東京物理学学校 無試	東京美術学校 無試	第一臨教養成所 無試		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		
〔朱書〕九一、九六	〔朱書〕六〇、二二	〔朱書〕九〇、八〇、八五	〔朱書〕九〇、八〇、八五	〔朱書〕四一、四三、四四、四五	〔朱書〕二二、二五、二六	〔朱書〕一〇、一〇、一〇	〔朱書〕四四、四五、五六	〔朱書〕六〇、六〇、六〇	〔朱書〕二二、二二、二二	〔朱書〕一五、一五、一五	〔朱書〕一七、一七、一七	〔朱書〕四八、四八、四八	〔朱書〕一〇五、一〇五、一〇五		
同月	同月	同月	同月	同月	同月	同月	同月	同月	同月	同月	同月	同月	同月		
同	同	兼任	同	同	同	専任	同	兼任	同	専任	兼任	専任	同		
大橋 栄三	小泉 一雄	勝 英男	服部 倉太	富田 栄一	難波 章二	川島 清行	矢神 善之	今井 常一	高橋 浜吉	中村 駿夫	渡部金次郎	片山 義郎	池谷六太郎	池中 康雄	中川 理吉
同十二年	同二十六年	明治三十六年	同八年	大正五年	同三十九年	明治四十年	大正五年	同二十七年	同二十六年	同四十二年	同十五年	同四十一年	明治三十一年	大正三年	同二十三年

配属料校	数学	(出願中)
	物象	物象
教練	一六	八
陸軍中尉	東京帝大理学部 東京高師教員養成所 無試	山梨県師範学校
同	同	同
同	同	同
兼任	専任	同
内川 貫	山口 彰	山尾 泰正
	同四十四年 一月	大正六年 八月十七年

〔朱書〕
赤数字ハ生徒全員ガ八月分授業料ヲ納ムルニ至リタル時ノ月俸増加額ヲ示ス、月額計四〇二円也 年額四千八百二十四円也

〔表紙〕

「京北中学校規則

東京市小石川区原町

京北中学校

(市電、白山上又ハ曙町下車
電話大塚(86)六〇四一番)」

〔表紙裏〕

「本校ハ明治三十三年二月十四日文部省告示第四十号ヲ以テ徴兵令第十三条ノ認定ヲ与ヘラレタリ」

京北中学校規則

第一章 総則

第一条 本校ハ明治三十二年勅令第二十八号及ビ同三十四年文部省令第三号ニ依リ男子ニ須要ナル高

等普通教育ヲ施ス

第二条 本校ノ生徒定員ハ一千名トス

第三条 本校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長 一名 幹事 二名 教務主任 一名

学級主任 若干名

教員 若干名 書記 若干名

第二章 学年、学期及ビ休業日

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ

終ル

第一学期ハ四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二学期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三学期ハ翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至

ル

第五条 休業日ハ左ノ如シ

日曜日 大祭祀日

本校設立記念日（十月十八日）

夏期休業ハ七月二十三日ヨリ八月卅一日ニ至ル
冬期休業ハ十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ
至ル

春期休業ハ三月二十四日ヨリ三月三十一日ニ至
ル

第三章 学科課程及ビ毎週教授時間數

第六条 本校ノ学科課程及ビ毎週教授時數ハ別表ノ如
シ

第四章 入学、在学、退学及ビ懲戒

第七条 入学ハ学年ノ始ニ於テ之ヲ許可ス 但シ欠員

アルトキハ第二学期ノ始ヨリ十日以内ニ臨時入
学セシムルコトアルベシ

第八条 第一学年入学志願者ハ入学願書（書式略之）

ニ学業履歷書及ビ国民学校長ノ報告書ヲ添ヘ差
出スベシ

第九条 満十二歳以上ニシテ国民学校初等科修了以上
ノ者ハ第一学年ニ入学ヲ許可ス

前項ノ入学志願者募集人員ニ超過シタルトキハ
筆答試問、口答試問ニヨル人物考査及ビ身体檢
査ヲ行フ

第十条 第二学年以上ノ入学者ハ相当年齢ニ達シ且ツ

当該学年程度ノ檢定ニ合格シタルモノニ限ル

第十一条 他ノ中学校ヨリ転学セントスルモノハ該学校
長ノ在学証明書及ビ成績表ヲ添ヘ願出ヅベシ、
本校ハ欠員アル場合ニ限り同一学年以下ニ入学
セシムルコトアルベシ

第十二条 本校生徒ニシテ退学シタル者一ケ年以内ニ再
入学ヲ願出ヅルトキハ原学年以下ニ入学ヲ許可
スルコトアルベシ

第十三条 入学ヲ許可セラレタル者ハ直ニ保証人ヲ定メ
在学保証書（書式略之）ヲ差出シ入学科料ヲ納付
スベシ

在学保証書ニ記載シタル事項ニ変更ヲ生ジタル
トキハ保証人ヨリ之ヲ届出ヅベシ

第十四条 保証人ハ東京市内若クハ本校附近ノ郡部ニ住
居ヲ有シ、一家計ヲ立テ、本人ノ監督ヲ為シ得
ベキ威權ヲ有スル成年者タルベシ

第十五条 保証人ニ週間以上其住居ヲ離レントスルトキ
ハ相当ノ代理人ヲ立テ連署ヲ以テ届出ヅベシ

第十六条 本人欠席、欠課又ハ遅刻シタルトキハ保証人
ニ於テ其理由ヲ具シ当日又ハ翌日中ニ届出ヅベ
シ、但シ本人忌服ノ場合ニハ父母ニ対シテハ七
日以内、其他ノ近親者ニ対シテハ五日以内ノ休

業ヲ認許シ欠席ト見做サズ

第十七条

保証人第十四条ノ資格ヲ喪失シタルトキ又ハ校長ニ於テ保証人ヲ不適當ト認メ其ノ旨ヲ通告シタルトキハ本人ハ直ニ新保証人ヲ定メ在学保証書ヲ更新スベシ

第十八条

病氣ノ為メ引続キ一週間以上欠席シタル者ハ前条ノ届書ニ医師ノ診断書ヲ添附スベシ

第十九条

疾病其他已ムヲ得ザル事由ニ因リ退学セントスル者ハ保証人ヨリ願出ヅベシ

第二十条

左ノ各項ノ一ニ該当スル者ニハ退学ヲ命ズ但シ懲戒ノ必要アルトキハ放校ニ処ス

一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

者

一 学業劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

者

一 入学ノ際不正ノ所為アリタル者

一 適當ナル保証人ヲ立テザル者

一 引続キ二回落第シタル者

一 出席常ナラザル者

一 届出ヲナサズ又ハ正当ノ事由ナクシテ引続

キ一箇月以上欠席シタル者

一 引続キ一箇年以上欠席シタル者

一 授業料ノ納付ヲ怠リタル者

一 校紀ヲ紊シ又ハ校風ニ副ハザル者

第二十一条

学則ニ違背シ、義務ヲ履行セズ、又ハ職員ノ命令ヲ遵守セズ、其他本校ノ体面ヲ汚辱スル行為アリト認メタル者ハ情状ノ輕重ニ從ヒ次条ノ罰科ニ処ス

第二十二条

罰科ハ分チテ謹慎、停学及ビ放校トス 謹慎ハ訓戒ヲ加へ、停学ハ登校ヲ停止シ熟慮反省セシメ共ニ悔悟ノ念ヲ起サシムルヲ目的トス 放校ハ退学ヲ命ジ其ノ旨ヲ公示シ非行ノ伝播ヲ防止スルヲ以テ目的トス

第五章 修業及ビ卒業

第二十三条

各学年課程ノ修業及ビ全学科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ操行及ビ学業成績ヲ考査シテ之ヲ

定ム

第二十四条

操行ハ甲乙丙丁ノ四等ニ分チテ評定シ学業成績ハ評点ヲ以テ之ヲ表示シ一百ヲ満点トス

第二十五条

学年成績ノ評点ハ第一学期、第二学期ノ平均成績評点ト第三学期ノ成績評点トヲ平均シタルモノトス

第二十六条

学年成績評点ニ於テ操行丙以上、各学科目四十点以上、總平均六十点以上ヲ得タル者ヲ合

格者トス

第二十七条 学年成績評点ニ於テ操行甲、各科目目七十

点以上、総平均九十点以上ヲ得タル者ヲ優等トス

第二十八条 全学科ヲ卒業シタル者ニハ卒業証書（書式

略之）ヲ授与ス

第六章 入学料、入学考查料及ビ授業料

第二十九条 入学考查料ハ金貳円也入学願書ト共ニ納付

スベシ

入学料ハ金參円也入学許可ノ際在学保証書ト共

ニ納付スベシ

授業料ハ月額金六円貳拾錢也 毎月授業開始後

七日以内ニ其月分ヲ納付スベシ 但シ八月分ハ

徴収セズ

第三十条 本校ニ在籍中ハ出席ノ有無ニ関セズ授業料

ヲ納付スベシ

第三十一条 既ニ領収シタル入学料、入学考查料及ビ授

業料ハ之ヲ還付セズ

第七章 附 則

第三十二条 本則施行ニ関スル細則ハ校長之ヲ定ム

校則施行細則

第一 学年略曆

第一条 本校ノ学年略曆ハ左ノ如シ

四月一日 入学式

四月二日 始業式

四月下旬 生徒身体検査

四月二十九日 天長節祝賀式

四月三十日 靖国神社例祭（臨時大祭執

行ノ際ハ之ニ代フ）

五月末又ハ六月初 春期修学旅行

六月一日 夏服着用

六月 中 保証人会

九月一日 第二学期始業式

十月一日 冬服着用

十月十八日 本校設立記念日

十月 中 秋期修学旅行又ハ陸上運動

会

十月二十三日 靖国神社例祭（臨時大祭執

行ノ際ハ之ニ代フ）

十月三十日 勅語奉読式

十一月三日 明治節祝賀式

十一月一日 新年祝賀式

一月八日 第三学期始業式

二月十一日 紀元節祝賀式

三月六日 地久節

三月 中 卒業証書授与式

三月 下旬 学年終了式

第二 入退学

第二条 他校ヨリ転入学ヲ願出デタル者ニ対シテハ其

学力ヲ検定ノ上之ヲ許可ス

第三条 入学後一学期以上ヲ経過シ学業成績ヲ有スル

モノニ非ザレバ他校ニ転学ノ手續ヲナサズ

第三 考 査

第四条 操行ノ等位ハ教員商議ノ上之ヲ定ム

第五条 一学年授業日数ノ三分ノ一以上欠席シタルモ

ノハ進級スルヲ得ズ中途入学シタル者モ亦之ニ

準ズ 但シ已ムヲ得ザル事情アリト認めタル者

ハ詮議ノ上進級セシムルコトアルベシ

第六条 学期成績評点ノ発表ハ甲乙丙丁ノ評語ヲ以テ

ス

甲八十点以上、乙六十点以上、丙四十点以上、

丁三十九点以下

第七条 学期及ビ学年ノ成績并ニ勤惰ハ通告表ニ記入

シテ保証人ニ通告ス

第四 賞 罰

第八条 学年成績優等ナル者ニハ賞状ヲ授与ス

第九条 一学年間欠席欠課遅刻ナクシテ進級セシ者ニ

ハ精勳賞状ヲ授与ス

第十条 三学年以上本校ニ在学シ各学年ノ成績優等ナ

ル者ニハ卒業ノ際賞牌ヲ授与ス

第十一条 在学中四回以上精勳賞状ヲ得タル者ニハ卒業

ノ際賞牌ヲ授与ス

第十二条 欠席欠課遅刻シタル者無届ナルトキハ操行ノ

等位ヲ降ス、遅刻遺忘等数回ニ亘ル者亦同ジ

第十三条 懲罰ヲ受ケタル者ニハ向後戒慎スベキ旨ノ誓

書ヲ差出サシム

第五 生徒心得

第十四条 本徒生徒ハ須ク左ノ事項ヲ遵守スベシ

一 勅語ノ 聖旨ヲ奉体スルコト

一 校則及ビ時々ノ掲示ヲ遵守シ教師ノ命令ニ

服従スルコト

一 教師ニ対シテハ校ノ内外ヲ問ハズ敬礼スル

コト

一 生徒間ハ互ニ礼節ヲ守ルコト

一 登校ノ際ニハ本校ノ制装ヲナスコト

一 登校ノ際ニハ用書及ビ用具ノ携帯ヲ忘レザルコト

- 一 授業ニ必要ナキ図書器具等ヲ携帯セザルコト
- 一 小刀「ナイフ」類ヲ携帯セザルコト
- 一 一切ノ所持品ニハ規定ニ従ヒ記名スルコト
- 一 始業時間前十分乃至三十分ノ間ニ登校シ朝礼ニ参列スルコト
- 一 疾病又ハ止ムヲ得ザル事由アルニアラザレバ欠席欠課又ハ遅参セザルコト
- 一 登校後疾病又ハ事故ノ為メ欠課セントスルトキハ主任教員又ハ生徒監ノ許可ヲ受クルコト
- 一 教室出入ノ際ハ組長ノ指揮ニ従ヒ行進スルコト
- 一 授業ノ始終毎ニ教師ニ対シテ立礼スルコト
- 一 教室ニ在リテハ静肅ヲ旨トシ言動出入教師ノ許可ヲ受クベク且答弁又ハ質問スルトキハ直立シテ發言スルコト
- 一 諸勤務ニ服スル際ハ其任務ヲ果スコト
- 一 休憩時間中ハ許可ヲ得ズシテ教室内ニ留マリ又ハ出入セザルコト
- 一 正課時間中ハ許可ヲ得ズシテ門外ニ出デザルコト
- 一 建物器具又ハ揭示ヲ毀損セザルコト、若シ毀損シタルトキハ直チニ其旨届出ツルコト
- 一 何レノ場所ニモ樂書セザルコト
- 一 暖房装置ニハ一切触レザルコト
- 一 水道栓ヲ濫ニ使用セザルコト
- 一 校舎、校庭ヲ清潔ニスルコト
- 一 備付ケタル壺ノ外ニ痰唾ヲ吐カザルコト
- 一 構内ノ樹木ヲ傷ヒ其他庭園ノ風致ヲ害スル如キ所行ヲナサザルコト
- 一 石又ハボール等ヲ投ジ口笛ヲ吹キ其他凡テ危険喧噪ノ所行ヲナサザルコト
- 一 一定ノ場所及ビ時間外ニ食事ヲセザルコト
- 一 校ノ内外ヲ問ハズ飲酒喫煙セザルコト
- 一 学校往復ノ途次他処ニ立寄り時間ヲ空費セザルコト
- 一 制装及ビ用具ハ總テ質素ヲ旨トシ奢侈ニ流レザルコト
- 一 生徒ニ不相応ナル多額ノ金銭ヲ携帯セザルコト
- 一 用書用具被服金銭ヲ貸借セザルコト
- 一 許可ナクシテ醸金シ集会シ又ハ雜誌類ヲ發行セザルコト

- 一 凡ノ行為者ノ不明ナル出来事ニ対シテハ之ニ關係アル組ノ生徒一同其責ニ任ズルコト
- 一 本校生徒ニ非ザル者ヲ妄ニ校内ニ伴ハザルコト
- 一 和服ニテ外出ノ際ハ制帽及ビ袴ヲ着用スルコト
- 一 頭髮ノ長サハ常ニ五分(約一センチ半)以内タルコト
- 一 總テ下宿屋ニ止宿セザルコト
- 一 生徒トシテ恥ヅベキ所行ハ一切為サザルコト

第六 父兄保証人心得

第十五条

父兄保証人ノ注意セラルベキ事項左ノ如シ

- 一 家庭ト学校トノ連絡ヲ図リテ子弟教育ノ効果ヲ挙ゲン事ヲ期セラルベキコト
- 一 父兄保証人会ニハ必ず出席シ且ツ時々本校ヲ參觀シテ子弟ノ修学品行ノ実状ヲ知悉セラルベキコト
- 一 子弟ノ身上ニ関シテ本校ヨリ照会シタルトキハ必ず報告セラルベキコト
- 一 子弟ノ特性及ビ家庭ニ於ケル行動ニシテ本校教育ノ参考トナルベキコトハ詳ニ報告セ

ラレタシ

- 一 子弟ガ欠席、欠課、遅刻セザルヤウ注意シ若シ止ムヲ得ズシテ之アルトキハ當日又ハ翌日中ニ必ず届出デラルベキコト(郵便ニテ届出ヅル場合ニハ葉書ニテ差支ナシ)
- 一 早退ハ授業ニ堪ヘ難キ急病ノ外ハ一切許可セザル規定ナレバ已ムヲ得ザル事故アル場合ニハ予メ届出デラルベキコト
- 一 身体ノ故障ニヨル体操、教練及ビ武道ノ実習ヲ為スコト能ハザル者ハ保証人ヨリ願ヒ出デラルベキコト
- 一 授業料及ビ報国団費等ハ期間内ニ必ず納付セラルベキコト若シ滞納ノ際ハ其登校ヲ停止スルコトアルベシ
- 一 家庭ニ於テ子弟ヲシテ平素秩序正シキ生活ヲナス習慣ヲ作ラシメラルベキコト
- 一 復習予習ハ固ヨリ運動娯樂起臥飲食等ノ時間ヲ一定シ諸事放漫ニ流レザルヤウ注意セラルベキコト
- 一 健康ニ益ナク悪弊ニ陥リ易キ遊戯娯樂ヲ避け健全ナル運動遊戯ヲ奨励セラルベキコト
- 一 小説雜誌類ハ其ノ選択ヲ厳ニシ少年青年ニ

- 一 悪感化ヲ及ボス恐アルモノハ濫ニ手ニセシメザルヤウ注意セラルベキコト
- 一 飲酒喫煙ハ勿論総テ不規則ナル間食ヲナサシメザルヤウ注意セラルベキコト
- 一 劇場、活動写真館、寄席及ビ飲食店等ニハ立寄ラシメザルヤウ注意セラルベキコト
- 一 居間机辺衣服靴履具等ノ整頓ハスベテ自身ニナサシメ軽々シク他ニ依頼スル習慣ヲ作ラシメザルヤウ注意セラルベキコト
- 一 言語挙動ノ野卑ニ流レザルヤウ注意セラルベキコト
- 一 通学ノ際ハナルベク電車等ニ頼ラズ徒歩セシメラルベキコト(学校ヨリ三杆以内ノ個所ヨリハ徒歩通学ノコト)
- 一 服装用具等スベテ質素ヲ旨トシ奢侈ニ流レザルヤウ注意セラルベキコト
- 一 朋友ノ良否ニ注意セラルベキコト
- 一 生徒相互間ノ金銭及ビ物品ノ貸借ハ最モ厳重ニ制止セラルベキコト
- 一 学校ニテ臨時ニ金銭ヲ要スル場合ニハ之ヲ通知スベキヲ以テ平素濫ニ金銭ヲ与ヘザルヤウ注意セラルベキコト

- 一 修学旅行及見学等ニハ参加セシメラルベキコト
 - 一 生徒ニハ一切下宿ヲ許サザル規定ナレバ父兄保証人ノ宅或ハ監督嚴重ナル塾舎等ヨリ通学セシメラルベキコト
 - 一 生徒若シ伝染病ニ罹リタルトキハ速ニ届出デラルベク又回復セシトキハ医師ノ診断書ヲ添ヘテ届出デラルベキコト
 - 一 生徒同居ノ家族中ニ伝染病者アルトキハ直ニ届出デ出校ヲ遠慮セシメ回復又ハ消毒済ノモノハ医師ノ証明ヲ得テ出校セシメラルベキコト
 - 一 以上ノ外本校々則及ビ細則ノ各項ニ注意セラルベキコト
- 第七 組長副組長
- 第十六条 各組ニ組長、副組長各一名ヲ置キテ其組ヲ整理セシム
 - 第十七条 組長副組長ハ校長之ヲ任命ス
 - 第十八条 組長副組長ノ任期ハ一学期トス

「次頁につづく」

科学課程教授時間表

学年	学科												
	修身	公民	国語	漢文	地理	英語	数学	理科	図画	音楽	作業	体操	時間合計
第一学年	一時間		七時間		三時間	五時間	三時間	二時間	一時間	一時間	二時間	五時間	三〇時間
第二学年	一時間		六時間		三時間	五時間	三時間	三時間	一時間	一時間	二時間	五時間	三〇時間
第三学年	一時間		六時間		三時間	六時間	五時間	三時間	一時間		一時間	五時間	三一時間
第四学年	一時間	二時間	四時間		三時間	六時間	四時間	五時間	一時間		一時間	五時間	三二時間
第五学年	一時間	二時間	四時間		三時間	六時間	五時間	四時間	一時間		一時間	五時間	三二時間

右表ノ外各学年トモ毎週二時間ノ課程外指導ヲ行フ

昭和十六年度東洋大学財団京北中学校収支決算書

自昭和十六年四月一日
至昭和十七年三月卅一日

差引残高

經常部金九万八千七百五拾貳円九拾貳錢

翌年度繰越金壹万三千九百八拾四円五拾五錢

収入
經常部金拾壹万貳千七百參拾七円四拾七錢

支出

昭和十六年度東洋大学財団京北中学校収支決算書

(自昭和十六年四月一日
至昭和十七年三月卅一日)

収入之部		經常部		△ハ減	
科目	予算額	決算額	差額	備考	
一、授業料	六八、二〇〇・〇〇	七七、六九八・四〇	九、四九八・四〇		
二、入学金	七五〇・〇〇	八一九・〇〇	六九・〇〇		
三、入学検定料	一、〇〇〇・〇〇	一、一六六・〇〇	一六六・〇〇		
四、雑収入	二、五〇〇・〇〇	二、八五一・六二	三五一・六二		
五、東京府補助(農園)	〇	四〇〇・〇〇	四〇〇・〇〇		
六、東京府教員給補助	〇	二、一七六・〇〇	二、一七六・〇〇		
七、鈴木閣下寄附	〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇		
八、卒業生記念寄附	〇	三、三四二・五〇	三、三四二・五〇		
九、報国団ヨリ寄附	一〇、〇〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇			
十、後援会ヨリ寄附	二二〇・〇〇	二二〇・〇〇			
前年度繰越	〇	一三、〇八三・九五	一三、〇八三・九五		
經常部計	八二、六五〇・〇〇	一一二、七三七・四七	三〇、〇八七・四七		
支出之部		經常部		△ハ減	
科目	予算額	決算額	差額	備考	
一、給料	四九、五八四・〇〇	五二、七八二・二〇	三、一九八・二〇		

	校長給	三、六〇〇・〇〇	三、六〇〇・〇〇	〇		
	専任教員給	三五、一七二・〇〇	三四、五二六・二〇	△	六四五・八〇	二三名
	兼任教員給	七、五三六・〇〇	九、二三一・〇〇	△	一、六九五・〇〇	一三名
	事務員給	三、二七六・〇〇	三、二四九・〇〇	△	二七・〇〇	五名
	東京府補助教員給	〇	二、一七六・〇〇	△	二、一七六・〇〇	
二、諸給	旅費	八、九四〇・〇〇	一〇、七一八・七二	△	一、七七八・七二	
	手当	三〇〇・〇〇	四八二・六二		一八二・六二	
	手當	五、五〇〇・〇〇	六、二四五・一〇		七四五・一〇	
	諸備給	二、〇四〇・〇〇	一、九三八・〇〇	△	一〇二・〇〇	六名
	退職手当	一、一〇〇・〇〇	二、〇五三・〇〇		九五三・〇〇	
三、備品費	器具機械費	二、一〇〇・〇〇	三、八七五・八五	△	一、七七五・八五	
	標本模型費	一、二〇〇・〇〇	二、四三一・七五	△	一、二三一・七五	
	什器雜具費	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇			
	図書費	五〇〇・〇〇	一、〇三〇・四〇		五三〇・四〇	
四、消耗費	消耗品費	三〇〇・〇〇	三一三・七〇		一三・七〇	
	印刷費	三、八五〇・〇〇	三、八七六・九六		二六・九六	
	通信費	一、三〇〇・〇〇	一、四二三・〇二		一二三・〇二	
	印刷費	七〇〇・〇〇	七九二・七九		九二・七九	
	通信費	五〇〇・〇〇	三七〇・四八	△	一二九・五二	

經常部計	八二、六五〇・〇〇	一一二、七三七・四七	三〇、〇八七・四七	
翌年度繰越		一三、九八四・五五	一三、九八四・五五	
經常部小計	八二、六五〇・〇〇	九八、七五二・九二	一六、一〇二・九二	
二十、 東京府農 園補助		四〇〇・〇〇	四〇〇・〇〇	
十九、農園費		三、八九四・四四	三、八九四・四四	
十八、 職手当基 金		三、六四四・二二	三、六四四・二二	
十七、臨時費		四七二・六五	四七二・六五	
十六、積立金	一、五〇〇・〇〇	一、五〇〇・〇〇		
十五、予備費	五〇〇・〇〇	四〇〇・〇〇	△	一〇〇・〇〇
十四、雜費	一、三六一・〇〇	一、六三八・七三		二七七・七三

種別		財産増減ノ事由		
		額	増減額	
		増	減	
		増減点数	事由	
土地	本年度	八一、五七二・七〇		
	前年度	八一、五七二・七〇		
建物	本年度	一九三、四三一・一九		
	前年度	一九三、四三一・一九		
器具機械	本年度	一八、一八〇・九三		
	前年度	一五、七四九・一八	二、四三一・七五	

第二章 京北中学校

特別当座預金	普通貯金		据置貯金		定期預金		郵便貯金		教職員退職手当基金		積立金		図書		什器雑品		標本模型	
	前年度	本年度	前年度	本年度	前年度	本年度	前年度	本年度	前年度	本年度	前年度	本年度	前年度	本年度	前年度	本年度	前年度	本年度
二、九八一・三一	一、七〇二・五〇	三三六・二九	六三二・三二	六五〇・八一	三、六五五・五八	三、六八八・八四	二四七・三〇	二七七・三〇	〇	三、六四四・二二	三、〇〇〇・〇〇	四、五〇〇・〇〇	四、六八九・五五	五、〇〇三・二五	二四、九四九・八二	二五、九八〇・二二	一、八七六・六三	一、九七六・六三
		減	増		増		増		増		増		増		増		増	
		一、三六六・二一	一八・四九		三三・二六		三〇・〇〇		三、六四四・二二		一、五〇〇・〇〇		三一三・七〇		一、〇三〇・四〇		一〇〇・〇〇	

東洋大学財団京北中学校

貸借対照表

資産ノ部		負債ノ部	
科目	金額	科目	金額
土地	八一、五七二・七〇	正味資産高	三四八、二七三・六九
建物	一九三、四三一・一九		(昭和十五年度末高) 三三八、三五三・〇二
器具機械	一八、一八〇・九三		(本年度増加高) 九、九二〇・六七
標本模型	一、九七六・六三		
什器雑品	二五、九八〇・二二		

合計	有価証券		定期積金		支那事変公債	
	前年度	本年度	前年度	本年度	前年度	本年度
	三三八、三五三・〇二	二〇・〇〇		二、四〇〇		一、九七六・二五
		〇		三、六〇〇・〇〇		二、四五〇・〇〇
			増	一、二〇〇・〇〇		
		減		二〇・〇〇		
	九、九二〇・六七					一、〇〇五・〇六

昭和十七年度收支予算		收入之部 (經常部)		京北中学校	
科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 (△印減)	摘 要	
一、授 業 料	六八、二〇〇	六八、二〇〇		定員一千名月額六円二十銭 十一月分	
二、入 学 金	七五〇	七五〇		一人三円 二五〇名分	
三、入 学 検 定 料	一、三〇〇	一、〇〇〇	三〇〇	一人二円 六五〇名分	
四、雜 収 入	五、四一〇	二、五〇〇	二、九一〇		

函 書	五、〇〇三・二五			
積 立 金	四、五〇〇・〇〇			
教職員退職 手当基金	三、六四四・二二			
郵便貯金	二七七・三〇			
定期預金	三、六八八・八四			
据置貯金	六五〇・八一			
普通貯金	三三六・二九			
特別当座預金	二、九八一・三一			
支那事変公債	二、四五〇・〇〇			
定期積金	三、六〇〇・〇〇			
合 計	三四八、二七三・六九	三四八、二七三・六九		

五、報国团ヨリ寄附金	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇		
六、後援会ヨリ寄附金	六、五〇〇	二〇〇	六、三〇〇	
合計	九二、一六〇	八二、六五〇	九、五一〇	

		支出之部(經常部)			
科目	本年度予算額	前年度予算額	増 (△印減)	摘要	
一、給料	五一、七二八	四九、五八四	二、一四四		
校長給	三、六〇〇	三、六〇〇			
専任教員給	三五、八三二	三五、一七二	六六〇		
兼任教員給	八、〇三六	七、五三六	五〇〇		
事務員給	四、二六〇	三、二七六	九八四	増員及増給	
二、諸給	一六、〇八二	八、九四〇	七、一四二		
旅費	三〇〇	三〇〇			
手当	一一、五〇〇	五、五〇〇	六、〇〇〇		
諸備給	二、一七二	二、〇四〇	一三二		
宿直夜警費	六一〇		六一〇		
退職給与	一、五〇〇	一、一〇〇	四〇〇		
三、備品費	二、〇〇〇	二、一〇〇	△一〇〇		
器具機械費	八〇〇	一、二〇〇	△四〇〇		

教練費	一、五〇〇	一、五〇〇		
體育費	三、五〇〇	三、五〇〇		
訓育費	二〇〇	二〇〇		
獎學費	一、五〇〇	一、五〇〇		
七、生徒諸費	七、一〇〇	七、一〇〇		
作業費	四〇〇	六〇〇	△二〇〇	
材料雜具費	三〇〇	三〇〇		
理化藥品費	三〇〇	三〇〇		
六、實驗實習費	一、〇〇〇	一、二〇〇	△二〇〇	
五、研究費	四〇〇	四〇〇		
水道費	一五〇	一五〇		
煖房費	一、二〇〇	一、二〇〇		
通信費	五〇〇	五〇〇		
印刷費	七〇〇	七〇〇		
消耗品費	一、三〇〇	一、三〇〇		
四、消耗費	三、八五〇	三、八五〇		
圖書費	五〇〇	三〇〇	二〇〇	
什器雜具費	五〇〇	五〇〇		
標本模型費	二〇〇	一〇〇	一〇〇	

衛生費	四〇〇	四〇〇		
八、修繕費	二、五〇〇	二、〇〇〇	五〇〇	
九、保險費	五五〇	五五〇		
十、借地料	二、一六五	二、一六五		
十一、入学考查費	八〇〇	六五〇	一五〇	
十二、式日集会費	三〇〇	三〇〇		
十三、諸補助費	五〇〇	四五〇	五〇	
十四、雑費	一、一八五	一、三六一	△一七六	
十五、積立金	一、五〇〇	一、五〇〇		
十六、予備費	五〇〇	五〇〇		
合計	九二、一六〇	八二、六五〇	九、五一〇	

昭和十八年度収支予算(案)

京北中学校

収入之部(經常部)		摘要	
科目	本年度予算額	前年度予算額	増(△印減)
一、授業料	六九、四四〇	六八、二〇〇	一、二四〇
二、入学料	七五〇	七五〇	
三、入学考查料	一、三〇〇	一、三〇〇	
四、雑収入	五、四一〇	五、四一〇	
			定員一千名月額 六円廿銭十二ヶ月分

第二章 京北中学校

		支出之部(經常部)			
科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 (△印減)	摘 要	
一、給 料	五一、七二八	五一、七二八			
校 長 給	三、六〇〇	三、六〇〇			
専任教員給	三五、八三二	三五、八三二			
兼任教員給	八、〇三六	八、〇三六			
事務員給	四、二六〇	四、二六〇			
二、諸 給	一七、三三二	一六、〇八二	一、二四〇		
旅 費	三〇〇	三〇〇			
手 当	一二、七四〇	一一、五〇〇	一、二四〇		
諸 備 給	二、一七二	二、一七二			
宿直夜警費	六一〇	六一〇			
退職給与金	一、五〇〇	一、五〇〇			
三、備 品 費	二、〇〇〇	二、〇〇〇			
器具機械費	八〇〇	八〇〇			

五、報国団ヨリ寄附金	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇		
六、後援会ヨリ寄附金	六、五〇〇	六、五〇〇		
合 計	九三、四〇〇	九二、一六〇		

標本模型費	二〇〇	二〇〇		
什器雜具費	五〇〇	五〇〇		
図書費	五〇〇	五〇〇		
四、消耗費	三、八五〇	三、八五〇		
消耗品費	一、三〇〇	一、三〇〇		
印刷費	七〇〇	七〇〇		
通信費	五〇〇	五〇〇		
暖房費	一、二〇〇	一、二〇〇		
水道費	一五〇	一五〇		
五、研究費	四〇〇	四〇〇		
六、実験実習費	一、〇〇〇	一、〇〇〇		
理化藥品費	三〇〇	三〇〇		
材料雜具費	三〇〇	三〇〇		
作業費	四〇〇	四〇〇		
七、生徒諸費	七、一〇〇	七、一〇〇		
奨學費	一、五〇〇	一、五〇〇		
訓育費	二〇〇	二〇〇		
体育費	三、五〇〇	三、五〇〇		
教練費	一、五〇〇	一、五〇〇		

衛生費	四〇〇	四〇〇	四〇〇		
八、修繕費	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇		
九、保險費	五五〇	五五〇	五五〇		
一〇、借地料	二、一六五	二、一六五	二、一六五		
一一、入学考查費	八〇〇	八〇〇	八〇〇		
一二、式日集会費	三〇〇	三〇〇	三〇〇		
一三、諸補助費	五〇〇	五〇〇	五〇〇		
一四、雑費	一、一八五	一、一八五	一、一八五		
一五、積立金	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇		
一六、予備費	五〇〇	五〇〇	五〇〇		
合計	八三、八九〇	八二、六五〇	一、二四〇		

五八五—二 京北中学校授業料変更認可指令案

〔昭和一八年三月二三日起案〕

【自大正十三年1112月 高千穂中学校 聖学院中学校 第22、23册
至昭一八年1112月 京北中学校 足立中学校 東京府】

国立公文書館所蔵

国民教育局長印

中学校授業料額ノ件

指令案

東国一二八号 裁決定 3月27日 文書課長印 送発 3月29日 起案者印

昭和十八年三月二十三日 起案

事務官印

中等教育課長印

印

印

昭和十八年二月一日 申請授業料額ノ件 認可ス

東洋大学財団

京北中学校設立者

年 月 日

文部大臣

備考

一、昭和十八年度入学ノ第一学年生徒ヨリ八月分授業料

(六円二十銭)ヲ徴収セントスルモノトス

二、第一学年生徒数二〇〇名ニ付一、二四〇円ノ増収

三、右増収ノ使途

専任教員二十四名ノ俸給増額千百五十二円、一人平均四

円増

兼任教員十五名ノ月俸増額二百七十円増額、一人平均一

円五十銭増

不足額ハ学校經常費ヨリ捻出ス

【自大正1813年112月 高千穂中学校 聖学院中学校 第22、23冊
至昭 京北中学校 足立中学校 東京府】

国立公文書館所蔵

第五節 教 務

五六六 私立京北中学校生徒員数調

〔明治三十三年五月一日〕

三發第七七号

調査上入用ノ義有之候条貴校生徒員数等別表へ夫々記入

之上本月廿日マテニ回報相成度此段及照会候也

明治三十三年五月十一日

東京府内務部

京北中学校 御中

〔別表〕

私立京北中学校在籍生徒員数調(三十三年五月一日現在)

郡区名	生徒員数		郡区名	生徒員数	
	本籍ヲ有 スルモノ	全戸 寄留		本籍ヲ有 スルモノ	全戸 寄留
神田	二人	二人	浅草	五人	五人
麹町	一人		下谷	十二人	二人
			計		計
				四人	十四人

第二章 京北中学校

種別	入学志願者員数	入学許可セシモノ、員数
三十二年七月以后補 欠募集ノ分	百八十三人	百十二人
三十三年四五両月間 募集ニ係ル分	三百九十五人	二百十五人

合計	三百六十六人	
他府県	(他府県在籍 ^舎 寄留 ^ノ 若クハ单身寄留 ^ノ モノヲ除ク) 二百三十六人 (ノヲ総テ本欄ニ記入スルヲ要ス)	
小計	三十人	九人
西多摩		
南多摩		
本郷	十八人	八人
小石川	十七人	十一人
牛込	二人	二人
四谷		
赤坂	一人	
麻布		
芝		一人
京橋	二人	
日本橋	三人	
		三人
		本所
		深川
		小計
		六十四人
		二十七人
		九十一人
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
		豊多摩
		荏原
		菅原
		北多摩
		南葛飾
		南足立
		北豊島
	</	

五八七 文部省の改善指示に対する私立京北

中学校請書〔明治三四年二月一六日〕

御請書

今般文部省ヨリ御指示ニ相成候個条必ス省令固ク遵守可致候既ニ改善致シ候モノモ有之ニ付別紙ニ記載致シ此段御請申候也

明治三十四年二月十六日

私立京北中学校設立者 文学博士井上円了^⑧

東京府知事 男爵千家尊福殿

〔別紙〕

一 学科課程及授業時間ハ認可ヲ受ケタル学則ニ違フモノアルコト

コハ次学年ヨリハ必ス学則ニ違ハヌヤウ可致候

二 入学試験ニ於テ規定ノ科目ヲ欠クモノアルコト

中学校ニアラザル有恒学舎千葉県皇典講究所普通学部飯香岡中学館等ノ生徒ニ転学ヲ許シタルコト

三 高等小学校卒業ノ者ヲ無試験又ハ英語ノミヲ試験シテ第二学年ニ入学ヲ許可セルコト

入学ヲ許ス時期違法ノ廉アルコト

四 コノ四項ハ入学規程ヲ必ス遵守可致既ニ本年一月ヨ

リハ実行致居リ候

六 教員免許状ヲ有スル専任教員ノ数規定ノ数ニ充タザルコト

七 之ハ本校教員中本年ノ文部省檢定試験ニ合格シタル者モ有之 外ニモ二名専任教員増加スルコトニ決定致シオキ候

七 教科書中不認可ノモノヲ使用セルモノアルコト

八 コノ内国語研究会編、新編国文読本ハ本月檢定済ニ相成候又坂本等著「東洋史」ハ次学年ヨリ用キズ候

九 図画教室未^{〔完〕}タ定^{〔完〕}成セサルコト

コハ既ニ落成致候

コハ既ニ整頓ナルコト

九 学籍簿不整頓ナルコト

コハ既ニ整頓致候

コハ既ニ整頓ナルコト

八 学籍簿不整頓ナルコト

コハ既ニ整頓ナルコト

九 学籍簿不整頓ナルコト

コハ既ニ整頓ナルコト

〔明治卅四年 文書類纂 学事〕

東京都公文書館所蔵

五八八―一 私立京北中学校第五学年学級増設

認可願書〔明治三七年四月一五日〕

第五学年学級増設認可願

第五学年学級増設認可願

本学年度ニ第五学年ニ在学スベキ生徒数別記之通りニ有

之候ニ付本学年度ニ限り右学級数三組設置致度候条御認

可被成下度此段奉願上候也^{*1}

明治三十七年四月十五日

私立京北中学校長 文学博士井上円了印

文部大臣 久保田讓殿

第五学年ニ在学スヘキ生徒数

第四学年ヨリ上級セシ者 百十七名

第五学年ニ留ルベキ者 十二名

合計 百廿九名

*1 (欄外) 願書写

『明治卅七年 文書類纂 学事』

東京都公文書館所蔵

五八八―二 私立京北中学校第五学年学級増設

認可書写 (明治三十七年四月二五日)

辰東普六一号

私立京北中学校長

文学博士 井上円了

明治三十七年四月十五日付願学級編制ノ件認可ス

明治三十七年四月二十五日

文部大臣 久保田讓印

*1 (欄外) 写

『明治卅七年 文書類纂 学事』

東京都公文書館所蔵

五八九―一 私立京北中学校校長更迭申請進達願

(明治三十九年一月一五日)

進達願

私立京北中学校長更迭申請一通

右文部大臣へ進達被下度願上候也

*1

明治三十九年一月十五日

私立京北中学校設立者

文学博士 井上円了印

東京府知事 男爵千家尊福殿

*2

右願出候ニ付奥印候也

明治三十九年一月十六日

東京市小石川区長 佐藤正興印

*1 (朱書・加筆)

別紙第三式経由印ヲ押捺シ文部大臣へ進達
スルモノトス(湯本武比古ヲ校長トナスノ
件)

*2 (朱書・加筆)

右第四式経由印ヲ捺シ小石川区役所へ送付
スルモノトス 一月二十四日施行印

『明治卅九年 文書類纂 学事』

東京都公文書館所蔵

五八九—二 私立京北中学校校長更迭認可書写

(明治三十九年一月二〇日)

御製

目に見えぬ神にむかひて恥ぢざるは

人の心のまことなりけり

御歌

みかゝすは玉も鏡も何かせん

学心の道もかくこそありけれ

勅語

*1
午東普一一号

東京府私立京北中学校代表者

井上円了

明治三十九年一月十五日付申請其ノ私立京北中学校代表者變更ノ件認可ス

明治三十九年一月廿日

文部大臣 侯爵西園寺公望印

* 1 (全文朱書)

『明治卅九年 文書類纂 学事』

東京都公文書館所蔵

五九〇—一 私立京北中学校生徒必携帖

(明治四二年)

私立京北中学校生徒必携帖

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツル
コト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ
テ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育
ノ淵源亦美ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦
相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修
メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ広
メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ
義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ
ハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺
風ヲ顕彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ美ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ
遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ
悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコ
トヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々国交ヲ修メ友義ヲ惇シ列国ト与ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠沢ヲ共ニセムトスル固ヨリ内国運ノ發展ニ須ツ戦後日尚浅ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠実業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ実ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル国史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ国運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ処シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ対揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ体セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

内閣総理大臣副署

第一 生徒心得

一 勅語ノ 聖旨ヲ奉戴シテ忠孝ヲ重ンズベシ

一 志操ヲ固クシ信義ヲ重ンジ学業ヲ勉メ言行ヲ慎ミ苟モ非礼粗暴ノ挙動アルベカラズ

一 校則及ビ時々ノ揭示ヲ遵守シ師長ノ命令ニ服従スベシ

一 登校ノ時ニハ必ズ本校ノ制装ヲナスベシ

一 頭髮ハ五分刈以下タルヘシ

一 登校ノ時ハ必要ナル図書器具ノ携帯ヲ忘ルベカラズ

一 小刀ないふ類ヲ携帯スベカラズ

一 一切ノ所持品ニハ必ズ氏名ヲ書スベシ

一 始業時間前十分乃至三十分ノ間ニ登校スベシ

一 正課時間中ハ決シテ門外ニ出ヅベカラズ

一 疾病其他已ムヲ得ザル事由アルニアラザレバ欠席欠課又ハ遅参スベカラズ

一 教室ニアリテハ静肅ヲ旨トシ言動出入必ズ教師ノ許可ヲ受クベク且ツ答弁又ハ質問スル時ハ必ズ直立シテ発

言スベシ

一 授業ノ始終毎ニ立礼スベシ

一 教室出入ノ際ハ組長ノ指揮ニ従ヒテ行進スベシ

一 休憩時間ニハ教室ニ入ルベカラズ

一 雨天ノ外ハ生徒控所ニ入ルベカラズ

一 当番ノ日ニハ必ズ其責務ヲ果スベシ

一 教師ニ対シテハ校ノ内外ヲ問ハズ敬礼ヲ尽スベク又生

徒モ相互ニ敬礼スベシ

徒モ相互ニ敬礼スベシ

徒モ相互ニ敬礼スベシ

一 建物、器具又ハ掲示ヲ毀損スベカラズ若シ過チテ毀損

シタルトキハ直ニ届出ヅベシ

一 机、壁、柱又ハ塗板ナドニ楽書スベカラズ

一 すとーぶ及ビ其装置ニ手ヲ触ルベカラズ

一 水道栓ヲ猥ニ使用スベカラズ

一 備付ケタル壺ノ外ニ痰唾ヲ吐クベカラズ

一 構内ノ樹木ヲ傷ヒ其他庭園ノ風致ヲ害スル如キ所行ヲ

ナスベカラズ

一 土塊石片類ヲ擲ツベカラズ

一 一定ノ食時ノ外ニ於テ食事スベカラズ

一 校ノ内外ヲ問ハズ飲酒喫煙スベカラズ

一 学校ノ往復ニ際シ時間ヲ空費スベカラズ

一 制装及ビ用具ハ總テ質素ヲ旨トシ奢侈ニ流ルルコトアルベカラズ

一 普通ノ下宿屋ニ止宿スルコトヲ禁ズ

一 生徒トシテ恥ヅベキ所行ハ一切為スベカラズ

以上

第二校 歌

(一) 京の北なる

常磐がをかべ

かがやく望の

影をば慕ひ

朝を呼び来る

長鳴鳥の

名に負ふ処に

吾等は集ふ。

(二)

善友良師の

導うけて

互にはげまし

互にきそひ

この道行ひ

この業習ひ

吾等は誠の

国民たらむ。

(三)

聖の教は

いよ／＼高く

はてなき旅路の

しるべと聳え、

畏き勅語は

いと／＼あつく

みそらの光と

吾等をつつむ。

(四)

教に遵ひ

望を追ひて

吾等は進まむ

日にはた月に、

汚さで伝へし

学びの庭の

その名を高めむ

鶏かねよりも。

校歌略譜

と調 4/4

第三 学年略曆

5 | 1. 1 2 2 | 3. 2 1 1 | 6. 6 2 1. 6 | 5-0
 1. ミ ヤコノキ タナルト キハガヲカ ベ
 2. よ きともよ きしのみ ちびきうけ て
 3. ヒ ジリノヲ シヘハイ ヨイヨタカ ク
 4. を しへにし たがひの ぞみをおひ て

5 | 1. 1 2 2 | 3. 2 1 1 | 6. 6 4 3. 2 | 1-0
 カ ガヤクノ ゴミノカ ゲヲバシタ ヒ
 た がひには げました がひにきそ ひ
 ハ テナキタ ビヂノシ ルベトソビ エ
 わ れらはす すまむひ にはたつき に

1. 3 | 5. 6 5 3. 1 | 5-5. 5 | 6. 6 5 5. 3 | 2-0
 ア シ タヲヨビク ルナガ ナキドリー ノ
 こ の みちおこな ひこの わざならー ひ
 カ シ コキミコト ハイ ト イトアツー ク
 け が さでつた へしまな びのにはー の

1 | 3. 2 1 1 | 6. 6 5 1. 3 | 5. 6 5 5 | 1-0 ||
 ナ ニオフト コロニワレ ラハツド フ
 わ れらはま ことのくに たみたら む
 ミ ソラノヒ カリトワレ ラヲツツ ム
 そ のなをた かめむとり かねより も

四月八日	学年始業式	十月中旬若クハ下旬	修学旅行
四月下旬	生徒身体検査	十月三十日	勅語捧読式
五月初旬	春季小遠足	十一月三日	天長節祝賀式
七月十六乃至廿三日	第一学期試験	十一月中旬	父兄保証人会
九月八日	第二学期始業式	十二月十四日乃至廿一日	第二学期試験
十月十八日	本校設立記念日(但記念式ヲ十月十七日ニ行フ)	一月一日	新年祝賀式
		一月八日	第三学期始業式
		二月十一日	紀元節祝賀式

三月十二乃至十九日……………学年試験
三月三十一日……………証書授与式

此必携帖ハ凡ソ私立京北中学校ノ生徒タルモノ登校ノ際
ハ勿論居常必ズ携帶シテ特ニ勅語及ビ詔書ヲ奉誦シ生徒
心得ヲ熟読シ以テ実践躬行ノ資トナスベキモノナリ

明治四十年 月 日 私立京北中学校

携帶者 私立京北中学校第 学年生徒

京北学園図書館所蔵

五九〇—二 私立京北中学校生徒必携帖

〔大正六年四月〕

生徒必携帖

私立京北中学校

明治天皇御製

目に見えぬ神にむかひて恥ぢざるは

人の心のまことなりけり

昭憲皇太后御歌

みかゝすは玉も鏡も何かせん

学ひの道もかくこそありけれ

教育勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツル
コト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ
テ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育
ノ淵源亦実ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦
相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修
メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広
メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ
義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ
ハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺
風ヲ顕彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ
遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ
悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其徳ヲ一ニセンコ
トヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟
シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ
悖シ列國ト与ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス顧ミルニ
日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ恵沢ヲ共ニセムトスル固ヨリ内

国運ノ發展ニ須ツ戦後日尚浅ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠実業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ夷ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル国史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ国運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ処シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ対揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ体セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

内閣総理大臣副署

御即位礼勅語

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ惟神ノ宝祚ヲ踐ミ爰ニ即位ノ礼ヲ行ヒ普ク爾臣民ニ誥ク

朕惟フニ皇祖皇宗国ヲ肇メ基ヲ建テ列聖統ヲ紹キ裕ヲ垂レ天壤無窮ノ神勅ニ依リテ万世一系ノ帝位ヲ伝ヘ神器ヲ奉シテ八洲ニ臨ミ皇化ヲ宣ヘテ蒼生ヲ撫ス爾臣民世々相繼キ忠実公ニ奉ス義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク以テ万邦無比ノ国体ヲ成セリ

皇考維新ノ盛運ヲ啓キ開国ノ宏謨ヲ定メ祖訓ヲ紹述シテ

不磨ノ大典ヲ布キ皇図ヲ恢弘シテ曠古ノ偉業ヲ樹ツ聖徳四表ニ光被シ仁沢遐邇ニ霑洽ス

朕今不續ヲ續キ遺範ニ遵ヒ内ハ邦基ヲ固クシテ永ク磐石ノ安ヲ図リ外ハ国交ヲ敦クシテ共ニ和平ノ慶ニ頼ラムトス朕カ祖宗ニ負フ所極メテ重シ祖宗ノ神靈照鑑上ニ在リ朕夙夜兢業天職ヲ全クセムコトヲ期ス朕ハ爾臣民ノ忠誠其分ヲ守リ励精其業ニ従ヒ以テ皇運ヲ扶翼スルコトヲ知ル庶幾クハ心ヲ同クシ力ヲ戮セ倍々国光ヲ顕揚セムコトヲ爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ体セヨ

大正四年十一月十日

生徒心得

- 一 勅語ハ日夕之ヲ奉誦シ其 聖旨ヲ奉体スベシ〔體〕
- 一 校則及時々ノ揭示ヲ遵守シ教師ノ命令ニ服従スベシ
- 一 教師ニ対シテハ校ノ内外ヲ問ハズ敬礼スベシ
- 一 生徒間ニハ互ニ礼節ヲ守ルベシ
- 一 登校ノ際ニハ必ず本校ノ制装ヲナスベシ
- 一 登校ノ際ニハ用書及用具ノ携帯ヲ忘ルベカラズ
- 一 受業ニ必要ナキ図書器具等ヲ携帯スベカラズ
- 一 小刀「ナイフ」類ヲ携帯スベカラズ
- 一 一切ノ所持品ニハ必ず規定ニ従ヒ記名スベシ〔ネ〕
- 一 始業時間前十分乃至三十分ノ間ニ登校スベシ
- 一 疾病又ハ止ムヲ得ザル事由アルニアラザレバ欠席欠

課又ハ遅参スベカラズ

一 登校後疾病又ハ事故ノ為メ欠課セントスルトキハ必

ズ主任教員又ハ生徒監ノ許可ヲ受クベシ

一 教室出入ノ際ハ組長ノ指揮ニ従ヒ行進スベシ

一 授業ノ始終毎ニ教師ニ対シテ立礼スベシ

一 教室ニ在リテハ静肅ヲ旨トシ言動出入必ス教師ノ許

可ヲ受クベク且答弁又ハ質問スルトキハ必ズ直立シテ発言スベシ

一 当番ノ日ニハ必ズ其任務ヲ果スベシ

一 休憩時間中ハ許可ヲ得ズシテ教室内ニ留マリ又ハ出入スベカラズ

一 正課時間中ハ許可ヲ得ズシテ門外ニ出ヅベカラズ

一 建物器具又ハ揭示ヲ毀損スベカラズ若シ過チテ毀損

シタル時ハ直ニ其旨届出ヅベシ

一 何レノ場処ニモ楽書スベカラズ

一 「ストープ」及ビ其装置ニ手ヲ触ルベカラズ

一 水道栓ヲ濫ニ使用スベカラズ

一 備附ケタル壺ノ外ニ痰唾ヲ吐クベカラズ

一 構内ノ樹木ヲ傷ヒ其他庭園ノ風致ヲ害スル如キ所行

ヲナスベカラズ

一 石ヲ投ジ口笛ヲ吹き其他凡テ危険喧噪ノ所為ヲナス

ベカラズ

一 一定ノ場所及ビ時間外ニ食事スベカラズ

一 校ノ内外ヲ問ハズ飲酒喫烟スベカラズ

一 学校往復ノ途次他処ニ立寄り時間ヲ空費スベカラズ

一 制装及ビ用具ハ総テ質素ヲ旨トシ奢侈ニ流ル、コトアルベカラズ

一 生徒ニ不相応ナル多額ノ金銭ヲ携帯スベカラズ

一 用書用具被服金銭等ヲ貸借スベカラズ

一 許可ナクシテ贖金シ又ハ集会スベカラズ

一 凡ソ行為者ノ不明ナル出来事ニ対シテハ之ニ關係アル組ノ生徒一同其責ニ任スベシ

一 本校生徒ニ非ザル者ヲ妄ニ校内ニ連レ入ルベカラズ

一 和服ニテ外出ノ際ハ制帽及袴ヲ着用スベシ

一 頭髮ノ長サハ常ニ五分以内タルベシ

一 総テ下宿屋ニ止宿スル事ヲ禁ス

一 生徒トシテ恥ヅベキ所行ハ一切為スベカラズ

以上

校歌〔略〕

校歌略譜〔略〕

此ニ携帖ハ本校生徒タルモノ登校ノ際ハ勿論居常必ス携

帶シ以テ実践躬行ノ資トナスベキモノナリ

大正六年四月

私立京北中学校

私立京北中学校生徒

携帯者 江沼吉太郎

京北学園図書館所蔵

五九一―一 公私立中学校作法教授に関する取調

通牒〔明治四十二年一〇月一五日〕

発普三八三号

作法教授ニ関シ取調上必要有之候ニ付貴管内各公私立中学校ニ就キ別記各項ニ拠リ其ノ状況ヲ詳具シ来ル十二月十日迄ニ御回報相成度此段及通牒候也

明治四十二年十月十五日

文部省普通学務局長 松村茂助 匳

東京府知事 阿部浩殿

追テ本文報告事項無之学校有之候ハ、其ノ旨御記載相成度此段申添候也

一、作法教授ノ実況

注意

作法ニ関シ特ニ教授細目ヲ編制シタルトキハ其ノ細目教授用書アラハ其用書及教授及実習ノ時間等ノ事項ヲ詳記スルコト

一、從來我カ国ニ行ハレタル礼法中作法教授ニ就キ採用

シタル流派別

一、特ニ設ケタル実習時間以外ニ於テ生徒ノ行為ニ対シ

作法上ノ注意ニ関スル事項

一、作法教授ト他ノ学科目ノ教授トノ連絡ニ関スル事項

一、以上ノ外作法教授ニ関シ参考トナルヘキ事項

以上

『学事 雑件』

東京都公文書館所蔵

五九一―二 私立京北中学校作法教授に関する

開申書〔明治四十二年一〇月二二日〕

西学甲第四九九七号ニテ御照会ノ作法教授ニツキテハ別紙開申書差出申候

又西学甲第三二五九号三ヲ以テ御照会ノ中学校教授要目ニ関スル意見ハ全ク此ナキニ付提出致サズ候間左様御取扱被成下度候也

明治四十二年十月二十二日

東京府私立京北中学校長

湯本武比古 匳

東京府内務部長 鈴木隆殿

〔別紙〕

私立京北中学校作法教授ニ付開申

一、作法教授ノ時間ハ別ニ設クルコトナク、修身、体操

ノ二科及訓話ノ時間ニ於テ作法ノ一斑ヲ教授スルモ
ノトス

一、作法教授細目及礼法ノ流派ニ就キテハ特ニ定メタル

モノナシ

明治四十二年十月二十二日

〔学事 雑件〕

東京都公文書館所蔵

五九二―一 学校生徒員数等取調に関する照会

〔大正元年八月五日〕

文部省子発普三一九号

調査上必要ノ儀有之候ニ付貴管下東京市（隣接町村ヲ含
ム）所在ノ師範学校、中学校、高等女学校、実業学校、

実業補習学校、并専門学校（以上何レモ各勅令ニ依リ設
置シタル公私立学校ニ限ル）ノ職員及生徒員数承知致度
候間学部別及学年別ニ依リ御取調ノ上折返御回報相成度
此段及照会候也

大正元年八月五日

文部省専門学務局長

文部省普通学務局長

文部省実業学務局長 工学博士真野 文二郎

東京府知事 阿部浩殿

〔明治四十五年大正元年 文書類纂 学事〕

東京都公文書館所蔵

五九二―二 学校生徒員数等取調に関する照会案

〔大正元年八月八日〕

受子学甲四九五七号 判八月七日 行施八月八日 淨写校合

大正元年八月七日 出 学務課主任属大島亨蔵

内務部長 課長

学校生徒数等取調之件

按 一

調査上必要ノ儀有之候ニ付キ貴校職員及生徒員数承知致
度候条学部別及学年別ニ依リ御取調ノ上折返御回報相成
度候也

年 月 日

部長

私立専門学校長
 〔公〕私立中学校長
 〔公〕私立高等女学校長
 〔公〕私立実業学校長（甲乙種）

按二

調査上必要ノ儀有之候ニ付キ貴郡内実業補習学校生徒員
 数承知致度候条各学年別ニ依リ御取調ノ上折返御回報相
 成度候也

年月日

部長

- 東京市長
- 豊多摩郡長
- 北豊島郡長
- 南葛飾郡長
- 荏原郡長

* 1 〔欄外・朱書〕 公立ノ分及師範ハ要セズ

〔明治四十五年大正元年 文書類纂 学事〕
 東京都公文書館所蔵

五九二一三 私立京北中学校・実業学校職員生徒

員数調回答書〔大正元年八月九日〕

癸第三五六一号
 八月八日附子学甲第四九五七号ヲ以テ御照会相成候当校
 職員及生徒員数調別紙之通及御回答候也

大正元年八月九日

私立京北中実業学校長

湯本武比古 印

東京府内務部長殿

〔別紙〕

私立京北中学校職員生徒員数調

職員数 二九
 生徒数

第一学年 第二学年 第三学年 第四学年 第五学年 合計
 一三二 一一二 一一〇 一一九 一一八 六一〇

備考 補習科ヲ欠ク

私立京北実業学校職員生徒員数調

職員数 二九

予科	本科	合計
第一学年 二七	第一学年 二四	第一学年 五一
第二学年 二九	第二学年 一八	第二学年 四七
	第三学年 二二	第三学年 二二
	第四学年 一九	第四学年 一九

〔明治四十五年大正元年 文書類纂 学事〕

東京都公文書館所蔵

五九三十一 京北中学校、中学校令施行規則中

第一種課程不設置認可申請書

〔昭和九年一月一九日〕

東京市小石川区原町十九番地

京北中学校設立者

昭和九年一月十九日 東洋大学財団理事 笹川種郎 印

種別	年度									
	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年
高等予科	三六	二六	三一	三二	三二	四	一	一	一	一
大学	三七	三一	三二	三二	三二	四	一	一	一	一
専門学校	一一	八	二一	二一	二一	二	二	二	二	一
実業	一	二	三	三	三	二	二	二	二	一
工業	一	二	三	三	三	二	二	二	二	一
農業	一〇	九	五	五	五	二	二	二	二	一
商業	二	二	三	三	三	二	二	二	二	一
船舶	四	三	五	五	五	二	二	二	二	一
水産	五	四	六	六	六	三	三	三	三	二
高等師範学校										
臨時教員養成所										
陸軍士官学校	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
海軍諸学校	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

種別	年度									
	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年
其ノ他ノ学校	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
師範学校										
第二部										
小学校教員										
官公吏										
工業										
農業										
商業										
船舶										
水産										
其他										
計	一四五	一四三	一四三	一四三	一四三	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二

〔別紙〕

第五学年生徒ノ最近三ヶ年間に於ケル将来ノ希望状況

文部大臣 鳩山一郎殿
 中学校令施行規則中ノ第一種課程、不設置申請
 本校在学生中、中学校令施行規則第二条第一種課程志望
 ノ者無之ニツキ該課程不設置ノ件御認可相成度別紙卒業
 者及第五年年生志望表並ニ学科課程表相添ヘ此段及申請
 候也

第五学年（最近三ヶ年間）学科課程教授時間表

学科	年 度		
	昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度
修身	一	一	一
国語、漢文	五	五	五
英語	七	七	七
歴史、地理	三	三	三
数学	六	六	六
理科	四	四	四
図画	一	一	一
体育	五	五	五
時間合計	三二	三二	三二

『自大正13年12月 高千穂中学校 聖学院中学校 第22、23冊』
 『至昭和18年11月 京北中学校 足立中学校 東京府』

国立公文書館所蔵

五九三—二 京北中学校第三学年生徒の将来に

おける希望状況報告書

〔昭和九年一月二五日〕

京中第三三二二号

昭和九年一月二五日 京北中学校長 笹川種郎印

文部省普通学務局御中

第三学年生徒ノ将来ニ於ケル希望状況

報告ノ件

昭和九年一月二十四日御通牒（電話ニテ）有之候標記ニ
 関スル調査別紙正副二通及報告候也

〔別紙〕

第三学年生徒ノ将来ニ於ケル希望ノ状況

種 別	人 員	
	種 別	人 員
高等学校	四三	一
大学予科	四一	二
専門学校	一九	二
実業	一一	二
工業	一一	二
農業	一一	二
商業	三三	一
商船	三三	一
水産	二二	一
高等師範学校	二二	一
臨時教員養成所	二二	一
陸軍士官学校	四四	一
海軍諸学校	二二	一
計	一四一	一四一

第三学年生徒ノ将来ニ於ケル希望ノ状況（副）〔略〕

『自大正13年1112月 高千穂中学校 聖学院中学校 第22、23冊』
 『至昭和18年11月 京北中学校 足立中学校 東京府』

国立公文書館所蔵

五九三—三 京北中学校、中学校令施行規則中

第一種課程不設置認可指令案

〔昭和九年一月二六日起案〕

東普二六号

定決裁

1月30日 文書課長印

送発

1月30日起案者印

昭和九年一月二十六日起案

学務課長印

普通学務局長印

次官印

印

中学校第一種課程ヲ欠クノ件

指令案

京北中学校設立者

財団法人東洋大学

昭和九年一月十九日申請中学校第一種課程ヲ欠クノ件

認可ス

年月日

文部大臣

備考

一、最近三ヶ年ニ於ケル上級学校志望調

生徒数 上級学校志望者 実業ニツク者 ソノ他

昭和六年 一四五

一三五

二

五

〃 七年	一四三	一三四	一	四
〃 八年	一七二	一五二	二	三

一、現在ノ第三学年生徒ノ将来ノ希望

生徒数 一四一

上級学校志望者 一二六

実業ニ就ク者 三

〔自大正13年112月 高千穂中学校 聖学院中学校 第22、23册
至昭和18年111月 京北中学校 足立中学校 国立公文書館所蔵
東京府〕

五九四—一 京北中学校生徒定員變更申達願

〔昭和十一年八月四日〕

申達願

別紙書類其筋へ御申達相成度此段願上候也

昭和十一年八月四日

京北中学校長 三島定之助印

東京府知事 横山助成殿

添附書類

一、生徒定員變更認可申請書

二、生徒定員變更ノ理由及ビ其ノ員数

三、学級編成

四、昭和十二年度京北中学校職員組織

五、昭和十三年度京北中学校職員組織

六、昭和八、九、十年収支決算表

七、昭和十一、十二、十三年度収支予算表

八、定員増加ニ伴フ新設備

九、生徒数ト運動場トノ關係

十、鉄筋コンクリート三階建校舎パラペット上端金網張〔網〕

リ仕様書（屋上運動場）

十一、預金証明書

十二、京北中学校校舎配置圖

十三、京北中学校陸屋根金網張圖〔網〕

十四、京北中学校校舎増築設計圖

十五、京北中学校規則

『自大正十三年12月 高千穂中学校 聖学院中学校 第22、23冊』
至昭和十一年11月 京北中学校 足立中学校 東京府

国立公文書館所蔵

五九四―二 京北中学校生徒定員変更認可申請書

〔昭和十一年八月四日〕

東京市小石川区原町十九番地

京北中学校設立者

東洋大学財団理事 三島定之助

外四名

昭和十一年八月四日

文部大臣 平生鈞三郎殿

生徒定員変更認可申請

京北中学校生徒定員九〇〇名ノ別紙ノ理由ニヨリ定員
壹千名ニ増加致度候間御認可相成度關係書類相添へ申請
候也

実施期日 昭和十二年四月一日

完成期日 昭和十三年四月一日

〔添付書類〕

生徒定員変更ノ理由及ビ其ノ員数

本校ノ生徒定員ハ大正十一年七月十七日附ヲ以テ九〇〇
名ニ認可相受ケ候処今回之ヲ壹百名増加シ定員壹千名ト
セラレンコトヲ願上候

理由

一、本校ヘノ入学志願者ハ逐年増加ヲ来シ昭和九年度ニ
於テハ二百名募集ニ対シ三八七名、昭和十年度ニ於
テハ同ジク二百名募集ニ対シ四七二名ノ応募者ヲ見
ルニ至リ、昭和十一年度ニ於テハ同ジク二百名募集
ニ対シテ五七八名ノ応募有之、尚受付ベ切後ニ至リ
テモ入学ヲ懇願スル者多キ次第ニ候

二、東京市ノ如キ数多ノ中学校群立スル都会ニ於テハ入
学志願者ハ大抵少クトモ兩三校ニ出願スルヲ例トス

ルヲ以テ、入学合格者ノ中、若干ノ入学手続ヲ履行セザル者アルハ普通事ニ有之候、本校ニ於テモ此点ヲ考慮シ多少ノ見込入学ヲ許可致候処、而三年来入学取消者ノ数、予想ヨリモ少クソノ為メ自然定員超過ト相成候ヲ以テ、此際、教室ノ増築運動場ノ拡張ヲ始メ其他相当ノ設備ヲ整ヒ、定員増加ノ御認可ヲ得、教育的効果ヲ高ムベキコトヲ痛感致シタル次第

二候

三、現在ハ第一学年、第二学年、第三学年ハ各四組宛、第四、第五ノ両学年ハ各三組宛、計十八組ノ学級編制ニ候処、事実ニ於テ第四学年ニ於テ急ニ一組ヲ減ズルコトハ甚ダ困難ニシテ、生徒ニ対シ無理ナル結果ヲ生ジツ、アリ候

学級編制

現在ノ学級編制ハ左表ノ如クニ御座候

第一学年	仁組 五〇名 義組 五〇名 礼組 五〇名 智組 五〇名	第二学年	仁組 五〇名 義組 五〇名 礼組 五〇名 智組 五〇名	第三学年	仁組 五〇名 義組 五〇名 礼組 五〇名 智組 五〇名	第四学年	仁組 五〇名 義組 五〇名 礼組 五〇名	第五学年	仁組 五〇名 義組 五〇名 礼組 五〇名
------	--------------------------------------	------	--------------------------------------	------	--------------------------------------	------	----------------------------	------	----------------------------

然ルニ昭和十二年度ニ至リテハ前記理由ニヨリ之ヲ、第四学年ニ至リ一組ヲ増シ、左表ノ如ク致シ度ク存ジ候

第一学年	仁組 五〇名 義組 五〇名 礼組 五〇名 智組 五〇名	第二学年	仁組 五〇名 義組 五〇名 礼組 五〇名 智組 五〇名	第三学年	仁組 五〇名 義組 五〇名 礼組 五〇名 智組 五〇名	第四学年	仁組 五〇名 義組 五〇名 礼組 五〇名 智組 五〇名	第五学年	仁組 五〇名 義組 五〇名 礼組 五〇名
------	--------------------------------------	------	--------------------------------------	------	--------------------------------------	------	--------------------------------------	------	----------------------------

有	有	/	有	有	有	/	有	有	有	有	資格
英語	歷史	/	英語	漢文	國語	/	數學	體操	修身	図画	可免許科目
英語	歷史	武教道練	英語	漢文	國語	英語	體操	數學	修身	図画	歴修科目
同	同	同	同	同	同	同	專任	同	兼任	專任	兼專任別任
一九	二四	一七	二四	二二	二二	一四	二〇	一五	一二	一〇	時教每數授週
手當一五六	手當一三〇	手當一〇四	手當一四七	手當一〇〇	手當一四〇	八五	手當三〇六	九〇	六五	手當二五〇	給又八手當料
東京外國語學校	早稲田大學	陸軍本官學校	東京帝國大學英文科	元國學院	東京範學校	日本體育會	東京物理學校	日本體育會	東京美術學校	元哲學館	卒業學校
同年九月	同十五年四月	同年四月	大正十一年四月	同九年四月	同年八月	大正八年四月	同四十五年一月	同廿九年四月	同三十四年十月	明治卅二年四月	年就月職
東京府平民	東京府平民	東京府平民	熊本縣平民	東京府土族	群馬縣土族	島根縣平民	栃木縣平民	滋賀縣平民	愛媛縣土族	島根縣平民	族籍
村山功	玉置金三	齊田仙太郎	池田実	波多野鎌次郎	広瀬守江	常松明	酒井繁	柴田甚五郎	柴崎恒信	三島定之助	氏名
同廿六年四月	同廿九年八月	同二十三年十一月	同廿六年九月	同六年九月	同十二年八月	同廿年七月	同十年八月	同十四年一月	同七年九月	明治十四年十一月	生年月
主任教員	教員	教員	教員	教員	教員	教員	教員	同	教員	教員	備考

昭和十二年度京北中学校職員組織(十九学級)

智組	礼組	義組	仁組	第一学年
五〇名	五〇名	五〇名	五〇名	
智組	礼組	義組	仁組	第二学年
五〇名	五〇名	五〇名	五〇名	
智組	礼組	義組	仁組	第三学年
五〇名	五〇名	五〇名	五〇名	
智組	礼組	義組	仁組	第四学年
五〇名	五〇名	五〇名	五〇名	
智組	礼組	義組	仁組	第五学年
五〇名	五〇名	五〇名	五〇名	

而シテ昭和十三年度ニ至リテ、更ニ第五学年ニ一組ヲ増シ、左表ノ如クナシテ完
成致スベク候

有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	/	有	有	有	有	有	有	/	有	
文 国語、 英語漢	商 業	経 済制	英 語	凶 画	英 語	音 楽	修 習字、 漢文	数 学	英 語	化 学	/	漢 国語	化 学理	数 学	数 学	植 物物	漢 国語	/	地 理	
漢 国語	/	公 民	英 語	凶 画	英 語	音 楽	習 字、 漢文	数 学	英 語	理 博	武 道	教 体	漢 国語	一 般理	数 学	数 学	作 業	漢 国語	教 体	歴 史
専 任	同	兼 任	専 任	同	同	同	兼 任	同	同	同	専 任	兼 任	同	同	同	同	同	同	同	同
二〇	/	一四	二二	七	四	八	二二	二二	二〇	二三	一七	一一	二三	二四	二四	二四	二二	一八	二三	
手 当二七〇〇	/	六六	手 当一〇五	三一	二四	四〇	七五	手 当一五五	手 当二〇	手 当二〇八	七八	四六	手 当二〇四	手 当二一〇	手 当二二三	手 当二〇〇	手 当二〇〇	七八	手 当二〇二	
国 学院大 学	商 業高 等校	東 京帝 国大 学法 学部	東 京外 國語 学校 英語 科	東 京美 術学 校	東 京帝 国大 学文 学部 英文 科	東 京音 楽学 校	東 京高 等師 範学 校研 究科	岡 山市 閩西 教員 養成 所	早 稲田 大 学文 学部 英文 科	東 京帝 国大 学理 学部 化学 科	陸 軍戸 山学 校 体 操科	東 京帝 国大 学文 学部 英文 科	東 京物 理学 校 高等 師範 科	早 稲田 大 学 高等 師範 科	東 京物 理学 校 高等 師範 科	農 学 部	東 京帝 国大 学 高等 化学 科	大 東文 化学 院 高等 科	歩 兵特 務曹 長 師範 学 校	兵 庫 校 長
同 十一年 四月	同 十年 四月	同	同 九年 四月	同	同 八年 四月	同	同 七年 四月	同 年 十月	同	同	同 年 九月	同 六年 四月	同 五年 十一月	同	同	同	同 年 四月	同 三年 一月	同 二年 九月	同 二年 九月
滋 賀県 平民	東 京府 平民	東 京府 平民	埼 玉県 平民	北 海道 庁平 民	福 島県 平民	神 奈川 県土 族	東 京府 土族	岡 山県 平民	北 海道 庁土 族	千 葉県 平民	長 野県 平民	岡 山県 平民	長 崎県 平民	東 京府 平民	長 野県 平民	東 京府 平民	香 川県 平民	秋 田県 平民	兵 庫県 平民	兵 庫県 平民
外 村源 次郎	戸 野修	酒 井又 夫	福 田覚 治	久 本春 雄	山 内為 之輔	鳥 居善 次郎	仁 木秀 男	笹 部貞 市郎	水 野俊 平	宮 内義 治	清 水邦 男	上 野明	一 瀬幸 吉郎	西 田小 平	戸 田静 雄	服 部憲 治	岡 本勝 治郎	石 田虎 之輔	橋 本常 造	橋 本常 造
同 三十九 年十二 月	同 十七年 十二月	同 卅一年 一月	同 四十年 三月	同 廿九年 四月	同 廿九年 十月	同 廿八年 一月	同 廿一年 八月	同 卅九年 十一月	同 卅九年 八月	同 廿九年 八月	同 三十三年 八月	同 四十年 三月	同 三十六年 十一月	同 二十八年 二月	同 三十三年 三月	同 廿七年 十月	同 十八年 四月	同 廿九年 八月	同 十二年 三月	同 十二年 三月
教 員任	幹 事	教 員	主 任教 員	同	同	同	教 員	主 任教 員	同	主 任教 員	教 生徒 監	教 員	同	同	同	同	主 任教 員	教 生徒 監	主 任教 員	主 任教 員

第二章 京北中学校

有	有	/	有	有	有	有	資格
漢國 文語	英 語	/	數 學	修 身	圖 画	歴史	學科 免許 許可 科目
漢國 文語	英 語	體 操	數 學	修 身	圖 画	歴史	學科 科目 担任
同	同	同	專 任	同	兼 任	專 任	專任 兼別 担任
二 四	二 二	一 五	二 四	一 六	一 二	一 〇	每 週 授 課 時 數
手 當 二〇〇	手 當 一四〇	九 二	手 當 一三〇	九 五	六 五	手 當 二五〇	手 料 又 六 當
元 國 學 院	師 範 學 校	東 京 體 育 會	東 京 物 理 學 校	日 本 體 育 會	東 京 美 術 學 校	元 哲 學 館	卒 業 學 校
同 九 年 四 月	同 年 八 月	大 正 八 年 四 月	同 四 十 五 年 一 月	同 三 十 九 年 四 月	同 三 十 四 年 十 月	明 治 三 十 二 年 四 月	年 就 職 月
東 京 府 士 族	群 馬 縣 士 族	島 根 縣 平 民	栃 木 縣 平 民	滋 賀 縣 平 民	愛 媛 縣 士 族	島 根 縣 平 民	族 籍
波 多 野 鑠 治 郎	広 瀬 守 江	常 松 明	酒 井 繁	柴 田 甚 五 郎	柴 崎 恒 信	三 島 定 之 助	氏 名
同 六 年 九 月	同 十 二 年 八 月	同 二 十 年 七 月	同 十 年 八 月	同 十 四 年 一 月	同 七 年 九 月	明 治 十 一 年 一 月	生 年 月
同	主 任 教 員	教 生 徒 監 員	主 任 教 員	同	教 員	教 員 長	備 考

昭和十三年度京北中学校教員組織(二〇學級)

校長(專任)一名
 專任教員 二三名(内 主任教員一九名)
 兼任教員 一二名(内 無担任者一名)
 配属将校 一名
 計三七名

/	有	有	有	有	有		
/	漢國 文語	歴 史	武 道 操	英 語	化 物 學 理		
□ _教	漢國 文語	歴 史	武 道 操	英 語	化 物 學 理		
□ _練	漢國 文語	歴 史	武 道 操	英 語	化 物 學 理		
專 屬	專 任	同	同	兼 任	同		
一 六	二 四	四	一 三	一 四	二 二		
/	九 六	一 四	二 七	手 當 一五〇	手 當 二七〇		
配 属 将 校	科 等 師 範 部 國 漢	早 稲 田 大 學 高	國 學 院 大 學	師 範 學 校	英 文 大 學	早 稲 田 大 學	東 京 物 理 學 校
同 十 二 月	同	同	同	同	同	同	同
	東 京 府 平 民	東 京 府 平 民	宮 城 縣 平 民	奈 良 縣 平 民	福 岡 縣 平 民		
森 田 豊 秋	鈴 木 要 次 郎	鈴 木 正 黄	鈴 木 嘉 吉	鴻 池 博	佐 藤 豊		
	同 廿 七 年 四 月	同 卅 八 年 二 月	同 四 十 三 年 十 月	同 四 十 四 年 一 月	同 四 十 二 年 七 月		
	教 主 員 任	同	同	教 員	同		

以
上

前年度ヨリ繰越
 授業料
 入学考査料

昭和八年度
 六〇三・八六
 六一、五六六・〇〇
 八五八・〇〇

昭和九年度
 七〇一・二〇
 六四、四〇五・六〇
 八三六・〇〇

昭和十年度
 二、一六六・七七
 六四、九〇七・八〇
 九九八・〇〇

昭和八、九、十年度収支決算表

収入之部

校長(専任) 一名
 専任教員 二四名(内 主任教員二〇名)
 兼任教員 一名(内 無担任者一名)
 配属将校 一名
 計 三七名

有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
漢国 文語	歴史	剣体 道操	英語	化学 物理学	国語、 英語、漢	商業	経済 学	法 制	英語
漢国 文語	歴史	武体 道操	英語	化学 物理学	漢国 文語	/	/	公 民	英語
教 練	専 任	同	兼 任	同	同	同	同	兼 任	専 任
一 七	二 四	六	一 三	一 九	二 四	二 〇	/	一 六	二 二
/	九 六	二 〇	二 七	手 当一 六七	手 当一 八四	手 当一 七〇	/	七 五	手 当一 〇五
配 属 将 校	高 等 師 範 大 学	早 稲 田 大 学	国 学 院 大 学	師 範 学 校 等	東 京 大 学	英 文 大 学	早 稲 田 大 学	東 京 物 理 学 校	東 京 帝 国 大 学
同 十 二 月	同	同	同	同	同	同	同 十 一 年 四 月	同 十 年 四 月	同 九 年 四 月
	東 京 府 平 民	東 京 府 平 民	東 京 府 平 民	宮 城 県 平 民	奈 良 県 平 民	福 岡 県 平 民	滋 賀 県 平 民	東 京 府 平 民	東 京 府 平 民
森 田 豊 秋	鈴 木 要 次 郎	鈴 木 正 黄	鈴 木 嘉 吉	鈴 木 博	鴻 池 博	佐 藤 豊	外 村 源 次 郎	大 野 修	酒 井 又 夫
同 十 七 年 四 月	同 三 十 八 年 二 月	同 三 十 三 年 十 月	同 四 十 三 年 一 月	同 四 十 四 年 一 月	同 四 十 二 年 七 月	同 三 十 九 年 十 二 月	同 三 十 七 年 十 二 月	同 三 十 一 年 一 月	同 三 十 年 三 月
主 任 教 員	教 員	教 員	教 員	同	同	主 任 教 員	幹 事	教 員	主 任 教 員

支 出 之 部	昭 和 八 年 度		昭 和 九 年 度		昭 和 十 年 度	
	給 料	給 料	給 料	給 料	給 料	給 料
入 学 料		一、〇五六・〇〇		九八四・〇〇		九五七・〇〇
雑 収 入		二、四三二・九六		二、五六九・四八		二、九二七・九六
理科器械府補助金				八〇〇・〇〇		
臨時、校友会ヨリ受入						二、七三〇・六一
作業科設備費						七六・〇〇
文部省補助金				七〇、二九六・二八		七四、七六四・一四
計		六六、五一六・八二		七〇、二九六・二八		七四、七六四・一四
給 料		四二、六四八・〇〇		四三、五三三・〇〇		四四、七四二・〇〇
校長 給		一、五〇〇・〇〇		一、五〇〇・〇〇		三、六〇〇・〇〇
教員 給		三八、一三八・〇〇		三八、九二五・〇〇		三七、七二二・〇〇
事務員 給		三、〇一〇・〇〇		三、一〇八・〇〇		三、四二〇・〇〇
給		七、二三三・五一		七、四二〇・二〇		七、九七二・五七
出張交際費		二〇〇・九二		二六四・一〇		三二八・四二
諸手当		四、九六二・〇九		五、三八六・一〇		五、〇〇八・一五
諸備給		一、七五七・五〇		一、七七〇・〇〇		一、七七六・〇〇
退職給与		三三三・〇〇				八六〇・〇〇
費		七、七八五・二四		七、六〇七・〇七		八、一六四・三七
備品費		五五一・八四		五六二・六六		一、一二五・〇七
消耗品費		一、二六六・六八		二、二五五・七七		二、六八四・〇九
通信費		三四五・五八		四一三・一六		四一・一六九
図書器械費		一、四三一・七七		一、五〇〇・一七		九〇五・二九
其他		四、一八九・三七		二、八七五・三一		三、〇三八・二三
繕費		一、三〇二・七七		一、二九四・九八		一、八五九・五〇

給 料 目	支出之部			収入之部		昭 和 十 一、 十 二、 十 三 年 度 収 支 算 表	修 理 費	校 庭 改 修 費	地 代	負 債 償 却	予 備 費	臨 時 費	建 築 費	次 年 度 へ 繰 越
	昭 和 十 一 年 度	昭 和 十 二 年 度	昭 和 十 三 年 度	昭 和 十 一、 十 二、 十 三 年 度 計	昭 和 十 一、 十 二、 十 三 年 度 計									
授 業 料	九〇〇名 三、八〇〇	九五〇名 六、七九〇	一、〇〇〇名 六、八〇〇	九〇〇名 三、八〇〇	九五〇名 六、七九〇	一、〇〇〇名 六、八〇〇								
入 学 考 査 料	一、一〇〇	一、二〇〇	一、三〇〇	一、一〇〇	一、二〇〇	一、三〇〇								
入 学 料	八一〇	八四〇	九〇〇	八一〇	八四〇	九〇〇								
雑 収 入	四、〇〇〇	四、一〇〇	四、二五〇	四、〇〇〇	四、一〇〇	四、二五〇								
建 築 積 金 ヨ リ 受 入	六七、二九〇	七〇、九三〇	七四、六五〇	六七、二九〇	七〇、九三〇	七四、六五〇								
給 料 目	七二、二九〇			七二、二九〇										
支 出 之 部	四六、二四四・〇〇	四六、七一二・〇〇	四八、六四四・〇〇	四六、二四四・〇〇	四六、七一二・〇〇	四八、六四四・〇〇								
昭 和 十 一 年 度														
昭 和 十 二 年 度														
昭 和 十 三 年 度														
昭 和 十 一、 十 二、 十 三 年 度 計	六六、五一六・八二	七〇、二九六・二八	七四、七六四・一四	六六、五一六・八二	七〇、二九六・二八	七四、七六四・一四								
修 理 費	一、二五六・三二	一、一六五・七〇	一、八四七・五五	一、二五六・三二	一、一六五・七〇	一、八四七・五五								
校 庭 改 修 費	四六・四五	一一九・二八	一一・九五	四六・四五	一一九・二八	一一・九五								
地 代	一、九八〇・〇〇	二、〇二三・四〇	二、〇四五・〇四	一、九八〇・〇〇	二、〇二三・四〇	二、〇四五・〇四								
負 債 償 却	一、八三〇・〇〇	二、五三〇・〇〇	五、二〇〇・〇〇	一、八三〇・〇〇	二、五三〇・〇〇	五、二〇〇・〇〇								
予 備 費	一、六〇〇・〇〇	二、三〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇	一、六〇〇・〇〇	二、三〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇								
臨 時 費	二、五〇〇・〇〇	一、二一〇・六七	一、〇五七・六一	二、五〇〇・〇〇	一、二一〇・六七	一、〇五七・六一								
建 築 費	七〇一・二〇	二、一六六・七七	二、八九・三〇	七〇一・二〇	二、一六六・七七	二、八九・三〇								
次 年 度 へ 繰 越	六六、五一六・八二	七〇、二九六・二八	七四、七六四・一四	六六、五一六・八二	七〇、二九六・二八	七四、七六四・一四								

備
考
一、一ヶ年
六八・二〇
一名 二円
一名 三円

定員増加ニ伴フ新設備

(甲) 広サ二十坪 (四間ニ五間) ノ教室ヲ二室増築ノコト

別紙校舍配置図 (平面図) 参照

建築費及ビ設備費予算金四千五百円也

(乙) 鉄筋コンクリート三階建校舎ノ屋上ニ危険防止ノ特

殊施設ヲナシ、新タニ運動場百拾參坪ヲ増設ノコト

別紙設計図参照

該工事費予算金五百円也

(備考) 前記甲、乙二項ノ予算金五千円也ハ株

式会社住友銀行白山支店ニ預入シアル

現金ヲ以テ支弁スルモノトス

別紙預金在高証明書参照

生徒数ト運動場トノ關係

従来本校々庭 (九四一坪) ニ定員九百名ヲ収容致シ来リ

候処、今回定員壹百名増加ノ認可ヲ得タル上ハ新タニ屋

上運動場壹百拾參坪ヲ開設致スベク候間、ソノ増員ニ対

スル一名当リ坪數ハ一・一三坪ト相成リ申スベク候

新設備着工、竣成期日

前記 (甲) 二教室

着工 九月十日

竣成 十一月三十日

前記 (乙) 屋上運動場

着工 九月十日

竣成 九月三十日

鉄筋コンクリート三階建校舎パラペット上端金網

張り仕様書

一、延長二九六尺 (四九間三三) アンゲル製金網張り

高サ「パラペット」上端ヨリ三尺トス

在来パラペット上端ニ、參尺間毎ニ柱穴ヲ掘リ深約

三寸、調合一、二、「モルタル」ニテ柱埋メ各柱毎

ニ控「アンゲル」図面ノ通り取付ケ「ボール」ニ

テ締付ケルモノトス (在来パラペットノ高サ約四

尺)

胴縁ハ「アンゲル」四〇耗、四〇耗、五耗ヲ使用、

上中下三段トシ金網ハ柱ト胴縁ノ間ニ取合セ各所共

押へ「プレート」四四耗×五耗ニテ約二尺間内外ニ

木捻ニテ充分締付クルモノトス

金網ハ鉄製亜鉛「メツキ」十二番菱形網ニシテ二吋

目ヲ使用スルモノトス

「ペンキ」塗リハ錆止メ一回仕上二回トス色合ハ打合

ノ上決定ス 以上

収入參
印紙錢
証明書

金五千八百四拾九円四拾五錢也

校 学 中 北 京

三	
教普 0.00 室通	教普 20.00 室通
二	
教普 0.00 室通	教普 20.00 室通
一	
教普 0.00 室通	教普 20.00 室通

階 一	階 二
柔道々場	剣道々場
63.24	62.12

室 使 小
25.59

階 二
室 教 楽 音
30.00
階 一
庫 器 銃
32.35

但 昭和十一年八月四日預金残高
右ノ通り相違無之候也
昭和十一年八月四日

(備考)普通教室中二十坪
以下ノ教室数至有之候処
右ハ本校第二期工事(未
年度ヨリ着工ノ予定)完
成ノ晩ニ全部廃止シ新教
室二代フル蓄ニ候
京北中学校幹事
村山 功 印

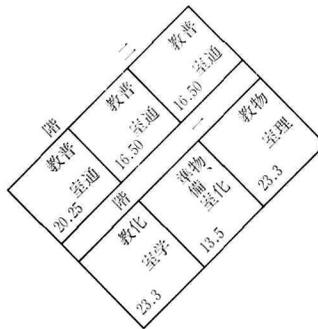
京北中学校
建築部長 三島定之助殿

株式会社 住友銀行白山支店 印

階 二	
27.00	教員室 会議室
階 一	
33.65	教員室 事務室

図 置 配 室 教

階				
20.00	教普 室通	20.00	教普 室通	2
階				
20.00	教普 室通	20.00	教普 室通	2
階				
20.00	教普 室通	20.00	教普 室通	2



増築教室	階 二		
	18.50	教普 室通	18.50
増築教室	階 一		
	20.00	準博 備室物	20.00

京北中学校々舎配置図〔略〕
 京北中学校陸屋根金網張図〔略〕
 京北中学校校舎増築設計図〔略〕
 〔次頁につづく〕

第六節 教科書

五九五―一 私立京北尋常中学校未検定教科書

認可申請書〔明治三十一年一月四日〕

未検定教科書使用ノ儀ニ付願

私立京北尋常中学校教科用書中別紙之書類使用致度候ニ
つき御取調之上御認可被成下度候也

明治三十一年十一月四日

井上円了[㊟]

東京府知事 肥塚竜殿

右願出候ニ付奥印候也

明治三十一年十一月四日 東京市小石川区長 永井喜炳[㊟]

〔別紙〕

書名	出版年月	著者	発行者
新撰帝国史要一冊	卅一年五月	芳賀矢一	富山房
新撰万国地理一冊	三十年四月	山上方次郎 浜田俊三郎	富山房
小学習字帖 ^{第三二冊}	廿九年四月	故長茂	金港堂
行草二体帖一冊	十四年三月	故長茂	内田芳兵衛
新撰書牘文一冊	二十八年四月	故長茂	青木嵩山堂
中等日本臨画帖六冊	三十一年十月十日	白浜徹	大日本圖書 出版会社

五九五―二 私立京北尋常中学校未検定教科書

使用認可指令案

〔明治三十二年一月九日〕

受収 卅一年十二月 判 一月九日 施 一月九日

合校書[㊟] 淨校書[㊟]

明治卅二年一月七日[㊟] 日出受

第三課主任 藤後藤東[㊟]

知事 代理書記官[㊟]

内務部長[㊟]

第三課長[㊟]

掛[㊟]

中学校教科用図書認可ノ件

小石川区原町七番地

私立京北尋常中学校設立者

〔采書
三丙三三一―一号六〕

井上円了

明治三十一年十一月四日 附願教科用図書之件 中等日本臨
画帖ハ之ヲ認可シ其他ハ当分用トシテ之ヲ認可ス

東京府知事

理由別紙之通文部省ヨリ指令并ニ通知有之候ニヨリ本
按之通御指令相成度候

〔第三課文書 学務 官房〕

東京都公文書館所蔵

〔第三課文書 学務 官房〕

東京都公文書館所蔵

五九六一— 私立京北中学校教科書使用認可願書

〔明治三十七年四月一三日〕

教科用書使用認可願

別記教科用書使用致度候条御認可被成下度此段奉願上候也

明治三十七年四月十三日

私立京北中学校長 文学博士井上円了 叩

東京府知事 男爵千家尊福殿

〔朱書〕
「第一六八号」

右願出候ニ付奥印候也

明治三十七年四月十五日

東京市小石川区長 石井義正 叩

教科用書表

書名	発行月日	檢定済月日	著者	発行者
修身要鑑	三十五年 一月十七日	三十六年 二月十八日	井上 円了	普及舎
訂中学国文読本	三十七年 二月 二日	三十七年 二月十九日	弘文館編纂	弘文館
訂中学国語読本	三十六年十一月廿七日	三十六年十一月廿八日	落合 直文	三樹一平
新漢文読本	三十六年十一月 一日	三十六年十一月廿七日	内堀 維文	原亮一郎
中等漢文教科書	三十六年 二月廿三日	三十六年 三月 二日	国語漢文研究会	三樹一平
中等書鑑	三十五年 二月 七日	三十五年 二月十八日	村田 浩藏	吉川半七
ナシヨナル読本	三十四年 三月十七日		アメリカ ダイレン会社	鐘美堂
チヨイス読本	三十六年 六月十五日	三十六年 七月廿九日	スキフト	鐘美堂
新英語読本	三十五年 四月 九日	卅 五年 四月十五日	井上 十吉	金港堂
ユニオン読本四拔萃	三十四年 二月十七日	三十四年 二月廿一日	ユニオン会社	三省堂
フランクリン自叙伝	卅 五年十二月十五日	卅 五年十二月十五日		三省堂
英文典	三十三年 十月十一日	三十三年 十月	神田 乃武	三省堂
中学歴史	三十五年 三月 廿日	三十五年 三月廿五日	萩野 由之	富山房
国史要	三十五年 一月 三日	三十五年 一月卅一日	伊東尾四郎	同

東洋史略	三十六年 一月廿六日	卅六年 三月 九日	伊東尾四郎	同
西洋史教科書	三十五年十二月十六日	三十六年 三月廿四日	本多浅次郎	高橋儀市
国文学史教科書	三十七年 二月廿六日	三十七年 二月廿九日	鈴木 暢幸	富山房
地理教科書本邦	三十七年 一月十八日	三十七年 三月 五日	志賀 重昂	富山房
地理教科書外国	三十七年 三月十五日	三十七年 三月廿五日	志賀 重昂	富山房
外国新地理	三十六年 二月廿八日	三十六年 三月 一日	三省堂	三省堂
中地文学教科書	三十五年 四月十二日	三十五年 四月廿五日	佐藤 伝藏	六盟館
数学教科書 <small>術算</small>	三十六年 二月十五日	三十六年 三月 七日	寺尾 寿	富山房
平面幾何学教科書	三十五年 八月十五日	三十五年 九月十六日	高橋 豊夫	普及舎
立体幾何学教科書	三十五年 三月十四日	卅五年 三月廿六日	樺 正薰	三省堂
代数学教科書	三十二年 五月 五日	三十二年 六月廿六日	宮田耀之助	吉川半七
平面三角法	三十三年 二月 三日	三十三年 二月 六日	真野 肇	三省堂
中学植物教科書	三十五年 十月卅一日	三十五年十二月廿四日	宮田耀之助	金港堂
中学生理教科書	三十五年十二月廿三日	三十五年十二月廿六日	三好 学	六盟館
中学動物教科書	三十七年 三月十三日	三十七年 三月十四日	丘 浅次郎	六盟館
化学教科書	三十六年 三月廿七日	三十六年 三月廿八日	丘 浅次郎	開成館
近世物理学教科書	三十二年 四月十七日	三十三年 七月 七日	龜高 徳平	富山房
自在画教科書	三十六年 二月二十日	三十六年 四月十三日	中村 清一	富山房
			浅井 忠	金港堂

『明治卅七年 文書類纂 学事』

東京都公文書館所蔵

五九六一—二 私立京北中学校教科書使用認可

指令案〔明治三十七年五月三日〕

件檢定済ノモノハ認可シ其ノ他ハ当分用トシテ認可ス

年月日

知事

〔明治卅七年 文書類纂 学事〕

東京都公文書館所蔵

受甲第二八六三号

判決四月三十日

施行〔朱書〕五月三日

〔朱書〕

第一種 第五類

五九七一—一 私立京北中学校教科書採用認可

申請書〔明治四十二年四月五日〕

明治卅七年四月廿九日受出

内務部第三課主任属岩田忠一郎

知事

教科書採用ニ付申請

内務部長〔代理〕

第三課長〔代〕

印

指令按

別紙目錄ノ教科用図書明治四十二年度学年ニ採用致シ度候間御認可被成下度此段奉願上候也

〔朱書〕
「三甲二八六三号四」

明治四十二年四月五日

東京市小石川区原町

私立京北中学校代表者

立 京北中学校長 文学博士井上四了

明治三十七年四月十三日付上申其ノ校教科用図書使用ノ

東京府知事 阿部浩殿

湯本武比古

〔別紙〕

私立京北中学校教科用書目 明治四十二年度

書名	発行年月日	検定年月日	著作者	発行者
漢文新読本	同 四十二年 一月二十六日	同 四十二年 二月 四日	服部宇之吉	明治図書株式会社
帝国中学読本第一一六巻	明治四十年 一月 十四日	同 四十年 二月 十八日	池辺 義象	啓成社

新体習字帖	同	四十二年	二月二十六日	四十二年	二月二十七日	日高 秩父	金港堂
新国語読本第七一〇	同	四十二年	一月二十八日	四十二年	二月一日	落合直文 森村太郎 萩野由之	明治書院
新中等国語新文典 <small>第三</small>	同	四十年	二月二十八日	四十年	三月一日	高橋 竜雄	啓成社
新日本文学史教科書	同	四十年十二月	十五日	四十一年	二月十八日	藤岡作太郎	開成館
高等漢文新読本	同	四十二年	二月十日	四十二年	二月十九日	島田 鈞一	明治圖書株式会社
ワンダー・ブック	同	三十七年	四月七日	三十七年	四月七日	ホウソーン	三省堂
シヨルト・ストーリーズ	同	三十九年	三月十二日	三十九年	三月十五日	ハワイランド	三省堂
セレクトテッド・イングリッシュ・ブックス	同	四十年	一月三十一日	四十年	二月六日	佐藤 毅	金港堂
新日本史	同	四十年	三月二十二日	四十年	三月二十三日	上原 益蔵	啓成社
地理学教科書 日本ノ部	同	四十一年	三月一日	四十一年	三月六日	山崎 直方	開成館
訂修 外国新地理 上中下	同	四十二年	三月十二日	四十二年	三月十七日	六盟館編輯所	六盟館
中学 数学教科書 算術之部	同	四十二年	一月二十三日	四十二年	一月二十七日	寺尾 寿 吉田好九郎	富山房
平面三角法教科書	同	四十一年十二月	十五日	四十一年十二月	十九日	遠藤 又蔵	光風館
訂改 図画教科書	同	四十一年	四月九日	四十一年	十月十三日	図画教育会	鐘美堂

『明治四十二年 文書類纂 学事』
東京都公文書館所蔵

五九七―二 私立京北中学校教科書使用認可

指令案〔明治四十二年四月一二日〕

年 月 日

知事

『明治四十二年 文書類纂 学事』
東京都公文書館所蔵

取西学甲一六四八号
〔朱書〕 判〔朱書〕 四〔朱書〕月〔朱書〕九〔朱書〕日
〔朱書〕 行〔朱書〕四〔朱書〕月〔朱書〕十二〔朱書〕日
 第一種第七類

五九八―一 私立京北中学校教科書採用認可

申請書〔明治四十三年四月一六日〕

明治四十二年四月九日受
 知事印
 学務課主任属安藤誠印
 学務課長印
 指令按

申請書

別紙目錄之圖書ヲ教科用書ニ採用致シ度候間御認可被成
 下度此段及申請候也

〔朱書〕
 〔西学甲一六四八号二〕

明治四十三年四月十六日

私立京北中学校

私立京北中学校長 湯本武比古印

明治四十二年四月五日付願其校教科用図書使用ノ件認可

東京府知事 阿部浩殿

ス

〔別紙〕

明治四十三年度採用教科書目 私立京北中学校

書 名	発 行 年 月 日	検 定 年 月 日	著 作 者	発 行 者
訂正中学国語読本 <small>三二</small>	四十年 九月二十五日	四十年 十月 十二日	三土 忠造	金 港 堂
帝国漢文読本一―五	四十三年 二月二十八日	四十三年 三月 七日	啓成社編輯所	啓 成 社
神田英文典一、二	四十三年 一月 十六日	四十三年 一月二十一日	神田 乃武	三 省 堂
アチーヴメント	三十六年 四月 十六日	三十六年 五月二十九日	マーデン	三 省 堂

五九八一—二 私立京北中学校教科書採用認可

申請書訂正〔明治四十三年四月二十六日〕

去ル四月十八日附戊学第一一六号御照会ノ第一学年応募
生徒調并ニ四十三年度教科書採用申請書訂正別紙ノ通り
差出候也

明治四十三年四月二十六日

東京府知事 阿部浩殿

東京府私立京北中学校長

湯本武比古 閣

〔次頁へつづく〕

『明治四十三年 文書類纂 学事』

東京都公文書館所蔵

最新図法教科書 一—四	四十二年 二月 十日	四十二年 二月 十六日	田中 秋嶺	興文社
中等教育図画教科書 <small>一—六</small>	四十三年 二月 二十八日	四十三年 二月 八日	岡田 只八	興文社
新物理学教科書	四十三年 二月 二十八日	四十三年 三月 一日	石上 孫三	三省堂
中等動物教科書	四十三年 二月 六日	四十三年 二月 二十三日	宮田 耀之助	三省堂
普通教育 日本地理教科書	四十三年 二月 十二日	四十三年 二月 十七日	真野 直方	開成館
訂改 中等西洋歴史	四十三年 二月 十日	四十三年 二月 十四日	山崎 堅固	宝文館
中等東洋歴史	四十三年 二月 十五日	四十三年 二月 二十日	村川 堅固	宝文館
訂新編国史教科書 <small>上下 初級用</small>	四十三年 三月 十二日	四十三年 三月 十九日	高桑 駒吉	金港堂
			辻 善之助	

〔別紙〕

明治四十三年度採用教科書目

私立京北中学校

書名	発行年月日	検定年月日	著作者	発行者
訂正中学国語読本 <small>一三三</small>	四十年 九月二十五日	四十年 十月 十二日	三土 忠造	金港堂
帝国漢文読本 一―五	四十三年 二月二十八日	四十三年 三月 七日	啓成社編輯所	啓成社
神田英文典一、二	四十三年 一月 十六日	四十三年 一月二十一日	神田 乃武	三省堂
アチーヴメント	三十五年十一月 廿日	三十六年 五月二十九日	マーデン	三省堂
訂修 新編国史教科書 <small>初級用、上下</small>	四十三年 三月 十二日	四十三年 三月 十九日	辻 善之助	金港堂
中等 東洋歴史	四十二年 二月 十五日	四十二年 二月 二十日	高桑 駒吉	宝文館
改訂 中等西洋歴史	四十三年 一月 十日	四十三年 一月 十四日	村川 堅固	宝文館
普通 日本地理教科書 教育	四十三年 二月 十二日	四十三年 二月 十七日	山崎 直方	開成館
平面三角法	三十三年 二月 六日	三十三年 二月二十三日	真野 肇 宮田耀之助	三省堂
中等動物教科書	四十三年 二月二十八日	四十三年 三月 一日	石上 孫三郎	三省堂
新物理学教科書	四十二年 二月 十日	四十二年 二月 十六日	本多光太郎	内田老鶴圃
中等教育図画教科書 <small>一―六</small>	四十二年十二月二十八日	四十三年 二月 八日	図画共励会	泰東同文局
最近図法教科書 一―四	四十三年 二月 十三日	四十三年 二月 十八日	岡田 秋嶺 田中 只八	興文社

『明治四十三年 文書類纂 学事』

東京都公文書館所蔵

五九八—三 私立京北中学校教科書採用認可案

〔明治四三年五月三日〕

受收学申第二〇九〇号 判五月二日 行施五月三日 校舎印

明治四十三年五月二日受 学務課主任 属斎藤行三印

知事印

内務部長印 学務課長代理印

〔朱書〕 戊学甲二〇九〇号二

中学校教科書ノ件

私立京北中学校

明治四十三年四月十六日付申請其校教科書改定ノ件認可

又

年月日

知事

五九九—一 京北中学校使用教科書改廢認可

申請書〔大正一〇年三月二五日〕

申請

東京市小石川区原町京北中学校長

大正十年三月廿五日

東京府知事 阿部浩殿

京北中学校大正十年度教科書別紙ノ通り改廢致度候間御

認可被下度此段申請候也

〔朱書〕 庶第六〇号

右願出ニ付奥印候也

大正十年三月廿八日 東京市小石川区長 古本崇印

〔別紙〕

新二使用スヘキ教科書調（大正十年度）京北中学校

同	漢文	国語	学科目	教科書名	使用学年	著作者	発行所	定価	文部省檢定年月日
	中等漢文教科書一	訂新撰国語読本三、四		第二学年	佐々政一	明治書院	各七拾五錢	大正七年一月十六日	
	中等漢文教科書四			第四学年	林泰輔	三省堂	六拾貳錢	大正十年一月三十一日	
					林泰輔	三省堂	八拾壹錢	大正十年一月三十一日	

同	数学	同	地理	同	歴史	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	英語	同				
三角法教科書	中等教科代数(九年版)下	新地理日本(四訂版)	新地理概説(三訂版) (九年版) 図入	中等西洋歴史	新国史上 中学校用	ユース・オブ・ライフ	ニュー・アドヴァンス・イン・グリシユ・グラママー	ユニオン第四読本抄	ニュー・イングリシユ・クラムマー	ニュー・スクールグラママー	ユ・コンボジション	改定モダイン・イングリシ	ユ・コンボジション	ユ・コンボジション	改定モダイン・イングリシ	ユ・コンボジション	ニユー・イングリシユ・グラムマー	新体英習字四、五、六	クラウン・コンボジション二	クラウン・コンボジション一	新定漢文読本五
第五学年	第三学年	第一学年	第五学年	第四学年	第一学年	第五学年	第五学年	第四学年	第四学年	第三学年	第五学年	第四学年	第四学年	第三学年	第二学年	第二学年	第二学年	第二学年	第五学年	第五学年	第五学年
根津 千治	寺尾 吉田好九郎	小林房太郎	小林房太郎	瀬川 秀雄	伊木 寿一	日進堂編輯部	片山 寛	日進堂編輯部	神田 乃武	塩谷 栄	長岡 乃武	長岡 乃武	神田 乃武	長岡 乃武	神田 乃武	神田 乃武	神田 乃武	神田 乃武	神田 乃武	岡田 正之	岡田 正之
山海堂	富山房	文学社	文学社	富山房	文学社	日進堂	研究社	日進堂	三省堂	開成館	三省堂	三省堂	三省堂	三省堂	三省堂	三省堂	三省堂	三省堂	三省堂	三省堂	開成館
九拾九銭	壹円六拾壹銭	壹円參拾貳銭	壹円參拾九銭	貳円七拾七銭	九拾銭	六拾四銭	八拾銭	五拾九銭	九拾七銭	六拾八銭	六拾六銭	七拾五銭	五拾七銭	六拾貳銭	六拾貳銭	各式拾貳銭	七拾九銭	七拾五銭	七拾五銭	九拾銭	九拾銭
大正 五年十一月二十四日	大正 九年 一月 三十日	大正 十年 一月二十二日	大正 十年 三月 十四日	大正 九年 二月 十四日	大正 十年 二月二十八日	大正 九年 二月 四日	大正 十年 二月 十五日	大正 九年 二月 六日	大正 十年 一月貳拾壹日	大正 九年 二月 四日	大正 十年 四月 四日	大正 十年 四月 四日	大正 十年 四月 四日	大正 十年 一月二十一日	大正 十年 一月三十日	明治四拾參年十一月三十日	大正 十年 一月 十七日	大正 十年 一月 十七日	大正 十年 一月 十七日	大正 六年 一月二十六日	大正 六年 一月二十六日

同	同	同	同	同	英語	同	同	漢文	国語	学 科 目
モダン・イングリッシュ コムボジション 二	イングリッシュ・クラママー 一	モダン・イングリッシュ コムボジション	新体英習字四、五、六	イージー・コムボジション 二	イージー・コムボジション 一	新定漢文読本四	新定漢文読本二	新定漢文読本一	校訂 中等国語読本卷三、四	教科書名
第四学年	第三学年	第三学年	第二学年	第二学年	第一学年	第四学年	第二学年	第一学年	第二学年	使用学年
神田 乃武	神田 乃武	神田 乃武 長岡 弘	エドワード ガンドレド	武信由太郎	武信由太郎	岡田 正之	岡田 正之	岡田 正之	落合 直文	著 者
三省堂	三省堂	三省堂	三省堂	開成館	開成館	開成館	開成館	開成館	明治書院	発行所
五拾四銭	参拾弍銭	四拾四銭	各拾七銭	六拾銭	六拾銭	五拾八銭	四拾九銭	四拾八銭	各五拾弍銭	定 価
大正八年 三月十八日	大正八年 三月十八日	大正八年 三月十八日	大正五年 四月廿八日	同	大正七年 三月十一日	同	同	同	大正六年 二月廿七日	使用ニツキ知 事ノ認可ヲ受 タル年月
改訂版ヲ使用スルヲ以テ	教材不足ノ傾アルヲ以テ	改訂版ヲ使用スルヲ以テ	セリ一年ニ課スルコトト	同	英語読本トノ關係上、不 都合ナルヲ以テ	同	同	教材簡易ニ過ギ且ツ不足 ノ傾アリ	教材故キニ失スル傾アリ	廃止ノ理由

廃止スヘキ教科書調（大正十年度）

京北中学校

博物	同	同	同	理化	同	漢文
中等動物学教科書	新撰生理衛生教科書	中等鉱物教科書	新物理学教科書	改訂中等化学教科書	中等漢文教科書二	中等漢文教科書二
第二学年	第三学年	第四学年	第三学年	第五学年	第二学年	第二学年
田中 茂穂	岡村 周諦	安東伊三次郎	板橋 盛俊	大幸 勇吉	林 泰輔	林 泰輔
修文館	宝文館	宝文館	三省堂	富山房	三省堂	三省堂
壹円拾銭	壹円参拾九銭	壹円拾銭	壹円六拾五銭	壹円六拾七銭	六拾六銭	六拾六銭
大正 八年 二月 五日	大正 十年 二月 十七日	大正 五年十二月二十七日	大正 八年 一月 十三日	大正 九年 二月 六日	大正 十年 一月三十一日	大正 十年 一月三十一日

英語	イングリッシュ・گرامマー二	第四学年	神田 乃武	三省堂	四拾八錢	大正八年 三月十八日	改訂版ヲ使用スルヲ以テ
同	ユニオン第四読本抜抄	第四学年	神保 周蔵	三省堂	四拾參錢	明治三十八年 三月	旧版ナルヲ以テ
同	リニュー・サブメンタリー 三	第五学年	岸野 英一	勉強堂	四拾八錢	大正八年 三月十八日	併用教科書トノ都合上
同	イングリッシュ・グラムマー三	第五学年	神田 乃武	三省堂	五拾六錢	大正九年 三月十四日	教材古キニ失スル傾アル ヲ以テ
歴史	増訂中等日本史上	第一学年	藤田 明	宝文館	七拾七錢	大正六年 二月廿七日	教材簡略過キル傾アルヲ 以テ
同	中等西洋歴史	第四学年	瀨川 秀雄	宝文館	壹円七拾錢	大正七年 三月十一日	改訂版ヲ使用スルヲ以テ
地理	新地理 日本	第一学年	小林房太郎	文学社	壹円貳錢	大正五年 四月廿八日	改訂版ヲ使用スルヲ以テ
同	新地理 概説	第五学年	小林房太郎	文学社	壹円七錢	大正八年 參月十八日	改訂版ヲ使用スルヲ以テ
数学	平面三角法教科書	第五学年	林 鶴一	開成館	壹円貳錢	大正五年 四月廿八日	教材繁雜ノ傾キアルヲ以 テ
同	中等教科代数	第三学年	寺尾 吉田好九郎	富山房	壹円拾九錢	大正二年 四月廿一日	改訂版ヲ使用スルヲ以テ
博物	最新動物学教科書	第二学年	丘 浅治郎	六盟館	九拾貳錢	大正二年 四月廿一日	教材古キニ失スル傾キアルヲ以テ
同	最新生理衛生教科書	第三学年	丘 浅治郎	六盟館	八拾錢	明治四拾五年 四月三十日	教材古キニ失スル傾キアルヲ以テ
同	普通鉱物新教科書	第四学年	伊佐貞次郎 辻野 周治	六盟館	壹円	大正八年 三月十八日	同
理化	中等化学教科書下	第五学年	大幸 勇吉	富山房	壹円四錢	大正八年 三月十八日	前学年ト継続上ノ都合ニ ヨリ

『大正十年 学事 私立学校 第一種 冊ノ八』

東京都公文書館所蔵

五九九—二 京北中学校使用教科書改廃認可案

〔大正一〇年三月三一日〕

六〇〇—一 京北中学校使用教科書改廃認可

申請書〔大正一一年三月二九日〕

東京都公文書館所蔵

〔受取〕西学甲第二五二五号 決判三月卅一日 施行□月□日 校令

第一号 第五類

申請

大正十年三月卅日 出

学務兵事課主任

東京市小石川区原町

内務部長

学務兵事課長

京北中学校長

教科書変更ノ件

京北中学校長

東京府知事 宇佐美勝夫殿

大正十一年三月廿九日

湯本武比古

大正十年三月廿五日付申請教科書変更ノ件認可ス
年月日 知事

京北中学校大正十一年度教科書別紙ノ通り改廃致度候間
御認可被下度此段申請候也

〔大正十年 学事 私立学校 第一種 冊ノ八〕

〔別紙〕

大正十一年度新ニ使用スベキ教科書調 京北中学校

学 科 目	教 科 書 名	使用学年	著 者 者 名	発 行 所 名	定 価	文 部 省 檢 定 年 月 日
国 語	校新撰国語読本卷一、二	第一学年	佐々 政一	明治書院	各・七六錢	大正 十年十二月 八日
同	同 卷四	第二学年	同	同	・七六	同
同	同 卷五、六	第三学年	同	同	各・六三	同
同	新中等国語読本卷七、八	第四学年	落合 直文	同	各・五九	同
漢 文	中漢文教科書卷三	第三学年	林 泰輔	三省堂	・六三	大正 十年 一月卅一日

六〇〇—二 京北中学校使用教科書改廃認可案

〔大正一一年四月一九日〕

受戊学甲第二七八八号 判 四月十日 施行 四月十九日施行岸

校舎 第一号第五類

大正十一年四月六日受

学務兵事課主任 印

内務部長 印

学務兵事課 印

教科書変更ノ件

京北中学校長、

大正十一年三月廿九日付申請教科書変更ノ件認可ス

年月日

知事

〔大正十一年 学事 私立学校 第一種 冊ノ六六〕

東京都公文書館所蔵

六〇一—一 京北中学校使用教科書改廃認可

申請書〔昭和二年三月七日〕

京中第一三九号

申請

東京市小石川区原町

昭和二年三月七日

京北中学校長 笹川種郎 印

東京府知事 平塚広義殿

京北中学校昭和二年度教科書別紙ノ通り改廃致度候間御

認可相成度此段申請候也

〔別紙〕

昭和二年度新ニ使用スベキ教科書 京北中学校

学科目	教科書名	使用学年	著作者名	発行所	定価	文部省検定年月日
修身	訂再中等修身教科書卷一	第一学年	林博太郎	三省堂	〇・四八錢	昭和二年二月四日
同	卷二	第二学年	同	同	〇・五一	同
同	卷三	第三学年	同	同	〇・四九	同
同	卷四	第四学年	同	同	〇・四六	同

同	地 理	最近日本地図 (昭和二年版)	第一学年	同	同	同	一・六三	昭和二年二月十六日
同	同	中等教育 最近日本地理 (訂版)	第一学年	同	同	同	一・一二	大正十五年十二月十三日
同	同	訂教科書(上級用) 四中等教科日本歴史	第五学年	三省堂編輯所	三省堂	同	一・四三	大正十五年十二月二十四日
同	同	新東洋史	同	清水 泰次	文学社	同	一・一四	大正十五年一月二十五日
同	同	リオンパニヤン・サイド・巻一 リーダーズ	第三学年	飯島東太郎	東京開成館	同	〇・七三	大正十四年一月三十一日
同	同	同 巻二	第四学年	同	同	同	〇・五一	同
同	同	ブラクチカル・インリン・ユ グラマー (訂正版)	第三学年	南日恒太郎	有朋堂	同	〇・四六	昭和二年一月十五日
同	同	同 巻三	第五学年	同	同	同	同	同
同	同	同 巻二	第四学年	同	同	同	同	同
同	同	ザ・アート・オブ・イング リシユ・コンボジション	第三学年	同	同	同	〇・六三	昭和二年二月四日
同	同	同 巻二	第二学年	同	同	同	〇・五八	同
英 語	同	ニウ・イントロダクシヨ ン・ツ・イングリシユ ローズ・コンボジション	第一学年	エー・ダブル ユー・メドリー 村井 知至	泰文堂	同	〇・六三	大正十四年一月二十日
同	同	中等漢文教科書 (修正四版)	第五学年	同	同	同	〇・六三	同
同	同	中等漢文教科書 (修正四版)	第四学年	林 泰輔	三省堂	同	〇・六三	大正十四年一月二十九日
同	同	改新編漢文読本 巻三	第三学年	簡野 道明	明治書院	同	〇・六一	大正十一年一月十日
漢 文	同	漢文教本 巻二	第二学年	小柳司氣太	修文館	同	〇・六一	大正十五年二月十二日
同	同	同 巻下	第四学年	同	同	同	〇・三二	同
国 語	同	訂改帝國新文典 (十四年版)	第三学年	芳賀 矢一	富山房	同	〇・四六	大正十五年二月二十日
同	同	同 巻五	第五学年	同	同	同	〇・四六	同

昭和二年度廃止スベキ教科書

京北中学校

同	修身	新訂 中学修身教科書卷一	使用学年 第一学年	著者姓名 吉田 静致	発行所 宝文館	定価 〇・四三 銭	使用 年月日 大正十四年四月 一日	廃止ノ理由 文章拙劣、文字ノ 誤用等多ク上級用
同	化学教科書	中等 化学教科書 卷上	第四学年	大幸 勇吉	富山 房	一・〇四	大正十四年 十一月 十日	
同	物理学教科書	物理学教科書 (改訂版) 卷下	第五学年	同	同	〇・九二	大正十四年 二月 十三日	
理化	物理学教科書	物理学教科書 (改訂版) 卷上	第四学年	桑木 彥雄	三省 堂	一・一六	大正十五年 一月二十七日	
同	輓近鉱物界教科書	輓近鉱物界教科書	第四学年	佐藤 伝蔵	六盟 館	一・〇四	大正十五年 一月二十九日	
博物	中学校動物学教科書	中学校動物学教科書	第二学年	安東伊三次郎	東京 宝文館	一・一一	大正十五年 三月 二十日	
同	中等 教育 平面三角法教科書	中等 教育 平面三角法教科書	第五学年	林 鶴一	東京 開成館	〇・七七	大正十五年十一月 十八日	
同	同	同 卷下	同	同	同	一・三六	同	
同	中等 教育 新代数	中等 教育 新代数 (改訂版) 卷上	第三学年	同	同	一・二六	大正十一年 九月二十七日	
同	中等 教育 新算術	中等 教育 新算術 (改訂版)	第二学年	同	同	一・二一	大正十四年 十月二十八日	
数 学	最近世界地図	最近世界地図 (昭和二年版)	第一学年	園 正造	至文 堂	〇・九五	大正十四年 七月 八日	
同	同	同 卷下	第二学年	同	同	一・八七	昭和 二年 二月 三日	
同	同	同 卷中	第四学年	同	同	〇・九〇	同	
同	同	同 卷上	第三学年	同	同	〇・七八	同	
同	中等 教育 最近世界地理	中等 教育 最近世界地理 (十訂版) 卷上	第二学年	同	同	〇・七七	大正十五年十二月 十三日	

京北中学校教科書変更理由

一 来学年教科書ヲ濫リニ変更スベカラザル事ハ予テ御命令ニ接シ居リ候処学校当事者当時病氣欠勤中ノ為メ前記御命令ノ趣旨十分諒解仕ラズ其ノ為メ御趣旨ニ反シ最近採用ノ教科書ヲモ変更セシ事申訳無キ次第ニ候ヘ共何卒特別ノ御詮議ヲ以テ今回限り御認可被下候様御願仕候

一 今後ハ万已ムヲ得ザル者ノ他ハ一度採用セシ者ハ五個年以内ニハ変更仕ラザル方針ニ有之候

昭和二年三月

京北中学校長 笹川種郎 印

『昭和2年 教育(学事) 私立学校 第一種

東京府冊之

東京都公文書館所藏

六〇一一 京北中学校使用教科書改廃認可案・

通知案 (昭和二年三月二八日)

収卯学第二〇八六号 決 参月廿八日判決

行施三月廿八日施行吉田 校舎 印

昭和二年三月二五日受 出

課主任 印

印

内務部長 印 学務課長 印

第一案

京北中学校長 笹川種郎

昭和二年三月七日京中第一三九号申請其ノ校教科書使用ノ件認可ス
年月日 知事

第二案

京北中学校長宛

教科書変更ノ件

標記ノ件申請ノ処斯ノ如ク教科書ヲ頻繁ニ変更スルカ如キハ曩ノ通牒ノ精神ニ反スルモノニシテ甚タ穩当ナラサルモ添付事由書ニ記載ノ次第モ有之特ニ今回ニ限り別紙ノ通り詮議相成候ニ付将来篤ト御留意相成度

『昭和2年 教育(学事) 私立学校 第一種

東京府冊之

東京都公文書館所藏

六〇一二 京北中学校使用教科書改廃認可申請書

(昭和四年二月一三日)

京中第八号

申請

東京市小石川区原町十九番地
 昭和四年二月十三日 京北中学校長 笹川種郎 叩
 東京府知事 平塚広義殿

京北中学校昭和四年度教科書別紙ノ通り改廢致度候間御
 認可相成度此段申請候也

[別紙]

昭和四年度改廢スベキ教科書名

教科書名	使用学年	文部省檢 定年月日	著者	發行所	定価	備考 (使用ニ対スル知事ノ認可年月日)
*1 ↓ 新定中等国語読本 卷一、二	第一学年	大正十年 十二月八日	落合直文	明治書院	六六〇	大正十五年四月 十三日
同 卷三、四	第二学年	"	"	"	六五〇	大正十二年三月二十八日
同 卷五、六	第三学年	"	"	"	五二〇	"
同 卷七、八	第四学年	"	"	"	五二〇	大正十一年四月 十九日
同 卷九、十	第五学年	"	"	"	五二〇	大正十二年三月二十八日
新撰国語読本 卷一、二	第一学年	昭和三年 二月十日	佐々政一	明治書院	七五〇	*2 ↓
同 卷三、四	第二学年	"	"	"	七三〇	
同 卷五、六	第三学年	"	"	"	七一〇	
同 卷七、八	第四学年	"	"	"	六八〇	
同 卷九、十	第五学年	"	"	"	五八〇	

採用理由

一、従来ノ教科書ハ出版古キニ失シ教材時勢ニ適
 セザルヲ以テ之ニ廢止ス

比シ教材ノ内容及配置等比較の完備セルヲ以
 テナリ

*1 ↓ *2 (朱書)

二、新ニ採用セントスル教科書ハ従来ノ教科書ニ

『昭和四年 学務課 私立学校 第一種 冊ノ一四二』

東京都公文書館所蔵

第七節 徴兵猶予

六〇三一一 私立京北中学校徴兵猶予特典認定願

進達案〔明治三十三年二月五日〕

受三丙九号

施行二月五日

浄書校書合印

六〇三一一 私立京北中学校徴兵猶予特典認定願

進達願〔明治三十三年二月一日〕

明治卅三年二月二日受
知事印

第三課主任属後藤束印
同 属渋谷元郎印

内務部長印

第三課長印
〔朱書〕
三丙九号二

進達願

別紙徴兵令第十三条ニ関シ認定願差出シ申候条文部大臣
へ御進達被成下度此段奉願上候也

明治三十二年十二月十四日

私立京北中学校設立者 井上円了印

東京府知事 男爵千家尊福殿

年月日

府知事

右願出候ニ付奥印候也

文部大臣宛

明治卅二年十二月十四日

東京市小石川区長 永井喜炳印

〔別紙〕

意見書

『明治卅三年 文書類纂 学事』
東京都公文書館所蔵

一 学則 中学校ノ学則トシテ認可済ノモノニ付不都合
ナシ

二 教員 中学校編制及設備規則並ニ公私立学校認定規
則ニ照シ不都合ナシ

東京都公文書館所蔵

三 生徒定員 相当ノ員数ト認ム

四 生徒卒業後ノ成績〔續〕 昨三十二年四月ヨリ始業シタルニ依リ未タ卒業生ヲ出タサス

五 校地校舎ノ情况 校地ハ私立哲学館トノ共用ニ属シ其面積三千八百坪ニ及ブモ区域内ニ尚一二民屋ノ存ス

ルアリテ未タ全部ニ適當ニ使用スルニ至ラス地質乾燥ナラサルヲ以テ雨天ニハ昇降ノ際泥土ヲ舎内ニ運ヒ入ル、ノ憂アリ

体操場ハ地続キノ場所ニ於テ千坪ノ空地ヲ借入レ目下認可稟請中ナリ

校舎ハ惣テ新築ニ係リ其構造ハ堅牢ナルモ教室中面積狹隘ニ失スルモノ採光窓ノ位置其宜キヲ得サルモノ及其数ノ不足ナルモノアリ

六 経費及維持方法 經常收入ハ諸経費ヲ支弁スルニ足ル且相当ノ基本財産ヲ有シ維持ノ方法鞏固ナリト認ム

七 教科書 検定又ハ認可済ノモノヲ使用セリ

八 教授用具 教授ニ差支ナシ

九 表簿 目下整頓中
右所掲ノ如ク設備上多少ノ欠点ヲ免レサルモ設立日尚浅キヲ以テ漸次其完備ヲ図ラシムルコト、シ維持方法モ確実ノモノニ付認定ヲ与ヘラレ可然ト認ム

六〇三—三 私立京北中学校徴兵猶予認定告示

〔明治三三年二月二四日〕

文部省告示第四十号

東京府私立攻玉社中学校

東京府私立京北中学校

東京府私立立教学院立教中学校

東京府私立日比谷中学校

右ハ徴兵令第十三条ニ依リ認定ス

明治三十三年二月二十四日 文部大臣 伯爵樺山資紀

〔官報〕第四九九二号（明治三三年二月二四日）

六〇四—一 私立京北中学校徴兵猶予特典認定願
に関する通牒

〔明治三三年二月二四日〕

文部省
文書課
子専甲二八七号

本月五日付三丙第九号ノ二ヲ以テ貴府下私立京北中学校徴兵令上之位認定願御進達相成且御意見ノ次第モ有之今回認定相成候処左記ノ廉不充分ト認メラレ候ニ付本年九

月迄ニ夫々完整スヘク若シ之ヲ履行セサルトキハ認定ヲ取消サルヘキ場合モ可有之旨篤ト御示達相成度依命此段及通牒候也

明治三十三年二月廿四日

文部省専門学務局長 文学博士上田万年印

東京府知事 男爵千家尊福殿

追テ第四年級生徒数五十六名ノ一学級有之候ニ付本年三月限り修正スヘキ旨御示達相成度此段申添候也

記

一 図画ノ教室無之ニ付設備スヘシ

一 動植鉱物ノ標本無之且体操用銃器並同器械甚ダ不充

分ニ付夫々充実スヘシ

一 採光不充分ノ教室有之ニ付夫々改善スヘシ

『明治卅三年 文書類纂 学事』

東京都公文書館所蔵

六〇四―二 私立京北中学校徴兵猶予特典認定

のための施設拡充に関する請書

〔明治三十三年三月三日〕

御請書

一 図画ノ教室無之ニ付設備スベシ

一 動植鉱物ノ標本無之且体操用銃器並同器械甚ダ不充
分ニ付夫々充実スベシ
一 採光不充分ノ教室有之ニ付夫々改善スベシ

右御示達ニ従ヒ本年九月マデニ夫々完整可致右御請申候也

追而第四学年五十六名ヲ一学級ニ致シ居リ候モノハ本年三月限り修正可致此段申添候也

私立京北中学校設立者

明治三十三年三月三日 文学博士井上円了印

東京府知事 男爵千家尊福殿

『明治卅三年 文書類纂 学事』

東京都公文書館所蔵

六〇四―三 私立京北中学校徴兵猶予特典認定

のための施設拡充に関する開申書

〔明治三十三年九月一三日〕

開申書

本年三月御示達ニ相成候動植鉱物ノ標本及体操用銃器機械等夫々充実致シ採光十分ナラサル教室ハ之ヲ改善致シ候ニ付此段及開申候也

但シ図画ノ教室ハ目下建設着手中ニテ其落成期十一月十日迄ハ講堂ヲ以テ之ニ当テ度ニ付文部大臣ニ猶予ヲ出願致シ候也

明治三十三年九月十三日

私立京北中学校設立者 文学博士井上円了^①
東京府知事 男爵千家尊福殿

『明治卅三年 文書類纂 学事』
東京都公文書館所蔵

換スルヲ以テ目的トス

方法

第三条 本会ハ前条ノ目的ヲ達スル為ニ学事部、運動部、交際部ノ三部ヲ設ク

交際部ニ於テハ茶話会若クハ会員ノ病氣又ハ不幸ニ際シテ慰問等ノ事ヲ掌ル

学事部ニ於テハ講演、討論及ヒ雜誌若クハ報告発行等ノ事ヲ掌ル

運動部ニ於テハ運動会、遠足会等ノ事ヲ掌ル

会 員

第八節 校友会・鷄声会

第四条 本会ハ本校職員、本校ニ関係アル碩徳大家生徒並ニ卒業生ヲ以テ組織ス

第五条 会員ヲ別チテ左ノ三種トス

六〇五 京北中学校校友会総則（明治三十二年六月）

京北中学校々友会総則

名 称

第一条 本会ハ京北中学校々友会ト称シ京北中学校内ニ置ク

ニ置ク

目 的

第二条 本会ハ本校教育ノ主義ヲ遵守シ校風ヲ振起シ併セテ校友間ノ友誼ヲ親密ニシ且ツ智識ヲ交

第六條 本校生徒ヲ通常会員トス

会 費

第七條 通常会員ノ会費ハ毎月拾錢トシ月謝ト共ニ本校会計課ニ納ムルモノトス

二 本校卒業生ヲ特会員トス

三 本校生徒ヲ通常会員トス

ス

一 本校職員及ヒ本校ニ関係アル碩徳大家ヲ以テ名譽会員トス

二 本校卒業生ヲ特会員トス

三 本校生徒ヲ通常会員トス

会 費

通常会員ノ会費ハ毎月拾錢トシ月謝ト共ニ本校会計課ニ納ムルモノトス

第八条 名誉会員及ヒ特別会員ニハ臨時寄附金乞フコトアルヘシ

第九条 会費ノ出納ハ本校会計課ニ依托シ本会之ヲ保管スルモノトス

役員

第十条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長 一名

副会長 一名

顧問 若干名

部長 三名

理事 八名以上

委員 十二名以上

第十一条 会長^{〔マ〕}ニハ本校々長ヲ推薦シ本会ノ総理ヲ仰ク

第十二条 副会長ニハ本校幹事ヲ推薦シ会長ヲ輔ケテ本

会事務ノ処理及ヒ会計ヲ依托ス

第十三条 顧問ニハ名誉会員中ヨリ推薦シ之ニ本会諸部

ノ顧問ヲ依托ス

第十四条 部長ハ顧問ノ中ヨリ推薦シ該部ヲ総理スルモノトス

第十五条 理事ハ各組長副組長ヲ以テ之ニ充テ本会ノ事務ヲ整理スルモノトス

第十六条 委員ハ各組ヨリ各部ニ一名ツ、都合三名ツ、生徒ノ互撰ヲ以テ之ヲ定メ理事ヲ輔ケテ各部ノ庶務ニ執掌スルモノトス

交際部細則

総則第三条ニ基キ交際部ノ細則ヲ規定スルコト左ノ如シ

(一) 凡ソ隔月一回茶話会ヲ開ク

但、運動会若クハ遠足会アル月ハ之ヲ開カズ

二、会員、二週間以上病氣ノ時ハ見舞状ヲ送ルコト

但、急病大患ノ時ハ慰問スルコト

三、会員死亡シタル時ハ弔辞ヲ送り又ハ会葬スルコト

四、会員ノ父母死亡シタル時弔辞ヲ送ルコト

六、会員遠地へ出発スル場合ニハ送辞ヲ送ルコト

学事部細則

一、学事部ヲ分チテ二種トナス

一、講演科 二、雑誌科

二、毎月一回各級ニ小演説会ヲ開キ主任教員^{〔教〕}之ヲ監督ス

但、弁士ハ其級生徒ノ順番ニテ定ム

三、隔月一回、大演説会ヲ開ク

但、弁士^{〔士〕}ハ名誉会員又ハ通常会員中ノ有志者ヲ以テス

四、随時ニ雑誌若クハ報告ヲ発行シテ会員ニ頒布ス

五、各級一ケ年四回詩歌、文章、及ヒ書画等ヲ蒐集シテ
順次ニ閲覽ス

運動部細則

一 運動器械ハ本校事務所ニ於テ保管シ其出納ハ事務員
及運動部長委員ノ掌ルモノトス

一 運動器械ヲ使用セントスルトキ委員不在ナラバ本校
生徒三名総代トナリテ申出ツヘシ

一 運動器械ハ其ノ日ノ課業終ラサル間ハ使用スルヲ許
サス

運動部告示(卅二年六月)

一 ベースボールハ左ノ日割ヲ以テ隣地運動場ニ於テ之
ヲ行フ

月曜 午後 四年級
火曜 午後 三年級
水曜 午後 二年級
金曜 午後 一年級
〔土曜〕
水曜、土曜、日曜ノ午後ハ各級有志者ヲ以テ之
ヲ行フ

一、ボールハ毎月一個ツ、各級ヘ配布ス

第一年第二年ヘハ五号一個ツ、第三年第四年ヘハ

四号一個ツ、

校友会役員

會長 井上 円了
顧問 湯本武比古
田中 洽六
三嶋定之助
菅原 通

交際部長 三嶋定之助
運動部長 宮崎 新吾

理事(四)和方 温興
(三)鷺尾 智堯

(二)宇野 精聰
(一)大平 壮

委員
交際部(四)暉峻 康範
(二)中畑 末雄

学事部(四)鈴木 宗突
(二)中野 鋼

〔運〕
運動部(四)伊庭 琢麿
(二)松脇 正

副會長 三石 賤夫
杉谷佐五郎
西脇 王峰
宮崎 新吾
柴 定吉

〔明治三十二年六月報告 哲学館講師及生徒一覽〕

京北中学教師及生徒一覽

(明治三十一年二月)

六〇六 京北中学校校友会則（明治三十七年七月）

●京北中学校校友会々則

●第一章 名称

第一条 本会ハ京北中学校校友会ト称シ京北中学校内ニ置ク

●第二章 目的

第二条 本会ハ本校教育ノ主義ヲ遵守シ校風ヲ振起シ併セテ校友間ノ交誼ヲ親密ニシ且ツ智識ヲ交換スルヲ以テ目的トス

●第三章 方法

第三条 本会ハ前条ノ目的ヲ達スル為ニ左ノ三部ヲ設ク
交際部
学事部
運動部

第四条 交際部ニ於テハ茶話会若クハ会員ノ病氣又ハ不幸ニ際シ慰問等ノコトヲ掌ルモノトス

第五条 学事部ニ於テハ講演討論及雜誌若クハ報告発行等ヲ掌ルモノトス

第六条 運動部ニ於テハ運動会遠足会ノコトヲ掌ルモノトス

●第四章 会員

第七条 本会々員ヲ分テ左ノ三種トス
名誉会員
特別会員
通常会員

名誉会員トス

第八条 本校教職員及本校ニ関係アル碩徳大家ヲ以テ名

譽会員トス

第九条 本校卒業生^ヲ以テ特別会員トス

第十条 本校生徒ヲ以テ通常会員トス

第十一条 本校生徒ハ一般ニ本会会員タルノ義務アルモノトス

●第五章 会費

第十二条 通常会員会費ハ毎月拾五銭トシ月謝ト共ニ本校会計課ニ納ムルモノトス

第十三条 名誉会員及特別会員ニハ臨時寄附金ヲ乞フコトアルヘシ

●第六章 役員

第十四条 本会ニハ左ノ役員ヲ置ク

会長 一名
副会長 一名
顧問 若干名
部長 三名

理事 十一名以上
委員 五名以上

第十五条 会長ニハ本校校長ヲ推薦シ本会ノ総理ヲ仰ク
第十六条 副会長ニハ本校幹事ヲ推薦シ会長ヲ補ケテ本
会事務ノ処理ヲ依託ス

第十七条 顧問ハ名誉会員中ヨリ本会諸部ノ顧問ヲ依託
ス

第十八条 部長ハ顧問ノ中ヨリ推薦シ該部ヲ総理スルモ
ノトス

第十九条 理事ハ各級ヨリ左ノ候補者ヲ選出シ更ニ候補
者ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第一年級 五名

第二年級 六名

第三年級 七名

第四年級 八名

第五年級 九名

第二十条 理事ハ分テ之ヲ左ノ如ク配当ス

交際部 五名以上

学事部 五名以上

運動部 五名以上

第二十一条 各部理事ハ部長ヲ輔ケテ各部ノ庶務ニ執掌
スル者トス

第二十二條 委員ハ各組ヨリ一名宛ヲ選出シ理事ヲ輔佐
シ且ツ諸般ノ事項ヲ各級ニ報告スルモノトス

第廿三條 理事及委員ノ任期ハ共ニ一年トス

『校友會雜誌』第九号（明治三十七年七月）

六〇七 京北中学校校友会則

〔大正二年四月改正〕

京北中学校々友會々々則（大正二年）
（四月改正）

第一章 名稱

第一條 本會ハ京北中学校々友會ト稱シ京北中学校内ニ

置ク

第二章 目的

第二條 本會ハ本校教育ノ主義ヲ遵守シ校風ヲ振起シ併

セテ會員間ノ交誼ヲ親密ニスルヲ以テ目的トス

第三章 方法

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル為ニ左ノ六部ヲ設ク

交際部 談話部

学事部 擊劍部

柔道部 會計部

第四條 交際部ニ於テハ茶話會若クハ會員ノ病氣又ハ不
幸ニ際シ慰問等ノコトヲ掌ルモノトス

第五条 学事部ニ於テハ雑誌若クハ報告ノ発行ヲ掌ルモ

ノトス

第六条 談話部ニ於テハ談話講演ヲ掌ルモノトス

第七条 柔道擊劍ノ各部ニ於テハ各其技ノ發達ヲ掌ルモ

ノトス

第八条 會計部ニ於テハ會計ノコトヲ掌ルモノトス

第四章 会 員

第九条 本会々員ヲ分テ左ノ三種トス

名誉會員 特別會員 通常會員

第十条 本校教職員及本校ニ關係アル碩徳大家ヲ以テ名

譽會員トス

第十一条 本校卒業生ヲ以テ特別會員トス

第十二条 本校生徒ヲ以テ通常會員トス

第十三条 本校生徒ハ一般ニ本会々員タルノ義務アルモ

ノトス

第五章 会 費

第十四条 通常會員會費ハ毎月十五錢トシ授業料ト共ニ

本校會計課ニ納ムルモノトス又擊劍柔道二部ノ

第十五条 特別會員ニシテ年額金五十錢ヲ寄附シタルモ

ノニハ校友會雜誌及名簿ヲ贈呈ス

第十六条 名誉會員ニハ臨時寄附金ヲ乞フコトアルベシ

第六章 役 員

第十七条 本会ニハ左ノ役員ヲ置ク

会 長 一名 副會長 一名

部 長 六名 理 事 二十一名

第十八条 會長ニハ本校々長ヲ推薦シ本会ノ總理ヲ仰グ

第十九条 副會長ニハ本校幹事ヲ推薦シ會長ヲ輔ケテ本

會事務ノ処理ヲ委託ス

第二十条 部長ハ名譽會員ノ中ヨリ會長之ヲ選任シ其部

ノ總理ヲ委託ス

第二十一条 理事ハ各級ヨリ選出シ左ノ候補者中ニツキ

會長之ヲ任命ス

第一乃至第三学年ハ一組二名宛、第四第五学年

ハ一組ニツキ四名宛

第二十二条 理事ハ分テ之ヲ左ノ如ク配当ス

交際部 四名 弁論部 三名

學事部 六名 擊劍部 三名

柔道部 三名 會計部 二名

スルモノトス

第二十三条 各部理事ハ部長ヲ輔ケテ各部ノ庶務ニ執掌

第二十四条 部長及理事ノ任期ハ共二一ケ年トス

『校友會雜誌』第二八号（大正二年七月一〇日）

六〇八 鶏声会会則（大正一三年六月）

鶏声会会則

費ヲ徴収セズ。

（以上）

『鶏声ケ窪』第五号（大正一三年六月三〇日）

- 一、本会ハ鶏声会ト称シ事務所ヲ京北中学校内□置ク。^{〔三〕}
- 二、本会ハ京北中学校卒業生相互ノ連絡ヲ図リ母校ノ後援ヲナスヲ以テ目的トス。
- 三、本会ハ京北中学校卒業生ヲ通常会員トシ京北中学校教員ヲ特別会員トス。
- 四、本会ハ每年校友一覽（一回）及ビ会報（一回以上）ヲ発行ス。
- 五、本会ハ毎年春秋二季ニ例会ヲ開ク。
- 六、本会ニ左ノ役員ヲ置ク。
 - 会長 一名 京北中学校長ヲ推戴ス。
 - 常務委員 五名 評議員ノ互選ニ依ル。
- 評議員 若干名 各卒業期ヨリ二名宛選舉ス。
 - 任期一ケ年。再選ヲ妨ゲズ。
- 七、会長ハ会務ヲ總裁シ常務委員ハ庶務會計ノ事ニ当リ評議員ハ重要事項ヲ評議ス。
- 八、通常会員ノ会費ハ一ケ年金壹円トス。
 - 但シ一時ニ金拾円以上ヲ納附シタル者ニハ終身会

第三章 京北実業学校

第一節 学制沿革

六〇九一 私立京北実業学校設立申請書進達願

〔明治四十一年二月一〇日〕

進達願

別紙私立京北実業学校設立ノ申請書其筋ニ御進達被成下
度此段奉願候也

明治四十一年二月十日

東京市小石川区原町十九番地

設立者 京北財団

右京北財団理事

湯本武比古[㊤]

杉谷佐五郎[㊤]

田中 治六[㊤]

東京府知事 男爵千家尊福殿

右願出候ニ付奥印候也

明治四十一年二月十日

東京市小石川区長 須崎緝作[㊤]

〔明治四十一年 文書類纂 第一種 学事

私立学校 第一卷〕

東京都公文書館所藏

六〇九二 私立京北実業学校設立書類

〔明治四十一年二月一〇日〕

〔表紙〕

「私立京北実業学校設立書類」

一 名称

私立京北実業学校

二 位置

東京市小石川区原町七番地、八番地、拾九番地

三 学則

別冊ノ通り

四 生徒定員

五百名

五 開校年月

明治四拾壹年四月(但、予科、第一、二年迄開始ノ予定)

六 敷地、建物

敷地 壹千參百貳拾參坪四合
建物 參百四拾九坪四合參勺
別紙図面ノ通り(飲用水ハ水道使用)

敷地 壹千參百貳拾參坪四合

建物 參百四拾九坪四合參勺

別紙図面ノ通り(飲用水ハ水道使用)

七 収入支出予算表

別表ノ通り

八 職員数及俸給額ノ予定

初年 教員八人 平均 三三〇^円

二年 教員拾貳人 平均 三三七強

三年 教員拾八人 平均 三七九弱

四年 教員貳拾貳人 平均 三九二五

九 設置区域内ニ於ケル当該実業ノ状況

当地ハ交通機関モ漸次備リ随テ万般ノ実業盛トナリタルノミナラズ附近少年子弟ノ斯業ヲ志望スル者夥シ

拾 設立者

京北財団

〔別紙〕

私立京北実業学校学則

第一章 目的

第一条 本校ハ商業学校規程甲種程度ニ依リ商業ニ従事

セント欲スル者ニ須要ナル商業教育ヲ施スヲ以テ目的

トス

第二章 修業年限及教授日数

第二条 修業年限ハ予科式簡年本科參簡年トス

第三条 授業日数ハ一学年式百日以上トス

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終

ル

第五条 学年ヲ左ノ三学期トス

第一学期 四月一日ヨリ七月三十一日ニ至ル

第二学期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三学期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第三章 休業日

第六条 休業日ハ左ノ如シ

日曜日 大祭祀日 靖国神社祭典(五月六日 十一月六日)

夏期休業 七月二十二日より九月七日ニ至ル
冬期休業 十二月二十二日より翌年一月七日ニ至ル
春期休業 三月二十二日より四月七日ニ至ル

第四章 学科課程

第七条 本科及ビ予科ノ学科程度及ビ毎週授業時数ハ別表ニ依ル

第五章 入学退学ノ規程

第八条 入学ハ学年ノ始メニ於テ之ヲ許可ス

但シ欠員アルトキハ第二期第三期ノ始ニ許可スルコトアルベシ

第九条 予科第一学年ニ入学ヲ許スベキ者ハ年齢十二年

以上ニシテ修業年限六箇年ノ尋常小学卒業（従来ノ高等小学第二学年修了）ノ者若クハコレト同等以上ノ学科程度ニ依リテ入学試験ヲ施シ之ニ合格シタル者トス

第十条 予科第二学年ニ入学ヲ許スベキ者ハ年齢十三年以上ニシテ高等小学第一学年（従来ノ高等小学第三年）

修了ノ者、中学校第一学年ノ課程ヲ修了シタル者、若クハ予科第一学科程度ニ依リテ入学試験ヲ施シ之ニ合格シタル者トス

第十一条 本科第一学年ニ入学ヲ許スベキ者ハ年齢十四年以上ニシテ修業年限二箇年ノ高等小学（従来ノ修業年限四箇年ノ高等小学）卒業ノ者、中学校第二学年ノ

課程ヲ修了シタル者、本校予科修了ノ者、若クハ之と同程度ニ依リ各学科目ニ就キテ入学試験ヲ施シ之ニ合格シタル者トス

但シ高等小学卒業ノ者ハ英語ニ限り学力ヲ試験ス

第十二条 本科第二学年第三学年ニ入学ヲ許スベキ者ハ相当ノ年齢ニ達シ前各学年ノ学科程度ニ依リテ各学科目ニツキ入学試験ヲ施シ之ニ合格シタル者トス

第十三条 他ノ甲種商業学校ヨリ転学セント欲スル者ハ

該学校長ノ在学証明書及ビ試験成績表^簿ヲ差出スベシ欠員アル場合ニ限り試験ヲ施サズシテ同一学年ニ編入スベシ

但シ当該学校ト学科ノ配当ニ差異アル時ハ其ノ学科ニ限り試験ヲ行フベシ

第十四条 本校生徒ニシテ退学シタル者一箇年以内ニ再入学ヲ願ヒ出ツルトキハ無試験ニテ原学年以下ニ入学ヲ許スコトアルベシ

第十五条 入学ヲ許可セラレタル者ハ直チニ保証人ヲ定メ在学保証書ヲ差出スベシ

第十六条 保証人ハ東京市内若クハ本校附近ノ郡部ニ住居ヲ有シ一家計ヲ立テ本人ノ監督ヲ為シ得ベキ威權ヲ有スル成年者タルベシ

第十七条 疾病其他已ムヲ得サル事由ニ因リ退学セント

スル者ハ保証人連署ヲ以テ願出テ校長ノ許可ヲ得ベシ
第十八条 左ノ各項ノ一ニ該当スル者ニハ退学ヲ命ズ但
シ懲戒ノ必要アルトキハ放校ニ処ス

一、品行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

一、学業劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

一、入学ノ際不正ノ所為アリタル者

一、適當ナル保証人ヲ立テサル者

一、引続キ二回落第シタル者

一、出席常ナラザル者

一、届出ヲナサズ又ハ正当ノ事由ナクシテ引続キ一箇
月以上欠席シタル者

一、引続キ一箇年以上欠席シタル者

一、授業料ノ納附ヲ怠リタル者

一、校紀ヲ紊シ又ハ校風ニ副ハザル者

第六章 試験法

第十九条 各学年課程ノ修業及ヒ全学科ノ卒業ヲ認ムル

ニハ平素ノ品行及ヒ学業ト試験ノ成績トヲ考査シテ之

ヲ定ム

第二十条 平素ノ品行、学業及ヒ試験ノ成績ハ總テ評点

ヲ以テ之ヲ表示シ各一百ヲ満点トス

第二十一条 試験ヲ学期試験学年試験トシ学期試験ハ第
一学期及ヒ第二学期ノ終ニ学年試験ハ学年末ニ於テ之

ヲ行フ

第二十二條 学期試験評点ハ学期試験得点ト平常点トヲ

參酌シテ之ヲ定ム

第二十三條 学期試験及ヒ学年試験ニ欠席シタル者ニ対

シテハ左記二項ノ一ニ該当スル者ニ限り追試験ヲ行フ

コトアルベシ

一、病氣ノタメ医師ノ診断書ヲ添ヘテ届出デタル者

一、正当ノ事由アリテ学級主任ノ承認ヲ經タル者

第二十四條 第一学期及ヒ第二学期試験評点ノ平均点ト

学年試験ノ得点トヲ更ニ平均シテ学年試験ノ評点トス

第二十五條 学年試験評点ニ於テ品行六十点以上各学科

目四十点以上總平均六十点以上ヲ得タル者ヲ合格者ト

ス

第二十六條 各学年ノ課程ヲ修業シタル者ニハ修業証書

(書式略之)ヲ全学科ヲ卒業シタル者ニハ卒業証書(書

式略之)ヲ授与ス

第七章 賞罰ノ規定

第二十七條 学年試験ノ成績特ニ優等ナル者ニハ賞状ヲ

授与ス

第二十八條 一学年間欠席欠課遅刻ナキ者ニハ精勤賞状

ヲ授与ス

第二十九條 校規ニ違背シ義務ヲ履行セズ又ハ職員ノ命

令ヲ遵奉セズ其他本校ノ体面ヲ汚辱スル行為アリト認
メタル者ハ情状ノ輕重ニ從ヒ次条ノ罰科ニ処ス

第三十条 罰科ハ分チテ謹慎停学及ヒ放校トス

謹慎ハ訓戒ヲ加ヘ一定ノ時間沈思黙考セシメ停学ハ一
週間以内登校ヲ停止シ熟慮反省セシメ共ニ悔悟ノ念ヲ
起サシムルヲ以テ目的トス

放校ハ退学ヲ命シ其旨ヲ公示シ非行ノ伝播ヲ防止スル
ヲ以テ目的トス

第八章 授業料入学料等

第三十一条 授業料ハ予科月額金貳円、本科月額金貳円

五拾錢トス

第三十二条 授業料ハ其月授業開始後七日以内ニ必ス納
付スベシ

第三十三条 八月ニ限り授業料ヲ徴収セズ

第三十四条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料金壹円ヲ

在学保証書ニ添ヘテ差出スベシ

第三十五条 入学試験ニ応セント欲スル者ハ入学手数料

予科金五拾錢本科金壹円ヲ納ムベシ

但シ予科第一学年ニ無試験入学ノ資格アル人入学志望者
ガ本校募集人員ニ超過シテ選抜試験ヲ受クル場合ニハ
之ヲ納ムルヲ要セズ

第三十六条 一旦納メタル授業料入学料及ヒ入学手数料

ハ返付セザルモノトス

第九章 管理

第三十七条 本人欠席欠課又ハ遅刻シタルトキハ保証人

ニ於テ其事由ヲ具シ三日以内ニ届出ツベシ

第三十八条 病氣ノタメ引続キ一週間以上欠席シタル者

ハ前条ノ届書ニ医師ノ診断書ヲ添附スベシ

第十章 職員規程

第三十九条 本校ニハ左ノ職員ヲ置ク

校長一名 幹事一名 書記若干名 教員若干名

第四拾条 校長ハ校務ヲ統理シ幹事ハ校長ノ指揮ヲ受ケ

テ事務ヲ処理シ書記ハ幹事ノ下ニアリテ會計及ヒ庶務

ヲ掌リ教員ハ専ラ教授訓育ノ任ニ当ル

予科学科課程及毎週授業時数表

學科目	學年數	
	第一學年	第二學年
修身	一	一
讀書	三	三
作文	二	二
習字	二	二
算術	四	四
地理	二	二
歴史	二	二
英語	六	六
人倫道德ノ要旨	一	一
講読 書取	三	三
記事文 書簡文	二	二
楷書行書細字	二	二
算術 珠算	四	四
日本地理	二	二
日本歴史	二	二
綴字、読方、 訳解、習字	六	六
同上	一	一
同上	三	三
同上	二	二
行書 草書 細字	二	二
万国地理	二	二
万国歴史	二	二
読方、訳解、 書取、習字	六	六

本科学科課程及每週授業時數表																						
合計	體操	理科	實踐	商業要項	商業品	簿記	法規	經濟	英語	歷史	地理	數學	作文	習字	讀書	修身	學年級		合計	體操	圖画	理科
																	學年級	業時數				
三三	二	二	二	二	二	二	二	一〇	一	二	四	二	一	三	一	一	第一學年	三〇	三	二	三	
	普通及兵式	應用化學	商業要項	商業簿記	讀方、 文法、 作文、 會話	日本商工 歷史	日本商工 地理	算術、 代數、 珠算	記事文、 書簡文	楷書、 行書	講讀、 文法	人倫道德、 要旨							三〇	三	二	三
三三	二	二	二	二	二	二	九	二	四	二	一	三	一	二	一	二	第二學年	三〇	三	二	三	
	同上	同上及物理	同上	同上	法制通論	同上	同上	万国商工 地理	商業算術、 珠算	同上	草書	同上	商業道德						三〇	三	二	三
三三	二	二	三	二	二	三	二	八	一	三	二	一	二	一	一	二	第三學年	三〇	三	二	三	
	同上	物理	内外商業 實踐	同上	商業簿記、 銀行簿記	商法	讀方、 諷解、 會話、 商業文、 經濟學通論	万国商工 歷史	同上	記事、 論說、 商業文、 書簡文	同上								三〇	三	二	三

〔別表〕

収入支出予算
収入ノ部

	第一年度 自四十二年三月 至四十二年四月	第二年度 自四十二年三月 至四十二年四月	第三年度 自四十四年三月 至四十四年四月	第四年度 自四十四年三月 至四十五年四月
授業料	四四〇〇円	七七五〇円	九九〇〇円	七〇〇〇円
入学料	〇	七〇	〇	〇
雑収入	五〇	七〇	〇	〇
合計	四六五〇	七七七〇	〇	七〇〇〇

備考

- 第一年度ハ予科生徒貳百人
- 第二年度ハ予科生徒貳百人
- 第三年度ハ予科生徒貳百人
- 第四年度ハ予科生徒貳百人
- 本科生徒壹百人
- 本科生徒貳百人
- 本科生徒参百人ノ予定
- 第四年ニ至リテ完成ス

支出ノ部

校長俸給	三〇〇円	参〇〇円	参〇〇円	参〇〇円
教員俸給	貳六四〇	四〇四八	六八式〇	八六参五
幹事書記俸給	参〇〇	参〇〇	四式〇	四式〇
雑給	壹式〇	壹式〇	壹五〇	壹八〇
通信費	六〇	五〇	五五	六〇
印刷費	壹〇〇	八〇	八〇	壹式〇
筆紙墨費	参〇	参五	四〇	五〇
薪炭油費	六〇	八〇	壹〇〇	壹式〇
合計	四六五〇	七参七〇	七参七〇	壹〇〇
図書費	〇	〇	〇	〇
商品標本費	〇	〇	〇	〇
器具器械費	〇	〇	〇	〇
教場使用料	〇	〇	〇	〇
雑費及臨時費	〇	〇	〇	〇
積立金	〇	〇	〇	〇
合計	四六五〇	七参七〇	七参七〇	壹〇〇

備考 予算ノ収入ニシテ支出ニ達セス又ハ支出予

算額超過シテ不足ヲ生スルトキハ京北財団
ヨリ之ヲ補足ス

〔京北実業学校建物断面図七葉略〕

〔京北実業学校敷地及建物平面図一葉略〕

〔京北実業学校建物平面図一葉略〕

『明治四十一年 文書類纂 第一種 学事』

私立学校 第一卷

東京都公文書館所蔵

六〇九—三 私立京北実業学校設置認可書写

〔明治四十一年二月二六日〕

申東実一八号

京北財団理事 湯本武比古

外六人

明治四十一年二月十日付申請其私立京北実業学校設置ノ
件認可ス

明治四十一年二月廿六日

文部大臣 男爵牧野伸顯

『明治四十一年 文書類纂 第一種 学事』

私立学校 第一卷

東京都公文書館所蔵

六一〇 京北実業学校開設 (明治四十一年)

●京北実業学校の新設

京北実業学校は、今回我校の維持員諸先生によりて新
設せられ、去る四月より予科の授業を開始せり、校長は
湯本先生にして、幹事は三石先生なり。

『校友会雑誌』第一八号 (明治四十一年)

六一一 私立京北実業学校生徒募集広告

(明治四十一年二月)

●四月開設 ●商業予科一学年 生募集

甲種 程度 立京北実業学校

●無試験入学高等小学二年修了者は予科一年に高等小学三年及中学一年修了者は同二年に

●入学試験三月廿八日 (所在地) (東京小石川原町)

生徒募集 第一学年乃至四学年入学試験期日三
月廿六日より ●補習科生若干名

小石川 原町 私立京北中学校

『東京朝日新聞』第七七三〇号 (明治四十一年二月二九日)

六一二—一 私立京北商業夜学校附設認可申請書

〔大正七年二月二二日〕

申請

今般私立学校令ニ抛り私立京北実業学校ニ「私立京北商業夜学〔〔削除〕〔朱書〕部〕校」附設仕度候間御認可相成度別紙書類相添へ此段申請仕候也

東京府東京市小石川区原町拾九番地

私立京北商業夜学校設立者

財団法人私立東洋大学理事

大正七年二月廿二日

湯本武比古㊤

東京府知事 法学博士井上友一殿

〔別紙〕

*1 目的

私立京北「〔削除〕実業学校附属」商業夜学「〔削除〕部」校ハ商業ニ從事セントスル者ニシテ昼間修「〔削除〕業」〔朱書〕「〔削除〕学」シ得ザル者ノ為ニ実務ニ適切ナル商業教育ヲ施スヲ以テ目的トス

二 名称

私立京北「〔削除〕実業学校附属」商業夜学「〔削除〕部」校ト称ス

三 位置

東京市小石川区原町拾九番地

四 校舍

私立京北実業学校校舍ヲ使用ス

校地校舍ノ平面図別紙ノ如シ

五 校地ノ地質、飲料水

土地高燥ニシテ地盤堅固ナリ

飲料水ハスベテ東京市設水道ヲ使用ス

六 学則

別紙ノ如シ

七 開校ノ予定期日

大正七年四月十日

八 生徒定員

参百名

九 経費及維持ノ方法

創立費ハ私立京北実業学校内ニ附設スルヲ以テ之ヲ要セズ

大正七年度収入支出ノ予算左ノ如シ

収入ノ部

入学料

五〇・〇〇

授業料

九〇〇・〇〇

合計

九五〇・〇〇

支出ノ部

職員手当

四三二・〇〇円

雑給 一五〇・〇〇

筆紙墨、印刷費 五〇・〇〇

薪炭点灯費 二五〇・〇〇

雑費及臨時費 六八・〇〇

合計 九五〇・〇〇

備考、經費不足ヲ生スル場合ニハ財団ヨリ補足ス

十 設立者

〔別紙〕

財団法人私立東洋大学

私立京北実業学校商業夜学部規則

第一章 目的

第一条 〔削除〕「商業夜学部」「私立京北商業夜学校」ハ昼間修

〔業〕〔学〕シ得ザル者ノ為ニ実務ニ適切ナル商業教

育ヲ施スヲ以テ目的トス

第二章 修業年限、学年、学期、時限

第二条 修業年限ハ二ケ年トス

第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終

ル

第四条 学年ヲ左ノ三学期ニ分ツ

〔三十一〕
第一学期 四月一日ヨリ八月三十日ニ至ル

第二学期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三学期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第五条 授業時間ハ毎日午後六時ヨリ九時マデトス

但季節ニヨリ多少時間ヲ変更スルコトアルベシ

第三章 休日

第六条 休業日ハ左ノ如シ

日曜日 大祭祝日

冬期休業 十二月廿六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

春期休業 三月廿六日ヨリ四月七日ニ至ル

第七条 学科課程ハ別表ノ如シ

第四章 学科課程

第八条 入学期ハ毎学年ノ始トス

但欠員アルトキハ試験ノ上、中途ニテモ入学ヲ許ス

第九条 第一学年第一学期ニ入学スルコトヲ得ル者ハ尋

常小学校卒業者タルコトヲ要ス

第六章 学費

第十条 授業料ハ一ケ月金壹円五拾銭トス

第十一条 入学料ハ金壹円トス、入学ノ際ニ在学保証書ニ

添ヘ納付スベシ

第七章 職員

第十二条 職員左ノ如シ

長一名、幹事一名、教員若干名

第十三条 〔校〕長ハ京北実業学校校長之ヲ兼ネ校務ヲ総裁

シ幹事ハ事務ヲ処理シ教員ハ教授訓育ノ任ニ当ル

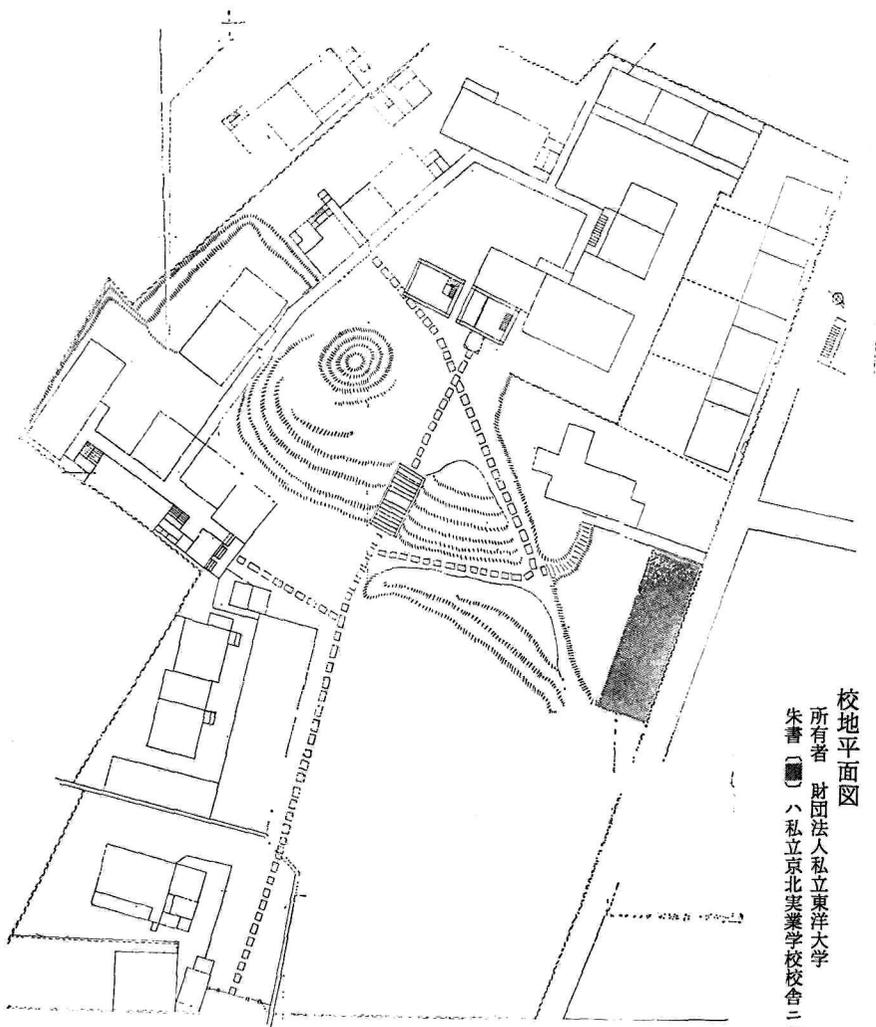
第八章 附則

第十四条 入学退学ノ手續、試験法、賞罰其他本則ニ規定ナキモノハ私立京北実業学校ノ規則ヲ準用ス

〔別表〕

学科課程及毎週授業時数表

科目	学年	
	第一学年	第二学年
修身	人倫道德ノ要旨 商業道德	
読書	講読	同上
作文	書簡文	書簡文、商業文
習字	楷書、行書	行書、草書
数学	算術、珠算	商業算術、珠算
地理	日本商工地理	外国商業地理
英語	読方、訳読、書取、 会話、作文	同上
簿記	商業簿記	銀行簿記
商業	商事要項	同上
実践		商業実践
合計	一八	一八



校地平面図

所有者 財団法人私立東洋大学
朱書 (■) ハ私立京北実業学校校舎ニシテ商業夜学部使用

* 1 (欄外・朱書) 朱書ノ通り訂正
* 2 (欄外・朱書) 朱書ノ通り訂正

『大正七年 學事 私立学校 東京府冊ノ四五』

東京都公文書館所蔵

六二二—二 私立京北商業夜学校附設認可案・

報告案〔大正七年三月六日〕

受午学甲第七一四号 判三月〇日 行施三月六日 淨写
校舎

第一種第一五九類

大正七年二月廿六日 出 學務兵事課主任属清水福市

知事

内務部長 學務兵事課長 代理

私立学校設立認可案

案 一

財団法人私立東洋大学理事

湯本武比古

大正七年二月廿二日付申請私立京北実業学校ニ私立京北

商業夜学校ヲ附設スルノ件認可ス

年 月 日 知事

案 二

東京市小石川区原町拾九番地財団法人私立東洋大学ヨリ

其ノ経営ニ係ル私立京北実業学校校舎ヲ利用シ私立京北商業夜学校設立ノ件申請候ニ付 月 日付認可候条左記相添ヘ此段及報告候也

年 月 日 知事

文部大臣宛

記

一、修業年限

二箇年

一、学科課程

「別紙浄書」

一、生徒入学資格

卒業小学校卒業者

(理由)

同校設立ニ関スル調査

同校ハ既ニ甲種程度ニ依リテ設立セル京北実業学校ノ校舍教具等一切ノ設備ヲ利用シ夜間ニ於テ教授ヲ為サントスルモノナリ昨年九月新築竣成ヲ告ケタル校舍一棟ハ階上三教室階下二教室アリ何レモ六十名ヲ収容スルコトヲ得ヘシ商品見本教授用図書等モ相当利用スルコトヲ得ルヲ以テ設備ニ於テハ遺憾ナシ
設立者ハ東洋大学京北中学校及京北実業学校ヲ經營セル

財団法人私立東洋大学ナルカ故ニ特ニ調査ノ必要ナカル
ヘク維持上差支ナキモノト認ム
之ヲ以テ名称ニツキ注意ヲ与ヘ直ニ認可可然モノト認ム

『大正七年 学事 私立学校 東京府冊ノ四五』
東京都公文書館所蔵

六一三 京北実業学校夜間部増設認可申請書

〔大正一三年二月五日〕

申請

東京府東京市小石川区原町

京北実業学校

右校ニ於テ商業学校規程ニ依ル夜間部ヲ増設シ大正十三年四月ヨリ実施致度候間御認可相成度此段申請仕候也
但大正十三年四月ヨリ大正十四年三月マデハ第一学年ノミヲ開キ順次高級ニ及ブ

京北実業学校設立者

東洋大学財団理事

大正十三年二月五日

文部大臣 江木千之殿

湯本武比古[㊤]

〔添付書類〕

京北実業学校夜間部規則

第一条 本校夜間部ハ修業年限ヲ四箇年トス
第二条 授業ハ毎日午後五時三十分ニ始メ午後九時ニ終ル

第三条 学科課程及授業時間數ハ別表ノ如シ

第四条 第一学年ニ入学スベキ者ハ高等小学校卒業ノ者若クハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者トス

前項後段ノ者ニ対シテハ修業年限二箇年ノ高等小学校卒業程度ニ依リ国語、算術、日本歴史、日本地理、理科ニ就キ之ヲ檢定ス

第五条 第二学年以上ニ入学セントスル者ニハ前学年既修ノ各科目ニ就キ学力ヲ檢定ス

第六条 授業料ハ月額金四円トス

第七条 入学試験ヲ受クル者ハ手数料金壹円ヲ納付シ入学ヲ許可セラレタル者ハ入学金壹円ヲ納付スベシ

第八条 前各条以外ハ總ベテ京北実業学校規則ヲ適用ス

〔別表〕

〔次頁につづく〕

京北実業学校夜間部学科課程及授業時間数

合計	体操	商業実践	商品	簿記	商事要項	経済	法制	英語	理科	歴史	地理	数学	国語			修身	
													習字	作文	講読		
二四	二			一	一			六	二		二	三	一	一	四	一	第一学年 道德要領 作法
				簿記入門	商業総論			普通英語	博物		日本 外国 商業地理	珠算 代数 行書	楷書 普通文 書翰文	国漢文			
二四	一			二	二			六	二		二	三	一	一	三	一	第二学年 同上
				商業簿記	商業各論			同上	化学 物理		外国 商業地理	同上	草書 同上	同上	同上		
二四	一			三	二		二	六		二		三	一	一	二	一	第三学年 公民心得 商業道德
				銀行簿記 同上	同上		法制大意	商業英語 同上		外国歴史		珠算 商業算術 同上	商業文	普通文 同上			
二四	一	二	二	二		二	二	六		一		二		一	二	一	第四学年 同上
		商業実践	重要商品	英文簿記		経済学	商業法規	同上		商業史		同上		同上	同上		

京北実業学校夜間部生徒定員

六百名

開始年月

大正十三年四月ヨリ大正十四年三月マデ

第一学年

大正十四年四月ヨリ大正十五年三月マデ

第一学年、第二学年

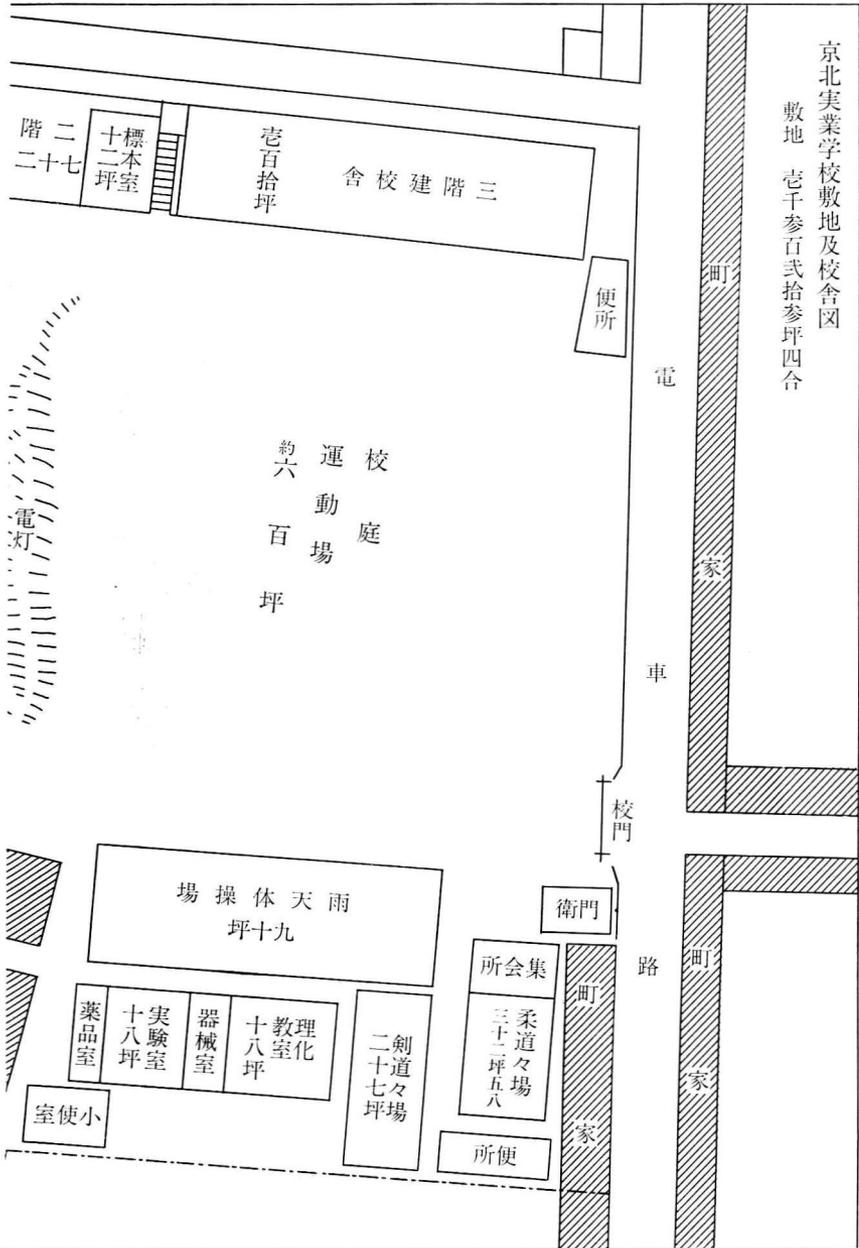
大正十五年四月ヨリ大正十六年三月マデ

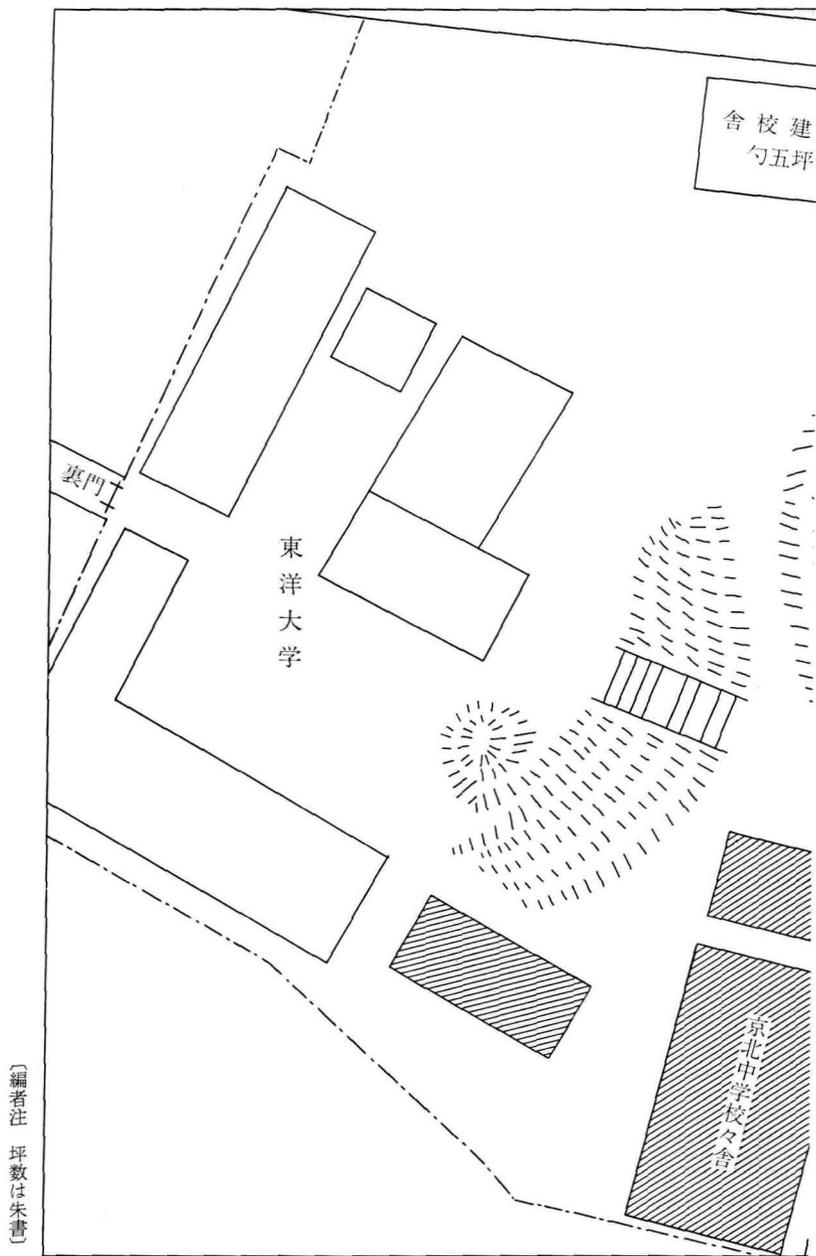
第一学年、第二学年、第三学年

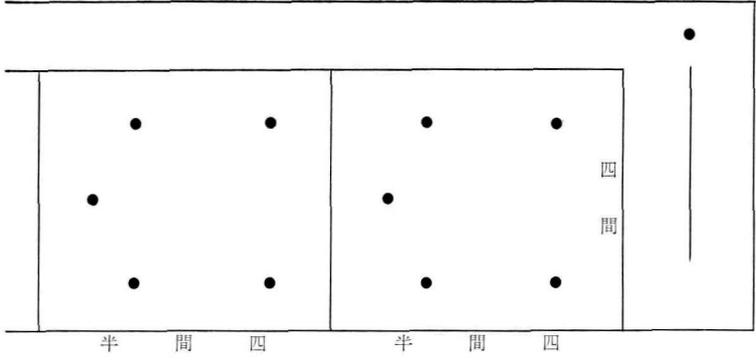
大正十六年四月ヨリ大正十七年三月マデ

第一学年、第二学年、第三学年、第四学年

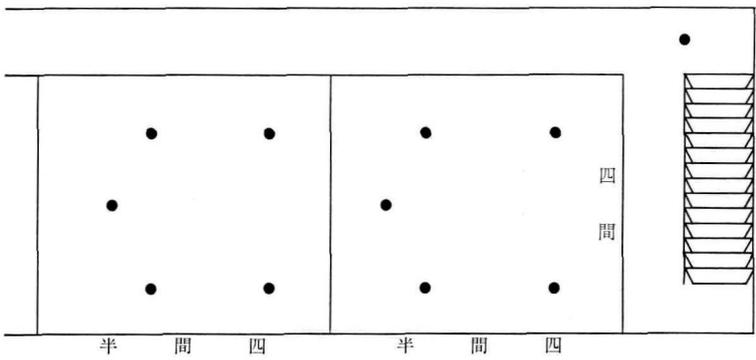
〔次頁につづく〕



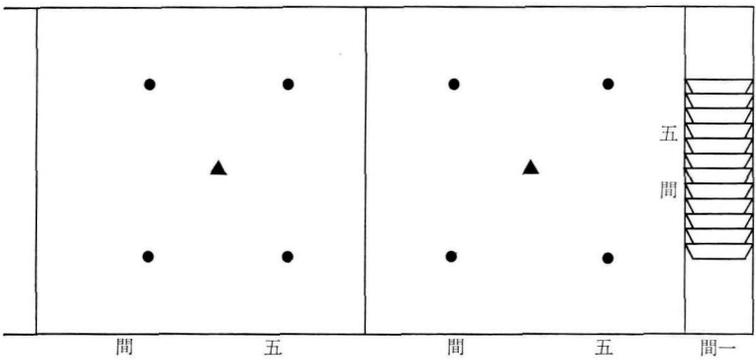




三階 各室 十八坪
 京北実業学校三階建校舎平面図

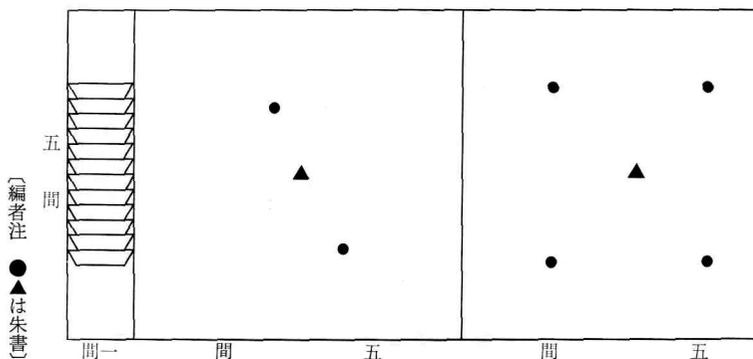
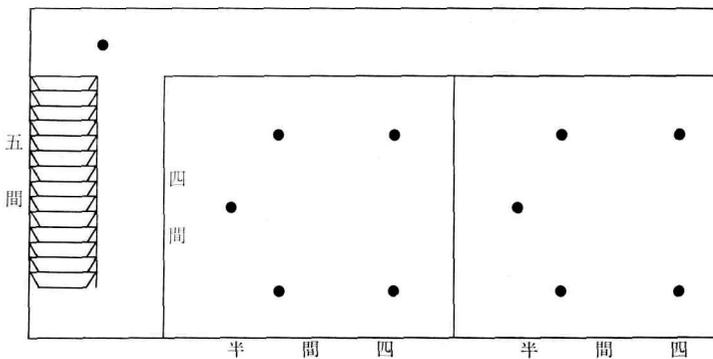
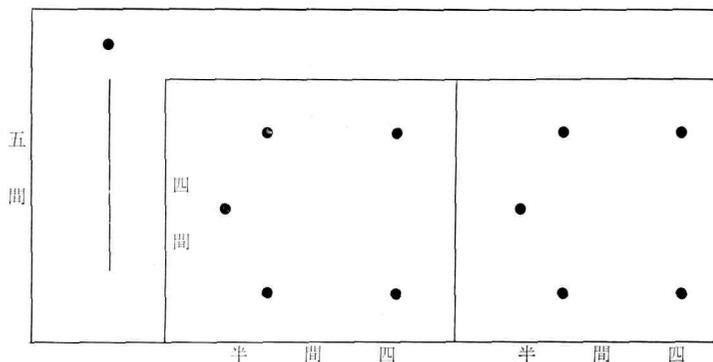


二階 各室 十八坪



階下 各室 二十五坪

●電灯
 ▲白熱瓦斯



〔履歴書略〕

『大正十三年 学事 私立学校 第1種

東京府冊ノ五三』

東京都公文書館所蔵

第二節 施設

六一四 京北実業学校夜間部改称開申書

〔昭和六年四月二一日〕

昭和六年四月廿一日

京北実業学校設立者

東洋大学財団理事

笹川種郎

文部大臣 田中隆三殿

改称ニ付開申

京北実業学校「夜間部」ヲ「第二本科」ト改称致候間此
段開申仕候也

『自大13年10月至昭23年3月 商業学校設置廢止認可

東京府 第6冊』

国立公文書館所蔵

六一五―一 京北実業学校校舍建築認可申請書

〔昭和六年三月一七日〕

東京府東京市小石川区原町

京北実業学校設立者

東洋大学財団理事

笹川種郎

昭和六年三月十七日

東京府知事 牛塚虎太郎殿

校舍建築ニ付申請

京北実業学校校舍昨昭和五年十一月二十日全焼致候ニ付
左記ノ如ク校舍建築致度候間御認可相成度別紙図面相添
へ此段申請仕候也

記

一 構造 鉄筋コンクリート四階建 老棟

一 坪数 延坪 壹〇〇壹壹・九八

内訳

一階 式五五・式五

二階 式四四・巷九

三階 式四四・巷九

四階 式四式・巷六

屋階 式六・巷九

但シ坪数ハ総テ壁真々ヲ以テ測定ス

一 警視庁認可 昭和六年三月十六日認可

一 起工 昭和六年三月十七日

一 竣工 昭和六年九月三十日

一 総工事費 金貳拾万円也

一 工事費ノ出所

金拾四万貳千參百九拾円 保険金受入

金壹万〇六百拾円 本校積立金ヨリ

金壹万円 後援会積立金ヨリ

金參万七千円 寄附金ヨリ

(備考) 三月十六日迄ニ寄附金貳万壹千參百貳拾四

円ノ申込アリ寄附者ハ卒業生及在校生ノ父兄等ナリ

[別紙]

京北実業学校新築設計図一一葉〔略〕

『昭和6年 学務課 私立学校 第一種 冊ノ六一』

東京都公文書館所蔵

六一五一一 京北実業学校校舍建築認可案・

報告案〔昭和六年四月一日〕

受未学第二〇五〇号 判決 参月卅壹日判決

施行 四月一日施行 校舎

案 昭和六年三月二四日 学務課主任 ㊟

学務部長 ㊟ 学務課長 ㊟

視学官 ㊟

未学第二〇五〇号

東洋大学財団

昭和六年三月十七日付申請京北実業学校々舎建築ノ件認

可ス

年 月 日

第二案

未学第二〇五〇号

年 月 日

文部大臣宛

校舎建築ノ件報告

京北実業学校々舎建築ノ件本日認可候也

(備考)

昨五年十一月全焼ノタメ建築

鉄筋コンクリート四階建

延一、〇一一坪九八

工費 二〇〇、〇〇〇円

財源 保険金、積立金、寄附金

二十八坪教室 七

二十坪” 一二

附属室 一二

『昭和6年 学務課 私立学校 第一種 冊ノ六一』

東京都公文書館所蔵

六一五—三 京北実業学校校舍建築認可に関する

開申書〔昭和六年四月八日〕

昭和六年四月八日

京北実業学校設立者

東洋大学財団理事

笹川種郎印

文部大臣 田中隆三殿

校舍建築ニ付開申

京北実業学校校舍昨昭和五年十一月二十日全焼ニ付校舍
新築致度三月十七日東京府知事へ申請仕候処四月一日付
認可相成候間別紙図面相添へ此段開申仕候也

〔別紙〕

京北実業学校新築設計図一一葉〔略〕

* 1 (欄外・朱書) 知事ヨリ報告済ニシテ設立者ヨリ其ノ必要
ナシ

『昭和6年 学務課 私立学校 第一種 冊ノ六一』

東京都公文書館所蔵

第三節 財務

六一六 京北実業学校学則変更開申書

〔大正一二年一月二六日〕

学則変更ニ付開申

東京府東京市小石川区原町

京北実業学校

本校学則中第三十四条入学金式円トアルヲ金参円ト改
正シ大正十二年度ヨリ施行仕ベク候間此段及開申候也

参照 第三十四条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学金

金式円ヲ在学保証書ニ添ヘテ差出

* 1

大正十二年一月二十六日

スベシ

京北実業学校設立者

東洋大学財団理事

湯本武比古[㊟]

文部大臣 鎌田栄吉殿

『大正十二年 学事 私立学校 第一種

東京府冊ノ五〇

東京都公文書館所蔵

六一七 京北実業学校学則変更開申書

〔大正一五年一月二八日〕

学則変更ニ付開申

東京府東京市小石川区原町

京北実業学校

本校夜間部規則第七条二項「入学ヲ許可セラレタル者ハ
入学科金壹円ヲ」トアルヲ「金貳円ヲ」ト改正シ大正十
五年度ヨリ施行可仕候条此段及開申候也

大正十五年一月二十八日

京北実業学校設立者

東洋大学財団理事

文部大臣 岡田良平殿

笹川種郎[㊟]

〔別紙〕

理由書

現行校則 夜間部規則

第七条二項

入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科金壹円ヲ納

付スベシ

改正

入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科金貳円ヲ納
付スベシ

京北実業学校ニアリテハ入学ヲ許可セシ者ヨリ入学科金
参円ヲ徴スル規定ナリ然ルニ夜間部ニアリテモ昼間部ト
同様ノ手續ヲ要シ且交付スル書類等モ全ク昼間部ト同一
ノ扱ヲ為スニ拘ラズ現行ノ入学科ニテハ之ニ要スル諸経
費ヲ支弁シ難シ、ヨリテ来学年度ヨリ前記ノ如ク改正ス
ルヲ要スル理由ナリ

『大正十五年 学務兵事課 学事 私立学校

第一種 東京府冊ノ二二

東京都公文書館所蔵

六一八 京北実業学校授業料納付方法変更開申書

〔昭和八年一月一八日〕

昭和八年十二月十八日

京北実業学校設立者

東洋大学財団理事

笹川種郎◎

文部大臣 鳩山一郎殿

授業料月額規定ヲ年額規定トシ其納付方法

変更ニ関スル開申

京北実業学校授業料ハ従来月額金六円貳拾錢トシ毎月納付ノ規定ニ有之候処昭和九年四月新学年ヨリ年額金六拾八円貳拾錢トシ每学期始ニ納付ノ事ニ相改メ左記ノ如ク學則変更致度此段開申候也

京北実業学校規則

〔第二十九條〕 授業料ハ月額金六円貳拾錢トス

〔第三十條〕 授業料ハ年額金六拾八円貳拾錢トス

第三十條 授業料ハ其月授業開始後七日以内ニ同窓

會費ト共ニ必ず納付スベシ

〔第三十條〕 授業料ハ三回ニ分チ每学期ノ始十日以内

ニ納付スベシ

第一期 金貳拾四円八拾錢

第二期 金貳拾四円八拾錢

第三期 金拾八円六拾錢

〔昭和八年 學務課 私立学校 冊ノ一〇三〕

東京都公文書館所藏

第四節 教 務

六一九―一 私立京北実業学校校長認可申請書

〔明治四十一年三月一七日〕

申請書

東京府東京市牛込区市谷砂土原町三丁目二十三番地寄留

長野県平民

湯本武比古

明治四十一年二月二十七日附ヲ以テ設立認可ト相成候私立京北実業学校々長ハ京北財団理事ノ一人タル前記名ノ者ト致度候間御認可被成下度別紙履歷書相添ヘ此段奉願候也

明治四十一年三月十七日

東京市小石川区原町拾九番地

京北財団理事

湯本武比古[㊦]

杉谷佐五郎[㊦]

田中 治六[㊦]

三島定之助[㊦]

安藤 弘[㊦]

三石 賤夫[㊦]

神崎 一作[㊦]

東京府知事 男爵千家尊福殿

右願出候ニ付奥印候也

明治四十一年三月十七日 東京市小石川区長 須崎緝作[㊦]

〔別紙〕

履歷書

東京府東京市牛込区市谷砂土原町三丁目二十三番地寄留

長野県平民

湯本武比古

安政四年十二月一日生

一 明治十九年四月十二日 明宮祇候被仰付

一 同 年四月十四日 明宮御教育掛勤務被命

一 同 二十年九月十四日 任学習院教授

一 同 明宮御用掛兼勤被仰付

一 同 廿二年七月十三日

一 同 依願免本官 独逸国へ三箇年間留学被仰付

付

一 同 廿六年四月廿一日 特旨ヲ以テ位記ヲ賜フ

叙從七位

一 同 年八月 婦朝

一 同 年九月九日 任学習院教授

一 同 東宮職御用掛從前ノ通心得

ベシ

一 同 年十二月廿八日 東宮職御用掛被免

一 同 非職ヲ命ズ

一 同 廿七年一月廿六日 高等師範学校教育学教授ヲ

囑托ス

一 同 卅二年四月一日 私立京北中学校教員トナル

一 同 卅九年一月廿日 同校々長トナル

右

明治四十一年三月十七日 湯本武比古[㊦]

『明治四十一年 文書類纂 学事』

東京都公文書館所蔵

六一九—二 私立京北実業学校校長認可指令案

〔明治四十一年三月一九日〕

受申学甲第一〇三九号

決判三月十九日

施行〔朱書〕三月十九日

〔朱書〕
淨写 校合 第二種第一卷類

明治四十一年三月十八日受

内務部学務課主任属秋元雄治

知事〔代理〕柳事務官

内務部長

学務課長

私立京北実業学校、長認可指令案

〔朱書〕
申学甲一〇三九号二

東京市小石川区原町十九番地

私立京北実業学校設立者

京北財団理事

湯本武比古

外六人

明治四十一年三月十七日付願湯本武比古ヲ其ノ校々長ト

ナスノ件認可ス

年月日

知事

〔明治四十一年 文書類纂 学事〕

東京都公文書館所蔵

六二〇—一 私立京北実業学校教科書採用認可

申請書〔明治四十二年四月五日〕

教科書採用ニ付申請

別紙目錄ノ教科用図書明治四十二年度学年ニ採用致度候
間御認可被成下度此段奉願上候也

明治四十二年四月五日

私立京北実業学校代表者

湯本武比古

東京府知事 阿部浩殿

〔別紙〕

私立京北実業学校教科用図書

書名	発行年月日	検定済年月日	著者	発行者
実業学校修身教科書	三十九年十二月十五日		吉田 静致	宝文館
帝国中学読本	四十一年一月十四日	四十年二月十八日	池辺 義象	啓成社
漢文教科書	四十二年一月二十六日	四十二年二月四日	服部宇之吉	明治図書 株式会社
新体習字帖	四十二年二月二十六日	四十二年二月二十七日	日高 秩父	金港堂
実業学校代数学教科書	四十年一月三十日		佐藤 林蔵	宝文館
幾何学初歩	三十七年八月三十一日	三十七年九月十四日	菊池 大麓	大日本図書 株式会社
*1 地理学教科書	四十一年三月一日	四十一年三月六日	山崎 直方	開成館
最新内外一統地理 <small>外国ノ部</small>	四十二年一月二十八日		宝文館編輯所	宝文館
最新日本歴史	四十二年一月五日		富士徳治郎	宝文館
チョイス・リーダー	四十年三月七日	四十年三月二十日	スウキフト	福岡元治郎
コンマーシャル・リーダー	三十八年二月二十日	三十八年三月十五日	高嶋 捨太	成美堂
英文典小	三十六年十二月三十一日	三十七年三月八日	神田 乃武	三省堂
プラクティカル イングリッシュ レツェンス	三十四年二月二十一日	三十四年二月二十八日	〔齊〕 齊藤秀三郎	興文社
新撰生理教科書	四十一年十月十六日	四十一年十月十六日	〔齊〕 齊田功太郎	大日本図書 株式会社
実業学校 化学教科書		四十二年一月十五日	宝文館	宝文館
最新鉱物界教科書	三十八年三月十七日	三十八年三月二十日	三省堂	三省堂

最新植物学教科書	四十年 二月 十日	四十年 二月 十二日	安田 篤	六盟館
図学教科書	三十八年十二月二十八日	三十九年 一月 九日	図画教育会	福岡元治郎
改訂図画教育書	四十一年 四月 九日	四十一年 十月 十三日	同上	同上
商業簿記教科書	四十一年 三月二十五日		茂木 英雄	同文館
簡易商事要項	四十一年 四月二十三日		武田 英一 太田原 一定	三省堂
最新商業一統地理 <small>日本之部</small>	四十二年 一月 五日		宝文館編輯所	宝文館

* 1 (欄外) 日本ノ部

「明治四十二年 文書類纂 学事」
東京都公文書館所蔵

六二〇—二 私立京北実業学校教科書使用認可

指令案〔明治四十二年四月八日〕

ス
年 月 日
知事

〔収〕西学甲第一六四九号

判四月六日

〔施〕〔朱書〕〔采書〕
行四月十八日

〔浄書〕 第一種第七類

「明治四十二年 文書類纂 学事」
東京都公文書館所蔵

明治四十二年四月六日受

学務課主任属安藤誠〔印〕

六二一—一 私立京北実業学校教科書採用認可

申請書〔明治四三年四月一六日〕

知事〔代理〕〔印〕

内務部長〔代理〕〔印〕

学務課長〔印〕

指令按

戊学甲二〇八九号

〔朱書〕
「西学甲一六四九号二」

申請書〔印〕

私立京北実業学校

明治四十二年四月五日付願其校教科用図書使用ノ件認可

別紙目錄之図書ヲ教科用書ニ採用致度候ニ付御認可被成
下度此段及申請候也

明治四十三年四月十六日

私立京北実業学校長 湯本武比古印
 東京府知事 阿部浩殿

〔別紙〕

教科書目録 四十三年度採用

書名	発行年月日	検定年月日	著作者	発行者
帝國実業読本	四十二年十二月三十日		啓成社編輯所	啓成社
帝國漢文読本	四十二年十二月三十日		啓成社編輯所	啓成社
実業学校習字帖	四十三年三月八日		六盟館編輯所	六盟館
中等作文教本初編	四十一年十二月二十八日		友田 宜剛	目黒書店
佐久間、英語読本	四十二年一月十日	四十二年十一月五日	佐久間信恭	六盟館
斎藤、中学レッスン <small>新版</small>	四十一年十月四日		〔斎〕 斎藤秀三郎	興文社
新世紀英習字入門	四十二年三月三日	四十二年十二月二十七日	西野 寅吉	開成館
藤岡最新日本歴史	四十一年三月二十二日		藤岡 継平	六盟館
修訂日本新地理	三十八年十二月十七日	四十二年三月八日	六盟館編輯所	六盟館
等初日本商業地理	四十一年一月十三日		松村 吉則 岡田 章平	啓成社
実業外国地理教科書 学校	四十三年三月二十二日		志賀 重昂	明治図書 株式会社
商業英習字	四十一年十二月十日		山口高等商業学校 英語科	三省堂
小川最新西洋史	四十年三月八日		小川銀次郎	六盟館

商業史教科書 <small>日本</small>	三十八年 一月 十七日		上田貞次郎	三省堂
田安最新植物学教科書	三十九年十二月二十四日	四十年 二月 十二日	安田 篤	六盟館
最新鉱物界教科書	三十七年十二月 十三日	三十八年 三月 二十日	亀井 忠一	三省堂
丘 <small>最新</small> 新生理衛生教科書	三十九年十二月 十二日	四十年 二月 八日	丘 浅次郎	六盟館
中等教育商算教科書	四十一年十一月 五日		小野 十郎	宝文館
新体中等図画教本	四十二年十二月二十五日	四十三年 二月 十七日	和田英作 板倉 賛治	目黒書店
市内法制教科書	三十九年 九月二十九日	四十年 二月 十八日	市内 正恵	宝文館
山内経 济教科書	三十九年 九月二十九日	四十年 二月 十八日	山内 正恵	宝文館
市内経 济教科書	三十九年 九月二十九日	四十年 二月 十八日	市内 正恵	宝文館
実践商業提要	四十年 二月二十七日		阪本 陶一	同文館
商業簿記	四十二年 五月 五日	四十三年 三月 九日	星野太郎 森富治郎	三友書院
茂木商業簿記教科書	四十一年 三月二十五日		茂木 英雄	同文館

六二二——二 私立京北実業学校教科書採用認可

申請訂正表（明治四三年四月二五日）

『明治四十三年 文書類纂 学事』

東京都公文書館所蔵

別紙教科用書訂正表差出候也

四月廿五日

私立京北実業学校

東京府庁

御中

〔別紙〕

四十三年度採用教科書目録

書名	発行年月日	検定年月日	著作者	発行者
帝国実業読本一―八	四十二年十二月三十日		啓成社編輯所	啓成社
帝国漢文読本一二三	四十三年二月二十八日		啓成社編輯所	啓成社
実業学校習字帖 ^{上中下}	四十三年三月八日		六盟館編輯所	六盟館
中等作文教本初、後編	四十一年十二月二十八日		友田 宜剛	目黒書店
英語読本一一二	四十三年十月二十一日	四十二年十一月五日	佐久間信恭	六盟館
中学レツスン新版 <small>訂正再版一―四</small>	四十二年十月二十一日	四十二年二月二十五日	斎藤秀三郎	興文社
新世紀英習字入門一―四 <small>訂正再版一―四</small>	四十二年十二月十八日	四十二年十二月二十七日	西野 寅吉	開成館
商業英習字一二三 <small>訂正再版</small>	四十一年十二月十三日		山口高等商業学校 英語科 藤岡 継平	三省堂
最新日本歴史	四十二年九月十五日		小川銀次郎	六盟館
最新西洋史	四十三年三月二十一日		上田貞次郎	啓成社
商業史教科書 <small>日本部</small>	四十一年一月二十八日		六盟館編輯所	三省堂
修訂日本新地理 <small>修正四版 附図</small>	四十二年三月三日	四十二年三月八日	松村 吉則 岡田 章平	六盟館
初日本商業地理	四十三年一月三十日		志賀 重昂	啓成社
実業外国地理教科書	四十三年三月二十二日		岡田 章平	明治図書 株式会社
最新植物学教科書 <small>訂正再版</small>	四十年二月十日	四十年二月十二日	安田 篤	六盟館
最新鉱物界教科書 <small>修正三版</small>	三十八年三月十七日	三十八年三月二十日	亀井 忠一	三省堂

最新生理新教科書 <small>修正</small>	四十年 二月 八日	四十年 二月 八日	丘 浅次郎	六盟館
中等商算教科書	四十一年十一月 五日		小野 十郎	宝文館
新体中等図画教本一—六	四十三年 二月 十日	四十三年 二月 十七日	和田 英作 板倉 賛治	目黒書店
法制教科書 <small>訂正再版</small>	四十年 一月二十五日	四十年 二月 十八日	山村 光惠	宝文館
経済教科書 <small>訂正再版</small>	四十年 一月二十五日	四十年 二月 十八日	山村 光惠	宝文館
実践商業提要	四十三年 三月 五日		阪本 陶一	同文館
商業簿記 <small>訂正再版</small>	四十三年 三月 二日		星野 太郎 森 富次郎	三友書院
商業簿記教科書	四十一年 三月二十五日		茂木 英雄	同文館

六二一—三 私立京北実業学校教科書採用認可案

〔明治四十三年五月六日〕

『明治四十三年 文書類纂 学事』

東京都公文書館所蔵

年 月 日

知事

受_収戊学甲第二〇八九号 判五月三日 行五月六日 校合_印

『明治四十三年 文書類纂 学事』

東京都公文書館所蔵

明治四十三年五月三日_{日受} 学務課主任属斎藤行三_印

知事_印

内務部長_印

学務課長〔代理〕_印

六二一—一

京北実業学校使用教科書改廃認可

実業学校教科書ノ件

申請書〔大正一〇年三月二六日〕

〔未書〕
戊学甲二〇八九号二

私立京北実業学校

明治四十三年四月十六日付申請其校教科書改定ノ件認可

申 請

又

大正十年三月廿六日

学 科 目	教 科 書 名	使 用 学 年	著 作 者	発 行 所	定 価	文 部 省 検 定 年 月 日
国 語	訂修 新撰国語読本三、四	予科第一学年	佐々 政一	明治書院	各七拾五銭	大正 七年 一月 十六日
漢 文	中等漢文教科書一	予科第一学年	林 泰輔	三省堂	六拾貳銭	大正 十年 一月三十一日
同	新定十八史略鈔本	本科第一学年	岡田 正之	開成館	九拾五銭	大正 六年 三月 六日
英 語	改訂クラウン リーダー 三	本科第一学年	神田 乃武	三省堂	壹円貳拾貳銭	大正 九年 一月 十三日
同	ニューエン パイヤー リーダー 四	本科第二学年	浅田 栄次 片山 寛	文会堂	壹円拾貳銭	大正 六年 一月 十七日
同	クラウンコンボジ シャン 一	予科第一学年	神田 乃武	三省堂	七拾五銭	大正 十年 一月 十七日
同	クラウンコンボジ シャン 二	予科第二学年	神田 乃武	同	七拾九銭	大正 十年 一月 十七日
同	英習字四、五、六	予科第一学年	エドワード ガンドレット	同	各式拾貳銭	明治四十三年十一月三十日
同	商業英習字一二三	予科第二学年	エトワード ガンドレット	同	一、參拾壹銭 二、參拾貳銭 三、參拾七銭	
同	商業学校英作文一	本科第一学年	前田定之介	奎運堂	壹円拾銭	
同	ニュー・イングリッシュ クラムマリー	本科第一学年	神田 乃武	三省堂	六拾貳銭	大正 十年 一月 廿一日
同	商業学校英作文二	本科第二学年	前田定之介	奎運堂	壹円拾銭	

東京府知事 阿部浩殿
京北実業学校大正十年度使用教科書別紙ノ通り改廢致度
候間御認可被下度此段申請候也

東京市小石川区原町
京北実業学校長 湯本武比古印

〔朱書〕
庶第五九号〕
右願出ニ付奥印候也
大正十年三月廿八日 東京市小石川区長 古本 崇印

〔別紙〕
新二使用スヘキ教科書調(大正十年度) 京北実業学校

廃止スヘキ教科書調（大正十年度）

京北実業学校

学科目	教科書名	使用学年	著者	発行所	定価	使用ニツキ知事 認可ヲ受ケタル年月	廃止ノ理由
国語	校訂 中等国語読本三、四	予科第二学年	落合直文	明治書院	各五拾壹銭	大正廿七年 二月廿七日	教材古キニ失スル 傾アルヲ以テ
漢文	新定漢文読本一	予科第一学年	岡田正之	開成館	四拾八銭	同	教材不足ノ傾キアルヲ以テ
同	新定漢文読本二	予科第二学年	岡田正之	開成館	四拾九銭	同	同
同	新定漢文読本三	本科第一学年	岡田正之	開成館	五拾壹銭	同	同
英語	リニユー・エンパイア リーダー	本科第一学年	浅田栄次 片山寛	文会堂	七拾八銭	同	前学年ヨリ継続ノ都合上
同	リニユー・スクール リーダー	本科第二学年	熊本謙二郎	開成館	七拾七銭	大正十八年 三月十八日	同
同	イイジーコンボジ シヤン	予科第一学年	武信由太郎	開成館	六拾銭	大正七年 三月七日	英語読本トノ連絡 上ノ都合ニヨリ
同	イイジー コンボジシヤン	予科第二学年	武信由太郎	開成館	六拾銭	同	同
同	新体英習字四、五、六	予科第二学年	エドワード ガントレット	三省堂	各拾七銭	同	予科第一学年ニ課 スルコト、セリ
同	初等英作文二	本科第一学年	山口鑑太	明治書院	四拾六銭	大正九年 三月廿四日	組織、教材ニ不 分ノ点アルヲ以テ
同	イングリッシュ グラムマー	本科第一学年	神田乃武	三省堂	参拾貳銭	大正九年 三月廿四日	改訂版ヲ使用スル ヲ以テ
同	英作文二	本科第二学年	前田定之介	奎運堂	七拾七銭	大正九年 四月四日	組織、教材ニ不 分ノ点アルヲ以テ
同	商業英習字一、二	本科第一学年	エドワード ガントレット	三省堂	各式拾四銭	大正五年 四月十八日	予科ニ課セルヲ以 テ
同	商業英習字三、四	本科第二学年	エドワード ガントレット	三省堂	各式拾九銭	同	同
同	イングリッシュ グラムマー	本科第二学年	神田乃武	三省堂	参拾貳銭	大正八年 三月十八日	前学年継続ノ都合 上
同	英語商業用文	本科第三学年	高島佐一郎	三省堂	八拾五銭	大正五年 四月十八日	組織、教材不十分 ナリ
同	イングリッシュ グラムマー	本科第三学年	神田乃武	三省堂	四拾参銭	大正八年 三月十八日	改訂版ヲ使用スル ヲ以テ

地理	新地理日本之部 <small>実業学校用</small>	予科第一学年	小林房太郎	文学社	九拾五銭	大正七年三月七日	同
同	新地理外国之部 <small>実業学校用</small>	予科第二学年	小林房太郎	文学社	壹円廿四銭	大正五年四月十八日	同
同	最新商業地理教科書 <small>外国之部</small>	本科第二学年	同文館編輯所	同文館	壹円	大正六年四月廿七日	旧版ニ属スルヲ以テ
理科	最新動物学教科書	予科第二学年	丘 浅治郎 <small>〔次〕</small>	六盟館	九拾貳銭	大正二年四月廿一日	同
同	統合教授鉱物 新教科書	本科第一学年	仲佐貞次郎 辻野周次	六盟館	八拾五銭	大正二年四月廿一日	同
数学	算術教科書	予科第一学年	竹内 端三	三省堂	九拾銭	大正八年三月十八日	同
同	実業代数教科書	予科第二学年	根津 千治	日進堂	九拾五銭	大正九年三月廿四日	同
同	最新商業算術 上	本科第一学年	玉水 千市	宝文館	九拾四銭	大正八年三月十八日	改訂版ヲ使用スルヲ以テ
同	中等教科代数 下	本科第二学年	寺尾 九郎 吉田好九郎	富山房	壹円拾九銭	大正五年四月廿一日	前学年ヨリ継続ノ都合上
経法 濟制	民商法綱要	本科第二学年	早川 智堯 猪股 博	尚文堂	六拾銭	大正六年二月廿七日	絶版ノ為メ
商事	最新商事要綱 上	本科第一学年	古館市太郎	宝文館	壹円拾六銭	同	説明ニ不十分ノ点アリ
同	最新商事要綱 下	本科第二学年	古館市太郎	同	壹円拾九銭	同	同
同	増訂 最新商品教科書	本科第三学年	見雪 莊松	同文館	壹円參拾銭	大正九年三月廿四日	教材古キニ失スル傾キアルヲ以テ

六三二—二 京北実業学校使用教科書改廢認可案

〔大正一〇年四月一日〕

『大正十年 学事 私立学校 第一種 冊ノ八』

東京都公文書館所藏

内務部長印

学務兵事課長印

受取西学甲第二五二一号 施行三月卅一日 決判三月卅一日 たしろ

教科書変更ノ件

校合印 第一号 第五類

京北実業学校長

大正十年三月卅日 日受

学務兵事課主任印

大正十年三月廿六日付申請教科書変更ノ件認可ス

年月日

知事

『大正十年 学事 私立学校 第一種 冊ノ八』

東京都公文書館所藏

大正十一年四月ヨリ京北実業学校教科書別表ノ通り改廃
致度候間御認可相成度此段申請仕候也

東京府東京市小石川区原町

京北実業学校設立者

東洋大学財団理事

湯本武比古御

六三三十一 京北実業学校使用教科書改廃認可

申請書〔大正十一年二月二十七日〕

大正十一年二月二十七日

東京府知事 宇佐美勝夫殿

申請

〔別紙〕

新二使用スベキ教科書調 大正十一年度

学科目	教科書名	使用学年	著作者	発行所	定価	文部省検定年月日
国語	校訂新撰国語読本一、二	第一学年	佐々政一	明治書院	円・七六	大正十年十二月八日
	同	第二学年	同	同	同	同
	同	第三学年	同	同	同	同
	新定中等国語読本七、八	第四学年	落合直文	同	・五九	同
	同	第五学年	同	同	同	同
習字	新撰商業習字 上級用	第五学年	山口彦総	瞭文堂	・五〇	同
数学	実業小幾何学	第三学年	秋山武太郎	明治書院	・三八	同
	改訂実業代数学教科書	第三学年	吉田好九郎	富山房	一・一〇	同
地理	改訂実業地理教科書 外国之部	第二学年	石橋五郎	同	一・四六	同
	近商業地理教科書 外国之部	第四学年	同文館編輯部	同文館	一・一〇	同

商 品	簿 記	法 制								英 語				理 科	歴 史	
新最 商商 品品 教教 科科 書書	工業 簿記 教科 書	実業 学校 民商 法教 科書	商業 英語 通信 文	クラ ウン ・リ ーダ ー五	クラ ウン ・リ ーダ ー三、 四	グラ ムマ ー二	ライ チン グ・ レタ ー・ ニユ ー・ イン グリ シユ ・ 二	同二	訂改 リモ ダーダ ン・ ビズ ネス ・ 一	英語 商業 用文 初歩	グラ ムマ ーニ ユー ・ イン グリ シユ ・ 一	新最 实用 化学 教科 書	普 通 物 教 科 書	普 通 植 物 教 科 書	訂增 中等 日本 史上	
同	同	同	同	第五 学年	第四 学年	第四 学年	第四 学年	第四 学年	第三 学年	第三 学年	第二 学年	第三 学年	第二 学年	第一 学年	第一 学年	
瞭 文 堂 編 輯 部	吉 田 良 三	鈴 木 好 清	苔 米 地 英 俊	同	同	神 田 乃 武	切 田 太 郎	同	小 林 行 昌 前 田 定 之 介	切 田 太 郎 松 村 吉 則	神 田 乃 武	武 原 熊 吉	同	河 野 幸 次 郎 河 野 齡 蔵	藤 田 明	
瞭 文 堂	同 文 館	岡 村 書 店	瞭 文 堂	同	同	同	三 省 堂	同	六 盟 館	同	三 省 堂	瞭 文 堂	同	同	光 風 館	宝 文 館
一 ・ 五 二	一 ・ 四 四	一 ・ 九 〇	・ 九 五	・ 九 九	一 一 ・ 〇 六	・ 八 四	・ 九 五	一 ・ 〇 三	一 ・ 〇 〇	・ 五 七	・ 五 三	・ 九 五	・ 四 八	・ 六 七	・ 六 七	・ 八 六
				同	大 正 九 年 一 月 十 三 日	大 正 十 年 一 月 二 十 一 日					大 正 十 年 一 月 二 十 一 日					大 正 六 年 一 月 十 七 日

廃止すべき教科書調 大正十一年度

教科書名	使用学年	著者	発行所	定価	使用認可ヲ受ケタル年月日	廃止ノ理由
国語	第一学年	佐々政一	明治書院	円・八六	大正九年三月廿四日	校訂版使用ノ故
同	第二学年	同	同	・七五	大正十年四月一日	同
同	第三学年	落合直文	同	・六八	大正六年二月廿七日	前学年継続ノ都合
同	第四学年	同	同	同	同	新定版使用ノ故
同	第五学年	同	同	同	同	同
地理	第二学年	小林房太郎	文学社	一・八〇	大正十年四月一日	教授時数ニ比シ教材多頁ニ過グルヲ以テ
同	第一学年	沼田頼輔	明治書院	一・〇八	大正七年三月七日	教授時数変更ノ為
歴史	第二学年	小川銀次郎	六盟館	一・一〇	大正九年三月廿四日	同
理科	第一学年	岡村周諦	宝文館	一・二三	大正八年三月十八日	一学年植物動物並用ニ改メタルニ付教材ノ多キニ過グ
同	第三学年	田丸卓郎	開成館	一・一〇	大正七年三月七日	学科課程ノ改正ニ付
同	第四学年	亀高徳平	同	一・一〇	大正九年三月廿四日	学科教授時数ノ改正ニ付
英語	第三学年	前田定之介	奎運堂	一・一〇	大正十年四月一日	内容杜撰ノ為メ
同	第四学年	同	同	一・一〇	同	同
同	第五学年	同	同	一・四三	同	同
同	第四学年	浅田栄治 <small>(次)</small> 片山寛	文会堂	一・一二	同	前学年ヨリ継続ノ都合
同	第四学年	小林行昌 前田定之介	六盟館	一・五四	大正八年三月十八日	改訂版使用ノ故
同	第四学年	神田乃武	三省堂	・六二	大正十年四月一日	前学年ヨリ継続ノ都合

法規	民商法綱要	第五学年	早川 智莞 猪股 博	尚文堂	・六〇	大正六年二月廿七日	前学年ヨリ継続ノ都合
商品	最新商品学	第五学年	星野 太郎	瞭文堂	一・七〇	大正十年四月 一日	内容不整頓ノ為メ

六三三―二 京北実業学校使用教科書改廃認可案

〔大正一一年三月二八日〕

受成学甲第一三〇二号 行施三月廿八日施行
判決三月廿八日 施行三月廿八日施行
 浄書 校合 第一号第五類

大正十一年三月廿日受
 学務兵事課主任 ㊟

内務部長 ㊟ 学務兵事課長 ㊟

教科書変更ノ件

京北実業学校長

大正十一年二月廿七日付申請教科書変更ノ件認可ス

年月日 知事

『大正十一年 学事 私立学校 第一種 冊ノ六六』

東京都公文書館所蔵

六二四―一 京北実業学校使用教科書改廃認可

申請書〔大正一二年三月六日〕

申請

東京府東京市小石川区原町

京北実業学校

大正十二年四月ヨリ教科書別紙ノ通り改廃致度候間御認

可相成度此段申請仕候也

大正十二年三月六日

京北実業学校長 湯本武比古 ㊟

東京府知事 宇佐美勝夫 殿

『大正十一年 学事 私立学校 第一種 冊ノ六六』

東京都公文書館所蔵

〔別紙〕

大正十二年度 新ニ使用スベキ教科書調

京北実業学校

歴史	地理	同	同	数学	同	同	英語	同	同	同	国語	修身	科目	
訂修 中等日本史上、下	最近世界地理上	中等教科算術	実業教育 改訂幾何学教科書	新撰中等 教育代数学教科書上下	スクール・ツー・オフヒス	ニュー・クラウン・ コムボジション 一、二	リニュー・クラウン・ 四、五、三	帝国新文典上	漢文新編一	新撰習字教本一	新定中等国語読本 六四、五、三	実業 教育修身教科書一、二、三 四、五	教科書名	
第二学年	第二学年	第一学年	第三学年	第三学年	第五学年	第二学年	第三学年	第三学年	第一学年	第一学年	第一学年	第三学年	使用学年	
藤田 明	三省堂編輯所 寺尾好九郎 寺尾 寿	寺尾 寿	富山房	富山房	宝文館	三省堂	三省堂	三省堂	富山房	弘道館	明治書院	明治書院	宝文館	著 作 者
宝文館	三省堂	富山房	富山房	宝文館	三省堂	三省堂	三省堂	富山房	弘道館	明治書院	明治書院	明治書院	宝文館	発 行 所
一・三六	・六六	一・〇九	・七七	一・一七	・八五	・六五	一・〇八 一・〇二	・四六	・五一	・四一	・五三	・三三 ・三九 ・四四 ・四九	定 価 大正十二年度 臨時定価 円 三三 三九 四四 四九	
大正十二年 二月 十日	大正十二年 一月二十六日	大正 十年十一月 十四日					大正十二年 一月二十五日	大正十二年 一月二十六日	大正十一年 一月二十六日	大正十一年十二月 十六日	大正 十年十二月 八日		文 部 省 検 定 年 月 日	

大正十二年度 廃止スベキ教科書調

京北実業学校

同	英語	同	同	同	国語	修身	学科目
クラウン・コムボジション	改訂クラウン・訂リダー 一、二、三、四、五	中等新作文	中等漢文教科書	改訂新撰習字教本	校訂新撰国語読本 一、二、三、四、五、六	改訂中等修身書 一、二、三、四、五	教科書名
第二学年	第三学年	第三学年	第一学年	第一学年	第二学年	第三学年	使用学年
神田 乃武	神田 乃武	五十嵐 力	林 泰輔	日高 秩父	佐々 成政	湯本武比古	著 者
三省堂	三省堂	至文堂	三省堂	明治書院	明治書院	山海堂	発行所
・六八五	・九一〇 ・九一六 ・九一五	・三六	・六二	・五三	・七六 ・六三	円・四四 ・四四 ・五五 ・四八	定 価
大正 十年四月 一日	一、二、三、四、五 大正 十年三月 廿四日 大正 十一年三月 二十八日	大正 七年三月 七日	大正 十年四月 一日	大正 四年四月 二十日	大正 十一年三月 二十八日	大正 二年四月 十四日	使用認可ヲ受ケタル年月
新版発行ノ為	新版発行ノ為	内容不整頓ノ為ニ	教材不足ノ傾キアルヲ以テ	新版発行ノ為	誤植多キガ故ニ	絶版ニ付	廃止ノ理由

法制	実践	要商 事項	同	同	理科	同
商業 学校 法制 教科書	内国商業実践予修書	新最 商 事 要 綱 上	新最 実用物理教科書	普通生理衛生教科書	近世物理学教科書	訂改中等西洋歴史
第四学年	第五学年	第三学年	第四学年	第二学年	第一学年	第四学年
青山 敬之	岡田 市治	古館市太郎	小野澄之助	浜 幸次郎 河野 輪蔵	安東伊三次郎	瀬川 秀雄
三松堂	三省堂	宝文館	瞭文堂	光風館	宝文館	富山房
・九〇	一・七〇	一・一九	一・〇五	・六〇	一・一一	二・一四
						大正 九年 二月 十四日

同	数学	改訂 <small>実業教育</small> 算術教科書	第五学年	村井 知至	金港堂	一・一四	大正 四年四月 十四日	教材不十分ノ故ニ
同	同	改訂 <small>実業教育</small> 算術教科書	第一学年	寺尾 寿	富山房	一・五四	大正 十年四月 一日	商業算術ト重複スルカ
同	同	改訂 <small>実業教育</small> 算術教科書	第二学年	吉田好九郎	富山房	一・二八	大正 十年四月 一日	授業時数増加ニ付教材不足ノ為
同	同	改訂 <small>実業教育</small> 算術教科書	第三学年	根津 千治	日進堂	一・二〇	大正 十年四月 一日	前学年連続ノ都合上
同	同	改訂 <small>実業教育</small> 算術教科書	第四学年	秋山武太郎	明治書院	・四四	大正 十年四月 一日	授業時数増加ニ付教材不足ノ為
同	同	改訂 <small>実業教育</small> 算術教科書	第三学年	石橋 五郎	富山房	一・四六	大正 十一年三月 廿八日	学科課程授業時数改正ノ為
同	同	改訂 <small>実業教育</small> 算術教科書	第二学年	同文館編輯	同文館	一・一〇	大正 十一年三月 廿八日	学科課程改正ノ為
同	同	改訂 <small>実業教育</small> 算術教科書	第四学年	藤田 明	同文館	・八六	大正 十一年三月 廿八日	新版発行ノ為
同	同	改訂 <small>実業教育</small> 算術教科書	第一学年	浜野 幸次郎	光風館	・六七	大正 十一年三月二十八日	教材不十分ノ故
同	同	改訂 <small>実業教育</small> 算術教科書	第一学年	同	同	・六七	大正 十一年三月 廿八日	教材不十分ノ故
同	同	改訂 <small>実業教育</small> 算術教科書	第一学年	田中 茂穂	修文館	一・一〇	大正 十年四月 一日	前学年連続ノ都合上
同	同	改訂 <small>実業教育</small> 算術教科書	第二学年	安東伊三次郎	宝文館	一・一〇	大正 十年四月 一日	学科課程改正ノ為
同	同	改訂 <small>実業教育</small> 算術教科書	第三学年	武原 熊吉	瞭文堂	・九五	大正 十一年三月 廿八日	学科課程改正ノ為
同	同	改訂 <small>実業教育</small> 算術教科書	第四学年	武田 英一	瞭文堂	一・一八	大正 十年四月 一日	記述要ヲ得ズ往々誤謬アリ
同	同	改訂 <small>実業教育</small> 算術教科書	第三学年	鈴木 好清	岡村書店	二・二〇	大正 十年四月 一日	教材不備ノ為
同	同	改訂 <small>実業教育</small> 算術教科書	第四学年	鈴木 好清	岡村書店	二・二〇	大正 十年四月 一日	教材不備ノ為

『大正十二年 学事 私立学校 第一種』

東京府冊ノ五六
東京都公文書館所蔵

備考〔朱字〕従前ノ分

地理	歴史	理科	英語	法制	経済	商事要項	簿記	商品	商業実践	図画	体操	合計
二	一	二	七							一	三	三〇
日本地理	日本歴史	博物	普通英語							自在画	体操教練	
一	二	二	七							一	三	三〇
外国地理	同上	同上	同上							同上	同上	
二		三	七			二	三				三	三三
同上		物理 化学 〔朱書〕	商業英語 同上			商業総論	商業簿記				同上	
	一	一	七	二	二	二	四	二			二	三三
	外国歴史	同上	同上	商業史 同上	經濟通論	商業各論	商業簿記 銀行簿記	重要商品			同上	
	二		八	三	二	一	四	三			二	三三
	商業史		同上	民法 同上	同上	同上	工業簿記 英文簿記	内外商業実践			同上	

『大正十三年 学事 私立学校 冊ノ五四』

東京都公文書館所蔵

六二五—二 京北実業学校学科課程等改正

認可書写〔大正一三年三月一二日〕

文部省東実三三三号

東洋大学財団理事 湯本武比古

大正十三年三月一日付申請京北実業学校学科課程中改正ノ件認可ス

大正十三年三月十二日

文部大臣 江木千之

〔大正十三年 学事 私立学校 冊ノ五四〕

東京都公文書館所蔵

六二六—一 京北実業学校夜間部学科課程及び

毎週授業時間表中変更認可申請書

〔昭和二年三月二五日〕

学科課程及毎週授業時間数変更ニ付申請

東京府東京市小石川区原町一九

京北実業学校

本校夜間部学科課程及毎週授業時間表中別紙ノ通り変更致シ昭和二年度ヨリ実施致度候間御認可可相成度此段申請

仕候也

昭和二年三月二十五日

文部大臣 岡田良平殿

〔別紙 欠〕

〔昭和二年 学務課 私立学校 第一種 冊ノ四八〕

東京都公文書館所蔵

六二六—二 京北実業学校夜間部学科則変更認可

申請書に関する照会案

〔昭和二年五月五日〕

受卯学第三七七六号 判決五月五日 施行五月五日 浄写校合

昭和二年五月三日出 学務課主任印

学務課長印

年月日

部長

京北実業学校設立者宛

夜間部学科則変更ノ件

曩ニ標記ノ件申請ノ処左記事由ニ依リ書類一応返付候也

記

一、授業ノ終始時刻及一単限時間承知致度

〔昭和二年 学務課 私立学校 第一種 冊ノ四八〕

東京都公文書館所蔵

六二六—三 京北実業学校夜間部学則変更ニ

関する答申書（昭和二年五月二日）

答申書

昭和二年五月五日附卯学第三七七六号ヲ以テ御照会ノ件

左記ノ通ニ御座候

右及答申候也

昭和二年五月十二日

京北実業学校設立者
東洋大学財団理事 笹川種郎 印

東京府学務部長 近藤駿介殿

記

一 授業ノ終始時刻及一単限時間

(イ) 平日ハ午后五時三十分始業午后九時終業

一単限時間四十五分間、休憩十分間

(ロ) 各組毎ニ毎週一回午后五時ヨリ午后六時十五分迄

ヲ体操及教練ニ充ツ

但右ノ外平日ニ行フ体操及教練（各組毎ニ一時

間）ハ四十五分間トス

備考 京北実業学校夜間部生徒通学状況一覽表一通添付

致置候

〔別紙〕

京北実業学校夜間部生徒通学状況一覽表

昭和二年五月十日調査

居住地 (又ハ勤務先)	四学年	三学年	二学年	一学年	計
麹町区	二七	二二	三	一四	六五
神田区	七	四	二	四	一七
日本橋区	八	六	六	四	二四
京橋区	一〇	七	二	三	二二
芝区	五	六	二	一	一四
赤坂区		一			一
麻布区	三	一	一	一	六
牛込区	六	三	二	三	一四
四谷区	一	二	一	一	五
本郷区	一九	一八	二〇	三六	九三
小石川区	二五	二二	一六	二二	八三
浅草区	六	三	一	一	一一
下谷区	五	六	五	三	一九
本所区	一		一	一	三
深川区	一				一

ニュー・クラウン リーダー	自三学年 至五学年	大正十一年 一月廿六日	神田 乃武	三省堂	卷三 五、四、三 一〇・一〇 二二	大正十二年四月七日
プラクチカル イングリッシュ・グラママー	第三学年	大正十二年 二月一日	南日恒太郎	有朋堂	・四三	大正十四年三月十日
新中等国語読本 自三 至十	夜間部 自第一学年 至第四学年	大正十年 十二月十八日	落合 直文	明治書院	卷三、三、四 八、六、七 一七・一五 二	大正十三年四月四日 ↓*2

変更理由

一、新中等国語読本ハ発行所ニ於テ絶版ノ為メ。

一、ニュー・クラウン・リーダーハ内容稍々陳腐ニシテ

殊ニ五巻ハ古文多クシテ難解ナリ、且ツ使用後五年

ニ及ビ生徒ハ仮名附キノ古本ヲ求メ教授上支障多キ

タメ材料ノ清新ナル「ヘラルド・リーダー」ニ変更

致度シ。

一、プラクチカル・イングリッシュ・グラママーハ材料繁

多ニ過ギ本校所定ノ時間ニハ全冊ヲ修了セシムルヲ

得ズ、依テ稍簡易ナル「ヘラルド・グラママー」ヲ

適当トス。

*1 ↓ *2 (朱書)

『昭和四年 学務課 私立学校 第一種

東京府冊ノ一三六

東京都公文書館所蔵

六二八 京北実業学校学科課程及び毎週授業時数

変更認可申請書 (昭和五年一月一〇日)

学科課程及毎週授業時数

変更ニ付申請

東京府東京市小石川区原町

京北実業学校

右校学科課程及毎週授業時数ノ中

第一学年ニ於テ英語七ヲ六トシ、理科博物ニヲ三トス

第二学年ニ於テ英語七ヲ六トシ、博物ニヲ三トス

第三学年ニ於テ英語七ヲ六トシ、物理化学三ヲ四トス

第四学年ニ於テ英語七ヲ六トシ、物理一ヲ物理化学二

トス

第五学年ニ於テ英語八ヲ七トシ、商業算術珠算三ヲ代

数幾何、商業算術珠算四トス

右ノ如ク変更シ来ル四月一日ヨリ実施致度候間御認可相

成度此段申請仕候也

京北実業学校設立者
東洋大学財団理事

昭和五年一月十日
文部大臣 田中隆三殿

笹川種郎

〔別紙〕

昼間部 学科課程及毎週授業時間表

商 品	簿 記	商 事 要 項	經 濟	法 制	英 語	理 科	歷 史	地 理	数 学	国 語	修 身	学 科 目	学 年 級
												時 数	教 授
					七	二	一	二	五	八	一	第一学年	時数教授
					普通英語	博物	日本歴史	日本地理	珠算 算術	国語、 漢文、 習字、 作文	人倫、 道德		時数教授
					七	二	二	一	五	八	一	第二学年	時数教授
					同上	同上	同上	外国地理	珠代 算数	同上	同上		時数教授
	三	二			七	三		二	六	六	一	第三学年	時数教授
	商業簿記	商業総論			同上 商業英語	同上 物理		同上	同上 珠代 商数 幾算 算何術	同上	同上		時数教授
	二	二	二	二	七	一	二		五	四	一	第四学年	時数教授
	重要商品	商業簿記	商業各論	經濟通論	民法制 通論	同上 物理	外国歴史		同上	同上 商業 文	同上 商業 道德		時数教授
		五	一	二	三	八		一	三	四	一	第五学年	時数教授
	会英銀 計文行 簿簿簿 学記記	同上	同上	同上	同上		同上		同上	同上	同上		時数教授

地 理	数 学	国 語	公 民 科	修 身	学 科 目	
					学年	毎週 時数
二	四	八		一	第一学年	毎週 時数
日本商業地理	算珠 術算	国語、 漢文、 習字				
一	五	八		一	第二学年	毎週 時数
外国商業地理	代珠 数算	同上				
二	五	六		一	第三学年	毎週 時数
同上	代珠 数、幾 何算	同上				
	五	四	二	一	第四学年	毎週 時数
	術、代 算、幾 何算	国語、 漢文、 商業文				
	四	四	二	一	第五学年	毎週 時数
	同上	同上				

学科目課程及教授時数變更ニ付申請
 昭和五年五月七日文部省訓令第十号商業学校規程改正ノ
 御旨趣ニ基キ別表ノ通り学科目課程及教授時数相改メ昭
 和六年四月ヨリ実施致度候間御認可相成度此段申請仕候

〔別紙〕

学科目課程及毎週教授時数

六二九 京北実業学校学科目課程及び教授時数
 變更認可申請書（昭和六年一月二二日）

也

商業実践					二	内外商業実践
図画	一	自在画				
体操	三	体操教練				
合計	三〇					
	三〇					
	三〇					
	三三					
	三三					
	三三					
	三三					

「昭和五年 学務課 私立学校 第一種 冊ノ九六」

東京都公文書館所蔵

京北実業学校設立者
 東洋大学財団理事

笹川種郎◎

数 学	国 語	公 民 科	修 身	学 科 目	学 年
				時 每 數 週	學 年
三	六		一	第一 学 年	時 每 數 週
代珠 算	作文 習字	国語 漢文			
三	五		一	第二 学 年	時 每 數 週
同上	同上				
三	四	二	一	第三 学 年	時 每 數 週
商珠 算	商国 業語 業漢 算文				
二	三	二	一	第四 学 年	時 每 數 週
同上	同上				

夜間部学科目課程及每週教授時數

計	體 操	図 画	実 践	經 濟	商 業 法 規	商 品	簿 記	商 事 要 項	英 語	理 科	歷 史
三〇	四	一							六	三	一
	練、 武 道	體 操、 教							普 通 英 語	博 物 史	国 史
三一	四	一							六	三	二
	同 上								同 上	生 理 衛 生	外 国 上 史
三二	三						二	二	六	三	二
	教 練	體 操					商 業 簿 記	商 事 要 項	同 上	化 物 學	外 国 史
三三	三					二	三	二	六	四	一
	同 上					內 外 重 要 商 品	同 上	同 上	商 業 英 語	普 通 英 語	化 物 學 理
三三	三		六	二	二		三		六		
	同 上			經 濟 大 意	商 業 法 規		會 銀 行 簿 記		同 上		

地理	二	日本商業地理	二	外国商業地理																
歴史					二	商業史														
理科	二	博物	二	化学																
英語	六	普通英語	五	同上	五	普通英語														
商事要項	一	商業総論	二	商業各論	二	同上														
簿記	一	簿記入門	二	商業簿記	三	商業簿記														
商品																				
商業法規																				
経済																				
実践																				
体操	二・五	体育	二・五	同上	二															
計	二四・五	教練	二四・五	同上	二四・五	同上														

六三〇 京北実業学校生徒定員変更認可申請書

〔昭和六年一月九日〕

〔昭和六年 学務課 私立学校 第一種 冊ノ五九〕

東京都公文書館所蔵

昭和六年十一月九日

京北実業学校設立者
東洋大学財団理事

笹川種郎

文部大臣 田中隆三殿

生徒定員変更ニ関スル申請

京北実業学校校舍新築竣工致候ニ付現在生徒定員九百名
ヲ壱千名ニ増加変更御許可相成度別紙校舍図面相添へ此
段申請仕候也

〔別紙〕

昭和七年度学級編制

京北実業学校

学年	学級数	一学級人員	一学年人員	〔未書〕 〔現在学級〕
第一学年	五	五六	二八〇	〔未書〕 〔三二〕
第二学年	四	五五	二二〇	〔未書〕 〔四〕
第三学年	四	五〇	二〇〇	〔未書〕 〔三二〕
第四学年	三	五〇	一五〇	〔未書〕 〔三二〕
第五学年	三	五〇	一五〇	〔未書〕 〔三二〕
合計	十九		一〇〇〇	

昭和七年度予算

科目	予算	備考
授業料	六八、二〇〇円	一人年額六八・二〇 千名
入宮 ^{〔学〕} 料	一、〇〇〇	一人 二円
入学料	九六〇	一人 三円 三百二十名
雑収入	二、〇〇〇	預金利子、寄附金、手数料等
合計	七二、一六〇	

支出之部

科目	予算	備考
給料	四八、四一〇円	
校長給	一、五〇〇	
教員給	四三、七〇〇	
事務員給	三、二一〇	
雑給	八、六四〇	
出張費	三〇〇	
出張費	三〇〇	
諸手当	四、八〇〇	
諸備給	二、九四〇	
退職者給与金	六〇〇	
校費	八、四五〇	
備品費	一、〇〇〇	
消耗品費	二、一〇〇	
通信費	三五〇	
図書機械費	一、〇〇〇	
其他	四、〇〇〇	
地代	一、九八〇	
予備費	一、〇〇〇	

原価償却基金	三、一八〇	
退職給与積立金	五〇〇	
合計	七二、一六〇	

京北実業学校校舍平面図 縮尺三百分ノ一

延坪 老千〇拾老坪九八

教室坪数

八号、十号、十一号、十五号

各式拾六坪六六

十七号、十八号、二十号

各式拾坪

内訳

一階 二五五坪二五
二階 二四四坪一九
三階 二四四坪一九

其他十三室

六百坪

四階 二四二坪一六
屋階 二六坪一九

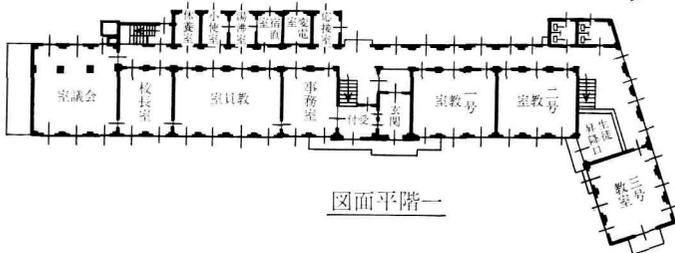
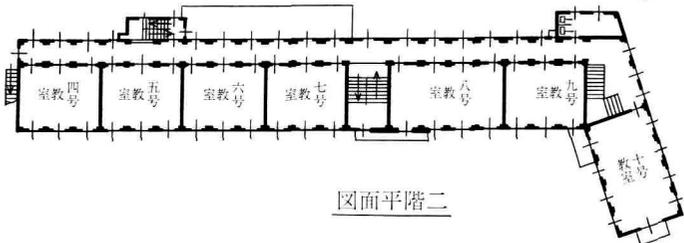
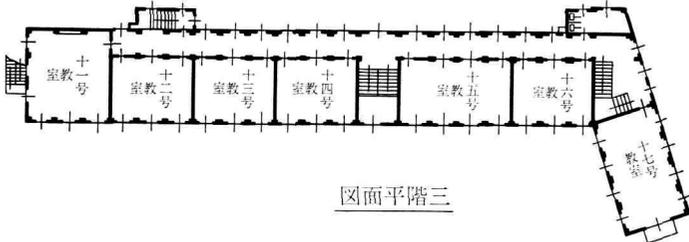
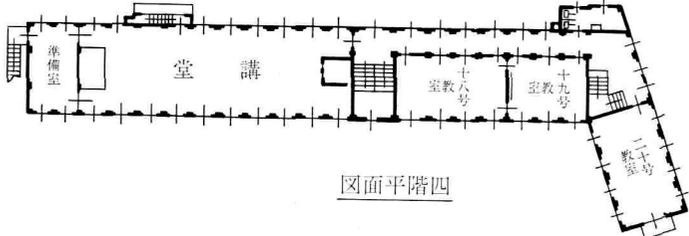
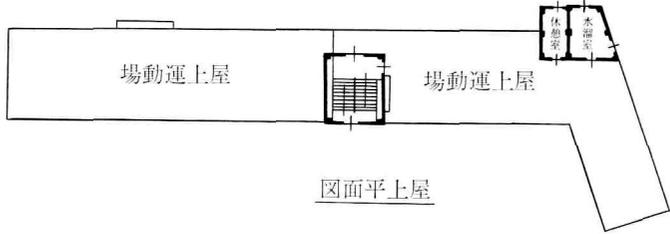
校庭運動場

外二

昭和六年十月新築

屋上運動場 二一四坪〇八

〔次頁につづく〕



(編者注 判型の制約で原図より小さくなっている)

〔昭和六年 学務課 私立学校 第一種 冊ノ二五ノ一〕

東京都公文書館所蔵

六三一— 京北実業学校第二本科修業年限・入

学資格・学科課程及び毎週教授時数

変更認可申請書

〔昭和七年一〇月四日〕

昭和七年十月四日

京北実業学校設立者

東洋大学財団理事

笹川種郎^④

文部大臣 鳩山一郎殿

第二本科修業年限、入学資格、学科課程及毎週

教授時数変更ニ関スル申請

本校第二本科ニ関スル標記ノ件別紙朱書ノ通り変更シ昭和八年四月ヨリ実施致度候間御認可相成度此段申請仕候也

〔別紙〕

第二本科 規則

第一条 本校第二本科ハ修業年限ヲ四ケ年トス

〔朱書〕
第一条 本校第二本科ハ修業年限ヲ五箇年トス

第二条 授業ハ毎日午後五時三十分ニ始メ午後九時ニ

終ル

〔朱書〕
第二条

授業日数ハ一学年二百三十日以上トス

授業ハ毎日午後五時三十分ニ始メ午後九時ニ終ル 但第四学年第五学年ニ限り土曜日午後四時三十分ニ始ム

第四条

第一学年ニ入学ヲ許スベキ者ハ年齢十四年以上ニシテ高等小学校卒業ノ者若クハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノトス 前項後段ノ者ニ対シテハ修業年限二箇年ノ高等小学校程度ニ依ル国語算術日本歴史日本地理理科ニ就キ之ヲ考查ス

〔朱書〕
第四条

第一学年ニ入学ヲ許スベキ者ハ尋常小学校卒業ノモノトス

〔次頁につづく〕

合 計	体 操	実 践	経 済	商業法規	商 品	簿 記	商 事 要 項	英 語	理 科	歴 史	地 理	数 学	国 語	公 民 科	修 身	学 科 目	学 年
																道 徳 要 領	時 每 数 週
二・四・五	二・五					一	一	六	二		二	三	六		一	第一学年	時 每 数 週
	教 練					簿 記 入 門	商 業 總 論	普 通 英 語	博 物		日 本 商 業 地 理	珠 算	作 文 習 字	国 語 漢 文	道 徳 要 領	第一学年	時 每 数 週
二・四・五	二・五					二	二	五	二		二	三	五		一	第二学年	時 每 数 週
	同 上					商 業 簿 記	商 業 各 論	同 上	化 物 学 理		外 国 商 業 地 理	同 上	同 上		同 上	第二学年	時 每 数 週
二・四・五	二・五					三	二	五	二			三	四	二	一	第三学年	時 每 数 週
	同 上					銀 行 簿 記	商 業 簿 記	同 上	普 通 英 語	商 業 史		珠 算 術	商 業 算 術	国 語 漢 文	同 上	第三学年	時 每 数 週
二・四・五	二・五	二	二	二	二	一		五				二	三	二	一	第四学年	時 每 数 週
	同 上	商 業 実 践	商 業 經 済	商 業 法 規	重 要 商 品	会 計 学		同 上				同 上	同 上	同 上	同 上	第四学年	時 每 数 週

第二本科(夜間部)

学科目課程及毎週教授時数

合 計	体 操	図 画	実 践	経 済	商 業 法 規	商 品	簿 記	商 事 要 項	英 語	理 科	歴 史	地 理	数 学	国 語	公 民 科	修 身	学 科	第二本科 学科課程及每週教授時間數 (改正)
																	学 年	
二 四	三	一							五	一	二	二	三	六		一	第一学 年	
	教 練	体 操	用 画	自 画					普 通 英 語	博 物	日 本 史	日 本 商 業 地 理	算 珠 術	作 文 習 字	国 語 漢 文	道 徳 要 旨 及 作 法		
二 四	三	一					一	一	四	一	一	二	四	五		一	第二学 年	
	同	同					商 業 簿 記	總 論	同 上	博 物	外 国 史	外 国 商 業 地 理	代 數 幾 何	同 上		同 上		
二 四	三						二	二	四	二	一		四	五		一	第三学 年	
	同						商 業 簿 記	各 論	商 普 通 英 語	物 理 化 学	同 上		商 珠 算 代 數 幾 何	同 上		同 上		
二 五	三					二	四	二	四	一			三	三	二	一	第四学 年	
	同					内 外 重 要 商 品	銀 行 簿 記	商 業 簿 記	同 上	同 上	同 上		同 上	商 国 語 作 文	公 民 常 識	同 上		
二 五	三		三	二	二		二		四				三	三	二	一	第五学 年	
	同		外 模 擬 實 踐	商 業 經 濟	商 民 法		工 業 計 簿 記		同 上				商 珠 算 術	同 上	同 上	同 上		

*1

第二本科 学級編制及生徒数予定表

〔旧〕八旧規則 〔新〕八新規則ニ依ルモノ

	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度	昭和十二年度
第一学年	新二 一〇〇	新二 一〇〇	新二 一〇〇	新二 一〇〇	新二 一〇〇
第二学年	旧新 五五〇	新二 一〇〇	新二 一〇〇	新二 一〇〇	新二 一〇〇
第三学年	旧一 五〇	旧新 五五〇	新二 一〇〇	新二 一〇〇	新二 一〇〇
第四学年	旧一 五〇	旧一 五〇	旧新 五五〇	新二 一〇〇	新二 一〇〇
第五学年				新一 五〇	新一 五〇
合計	六 三〇〇	七 三五〇	八 四〇〇	九 四五〇	一〇 五〇〇

第二本科 収支予算表

収入之部

	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度	昭和十二年度
授業料	一四、四〇〇	一六、八〇〇	一九、二〇〇	二二、六〇〇	二四、〇〇〇
入学料	三〇〇	二二〇	二三〇	二三〇	二三〇
入学検査料	一五〇	一二〇	一三〇	一四〇	一四〇
雑収入	三〇〇	三五〇	四〇〇	四五〇	五〇〇
合計	一五、一五〇	一七、四九〇	一九、九六〇	二二、四二〇	二四、八七〇

備考 授業料月額金四円、年額金四十八円

入学料金貳円、入学検査料金壹円

第三章 京北実業学校

備考 一、校費中ノ「其他」ハ保険料、衛生費、入学生募集費、雑費等
 一、備品費ヲ欠ケルハスベテ昼間部ノ備品ヲ使用スルニ因ル

		支出ノ部				
		昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度	昭和十二年度
給料	校長給	三六〇	三六〇	三六〇	六〇〇	六〇〇
	教員給	九、一二〇	一〇、〇八〇	一一、二八〇	一二、三〇〇	一四、〇四〇
	事務員給	九〇〇	一、二〇〇	一、二九六	一、六二〇	一、八〇〇
雑給	諸手当	一、〇〇〇	一、一〇〇	一、二〇〇	一、三〇〇	一、四〇〇
	諸備給	三〇〇	三六〇	四二〇	四八〇	五四〇
校費	消毛品費 <small>〔耗〕</small>	三五〇	四〇〇	四五〇	五〇〇	五〇〇
	電力費	七〇〇	八〇〇	九〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
	通信費	八〇	一〇〇	一二〇	一三〇	一四〇
	其他	一、〇四〇	一、二九〇	一、四三四	一、七六〇	一、八五〇
	予備費	五〇〇	八〇〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	一、四〇〇
減価償却基金	減価積立	八〇〇	一、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
	合計	一五、一五〇	一七、四九〇	一九、九六〇	二三、四二〇	二四、八七〇

事務員給予算					所要教員数及教員給予算						
	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度	昭和十二年度		昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度	昭和十二年度
学級数	六	七	八	九	一〇	学級数	六	七	八	九	一〇
専任教員数	八	九	一一	一一	一一	専任教員数	八	九	一一	一一	一一
兼任教員数	一二	一三	一三	一四	一四	兼任教員数	一二	一三	一三	一四	一五
教員数合計	二〇	二二	二四	二五	二五	教員数合計	二〇	二二	二四	二五	二七
専任教員一人月額	五〇	五〇	五〇	五五	六〇	専任教員一人月額	五〇	五〇	五〇	五五	六〇
兼任教員同上	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	兼任教員同上	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
専任教員給月額	四〇〇	四五〇	五五〇	六〇五	七二〇	専任教員給月額	四〇〇	四五〇	五五〇	六〇五	七二〇
兼任教員給月額	三六〇	三九〇	三九〇	四二〇	四五〇	兼任教員給月額	三六〇	三九〇	三九〇	四二〇	四五〇
教員給月額合計	七六〇	八四〇	九四〇	一、〇二五	一、一七〇	教員給月額合計	七六〇	八四〇	九四〇	一、〇二五	一、一七〇
教員給年額合計	九、一二〇	一〇、〇八〇	一一、二八〇	一二、三〇〇	一四、〇四〇	教員給年額合計	九、一二〇	一〇、〇八〇	一一、二八〇	一二、三〇〇	一四、〇四〇
事務員数	三	四	四	五	五	事務員数	三	四	四	五	五
事務員給月平均一人額	二五	二五	二七	二七	三〇	事務員給月平均一人額	二五	二五	二七	二七	三〇
事務員給月額	七五	一〇〇	一〇八	一三五	一五〇	事務員給月額	七五	一〇〇	一〇八	一三五	一五〇
同年額	九〇〇	一、二〇〇	一、二九六	一、六二〇	一、八〇〇	同年額	九〇〇	一、二〇〇	一、二九六	一、六二〇	一、八〇〇

〔表紙〕

昭和七年四月

京北実業学校規則

東京市小石川区原町

京北実業学校

電話小石川(85)四四〇〇番

〔表紙裏〕

〔文部省告示第三百四号〕

東京府 私立京北実業学校

右ハ徵兵令第十三条ニ依リ認定ス

明治四十二年十二月二十八日

文部大臣 小松原英太郎

京北実業学校規則

第一章 目的

第一条 本校ハ商業学校規程ニ依リ商業ニ従事セント

欲スル者ニ須要ナル商業教育ヲ施スヲ目的トス

第二章 修業年限及教授日数

第二条 修業年限ハ五箇年トス

第三条 授業日数ハ一学年二百十日以上トス

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ

終ル

第五条 学年ヲ左ノ三学期トス

第一学期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二学期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三学期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第三章 休業日

第六条 休業日ハ左ノ如シ

日曜日 大祭祝日

本校設立記念日(二月二十六日)

夏期休業 七月二十六日ヨリ九月三日ニ至ル

冬期休業 十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

春期休業 三月二十日ヨリ四月七日ニ至ル

第四章 学科課程

第七条 学科課程及ビ毎週授業時数ハ別表ニ依ル

第五章 入学退学

第八条 入学ハ学年ノ始ニ於テ之ヲ許可ス

但シ欠員アルトキハ第二学期第三期ノ始ニ許可ス

ルコトアルベシ

第九条 第一学年ニ入学ヲ許スベキ者ハ年齢十二年以

上ニシテ尋常小学校卒業ノ者トス

第十条 第二学年ニ入学ヲ許スベキ者ハ年齢十三年以

上ニシテ高等小学校第一学年修了ノ者(英語ニ限り

考查ヲ要ス) 中学校第一学年ノ課程ヲ修了シタル者若クハ第一学年程度ニ依ル入学考查ニ合格シタル者トス

第十一条 第三学年ニ入学ヲ許スベキ者ハ年齢十四年以上ニシテ高等小学校卒業ノ者(英語及ビ代数ノ考查ヲ要ス) 中学校第二学年ノ課程ヲ修了シタル者若クハ第二学年程度ニ依ル入学考查ニ合格シタル者トス

第十二条 第四学年第五学年ニ入学ヲ許スベキ者ハ相当地年ノ年齢ニ達シ当該学年程度ノ考查ヲナシ之ニ合格シタル者トス

第十三条 他ノ商業学校ヨリ転学セントスル者ハ該学校長ノ在学証明書及ビ成績表ヲ添へ願出ゾベシ欠員アル場合ニ限り同一学年以下ニ編入スルコトアルベシ但シ当該学校ト学科ノ配当ニ差異アル時ハ其学科ニ限り考查ヲ行フ

第十四条 本校生徒ニシテ退学シタル者一箇年以内ニ再入学ヲ願出ゾルトキハ原学年以下ニ入学ヲ許スコトアルベシ

第十五条 入学ヲ許可セラレタル者ハ直ニ保証人ヲ定メ在学保証書ヲ差出スベシ

第十六条 保証人ハ東京市内若クハ本校附近ノ郡部ニ住居シ一家計ヲ立テ本人ノ監督ヲ為シ得ベキ威權ヲ有

スル成年者タルベシ

第十七条 疾病其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ退学セントスル者ハ保証人ヨリ願出ゾベシ

第十八条 左ノ各項ニ該当スル者ニハ退学ヲ命ズ

但シ懲戒ノ必要アルトキハ放校ニ処ス

- 一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
- 一 学業劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
- 一 入学ノ際不正ノ所為アリタル者
- 一 適當ナル保証人ヲ立テザル者
- 一 引続キニ回落第シタル者
- 一 出席常ナラザル者
- 一 届出ヲナサズ又ハ正当ノ事由ナクシテ引続キ一箇月以上欠席シタル者
- 一 授業料ノ納付ヲ怠リタル者
- 一 校紀ヲ紊シ又ハ校風ニ副ハザル者
- 一 一箇年以上引続キ欠席シタル者

第六章 修業及卒業

第十九条 各学年課程ノ修業及ビ全学科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ操行及ビ学業成績ヲ考查シテ之ヲ定ム

第二十条 操行ハ甲乙丙丁ト四等ニ分チテ評定シ学業成績ハ評点ヲ以テ表示シ一百ヲ満点トス

第二十一条 第一学期及ビ第二学期及ビ第三学期成績評

点ノ平均点ヲ以テ学年成績トス

第二十二條 学年成績評点ニ於テ操行内以上、各学科目四十点以上、平均六十点以上ヲ得タル者ヲ合格者トス

第二十三條 全学年ノ課程ヲ卒業シタル者ニハ卒業證書(書式略之)ヲ授与ス

第二十四條 一学年授業日数ノ三分ノ二以上欠席シタル者ハ進級スルヲ得ズ半途入学シタル者モ之ニ準ズ

但シ已ムヲ得ザル事情アリト認メタル者ハ協議ノ上進級セシムルコトアルベシ

第七章 賞 罰

第二十五條 学年ノ成績優等ナル者ニハ賞状ヲ授与ス

第二十六條 一学年間欠席欠課遅刻ナキ者ニハ精勳賞状ヲ授与ス

第二十七條 校規ニ違背シ義務ヲ履行セズ又ハ職員ノ命令ヲ遵奉セズ其ノ他本校ノ体面ヲ汚辱スル行為アリ

ト認メタル者ハ情状ノ輕重ニ從ヒ次条ノ罰科ニ処ス

第二十八條 罰科ハ分チテ謹慎停学^{〔及〕}又ビ放校トス

謹慎ハ訓戒ヲ加ヘ停学ハ登校ヲ停止シ熟慮反省セシメ共ニ悔悟ノ念ヲ起サシムルヲ目的トス

放校ハ退学ヲ命ジ其ノ旨ヲ公示シ非行ノ伝播ヲ防止スルヲ以テ目的トス

第八章 授業料入学料等

第二十九條 授業料ハ月額金六円式拾錢トス

第三十條 授業料ハ其月授業開始後七日以内ニ同窓會費ト共ニ必ず納付スベシ

第三十一條 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料金參円ヲ在学保証書ニ添ヘテ差出スベシ

第三十二條 入学ヲ願出ヅル者ハ入学考査料金式円ヲ納ムベシ

第三十二條^{〔三〕} 一旦納メタル授業料入学料及ビ入学考査料ハ返付セザルモノトス

第三十四條 在学中ハ出席ノ如何ニ拘ラズ授業料及ビ同窓會費ヲ納付スベキモノトス

第九章 管 理

第三十五條 本人欠席欠課又ハ遅刻シタルトキハ保証人

ニ於テ其ノ事由ヲ具シ当日又ハ翌日中ニ届出ヅベシ

第三十六條 病氣ノ為メ引続キ一週間以上欠席シタル者ハ前条ノ届書ニ醫師ノ診断書ヲ添フベシ

第三十七條 本人忌服ノ為メ欠席シタル場合ハ父母ニ対シテハ七日以内其他ノ近親ニ対シテハ五日以内ノ休業ヲ認許シ欠席ト看做サズ

校則施行細則

第一 学年略曆

第一条 本校ノ学年略歴ハ左ノ如シ

四月七日	入学式
四月八日	学年始業式
四月下旬	生徒身体検査
四月二十九日	天長節祝賀式
四月三十日	靖国神社例祭
五月上旬	春期修学旅行
六月一日	夏服着用
九月四日	第二学期始業式
十月一日	冬服着用
十月 中	秋季修学旅行
十月二十三日	靖国神社例祭
十一月三日	明治節祝賀式
十一月 中	保証人会
一月一日	新年祝賀式
一月八日	第三学期始業式
二月十一日	紀元節祝賀式
二月二十六日	本校設立記念日
三月六日	地 久 節
三月中旬	卒業証書授与式
三月下旬	学年修了式

第二 入退学

第二条 他校ヨリ転入学ヲ願出デタル者ニ対シテハ其

学力ヲ考查スルコトアルベシ

第三条 入学後一学期以上ヲ経過シ学業成績ヲ有スル

モノニアラザレバ他校ニ転学ノ手續ヲナサズ

第三 考 査

第四条 学年成績ニ於テ品行甲、各学科目七十点以

上、総平均九十点以上ヲ得タル者ヲ優等トス

第五条 学期成績評点ノ発表ハ甲乙丙丁ノ符号ヲ以テ

ス

甲八十点以上、乙六十点以上、丙四十点以上、丁三

十九点以下トス

第六条 学期及び学年ノ成績並ニ勤惰ハ成績通告表ニ

記入シテ保証人ニ通告ス

第四 賞 罰

第七条 三学年以上在学シ各学年ノ成績優等ナルモノ

ハ卒業ノ際賞牌ヲ授与ス

第八条 在学中四回以上精勤賞状ヲ得タルモノニハ卒

業ノ際賞牌ヲ授与ス

第九条 欠席欠課遅刻シタル者無届ナルトキハ操行ノ

等位ヲ降ス、遺忘数回ニ互ル者モ亦同ジ

第十条 懲罰ヲ受ケタル者ニハ向後戒慎スベキ旨ノ誓

書ヲ差出サシム

第五 生徒心得

第十一条 本校生徒ハ須ク左ノ事項ヲ遵守スベシ

- 一 勅語ノ 聖旨ヲ奉体スベシ
- 一 校則及ビ時々ノ揭示ヲ遵守シ教師ノ命令ニ服従スベシ
- 一 教師ニ対シテハ校ノ内外ヲ問ハズ敬礼スベシ
- 一 生徒間ニハ互ニ礼節ヲ守ルベシ
- 一 登校ノ際ニハ本校ノ制装ヲナスベシ
- 一 登校ノ際ニハ用書及ビ用具ノ携帯ヲ忘ルベカラズ
- 一 授業ニ必要ナキ図書器具等ヲ携帯スベカラズ
- 一 小刀「ナイフ」類ヲ携帯スベカラズ
- 一 一切ノ所持品ニハ規定ニ従ヒ記名スベシ
- 一 始業時刻十分乃至三十分ノ間ニ登校スベシ
- 一 疾病又ハ已ムヲ得ザル事由アルニアラザレバ欠席欠課又ハ遅参スベカラズ
- 一 登校後疾病又ハ事故ノ為メ欠課セントスルトキハ主任教員又ハ生徒監ノ許可ヲ受クベシ
- 一 教室出入ノ際ハ組長ノ指揮ニ従ヒ行進スベシ
- 一 授業ノ始終毎ニ教師ニ対シテ立礼スベシ
- 一 教室ニ在リテハ静肅ヲ旨トシ言動出入教師ノ許可ヲ受クベク且答弁又ハ質問スルトキハ直立シ
- 一 テ発言スベシ
- 一 当番ハ其任務ヲ果スベシ
- 一 休憩時間中ハ許可ヲ得ズシテ教室ニ留マリ又ハ出入スベカラズ
- 一 正課時間中ハ許可ヲ得ズシテ門外ニ出ツベカラズ
- 一 建物器具又ハ揭示ヲ毀損スベカラズ若シ過チテ毀損シタルトキハ直ニ其旨届出ヅベシ
- 一 何レノ場所ニモ樂書スベカラズ
- 一 水道栓ヲ濫ニ使用スベカラズ
- 一 備付ケタル壺ノ外ニ痰唾ヲ吐クベカラズ
- 一 構内ノ樹木ヲ傷ヒ其他庭園ノ風致ヲ害スル如キ所行ヲナスベカラズ
- 一 石ヲ投ジ口笛ヲ吹キ其他凡テ危険喧噪ノ所為ヲナスベカラズ
- 一 一定ノ場所及ビ時間外ニ食事ヲナスベカラズ
- 一 校ノ内外ヲ問ハズ飲酒喫烟スベカラズ
- 一 学校往復ノ途次他処ニ立寄り時間ヲ空費スベカラズ
- 一 制装及ビ用具ハ総テ質素ヲ旨トシ奢侈ニ流ルルコトアルベカラズ
- 一 生徒ニ不相応ナル多額ノ金錢ヲ携帯スベカラズ

一 用書用具被服金銭等ヲ貸借スベカラズ

一 許可ナクシテ醸金、集会シ又ハ雜誌類ヲ発行スベカラズ

一 凡ソ行為者ノ不明ナル出来事ニ対シテハ之ニ関係アル組ノ生徒一同其責ニ任ズベシ

一 本校生徒ニ非ザル者ヲ妄ニ校内ニ連レ入ルベカラズ

一 頭髮ノ長サハ常ニ五分以内タルベシ

一 総テ下宿屋ニ止宿スルヲ禁ズ

一 生徒トシテ恥ヅベキ所行ハ一切為スベカラズ

第六 父兄保証人心得

第十二条

父兄保証人ノ注意セラルベキ事項左ノ如シ

一 家庭ト学校トノ連絡ヲ図リテ子弟教育ノ効果ヲ挙ゲンコトヲ期セラルベシ

一 父兄保証人会ニハ必ず出席シ且ツ時々本校ヲ參觀シテ子弟ノ修學品行ノ実状ヲ知悉セラルベシ

一 子弟ノ身上ニ関シテ本校ヨリ照会シタルトキハ必ず報告セラルベシ

一 子弟ノ特性及ビ家庭ニ於ケル行動ニシテ本校教育ノ参考トナルベキコトハ詳ニ報道セラルベシ

一 子弟ノ欠席、欠課、遅刻セザルヤウ注意シ若シ止ムヲ得ズシテ之アルトキハ当日又ハ翌日中ニ

必ず届出デラルベシ（郵便ニテ届出ヅル場合ニハ葉書ニテモ差支ナシ）

一 早退ハ授業ニ堪ヘ難キ急病ノ外ハ一切許可セザル規定ナレバ止ムヲ得ザル事故アル場合ニハ予メ届出デラルベシ

一 身体ノ故障ニ依リ体操教練ノ実修ヲ為スコト能ハザルモノハ保証人ヨリ願出デラルベシ

一 授業料同窓会費ハ毎月期限内ニ必ず納付セシメラルベシ若シ之ヲ怠ルトキハ滞納間生徒ノ登校ヲ停止スルコトアルベシ

一 家庭ニ於テ子弟ヲシテ平素秩序正シキ生活ヲナス習慣ヲ作ラシメラルベシ

一 復習、予習、運動、娛樂、起臥、飲食等ノ時間ヲ一定シ諸事放漫ニ流レザルヤウ注意セラルベシ

一 健康ニ益ナク悪弊ニ陥リ易キ遊戲娛樂ヲ避ケ健全ナル運動遊戲ヲ奨励セラルベシ

一 小説雜誌類ハソノ選択ヲ嚴ニシ少年青年ニ悪感化ヲ及ボス恐アルモノハ濫ニ手ニセシメザルヤウ注意セラルベシ

一 飲酒喫烟ハ勿論總テ不規則ナル間食ヲナサシメザルヤウ注意セラルベシ

- 一 劇場、活動写真館、寄席及び飲食店等ニハ立寄ラシメザルヤウ注意セラルベシ
- 一 居間、机辺、衣服、靴、寝具等ノ整頓ハスベテ自身ニナサシメ軽々シク他ニ依頼スル習慣ヲ作ラシメザルヤウ仕向ケラルベシ
- 一 言語挙動ノ野卑ニ流レザルヤウ注意セラルベシ
- 一 通学ノ際ハナルベク電車等ニ頼ラズ徒歩セシメラルベシ
- 一 外套ハ雨雪ノ時ヲ除キテハ平素着用セザルヤウセシメラルベシ
- 一 襟卷等凡テ自然ニ懦弱ノ習慣ヲ生ズル恐アルモノハ之ヲ避ケシメラルベシ
- 一 服装用具等スベテ質素ヲ旨トシ奢侈ニ流ルルトナキヤウ注意セラルベシ
- 一 朋友ノ良否ニ注意セラルベシ
- 一 生徒相互間ノ金錢貸借等ハ最モ嚴重ニ制止セラルベシ
- 一 学校ニテ臨時ニ金錢ヲ要スル場合ニハ之ヲ通知スベキヲ以テ平素濫ニ金錢ヲ与ヘザルヤウ注意セラルベシ
- 一 修学旅行及ビ見学等ニハ参加セシメラルベシ
- 一 生徒ニハ一切下宿ヲ許サザル規定ナレバ父兄保

証人ノ宅或ハ監督嚴重ナル塾舎等ヨリ通学セシメラルベシ

- 一 生徒若シ伝染病ニ罹リタルトキハ速ニ届出デラルベシ又回復セシトキハ医師ノ診断書ヲ添ヘテ届出デラルベシ

- 一 生徒同居ノ家族中ニ伝染病者アルトキハ直ニ届出デ出校ヲ遠慮セシメ回復又ハ消毒済ノモノハ医師ノ証明書ヲ得テ出校セシメラルベシ

- 一 以上ノ外本校々則及ビ細則ノ各項ニ注意セラルベシ

第七 組長副組長

第十三条 各組ニ組長副組長各一名ヲ置キテ其組ヲ整理

セシム

第十四条 組長副組長ハ校長之ヲ任命ス

第十五条 組長副組長ノ任期ハ一学期トス

第八 制 装

第十六条 本校生徒ノ制装ハ別表ノ如シ

第十七条 組長副組長ニハ白線ノ袖章ヲ附セシム

第十八条 止ムヲ得ザル事由ノタメ前条ノ制装ヲナスコト能ハザル時ハ予メ届出デテ許可ヲ受クベシ

第十九条 前条ノ許可ヲ得タル者ハ制帽、筒袖衣、袴ヲ

着用シテ登校スベシ

第二本科（夜間部）規則

第一条 本校第二本科ハ修業年限ヲ四ヶ年トス

第二条 授業ハ毎日午後五時三十分ニ始メ午後九時ニ終ル

第三条 学科課程及授業時間數ハ別表ノ如シ

第四条 第一学年ニ入学ヲ許スベキ者ハ年齢十四年以上

ニシテ高等小学校卒業ノ者若クハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノトス

前項後段ノ者ニ対シテハ修業年限二箇年ノ高等

小学校卒業程度ニ依ル国語、算術、日本歴史、

日本地理、理科ニ就キ之ヲ考查ス

第五条 第二学年以上ニ入学ヲ許スベキ者ハ相当年齢ニ

達シ前各学年修了程度ニ依リ各学科目ニ就キ考查シ合格シタルモノトス

第六条 授業料ハ月額金四円トス

第七条 入学考查ヲ受クル者ハ手数料金壹円ヲ納付シ、

入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科金貳円ヲ納付スベシ

第八条 本科ノ全課程ヲ卒リタル者ニハ左記ノ様式ノ卒業

業證書ヲ授与ス（書式略）

第九条 前各条以外ハ総ベテ京北実業学校規則ヲ適用ス

〔別表〕

本科 学科目課程及毎週教授時數

学科目	第一学年		第二学年		第三学年		第四学年		第五学年	
	時數	教授	時數	教授	時數	教授	時數	教授	時數	教授
修身	一	一	同上	一	同上	一	同上	一	同上	一
公民科										
国語	八	同上	同上	六	同上	四	同上	四	同上	四
数学	四	珠算、算術、珠算	五	代数、幾何	五	商業算術、珠算	四	同上	四	同上
地理	二	日本地理	一	外国地理	同上					
歴史	一	国史	同上	外国史	二	商業史	同上			
理科	三	博物	三	生理、衛生、生物	三	物理、化学	四	同上		

六三二 京北実業学校学科目課程及び毎週教授

時数変更認可申請書

(昭和八年二月一六日)

昭和八年二月十六日

京北実業学校設立者
東洋大学財団理事

笹川種郎

文部大臣 鳩山一郎殿

学科目課程及毎週教授時数変更ニ関スル申請

昭和八年四月ヨリ左記ノ如ク変更実施致度候間御認可相
成度此段申請仕候也

記

本科第一学年ニ於テ数学ノ中へ「代数」ヲ加ヘ理科ノ

博物三ヲ「トシ新ニ」音楽一」ヲ加フ

第二学年ニ於テ数学ノ中へ「幾何」ヲ加ヘ国語八ヲ

「トシ新ニ」音楽一」ヲ加フ

第五学年ニ於テ実践ノ中へ「商業美術」ヲ加フ

以上

昭和八年二月十六日

京北実業学校設立者
東洋大学財団理事

笹川種郎

文部大臣 鳩山一郎殿

学科目課程及毎週教授時数変更ニ関スル申請

昭和八年四月ヨリ左記ノ如ク変更実施致度候間御認可相
成度此段申請仕候也

記

本科第一学年ニ於テ数学ノ中へ「代数」ヲ加ヘ理科ノ

博物三ヲ「トシ新ニ」音楽一」ヲ加フ

第二学年ニ於テ数学ノ中へ「幾何」ヲ加ヘ国語八ヲ

「トシ新ニ」音楽一」ヲ加フ

第五学年ニ於テ実践ノ中へ「商業美術」ヲ加フ

理由

一、数学科ニ於テ第一学年ニ代数ヲ加ヘ第二学年ニ幾何

ヲ加ヘタルハ近時数学ハ従来ノ分科の教授ヲ改メ綜

合教授ヲナス傾向トナレルヲ以テ中学校ノ数学教授

要目ヲ參酌シ一年ニ代数、二年ニ幾何ヲ加フルコト

ハセリ

二、音楽科ハ情操教育トシテ欠クベカラズ依ツテ第一学

年ニ於テハ博物第二学年ニ於テハ国語中ノ漢文ノ時

間ヲ減ジ之ニ充当セリ博物ハ教授ノ方法宜シキヲ得

バ第一学年ニ時間ニテ足レリ

三、新時代ノ商業教育ニ最モ切実緊要ナルハ商業美術ナ

リトス本年度科外ニ随意科トシ課シ、商品ノ陳列、

〔添付書類〕

陳列窓ノ裝飾、ポスター製作等ノ実習ヲナサシメタルニ頗ル良好ノ成績ヲ挙ゲタルニヨリ第五学年実践中ニ正科トシテ商業美術ヲ加ヘタルナリ

本科学科目課程及毎週教授時數(朱書ハ改正)

商業法規	商 品	簿 記	商 事 要 項	英 語	理 科	歷 史	地 理	数 学	国 語	公 民 科	修 身	学 科	学 年
												時 數	教 授
				六	博 物 学 <small>〔朱書 二 三 三 三〕</small>	一	二	四	八		一	第一 学 年	人 倫 道 徳
				六	普 通 英 語	二	一	五	作 文 語 習 漢 字 文 <small>〔朱書 七 八〕</small>		一	第二 学 年	同 上
				六	生 理 衛 生 学	二	一	五	同 上		一	第三 学 年	同 上
		二	二	六	同 上	二	二	五	同 上		一	第四 学 年	同 上
		二	二	六	化 学 理 学	一	一	五	同 上		一	第五 学 年	同 上
	重 要 商 品	三	二	六	同 上	一	一	五	商 業 数 算 何 術	二	一	第五 学 年	同 上
二		三	一	六	同 上			四	同 上		一	第五 学 年	同 上
二		三	一	六	同 上			四	同 上		一	第五 学 年	同 上

合	體	音	〔速〕 〔朱書〕 〔記〕	工業大意	商業美術	實	商業經濟	商業法規	商	簿	商事要項	〔外〕 〔朱書〕 〔國語〕	理	歷	地	數	國
計	操	樂											科	史	理	學	語
〔三三〕 〔朱書〕	四	一			一							六	二	二 〔朱書〕	二	五	八
	武體 操 教 道 練											普 通 英 語	博 物	國 史	地 日 本 商 理 業	珠 算 術 代 算 數	作 國 文 語 漢 字 文
〔三三〕 〔朱書〕	四	一	〔朱書〕 〔記〕		一				一	一	六	三	二	一	四	七	
	武體 操 教 道 練								商 業 簿 記	商 事 要 項	同 上	生 博 理 衛 生 物	外 國 史	地 外 國 商 理 業	珠 代 數 幾 何	同 上	
三三					一				二	二	六	三	二	二	五	六	
	教 體								同 上	同 上	同 上	化 物	外 國 史	同 上	珠 代 業 數 算 幾 何	同 上	
	練 操											學 理					
三三	三				一				二	三	二	六	三	一	五	四	
	同 上							重 內 要 外 商 品	銀 商 行 業 簿 記	同 上	〔朱書〕 〔支書〕 〔那語〕	普 通 英 英 語 語	同 上	〔朱書〕 〔國語〕 〔史〕	同 上	商 國 語 業 漢 文 文	
三三	三					四	二		四			六			三	四	
	同 上			二		商業 實踐	商業 經濟	商業 法規	工 會 銀 行 業 簿 記	簿 記	同 上				珠 商 業 算 術	同 上	

参照

本科学科目課程及毎週教授時数

工業大意	商業美術	実践	商業經濟	商業法規	商品	簿記	商事要項	英語	理科	歴史	地理	数学	国語	公民科	修身	学科 / 学年	
																時数	教授
	一							六	二	一	二	五	八		一	教授	第一学年
								普通英語	博物	国史	地日本商業	珠算術代算	作文語漢字		ノ人倫道徳		第一学年
	一					一	一	六	三	二	一	四	七		一	教授	第二学年
						商業簿記	商事要項	同上	生博 理衛 生物	外同上 国史	地外国 商業	珠代 數幾 算何	同上		同上		第二学年
	一					同上	同上	六	三	二	二	五	六		一	教授	第三学年
						同上	同上	同上	化物 学理	外国 史	同上	珠商代 業數 算幾 算術何	同上		同上		第三学年
	一				二	三	二	六	三	一		五	四	二	一	教授	第四学年
					重内 要外 商品	銀行業 簿記	同上	商業通 英語	同上	商業 史		同上	商語 業漢 文	公民常 識	同上		第四学年
	二	四	二	二		四		六				三	四	二	一	教授	第五学年
工業大意		商業 実践	商業 經濟	商業 法規		工會銀 業行 簿記		同上				珠商 業算 術	同上	同上	同上		第五学年

授業ハ毎日午後五時三十分ニ始メ午後九時
ニ終ル

第二条ノ二 学年ヲ左ノ二学期トス

前学期 四月一日ヨリ九月三十日ニ至ル

後学期 十月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第三条 学科課程及授業時間數ハ別表ノ如シ

以下省略

『昭和十五年 学務課 私立学校 第一種 冊ノ五四』

東京都公文書館所蔵

第五節 同窓会・京実会

六三三 京北実業学校同窓会会則

〔大正五年一一月改正〕

京北実業学校同窓会会則(大正五年
十一月改正)

第一条 本会ハ京北実業学校同窓会ト称シ京北実業学校

内ニ置ク

第二条 本会ハ本校教育ノ主義ヲ遵守シ校風ヲ振起シ併

セテ会員間ノ交誼ヲ親密ニスルヲ以テ目的トス

第三条 本会ハ前条ノ目的ヲ達スル為メニ左ノ九部ヲ置

ク

庶務部 雑誌部 柔道部

剣道部 相撲部 庭球部

競走部 講話部 会計部

第四条 庶務部ニ於テハ本会事務ノ記録及各部ニ属セザ

ル一切ノ会務ヲ掌ルモノトス

第五条 雑誌部ニ於テハ雑誌若クハ報告ノ発行ヲ掌ルモ

ノトス

第六条 剣道、柔道、相撲、庭球、競走ノ各部ニ於テハ

各其部務ヲ分掌スルモノトス

第七条 講話部ニ於テハ談話、講演ヲ掌ルモノトス

第八条 会計部ニ於テハ会計事務ヲ掌ルモノトス

第九条 本会会員ヲ分チテ左ノ三種トス

名誉会員 特別会員 通常会員

第十条 本校教職員及本校ニ関係アル碩徳大家ヲ以テ名

誉会員トス

第十一条 本校卒業生ヲ以テ特別会員トス

第十二条 本校生徒ヲ以テ通常会員トス

第十三条 本校生徒ハ一般ニ本会員タルノ義務アルモノ

トス

第十四条 本会ニハ左ノ役員ヲ置ク

会長 一名 副会長 一名
部長 九名 理事 若干名

第十五条 会長ニハ本校々長ヲ推薦シ本会ノ總理ヲ仰グ

第十六条 副会長ニハ本校幹事其任ニ当リ会長ヲ輔佐シ

会長事故アルトキハ之ニ代ル

第十七条 部長ハ名譽会員中ヨリ会員之ヲ囑託シ其ノ部

ノ總理ヲ委任ス

第十八条 理事ハ通常会員中ヨリ之ヲ委嘱ス

第十九条 各部理事ハ部長ヲ輔ケテ各部ノ事務ニ執筆ス

ルモノトス

第二十条 部長及理事ノ任期ハ一ケ年トシ毎年四月更任

ス

第二十一条 通常会員ハ会費トシテ毎月金貳拾錢ヲ授業

料ト共ニ會計掛リニ納ムルモノトス

剣道、柔道、相撲、庭球、競走、五部ノ会員ニ

対シテハ稽古アル月ニ限り特別会費ヲ徴収スル

コトヲ得

第二十二条 本会ノ経費ハ主トシテ会費ヲ以テ之ヲ支弁

ス

第二十三条 本会ノ會計年度ハ毎年〇月一日ニ始リ翌年

三月三十一日ニ終ル

第二十四条 予算ハ毎年三月正副会長各部長及本校学級

主任、出席協議ノ上之ヲ定ム

第二十五条 本校施行ノ学芸会、発火演習、実彈射擊並

ニ修学旅行等ノ諸費ノ処分ハ之ヲ本会経費ノ中

ヨリ支弁ス

第二十六条 本会則ニ規定セザル事項ニツキテハ部長会

ヲ開キ会長ノ認可ヲ得テ之ヲ施行ス

第二十七条 本会規則ノ変更其ノ他部長会ニ於テ重要ナ

リト認メタル事項ニツキテハ別ニ評議會ヲ開ク

コトアルベシ

第二十八条 評議會ハ本会役員並ニ名譽会員中ヨリ臨時

ニ会長ノ委嘱シタルモノヲ以テ組織スルモノト

ス

第二十九条 本会及各部ニ関スル報告及収支ノ決算ハ之

ヲ本会雑誌ニ登載スベシ

第三十条 本会各部ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム

以上

『同窓会雑誌』第二一号（大正八年七月一日）

六三六 京実会規約（大正九年七月）

京実会規約

一、本会ハ京実会ト称シ事務所ヲ京北実業学校内ニ置ク

二、本会ハ京北実業学校卒業生相互ノ連絡ヲ図リ母校ノ後援ヲナスヲ以テ目的トス

三、本会ハ京北実業学校卒業生ヲ通常会員トシ京北実業学校教員ヲ特別会員トス

四、本会ハ毎年同窓一覽及会報ヲ発行ス

但シ会報ハ当分ノ内同窓会雜誌ヲ準用ス

五、本会ハ毎年春秋二季ニ例会ヲ開ク

六、本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長一名 京北実業学校長ヲ推戴ス

理事三名 会長ノ指名ニヨリ囑托ス

任期一ケ年、重任ヲ妨ケズ

評議員 若干名 各卒業期ヨリ二名ヅ、選挙ス

任期一ケ年、再選ヲ妨ケズ

七、会長ハ会務ヲ總裁シ、理事ハ会長ノ命ヲ承ケテ庶務

會計ヲ処理シ、評議員ハ重要ノ事項ヲ評議ス

八、通常会員ノ会費ハ一ケ年金五十錢トシ会費納附者ニ

限り同窓一覽及会報ヲ配附ス

但シ一時金五円以上ヲ納附スル者ニハ終身会費ヲ

徴収セズ

以上

『同窓会雜誌』第二三号（大正九年七月）

第四章 京北幼稚園

第一節 学制沿革

六三七―一 私立京北幼稚園設立認可願書

〔明治三十八年二月二二日〕

幼稚園設立願

- 一 保育ノ目的ハ満三歳以上ノ幼児ヲ保護訓育スルニアリ
- 一 保育ノ方法ハ遊戯唱歌談話手技トス
- 一 保育時数ハ毎週二十八時間トス但シ時節ニヨリ減スルコトアルベシ
- 一 名称ハ京北幼稚園
- 一 位置ハ東京市本郷区富士前町五十一番地
- 一 保母ハ毎組二一名乃至二名ヲ置ク
- 一 児童ノ定員ハ九十名トシ之ヲ凡ソ年齢ニ応シテ三組

ニ分ツ

- 一 設置ハ明治三十八年三月ニシテ開園ハ同年四月ノ予定ナリ
- 一 敷地建物ノ図面ハ別ニ相添フ
- 一 入園規則左ノ如シ
- 一 幼児ノ年齢ハ満三年以上ヨリ小学校ニ就学スルマテノ間トス
- 一 入園ハ予メ期ヲ定メス欠員アル毎ニ之ヲ許ス
- 一 入園志望者ハ本人ノ族籍姓名生年月及父母若クハ後见人ノ住所姓名ヲ詳記シ其旨申出ツベシ
- 一 入園ノ許可ヲ得タルモノハ左式ノ入園証書ヲ出スベシ

入園証書

印紙

族籍及住所

何某幾男女又ハ弟妹

何某

生年月日

右ハ今般入園御許可相成候ニ付テハ本人ニ関スル一切ノ事
件ハ拙者引受可申候也

年月日

住所

右保証人 何某[㊦]

京北幼稚園主何某殿

- 一 保育料ハ一人ニ付一ヶ月金壹円二十錢トシ幼児ノ
出席ノ有無ニ拘ラス毎月始業日ヨリ五日以内ニ保
証人ヨリ納付スベシ但八月一ヶ月ハ休業ニ付月謝
ヲ徴収セズ
- 一 幼児及保証人ノ転居シタルトキハ直チニ届ケ出ツ
ベシ
- 一 幼児欠席一週ニ超ユルトキハ其事由ヲ届ケ出ツベ
シ又伝染病ニカ、リタリシトキハ直チニ其病状ヲ
届出ツベシ
- 一 退園セント欲スルモノハ保証人ヨリ其理由ヲ具シ
テ申シ出ツヘシ

右ノ旨趣及組織ニ從ヒ開園仕度候間御認可相成度別紙履
歴書保育課程表経費収支予算書相添此段御願候也

東京市小石川区原町十八番地住

右設立者 井上円了[㊦]

明治卅八年二月二十二日

東京府知事 男爵千家尊福殿

前件願出ニ付奥印候也

明治卅八年二月廿三日

東京市本郷区長 風祭甚三郎[㊦]

〔別紙〕

履歷書

新潟県平民

設立者 井上円了

安政五年二月生

本籍 新潟県三嶋郡来迎寺村大字浦

寄留 東京市小石川区原町十八番地

明治十八年七月帝国大学毕业

明治廿九年六月文学博士ノ学位受領

明治二十年九月哲学館ヲ創立ス

明治三十二年三月京北中学校ヲ設置ス

右ノ通り相違無之候也

明治卅八年二月 日

井上円了[㊦]

保育課程表

課目	種	類	一日回数	一週時數
遊戲	隨意遊戲、共同遊戲		一六回凡ソ	八
唱歌	簡易ナル歌曲		十二	六
談話	寓言、通常、天然、人工 物等ニヨル		十二	六

手技 恩物ヲ用ヒテ手及眼ヲ
練習セシム
合計 四種

十六
五十六回
二十八時間

内訳

經費収支予算書

収入之部

金壹千八百八十八円也 保育料定員九十名一ケ年分収入額

支出之部

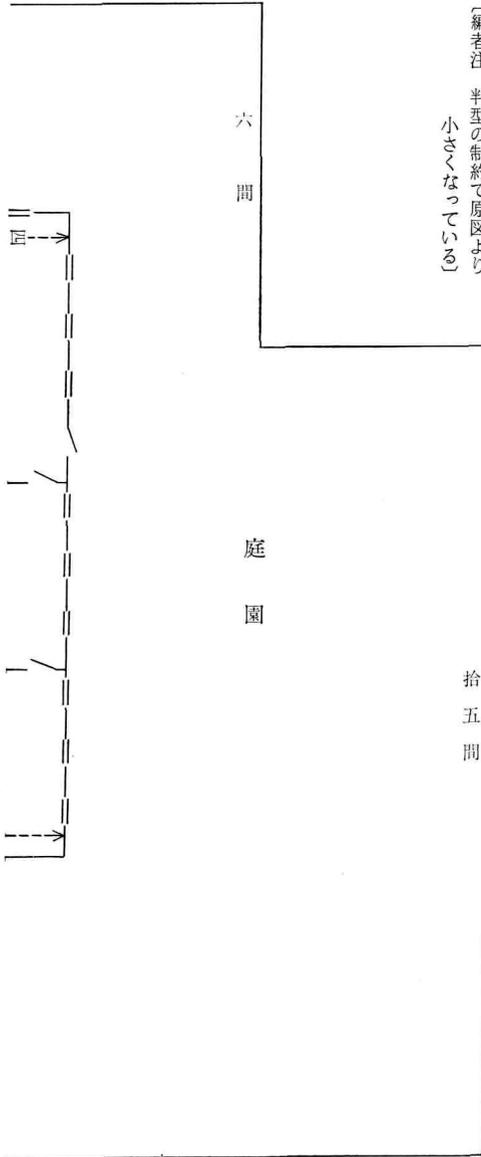
金一千八百八十八円也

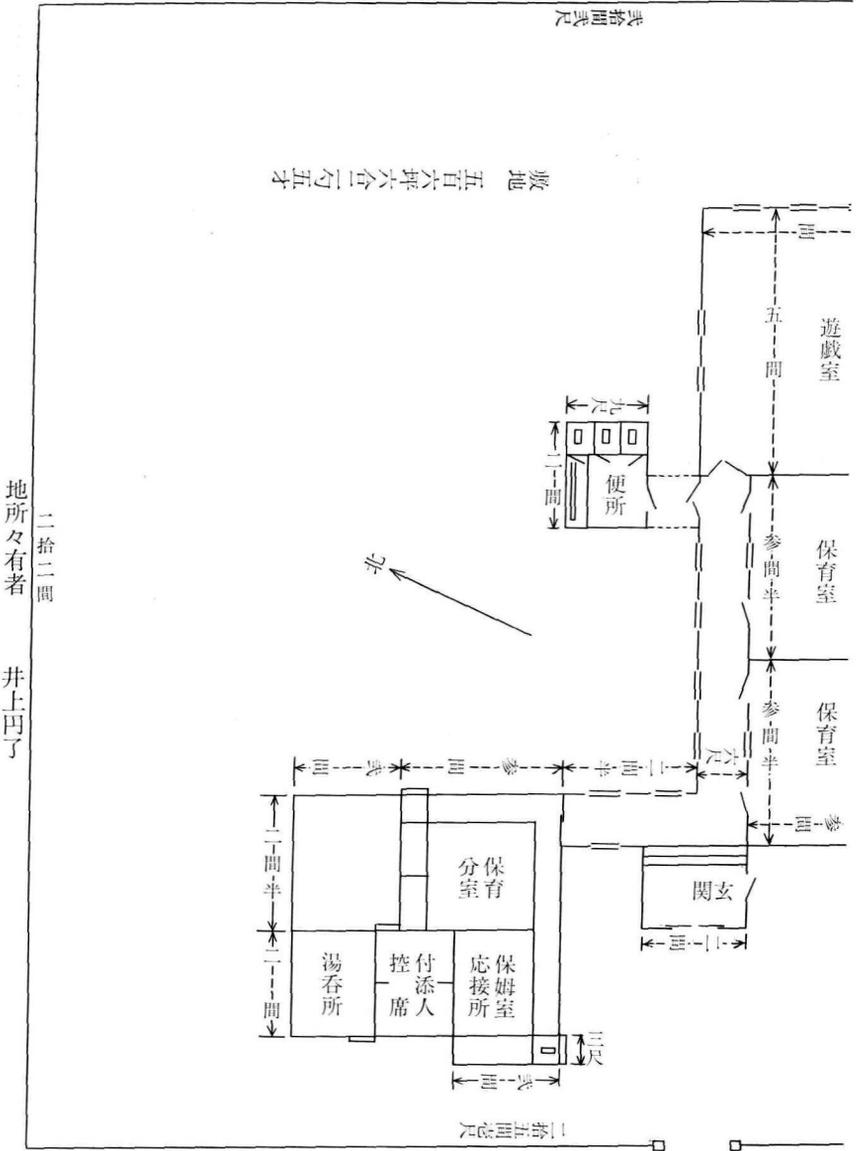
金七百八十円 保姆及助手月給一ケ年分
但一名ニ付月給平均十三円ノ予定
金九十六円 小使月給一ケ年分
金百拾円 恩物薪炭等雜費
金拾弍円 校舎火災保險料
金八十四円 地代
金百六円 器械新調及家屋修繕費積立

縮図二百分一 三分ヲ以テ
一間トス

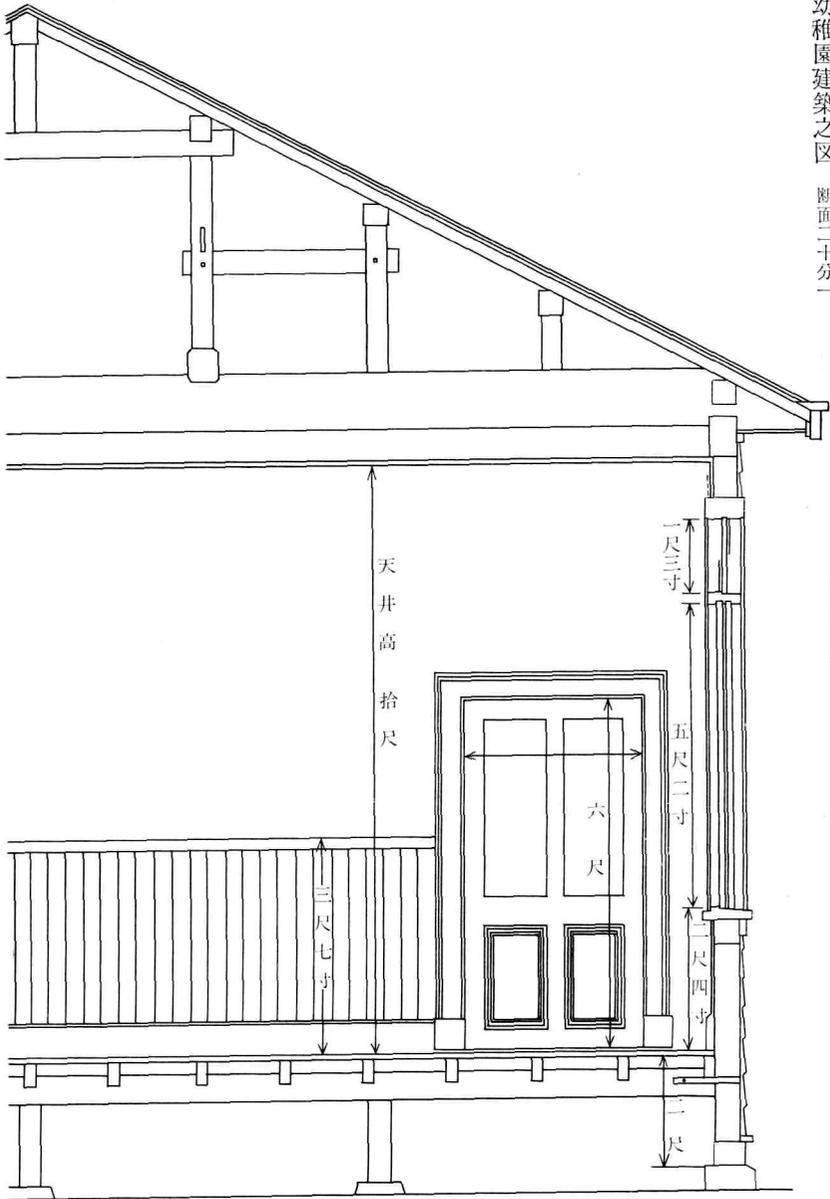
拾五間

〔編者注 判型の制約で原図より
小さくなっている〕

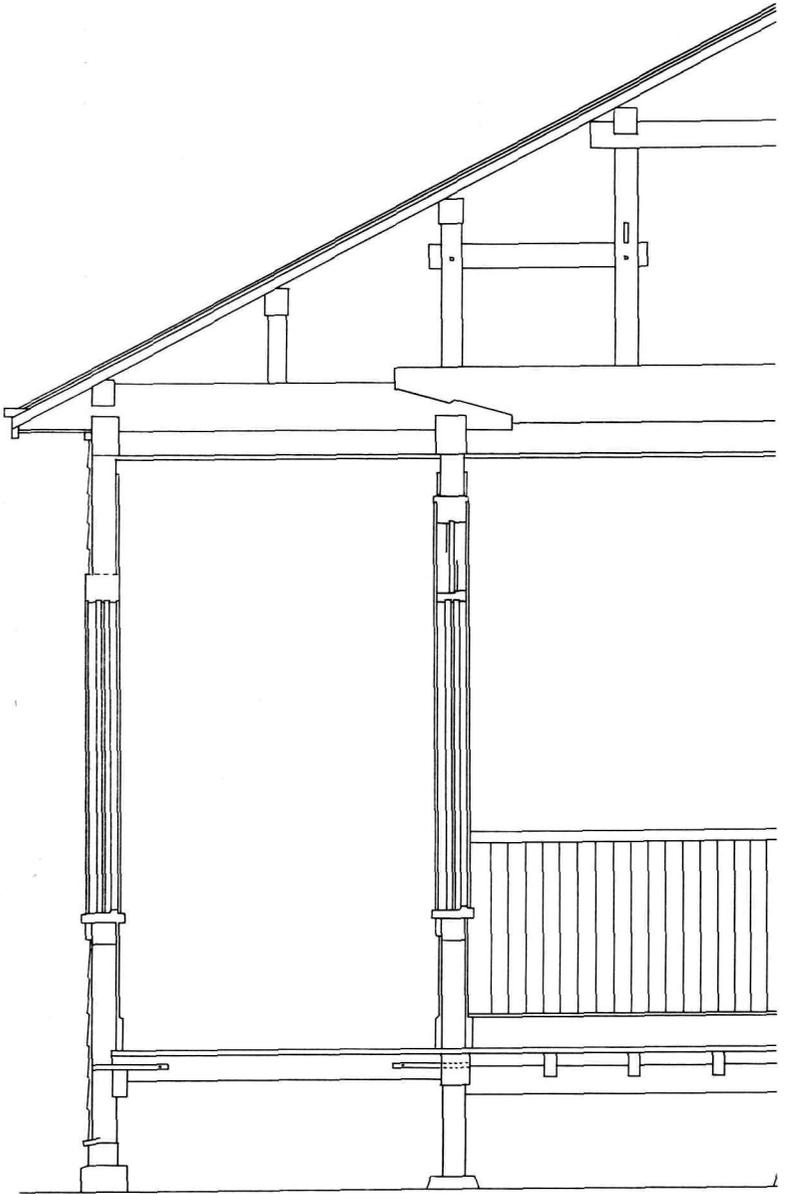




幼稚園建築之図 断面二十分一



〔編者注 判型の制約で原図より小さくなっている〕



「明治卅八年 文書類纂 学事」
東京都公文書館所蔵

六三七―二 私立京北幼稚園設立認可案

〔明治三八年三月一四日〕

収三甲第八三八号

決判三月十四日

施行三月十四日

淨写校合

第一種第九類

明治卅八年三月十三日
出 内務部第三課主任属山田弘毅
知事

内務部長

第三課長

私立幼稚園設立認可案

〔採書
三甲八三八号二〕

東京市小石川区原町十八番地

文学博士 井上円了

明治卅八年二月二十二日付願幼稚園設立ノ件認可ス

但シ名称ニハ私立ノ二字ヲ冠スベシ

年月日

東京府知事

〔明治卅八年 文書類纂 学事〕

東京都公文書館所蔵

六三八 私立京北幼稚園設立旨趣

〔明治三八年三月〕

京北幼稚園設立旨趣

哲学館大学長兼京北中学校長井上博士は、前号にも記せし如く、今度、幼稚園を新設するに決せられ、工事既に殆んど完成して、来る四月の新学期より開園せらるゝ予定なるが、其設立趣意書を得たれば、之を左に掲ぐ、

日露ノ平和一タヒ破レテ振古未曾有ノ戦端ハ開始セラレタリ此時ニ当リ苟モ国民タルモノハ各其分ニ応シ奉公ノ大義ヲ尽クサザルベカラズ野生聊カ此ニ見ル所アリ唯其方法如何ヲ思ヒテ今日ニ至レルノミ回想スレバ明治二十年以来不肖ナガラ専心一意微力ヲ学校教育ニ致シ先ニ哲学館ヲ創立シ後ニ京北中学校ヲ開設シ其功未タ挙ラズト雖モ其心ニ期スル所ハ終身教育事業ヲ以テ国恩ノ万一ニ報答セントスルニアリ今ヤ此時局ニ際シ更ニ教育上新事業ヲ経営シテ以テ開戦ノ紀念トナスハ己レニ相応セル報国ノ行動ナリト信ス願フニ東京市内ノ教育上比較的欠乏ヲ告クルモノハ幼稚園ナレハ之ヲ設置シテ以テ其素志ヲ達セント欲シ近頃地ヲ本郷区駒込富士前町地位高燥四隣閑ナル処ニトシ壹千坪余ノ敷地ヲ予定シ不日校舎ノ新築ニ着手セントス其地タルヤ本郷小石川両区ノ中間ニ当リ北豊島郡ニ接近セルヲ以テ二区一郡ノ為ニ益スル所尠カラザルハ蓋シ何人モ疑ハザル所ナリ而シテ其建築費ノ如キハ到底独力ノヨ

ク弁スル所ニアラザレバ二区一郡ノ有志諸士ノ厚意ニ待ツ所アラントス之ヲ要スルニ戦時國費多端ナルニ拘ラズ斯ル事業ニ着手スルハ他ナシ我邦ノ連戦連勝ハ教育ノ普及ニ淵源スルヲ知り開戦ノ紀念トシテ学校ヲ建設スルハ石碑堂宇等ニ優ルコト万々ナリト自ラ信スルニ由ル然レバ其挙タルヤ教育ノ不足ヲ補フト同時ニ日露開戦ノ紀念トナルモノナリ伏シテ冀クハ諸士ヨク野生ノ微衷ヲ領納シ奉公ノ至誠ヲ割愛シ費ヲ投シテ此事業ヲ助成セラレンコトヲ是レ独リ野生一人ノ本望ノミナランヤ二区一郡ノ幸福ニシテ抑モ又國家ノ裨益ナリ

名称 京北幼稚園

所在地 本郷区駒込富士前町五十一地

設立者 私立哲学館大学長 井上円了
兼京北中学校長

敬白

『東洋哲学』第一二編第三号（明治三十八年三月五日）

第二節 運 営

六三九 私立京北幼稚園代表者變更認可申請書控

〔明治四〇年五月二四日〕

代表者變更ニ付申請

東京市牛込区市ヶ谷砂土原町三丁目二十三番地

長野眞平氏

湯本武比古

私立京北幼稚園ハ京北財団ニヨリ経営セラル、コト、成り候ニ付該財団理事ノ一人ナル前記湯本武比古ヲ以テ本園代表者ト致シ度候間御認可被成下度此段奉願上候也
明治四拾年五月十四日

私立京北幼稚園設立者兼代表者

井上 円了

右

湯本武比古

東京府知事 男爵千家尊福殿

東洋大学附属図書館所蔵

六四〇—一 私立京北幼稚園設立者變更認可

申請書〔大正五年一月三一日〕

設立者變更ニ付申請

私立京北幼稚園設立者

井上円了

右設立者ヲ變更シテ自今財団法人私立東洋大学ヲ設立者トシテ経営シ右財団法人理事ノ一人タル湯本武比古ヲ代

表者ト相定メ候間御認可被成下度此段連署ヲ以テ願上候也

大正五年一月三十一日

井上 円了[㊟]

財団法人私立東洋大学理事

湯本武比古[㊟]

東京府知事 法学博士井上友一殿

『大正五年 教育(学事) 私立学校幼稚園 第壹種

東京府冊之五三』

東京都公文書館所蔵

六四〇—二 私立京北幼稚園設立者變更認可案

〔大正五年二月一日〕

第三節 財 務

収辰学甲第五七三号 決[㊟]二月八日 行[㊟]二月十日 淨写[㊟]校合[㊟]
大正五年二月五日[㊟]出[㊟] 学事兵務課主任[㊟]

知事[㊟]

内務部長[㊟]

学事兵務課長[㊟]

㊟

㊟

幼稚園設立者變更之件

私立京北幼稚園設立者

井上円了

右設立繼承者

財団法人

私立東洋大学

大正五年一月三十一日付申請其ノ幼稚園設立者變更並湯本武比古ヲ代表者トナスノ件認可ス

年 月 日

知事

事由 設立者並代表者トモ適當ト被認候条御認可相成

可然哉

『大正五年 教育(学事) 私立学校幼稚園 第壹種

東京府冊之五三』

東京都公文書館所蔵

六四一—一 私立京北幼稚園入園料・保育料改正

許可申請書〔大正一〇年三月一六日〕

申請書

東京市本郷区駒込富士前町五拾壹番地

私立京北幼稚園

来ル大正十年四月ヨリ入園料及ビ保育料ヲ左ノ如ク改正
仕度候間御許可被下度此段及申請候也

旧規定

一 入園料金五拾錢也

一 保育料壹ヶ月金貳円也但八月ハ半額金壹円也トス

改正規定

一 入園料金壹円也

一 保育料壹ヶ月金參円也但八月ハ半額金壹円五十錢トス

理由

一、諸物価暴騰ノ為メ従来ノ規定ニテハ経営甚ダ困難ニ

陥リ候ニ就キ此際規定ヲ前記ノ如ク改正シ以テ収入

ノ増加ヲ計リ之ヲ以テ職員ノ優遇及ビ設備ノ完成ヲ

計リ度存ジ候

一、東京市内、他ノ市立及ビ私立幼稚園ノ保育料ヲ対照

シ前記増額ノ決シテ不当ナラザル事ヲ認メタル次第

二候

大正十年三月拾六日

東京市小石川区原町東洋大学財団理事

私立京北幼稚園設立者 湯本武比古[㊟]

東京府知事 阿部浩殿

『大正十年 学事 私立学校 第一種 冊ノ五』

東京都公文書館所蔵

六四一―二 私立京北幼稚園保育規程中変更認可

指令案（大正一〇年三月一九日）

受西学甲第二〇七一号 判三月十四日 校令[㊟]

大正一〇年三月一九日^出

学務兵事課主任[㊟]

知事[㊟]

内務部長[㊟]

学務兵事課長[㊟]

指令案

東洋大学財団

大正十年三月十六日付申請私立京北幼稚園保育規程中変

更ノ件認可ス

年 月 日

知事

『大正十年 学事 私立学校 第一種 冊ノ五』

東京都公文書館所蔵

六四二 京北幼稚園昭和八年度予算表

昭和八年度予算表

京北幼稚園

〔次頁につづく〕

収入之部

科目	本年度	前年度	増減	備考
保育料	一、七二五	一、七二五		平均五〇人、一ヶ月三円也 十一ヶ月分
入園料	五〇	五〇		一人ニツキ一円也五〇人
合計	一、七七五	一、七七五		

支出之部

科目	本年度		前年度		増	減	備考
	給料手当	雑給手当	園費	備品費			
給料手当	九六〇	三二四	三九一	二〇			
雑給手当		三二四	三〇				
園費							
備品費							
消耗品費							
図書費							
機械費							
其他							
修繕費	一三〇	一〇〇	三〇				
合計	一、七七五	一、七七五					

東洋大学附属図書館所蔵

六四三―一 昭和十三年度京北幼稚園収支決算書

昭和十三年度京北幼稚園収支決算書
収入
經常部 金貳千貳百九拾貳円五拾五錢
支出 (前年度繰越金共) 一四〇・五八
經常部 金貳千九拾円拾五錢
収入支出差引
収入残金 貳百貳円四拾錢
翌年度ニ繰越

第四章 京北幼稚園

昭和十三年年度 京北幼稚園 収支決算				△印ハ減	
収入		支出		經常部	
科目	予算額	決算額	差額	摘要	
保育料	一、七二五・〇〇	一、九三八・〇〇	二一三・〇〇		
入園料	四〇・〇〇	四七・〇〇	七・〇〇		
特別寄附金	〇	一四三・〇〇	一四三・〇〇		
預金利子	〇	一・二七	一・二七		
みどり会ヨリ繰入	一〇〇・〇〇	〇	△一〇〇・〇〇		
雑収入		二二・七〇	二二・七〇		
小計	一、八六五・〇〇	二、一五一・九七	二八六・九七		
前年度ヨリ繰越		一四〇・五八	一四〇・五八		
合計	一、八六五・〇〇	二、二九二・五五	四二七・五五		
科目	予算額	決算額	差額	摘要	
給料及手当	九九二・〇〇	一、一二八・〇〇	一三六・〇〇		
雑給及手当	三三六・〇〇	三七八・〇〇	四二・〇〇		
消耗品費	一三〇・〇〇	一五五・五〇	二五・五〇		
図書機械費	八〇・〇〇	二八・七一	△五一・二九		
修繕費	一三〇・〇〇	一六六・四〇	三六・四〇		

特別当座預金	図書		器具機械		建築物		種別	財産増減ノ事由					
	前年度	本年度	前年度	本年度	前年度	本年度		総額	増減額	増減点数	事由		
	前年度 一四〇・五八	本年度 二〇二・四〇	前年度 三二一・六五	本年度 三四一・五〇	前年度 四、一三〇・九九	本年度 四、一三九・八五	前年度 三、五六七・八〇	本年度 三、五六七・八〇	増	六二・八二			
			増 一九・八五		増 八・八六					二四			
										五			

六四三—二 昭和十三年度京北幼稚園財産増減事由

合計	次年度へ繰越	小計	其他
一、八六五・〇〇		一、八六五・〇〇	一九七・〇〇
二、二九二・五五	二〇二・四〇	二、〇九〇・一五	二三三・五四
四二七・五五	二〇二・四〇	二二五・一五	三六・五四

東洋大学附属図書館所蔵

合 計		本年度	八、二五一・五五		
前年度	八、一六一・〇二	増	九〇・五三		

東洋大学附属図書館所蔵

六四三―三 東洋大学財団京北幼稚園貸借対照表

〔昭和十四年三月三十一日現在〕

東洋大学財団京北幼稚園貸借対照表				昭和十四年三月三十一日現在			
借方(資産之部)				貸方(負債之部)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
建 物	三、五六七・八〇	中学ヨリ借入金	七八三・一四				
器 具 機 械	四、一三九・八五	正味資産高	七、四六八・四一				
図 書	三四一・五〇	内訳					
特別当座預金	二〇二・四〇	昭和十二年度末高七、三七七・八八					
		本年増加高	九〇・五三				
合 計	八、二五一・五五	合 計	八、二五一・五五				

東洋大学附属図書館所蔵